

平成24年度

自己点検・評価報告書

平成25年3月

独立行政法人高等専門学校機構

岐阜工業高等専門学校

はじめに

岐阜工業高等専門学校

校長 北田 敏廣

岐阜高専は、昭和 38 年に第 1 期の学生を迎え入れて以来、本年度末をもって満 50 年を迎える。平成 25 年 11 月には、50 周年の各種の行事を予定している。発足時の本科の専門 3 学科は、現在、本科 5 学科（機械工学、電気・情報工学、電子制御工学、環境都市工学、建築学）と 2 専攻科（電子システム工学、建設工学）に拡充され、教職員は教育と研究の充実に、日夜、努力を傾けている。

さて、本年度は、学校教育法第 109 条第 1 項に基づく“自己点検及び評価”（いわゆる“5 年に一度の外部評価”）の年にあたる。前回の平成 19 年度“外部評価”以降の岐阜高専の活動が本書に込められているが、主だったものを以下に紹介する。

まず教育面では、（1）エンジニアリングデザイン教育の自主的・継続的な取り組みを促進する教育システム構築が行われ、特に、電気情報工学科のシステムに対して、平成 21 年度日本工学教育協会賞業績賞が授けられた。また、（2）多年にわたる実践的な技術の蓄積を“技術士”資格として持つ高専 OB を活用した教育プログラムを開発し、社会の技術的な進展を常に教育に取り入れることを行い、特に、このプログラムを最初に開発した環境都市工学科に対して、平成 23 年度日本工学教育協会賞業績賞が授けられた。さらに、（3）“本校学生自身に、地域の小中学生にサイエンスの面白さを伝える教材を開発させ・教えさせ、それによって学生自身の科学技術に対する理解を深めさせる”教育プログラムに対して、平成 21 年度野依科学奨励賞が授けられた。

また、研究・地域貢献・国際交流面では、（1）低下していた科学研究費採択数が平成 23 年度に増加、国立高専 51 校中の 2 位に回復、平成 24 年度も 6 位に位置した。（2）高専機構の改革推進経費を得て、アウトリーチ活動を推進し、モレラ岐阜に設置したサテライトキャンパスによって、地域との科学技術コミュニケーションを推進した。（3）厚生労働省受託事業ものづくり立国推進事業の支援を得て、“中核人材育成塾”を立ち上げ、地域産業界の人材の学び直しに貢献している。（4）バンドン工科大学、マレーシア工科大学、ハノーバー大学と交流協定を結び、専攻科生の海外インターンシップの拡充を行うとともに、教員の相互訪問による研究交流を開始した。

以上が、前回の“外部評価”以降の主だった変化である。地域産業界への人材供給の面でも、技術発展に貢献する意味でも、“地域交流の核としての岐阜高専”として機能できるように、教育と研究の充実を目指している。

目 次

I	高等専門学校の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 高等専門学校の目的	4
	基準2 教育組織（実施体制）	17
	基準3 教員及び教育支援者等	33
	基準4 学生の受入	50
	基準5 教育内容及び方法	56
	基準6 教育の成果	94
	基準7 学生支援等	107
	基準8 施設・設備	137
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	147
	基準10 財務	172
	基準11 管理運営	181
IV	選択的評価事項	
	選択的評価事項A 研究活動の状況	208
	選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	227
V	平成19年度自己点検評価後の点検改善	235
VI	外部評価	
	1 外部評価の概要	238
	2 外部評価委員	238
	3 外部評価結果	239
	4 外部評価委員会議事録	239
VII	自己点検評価関係の規定及び年度別計画	244
VIII	自己点検評価関係の委員会の構成員（平成20年度～平成24年度）	246

I 高等専門学校の現況及び特徴

1 現況

- (1) 高等専門学校名 岐阜工業高等専門学校
 (2) 所在地 岐阜県本巣市上真桑2236-2
 (3) 学科等の構成
 学科：機械工学科，電気情報学科，電子制御工学科，
 環境都市工学科，建築学科
 専攻科：電子システム工学専攻，建設工学専攻
 (4) 学生数及び教員数（平成24年10月1日現在）
 学生数：準学士課程 1043人
 専攻科課程 71人
 専任教員数：78人
 助手数：0人

学生数（平成24年10月1日現在） 単位：人

準学士課程	1年	2年	3年	4年	5年	計
機械工学科	43	39	45	41	42	210
電気情報工学科	41	43	44	37	40	205
電子制御工学科	42	38	44	47	37	208
環境都市工学科	42	43	37	43	47	212
建築学科	41	47	36	41	43	208
計	209	210	206	209	209	1043

専攻科課程	1年	2年	計
電子システム工学専攻	16	19	35
建設工学専攻	21	15	36
計	35	34	71

教員（平成24年10月1日現在） 単位：人

学科	教授	准教授	講師	助教	計
一般科目	10	7	4	0	21
機械工学科	4	4	1	2	11
電気情報工学科	6	3	1	2	12
電子制御工学科	6	3	1	1	11
環境都市工学科	5	3	2	2	12
建築学科	5	4	1	1	11
計	36	24	10	8	78

2 特徴

「学校の沿革」

本校は産業界の強い要望により，中堅技術者の養成の高等教育機関として，昭和38年4月1日に設置された。設立時の学科構成は，機械工学科，電気工学科，及び土木工学科の3学科であり，入学定員はそれぞれ40名であった。昭和38年岐阜県各務原市鶴沼中学校の仮校舎で開校式と第1回入学式が挙行され，昭和39年岐阜県本巣郡真正町の本校舎に移転し，現在に至っている。

この間，昭和43年度に岐阜県下の高等教育機関として初めてである建築学科（入学定員40名），昭和63年度には電子制御工学科（入学定員40名）が増設された。また，平成5年度には土木工学科が環境都市工学科に改組され，平成7年度には電子システム工学と建設工学の2つの専攻を持つ専攻科が設置された。平成12年度には電気工学科が電気情報工学科に改組され，電気電子工学と情報工学の2コース制をとっている。

現在では5学科・2専攻，学生数1,040名（入学定員）規模

の教育・研究機関に発展してきている。

「学校の特徴」

以下の事項に積極的に取り組み成果をあげている。

1. 国際性の育成

1) 英語教育の活性化

TOEIC団体受験を全国高専に先駆けて平成12年度より導入し第3学年全員が団体受験している。導入当初の3年間で平均スコアが60点上がり，366点（平成17年度）と飛躍的な成果を生んでいる。

2) 海外大学等との包括交流協定締結

バンドン工科大学（インドネシア）・マレーシア工科大・ハノーバー大学数学・物理学部（ドイツ）

3) 海外インターンシップ

平成15年度より導入し，継続して実施している。近年では，包括交流協定教育機関への派遣の事例も増えている。

2. マルチメディア教育

マルチメディア教育棟を建設し，第4学年全員の机にパソコンを設置し，マルチメディア教育を実施している。

3. ものづくり教育

各学科でPBLに取り組み，オープンキャンパス，ロボコン，プロコン，デザコン，アウトリーチ活動で成果をあげている。

4. FDへの積極的な取り組み

1) フォローアップ点検

学生による授業評価，教員による自己点検，フォローアップ教員による点検評価及び面談，評価の低い項目の改善案の提示を実施している。

2) 授業参観週間

授業参観週間を設定し，保護者，教員及び職員による授業の点検評価を実施している。

3) FD講演会

5. 専攻科教育

1) インターンシップ

平成7年の設置当初からインターンシップを必修単位として継続的に実施している。海外インターンシップは，平成15年度から導入・実施している。

2) JABEE 認定

「環境システムデザイン工学」教育プログラムが平成15年度にJABEE認定された。

3) 英語教育

平成20年度修了生以降はTOEICスコア425以上の能力を保証している。

4) 学会発表

学協会等で口頭発表する能力があることを保証する。

6. 教員の教育・研究活動等

1) 外部資金獲得

科研費採択件数は，全国の高専間でも上位に位置している。

2) 表彰等

教員研究会の文部科学大臣賞や機構理事長賞の受賞等，多くの教員が学協会で表彰を受けている。

3) 地域社会への貢献

岐阜県の重点施策である情報産業育成に協力している。

本巣市と地域連携協定を結んでいる。

II 目的

1 岐阜工業高等専門学校の使命

「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を養い、有為の人材を育成すること」を昭和38年の創設時に学校の目的と定め学則に掲げた。平成7年には専攻科の目的を「高等専門学校の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導すること」と定め学則に掲げた。この目的は現在に至るまで一貫している。

平成15年には創立40周年を機に新たな教育研究活動の基本方針、教育理念及び養成すべき人材像を定めた。

2 教育研究活動の基本方針

高等学校や大学とは異なる高等専門学校本来の魅力を一層高めるという使命に燃え、日本の産業構造の国際化ならびに高度化に伴う急速な変化に柔軟に対応できる学力や創造力に加えて、環境に配慮した人間性豊かで倫理観を備えた技術者を育成する。教育理念、教育目標及びその具体的な内容は不断に改善し、計画的に教育・研究活動を実行する。より具体的には、以下に示すような「教育理念」、「養成すべき人材像」及び「教育目標」を高く掲げ、教職員はその目標に向かって努力する。

3 教育理念

- (1) 科学技術に夢を託し、人類愛と郷土愛に目覚める。
- (2) 国際性豊かで世界に羽ばたく気概を持つ。
- (3) 情報化社会の最前線で活動する。

4 養成すべき人材像

科学技術に夢を託し、人類愛に目覚め国際性豊かで情報化社会の最前線で活躍する技術者

5 本科、専攻科において養成すべき人材像

本科

一般科目（人文）

人類の歴史的な背景・文化を理解し、他者・他国の立場を尊重して社会問題を考えることができる広い視野と倫理観を持った人材、日本語で十分に受容・発信できるだけでなく、外国語でも異文化に偏見を持つことなく受容・発信でき、獲得した広い視野、高い見識、倫理観を実社会で活かすことができる人材

一般科目（自然）

数学・物理・化学の基礎的な知識をもち、専門分野にそれを応用する能力のある人材

心身の健康についての知識を持ち、健康的な生活を送ることができる人材

機械工学科

国際社会において機械技術者として活躍するための基礎学力を有し、社会情勢の急激な変化に柔軟に対処できる情報処理能力と情報解析能力を備えた技術者

電気情報工学科

電気・電子・情報の各分野における基礎知識と技術をバランス良く身につけると共に、社会の要求に応え高度な専門技術と知識を修得していける能力を身につけた技術者

電子制御工学科

電気・電子、情報・制御、機械関連の基礎知識と考え方を身につけ、国際化する高度情報化社会の要求に応え、電子制御・情報制御技術を基礎として、創造的な技術改良・技術開発ができる能力を身につけた技術者

環境都市工学科

人類が自然災害から国土を守り快適で安全な生活を支えるための社会基盤の整備と、自然と共生・調和し環境負荷の低減を考慮した「循環型の都市づくり」の創造に関する基本的な知識・考え方を理解し、人類の持続的発展を支える社会基盤整備を積極的に推進できる能力を身につけている技術者

建築学科

人間が社会生活を営む空間を構築するために建築・都市空間の構成技法、環境調整及び構造安全性に関する基礎的技術と教養を有し、それらを包括的にとらえることのできる技術者

専攻科

(電子システム工学専攻)

より確かな専門知識とそれを応用しながら、資源、エネルギーの有効利用および環境への配慮等を意識し、自然環境と共生・調和したヒューマンフレンドリーな知的機能システムを開発でき、異分野のシステム・技術を理解して、これと自らの分野にまたがるシステムを構築できる技術者

(建設工学専攻)

得意とする専門分野を深めそれを応用しながら、自然環境と共生・調和した循環型社会の創造や社会生活を営む空間の構築とそれらを自然災害から守る防御システムの構築等を達成するための発展的思考力を持ち、異分野のシステム・技術を理解して、これと自らの分野にまたがるシステムを構築できる技術者

6 教育目標

準学士課程

- (1) 広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成
- (2) 基礎学力を身につけ、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成
- (3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成
- (4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成
- (5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成

専攻科課程

- (1) 得意とする専門分野をさらに深め、異分野を理解し複数の分野にも対応できる思考力を備えた技術者の育成
- (2) 社会の要求するテーマを創造的に調査・企画・設計・計画し、継続的に解析・実行・改善できる問題解決能力を備えた技術者の育成
- (3) 的確な日本語と国際的に通用するコミュニケーション能力を備えた技術者の育成
- (4) 先端情報技術を駆使して専門分野のプログラムを構築する能力を備えた技術者の育成
- (5) 多様でグローバルな視点の倫理的判断ができ、技術者の社会的責任を理解して地域貢献できる技術者の育成

7 養成すべき学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標の分類

各学科・専攻科では、養成すべき学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標を次のように分類して、その内容を定めている。

- (A) 倫理観 (A-1) 社会倫理, (A-2) 技術者倫理, (A-3) 芸術・保健体育・徳育
- (B) デザイン能力 (B-1) 計画能力, (B-2) 実践能力
- (C) コミュニケーション能力 (C-1) 日本語, (C-2) 外国語
- (D) 専門知識・能力
 - (D-1) 数学, 自然科学, (D-2) 基礎工学, (D-3) 専門分野を含む学際分野, (D-4) 専門分野,
 - (D-5) 異なる分野の理解と複合
- (E) 情報技術

このうち、(A-1)、(A-3)、(C-1)、(C-2)、及び(D-1)は各学科に共通の学習・教育目標である。本校の目的に沿って、準学士課程では基礎を重視し、基礎的知識及びそれを応用する能力の取得を具体的な目標とし、専攻科課程では専門分野のより高度な知識の取得及び他の分野を理解しそれを複合する能力を取得すること目標としている。詳しい内容は学生便覧等に明示している。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 高等専門学校の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

(観点に係る状況)

本校では、昭和38年の創設時に学校の目的を定め、学則(資料1-1-①-1)に掲げた。平成7年には専攻科の目的を定め、学則(資料1-1-①-2)に掲げた。この目的は現在に至るまで一貫している。

<p>「本校の目的」 第1章 総則 (目的) 第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)は、教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を養い、有為の人材を育成することを目的とする。 (出典 岐阜工業高等専門学校学則)</p>	資料1-1-①-1
--	-----------

<p>「専攻科の目的」 第8章 専攻科 (設置) 第37条 本校に専攻科を置く。 (目的) 第38条 専攻科は、高等専門学校の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。 (出典 岐阜工業高等専門学校学則)</p>	資料1-1-①-2
---	-----------

平成15年には、創立40周年を機に新たな教育の基本方針(資料1-1-①-3)、教育理念(資料1-1-①-4)、及び養成すべき人材像(資料1-1-①-5)を定めた。

<p>「教育の基本方針」 本校への多様な役割が期待される中であって、高等学校や大学とは異なる高等専門学校本来の魅力を一層高めるといふ使命に燃え、日本の産業構造の国際化ならびに高度化に伴う急速な変化に柔軟に対応できる学力や創造力に加えて、環境に配慮した人間性豊かで倫理観を備えた技術者を育成することが本校の教育方針であります。教育理念、教育目標及びその具体的な内容は不断に改善し、計画的に教育・研究活動を実行しています。より具体的には、以下に示すような「教育理念」、「養成すべき人材像」及び「教育目標」を高く掲げ、教職員はその目標に向かって努力します。 (出典 学生便覧)</p>	資料1-1-①-3
---	-----------

<p>「教育理念」 (1) 科学技術に夢を託し、人類愛と郷土愛に目覚めること。 (2) 国際性豊かで世界に羽ばたく気概を持つこと。 (3) 情報化社会の最前線で活動すること。 (出典 学生便覧)</p>	資料1-1-①-4
---	-----------

養成すべき人材像 科学技術に夢を託し、人類愛に目覚め国際性豊かで情報化社会の最前線で活躍する技術者	資料 1-1-①-5 (出典 学生便覧)
--	-----------------------------

準学士課程及び専攻科課程の教育目標を、資料 1-1-①-6 及び資料 1-1-①-7 に示した。

「教育目標」(準学士課程) (1) 広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成 (2) 基礎学力を身につけ、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成 (3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成 (4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成 (5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成	資料 1-1-①-6 (出典 学生便覧)
---	-----------------------------

「教育目標」(専攻科課程) (1) 得意とする専門分野をさらに深めるとともに、異分野を理解し複数の分野にまたがった思考力を備えた技術者の育成 (2) 社会の要求するテーマを創造的に調査・企画・設計・計画し、継続的に解析・実行・改善できる問題解決能力を備えた技術者の育成 (3) 的確な日本語と国際的に通用するコミュニケーション能力を備えた技術者の育成 (4) 先端情報技術を駆使して専門分野のプログラムを構築する能力を備えた技術者の育成 (5) 多様でグローバルな視点の倫理的判断ができ、技術者の社会的責任を理解して地域貢献できる技術者の育成	資料 1-1-①-7 (出典 学生便覧)
--	-----------------------------

各学科と専攻科で養成すべき学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標を (A) 倫理, (B) デザイン能力, (C) コミュニケーション能力, (D) 専門知識・能力, (E) 情報技術に分類し、卒業生・修了生全員が達成すべき内容として定めた。教育目標と、具体的な学習・教育目標の分類との対応を資料 1-1-①-8 及び 9 に示す。

資料 1-1-①-8

「学校の教育目標，各学科で養成する学力や資質・能力等の具体的な学習・教育目標の分類及び標語との対応」
◎は特に関与，○は関与

養成する学力や資質・能力等の学習・教育目標の分類 学校の教育目標 (準学士課程)	(A) 倫理	(B) デザイン 能力	(C) コミュニ ケーショ ン能力	(D) 専門知識 ・能力	(E) 情報技術
(1) 広い視野を持ち，自立心と向上心に富み，教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成	◎	○			
(2) 基礎学力を身につけ，創造力，応用力，実践力を備えた技術者の育成		◎		◎	
(3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成			◎		◎
(4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成	◎				
(5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成	○	◎		◎	
標語	広い教養	ものづくり	英語	深い専門	IT

(出典 学生便覧)

専攻科課程の対応を資料 1-1-①-9 に示す。

資料 1-1-①-9

「学校の教育目標，専攻科で養成する学力や資質・能力等の具体的な教育目標の分類及び標語との対応」
◎は特に関与，○は関与

養成する学力や資質・能力等の学習・教育目標の分類 学校の教育目標 (専攻科課程)	(A) 倫理	(B) デザイン 能力	(C) コミュニ ケーショ ン能力	(D) 専門知識 ・能力	(E) 情報技術
(1) 人間としての社会倫理、技術者としての倫理を身につけた技術者の育成	◎				
(2) 実務上の課題や問題を理解し、その解決のための計画立案と実行を通して、得られた成果をまとめる総合的なデザイン能力を身につけた技術者の育成		◎			
(3) 日本語で記述、発表、討論する能力を身につけ、国際的に通用するコミュニケーションの基礎能力を身につけた技術者の育成			◎		
(4) 理学、基礎工学、専門共通分野、専門分野、異分野の知識および能力を身につけた技術者の育成				◎	
(5) 情報機器を使いこなし、専門分野のプログラムを構築する能力を身につけた技術者の育成					◎
標語 (校長, 教務)	広い教養	ものづくり	英語	深い専門	IT

(出典 学生便覧)

養成すべき人材像及び学力・資質・能力等の具体的な教育目標を資料 1-1-①-10～16 に示す。

資料 1-1-①-10

「養成すべき人材像及び学力・資質・能力」

一般科目(人文)で養成する人材像

今の時代が求めるものは、ひとつには専門的な知識と技術に精通した高度な専門性であり、ひとつには国際事情と人類の歴史についての該博な知識、そして確固とした倫理観に基づく高い見識である。またそれを獲得し伝達するためにコミュニケーションしようとする意欲と能力である。技術、情報、知識を操るのは人間であり、人間的基盤の健全な育成のため教養的かつ実践的な教育に一般科目(人文)は取り組んでいる。

以上にに基づき、一般科目(人文)では、以下に示す「養成すべき人材像」を掲げている。

一般科目(人文) 養成すべき人材像

- ・人類の歴史的な背景・文化を理解し、他者・他国の立場を尊重して社会問題を考えることができる広い視野と倫理観を持った人材
- ・日本語で十分に受容・発信できるだけでなく、外国語でも異文化に偏見を持つことなく受容・発信でき、獲得した広い視野、高い見識、倫理観を実社会で活かすことができる人材

一般科目(自然)で養成する人材像

人間に役立つ工学を活用し発展させるには工学の基礎となる物理・化学分野の自然法則を理解し、科学的な考え方を養うことが大切である。数学は自然法則を適切に表現するために必要不可欠な手段であるから、その手法や考え方を十分に学習しなければならない。

現代社会で科学技術の成果を利用しながら人間らしい健康な生活を送るためには、保健の知識を修得する必要がある。また、体育の心身に与える効用を体験的に理解しなければならない。

以上にに基づき一般科目(自然)では以下に示す「養成すべき人材像」を掲げている

一般科目(自然)で養成すべき人材像

- ・数学・物理・化学の基礎的な知識をもち、専門分野にそれを応用する能力のある人材
- ・心身の健康についての知識を持ち、健康的な生活を送ることができる人材

一般科目で養成する学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標

- ・人類の歴史的な背景・文化を理解し、他者・他国の立場を尊重して社会問題を捉える倫理観の基礎を身につける。
 - ・心身ともに健康な技術者たるために、健康管理能力および体力を身につけるとともに、芸術の鑑賞力、協調性、創造力、想像力などを培い、心のゆとりを育て、生活を豊かにする。
 - ・日本語で記述、発表、討論する能力の基礎を身につける。
 - ・英語、ドイツ語によるコミュニケーションの基礎能力を身につける。
 - ・数学・自然科学の基礎知識およびそれらを用いた問題解決能力を身につける。
- 以上の学習・教育目標は準学士課程の各専門学科に共通のものである。

(出典 学生便覧)

人間としての倫理、芸術・保健体育に関する能力、コミュニケーション能力、数学・自然科学の基礎知識及びそれらを用いた問題解決能力は一般科目で対応し準学士課程のすべての学科に共通である。

資料 1-1-①-11

機械工学科で養成する人材像及び学習・教育目標

機械工学は「ものづくり」技術の根幹を成す学際領域である。「ものづくり」は機械製品の立案計画段階である

(1) 機械設計と、これに続いた製品を具現化する段階である (2) 機械製作の 2 段階により構成される。機械設計は、機械技術者の叡智と経験とを集約・統合することによって、はじめて実現される創造的な営みの発露である。機械技術者をめざす学生は、機械設計技術の基盤である数学、物理、及び情報技術等を修得することが不可欠である。さらに、これらの科学技術を基礎として、機械設計技術に直結した「材料力学」、「流体力学」、「熱力学」、及び「機械力学」を中心とした力学関連教科目を修得しなければならない。

機械製作は、機械設計技術者により考案された製品のイメージを、実際の製品として具現化する崇高な創造的プロセスである。機械技術者は①経済性、②品質、③工期、あるいは④環境保全・安全についての所定の制約条件下で、最適な加工条件を見出し実現する重責を担っている。機械技術者をめざす学生は、生産機械操作についての実践的能力のみならず、生産技術に深い関わりのある「機械工作法」、「計測工学」、「制御工学」、及び「システム工学」等の教科目を修得しなければならない。

一方、「ものづくり」を効率的に遂行するために、機械技術者は、道具としての IT 技術を修得することが必要である。また、国内外の「ものづくりチーム」の一員として活躍するためには、「コミュニケーション能力」、及び「倫理観に基づく社交性」が求められ、機械技術者をめざす学生にはこれらの能力を滋養することが期待されている。

以上にに基づき、機械工学科準学士課程では、以下に示す「養成すべき人材像」及び「学習・教育目標」を掲げて

いる。

機械工学科で養成すべき人材像

国際社会において機械技術者として活躍するための基礎学力を有し、社会情勢の急激な変化に柔軟に対処できる情報処理能力と情報解析能力を備えた人材

機械工学科の学習・教育目標

- (A) 倫理を身につける。
 (A-1) 人類の歴史的な背景・文化を理解し、他者・他国の立場を尊重して社会問題を捉える倫理観の基礎を身につける。
 (A-2) 機械技術が地球環境に及ぼす影響等に責任を自覚する機械技術者としての倫理観の基礎を身につける。
 (A-3) 心身ともに健康な技術者たるために、健康管理能力および体力を身につけるとともに、芸術の鑑賞力、協調性、創造力、想像力などを培い、心のゆとりを育て、生活を豊かにする。
 (B) デザイン能力の基礎を身につける。
 (B-1) 機械技術上の問題点や新たな課題を理解し、豊かな発想で自発的に問題を解決するための計画を立てる能力の基礎を身につける。
 (B-2) 機械工学の基礎知識を活用し、着実に計画を継続して解析・実行し、得られた成果を論文にまとめる総合的なデザイン能力の基礎を身につける。
 (C) コミュニケーション能力を身につける。
 (C-1) 日本語で記述、発表、討論する能力の基礎を身につける。
 (C-2) 英語、ドイツ語によるコミュニケーションの基礎能力を身につける。
 (D) 機械工学とその基礎となる学際分野、及びその周辺の境界学際分野の知識・能力の基礎を身につける。
 (D-1) 数学・自然科学の基礎知識およびそれらを用いた問題解決能力を身につける。
 (D-2) 基礎工学（設計・システム、情報・論理、材料、力学）の基礎知識と能力を身につける。
 (D-3) 機械工学のうち、その周辺学際分野にも共通な分野（環境、創生、エネルギー、計測・制御、安全等）の知識と能力を身につける。
 (D-4) 機械設計技術者としての基礎知識を身につけ、この深度化と体系化を図るため次の4つの能力を修得する。
 (1) 強度が保証され安全に利用することができる機械を設計するための材料の力学に関する能力
 (2) 空気あるいは液体などの流体の力学的挙動を把握し、これを機械設計に適用する能力
 (3) 機械の動力、あるいは利用効率に関わる物質の熱的な挙動を力学的に評価し、これを機械設計に適用する能力
 (4) 機械の運動、あるいは振動についての力学的挙動を理解し、これを機械設計に適用する能力
 (D-5) 機械工学とは異なる技術分野にも興味を持ち、これらと機械工学の知識とを複合する能力の基礎を養う。
 (E) 情報技術を身につける。
 情報機器を使いこなし、情報処理システムのプランを構築する能力の基礎を身につける。

(出典 学生便覧)

資料 1-1-①-12

電気情報工学科で養成する人材像及び学習・教育目標

電気情報工学科では、近年の急速な電気・電子・情報技術の進展や今後の各種技術革新にも対応でき、国際性や倫理観を有する技術者を養成するため、情報化社会の基盤をなす電気・電子・情報の各分野についての基礎的な技術と知識を身に付け、高度細分化した専門技術や知識の自立的な修得を可能とする教育を目指している。本学科ではこの目標を効率的に達成するため、学生の資質に応じた教育を可能とする、コース別カリキュラムを四年次より導入している。電気電子工学コースと情報工学コースに分かれた教育カリキュラムにより、専門的技術と知識の効率的な修得を可能とし、電気・電子・情報の各分野における基礎知識と技術をバランス良く身につけると共に、社会の要求に応えることのできる高度な専門技術と知識を修得した技術者の養成を目指している。

以上に基づき、電気情報工学科では本校 J A B E E プログラムと対応して以下に示す「養成すべき人材像」及び「学習・教育目標」を掲げている。

電気情報工学科で養成すべき人材像

電気・電子・情報の各分野における基礎知識と技術をバランス良く身につけると共に、社会の要求に応え高度な専門技術と知識を修得していける能力を身につけた技術者

電気情報工学科の学習・教育目標

- (A) 倫理を身につける。
 (A-1) 人類の歴史的な背景・文化を理解し、他者・他国の立場を尊重して社会問題を捉える倫理観の基礎を身につける。
 (A-2) 電気・電子・情報技術が地球環境に及ぼす影響等を自覚する技術者としての倫理観の基礎を身につける。
 (A-3) 心身ともに健康な技術者たるために、健康管理能力および体力を身につけるとともに、芸術の鑑賞力、協調性、創造力、想像力などを培い、心のゆとりを育て、生活を豊かにする。
- (B) デザイン能力を身につける。
 (B-1) 電気・電子・情報に関する技術上の問題点や新たな課題を理解し、豊かな発想で問題を解決していくための計画を立てる能力を身につける。
 (B-2) 電気・電子・情報工学の基礎知識を活用して計画を実行し、得られた成果を解析して論文にまとめていく総合的なデザイン能力を身につける。
- (C) コミュニケーション能力を身につける。
 (C-1) 日本語で記述、発表、討論する能力の基礎を身につける。
 (C-2) 英語、ドイツ語によるコミュニケーションの基礎能力を身につける。
- (D) 電気・電子・情報工学とその基礎となる学際分野及びその周辺の境界学際分野の、知識・能力の基礎を身につける。
 (D-1) 数学・自然科学の基礎知識およびそれらを用いた問題解決能力を身につける。
 (D-2) 設計・システム・情報・論理・材料・力学等、工学技術の基礎知識とその应用能力を身につける。
 (D-3) 電気・電子・情報工学の周辺学際分野の共通分野（環境、エネルギー、計測・制御、創生、安全等）の基礎知識とその应用能力を身につける。
 (D-4) 電気電子コース・情報コースにて、両コースに共通する基礎知識をバランス良く身につけるとともに、社会の要求に応え高度な専門技術と知識を修得していける能力を身につける。
- (1) 電気・電子・情報工学の基礎となる主要な知識を身につけ、その应用能力を身につける。
 (2) 電気電子コースでは、電気・電子工学分野の基礎知識を身につけ、応用的な専門技術や知識を自立的に修得していける能力を身につける。
 (3) 情報コースでは、電子・情報工学分野の基礎知識を身につけ、応用的な専門技術や知識を自立的に修得していける能力を身につける。
- (E) 情報技術を身につける。
 (E-1) 情報機器を使いこなし、専門分野で必要とされるプログラミングなど、情報処理システムを用いた企画・構築・表現の基礎知識と能力を身につける。

(出典 学生便覧)

資料 1-1-①-13

電子制御工学科で養成する人材像及び学習・教育目標

近年における電子制御技術の進歩に代表される各種技術に柔軟に対応できる技術者の育成を目的とし、電子制御技術の高度化や専門細分化の進化に伴う時代の流れを適切にとらえ、その基礎となる基礎技術の習得ならびに、その応用展開としての電子制御システムの運用に実践的に関わることができる学生を育てることを教育目標とする。そのため、電気・電子、情報・制御、機械関連技術を統一的見地から総合的に駆使して、将来において、より高度で環境に配慮した知的システムを創造的に構築し展開できる人材を育成することが、電子制御工学科の社会的役割である。

以上に基づき、電子制御工学科では、以下に示す「養成すべき人材像」及び「学習・教育目標」を掲げている。

電子制御工学科で養成すべき人材像

電気・電子、情報・制御、機械関連の基礎知識と考え方を身につけ、国際化する高度情報化社会の要求に応え、電子制御・情報制御技術を基礎として、創造的な技術改良・技術開発ができる能力を身につけた技術者。

電子制御工学科の学習・教育目標

- (A) 倫理を身につける。
 (A-1) 人類の歴史的な背景・文化を理解し、他者・他国の立場を尊重して社会問題を捉える倫理観の基礎を身につける。
 (A-2) 電子制御技術が地球環境に及ぼす影響等に責任を自覚する技術者としての倫理を身につける。
 (A-3) 心身ともに健康な技術者たるために、健康管理能力および体力を身につけるとともに、芸術の鑑賞力、協調性、創造力、想像力などを培い、心のゆとりを育て、生活を豊かにする。
- (B) デザイン能力を身につける。
 (B-1) 電気・電子、情報・制御、機械に関する技術上の問題点や新たな課題を理解し、豊かな発想で自発的に問題を解決するための計画を立てる能力を身につける。
 (B-2) 電気・電子、情報・制御、機械の基礎知識を活用し、着実に計画を継続して解析・実行し、得られた成果を論文にまとめる総合的なデザイン能力を身につける。
- (C) コミュニケーション能力を身につける。

- (C-1) 日本語で記述, 発表, 討論する能力の基礎を身につける。
 (C-2) 英語, ドイツ語によるコミュニケーションの基礎能力を身につける。
 (D) 電子制御工学とその基礎となる学際分野, 及びその周辺の境界学際分野の知識・能力を身につける。
 (D-1) 数学・自然科学の基礎知識およびそれらを用いた問題解決能力を身につける。
 (D-2) 設計・システム・情報・論理・材料・力学等, 工学技術の基礎知識と応用能力を身につける。
 (D-3) 電子制御工学の周辺学際分野にも共通な分野(環境, エネルギー, 計測・制御, 創生, 安全等)の知識と応用能力を身につける。
 (D-4) 電子制御工学の専門分野における基礎知識を身につけ, それを活用して電子制御システムを運用できる能力や, 社会の要求に応じて専門知識と技術を修得していきける能力を養う。
 (1) 電気・電子工学を基礎とした電子制御工学分野に関する基礎知識と考え方を身につける。
 (2) 制御・情報, 機械を基礎とした電子制御工学分野に関する基礎知識と考え方を身につける。
 (E) 情報技術を身につける。
 情報機器を使って, 専門分野で必要とされるプログラミングなど, 情報処理システムを用いた企画・構築・表現化などを行うための基礎知識と能力を身につける。

(出典 学生便覧)

資料 1-1-①-14

環境都市工学科で養成する人材像および学習教育目標

「社会基盤」と呼ばれるモノ, それは例えば, 車で走る, 電気がつく, 水を飲むといった当たり前の生活環境を支えているモノであり, 通信・物流・輸送といった安全かつ円滑な社会活動を支えるためのモノであり, なにより自然災害から国土を守るためのモノである。これらはすべて我々にとって必要不可欠な存在であり, どのような世の中になっても決して無くなるものではない。そして, これらを実現する仕組みづくりが「社会基盤整備」なのである。

わが国の世界に冠たる社会基盤整備技術は, 日本はもとより, 人類の発展に大きく貢献しているが, 今後はさらに環境容量の配慮が最重要課題となる。人類が持続的な発展をしていくためには, 自然と共生した社会基盤の整備や地域の歴史や文化と調和のとれた創造的な都市づくりを実現できる技術者の養成が望まれている。

以上に基づき, 環境都市工学科では, 以下に示す「養成すべき人材像」及び「学習・教育目標」を掲げている。

環境都市工学科で養成すべき人材像

人類が自然災害から国土を守り快適で安全な生活を支えるための社会基盤の整備と, 自然と共生・調和し環境負荷の低減を考慮した「循環型の都市づくり」の創造に関する基本的な知識・考え方を理解し, 人類の持続的な発展を支える社会基盤整備を積極的に推進できる能力を身につけている技術者

環境都市工学科の学習・教育目標

- (A) 倫理を身につける。
 (A-1) 人類の歴史的な背景・文化を理解し, 他者・他国の立場を尊重して社会問題を捉える倫理観の基礎を身につける。
 (A-2) 環境都市工学にたずさわる技術者にとっての倫理の必要性を認識する。
 (A-3) 心身ともに健康な技術者たるために, 健康管理能力および体力を身につけるとともに, 芸術の鑑賞力, 協調性, 創造力, 想像力などを培い, 心のゆとりを育て, 生活を豊かにする。
 (B) デザイン能力を身につける
 (B-1) 環境都市工学に関係する技術上の問題点や新たな課題を理解し, 自発的に問題を解決するための計画を立てる能力を身につける。
 (B-2) 環境都市工学の基礎知識を活用し, 着実に計画を継続して解析・実行し, 得られた成果を論文にまとめる基本的な能力を身につける。
 (C) コミュニケーション能力を身につける
 (C-1) 日本語で記述, 発表, 討論する能力の基礎を身につける。
 (C-2) 英語, ドイツ語によるコミュニケーションの基礎能力を身につける。
 (D) 環境都市工学とその基礎となる学際分野, 及びその周辺の境界学際分野の知識・能力を身につける。
 (D-1) 数学・自然科学の基礎知識およびそれらを用いた問題解決能力を身につける。
 (D-2) 設計・システム・情報・論理・材料・力学等, 工学技術の基礎知識を身につける。
 (D-3) 環境システムデザイン工学の学問共通分野(環境, エネルギー, 計測・制御, 創生, 安全等)の知識と能力を身につける。
 (D-4) 専門分野としての環境都市工学において以下の基本的な知識および考え方を身につける
 (1) 人類が自然災害から国土を守り快適で安全な生活を支えるための社会基盤の整備に関する基本的な知識および考え方を身につける。
 (2) 自然と共生・調和し環境負荷の低減を考慮した「循環型の都市づくり」の創造に関する基本的な知識および考え方を身につける。
 (D-5) 各自が環境都市工学の主要 4 分野(構造系, 水理系, 土質系, 計画・環境系)の内, もっとも得意とする

分野とは異なる分野にも興味を持ち、これらと得意とする分野の知識とを複合する能力の基礎を養う。

(E) 情報技術を身につける

情報機器を使いこなし、専門分野で必要とされるプログラミングなど、情報処理システムを用いた計画・構築・表現化の能力を身につける。

(出典 学生便覧)

資料 1-1-①-15

建築学科で養成する人材像及び学習・教育目標

建築学科では、人間が社会生活を営む空間を構築するために建築・都市空間の構成技法、環境調整及び構造安全性に関する技術と教養並びに、それらを総合化する能力を教授することにより、実践的技術者の育成と創造性の涵養を目標にしています。

以上に基づき、建築学科では以下に示す「養成すべき人材像」及び「学習・教育目標」を掲げています。

建築学科準学士課程で養成すべき人材像

人間が社会生活を営む空間を構築するために建築・都市空間の構成技法、環境調整及び構造安全性に関する基礎的技術と教養を有し、それらを包括的にとらえることのできる技術者。

建築学科で養成すべき学習・教育目標

(A) 倫理を身につける

(A-1) 歴史的な背景・文化を理解し、建設技術に起因する社会問題や環境問題を捉え、人間として、また、技術者としての倫理観を身につける。

(A-2) 人類の歴史的な背景・文化を理解し、他者・他国の立場を尊重し、地球的規模で社会問題や環境問題を捉えるという人間としての倫理を身につける。

(A-3) 心身ともに健康な技術者であるために、感性を中心とする認識・表現能力、健康管理および体力を身につける。

(B) デザイン能力を身につける

(B-1) 建築に関係する技術上の問題点や新たな課題を理解し、豊かな発想で自発的に問題を解決するための計画を立てる能力を身につける。

(B-2) 建築学の基礎知識を活用し、分析して成果を論文や設計図面にまとめる総合的なデザイン能力を身につける。

(C) コミュニケーション能力を身につける

(C-1) 日本語で記述、発表、討論する能力を身につける。

(C-2) 英語によるコミュニケーションの基礎能力を身につける。

(D) 専門知識・能力を身につける

(D-1) 数学・自然科学の基礎知識およびそれらを用いた問題解決能力を身につける。

(D-2) 設計・情報・材料・力学等、工学技術の基礎知識と応用能力を身につける。

(D-3) 建築学の周辺学際分野にも共通な分野（環境、エネルギー、計測、安全等）の知識と応用能力を身につける。

(D-4) 建築学の専門分野の基礎知識を身につけ、さらに、専門性とその体系化をはかるために、次の分野に必要とされる能力と技術を修得する。

(1) 建築・都市に関わる社会的・地域的な視点を養い、よりよい生活空間を機能的かつ芸術的観点から計画する能力と設計に必要な技術

(2) 建築室内および外部空間において、省エネルギーを考慮しつつ適正な環境を保持するための環境要素の予測、評価、調整の方法と設計に必要な技術

(3) 建築物の内外で安心して社会活動が営めるよう、構造上安全な建築空間ならびに構造形態を計画する能力と設計に必要な技術

(E) 情報技術を身につける

情報機器を使いこなし、表現化して説明できる能力を身につける。

(出典 学生便覧)

資料 1-1-①-16

専攻科で養成する人材像および学習教育目標

人類が地球上で持続的に発展していくには、生産に関わる各種資源物質の枯渇の防止と、地球上の生態系に影響を及ぼす諸物質の拡散防止などへの配慮が欠かせない。このためこれからの「ものづくり」においては、人間の労働や知的活動を支援し、より快適な社会生活を営むための人工環境を提供する一方で、地球環境の保全や循環型社会の構築に関する配慮が重要となる。専攻科では、社会生活上必要な各種「機能」とそれを実現する「もの（機械、電気・電子機器、建築物、社会基盤）」、「空間（生活、都市、自然）」、「エネルギー」、「知識・情報」およびそれらの「制御・管理」などから構成される「環境システム」を、地球環境の保全を考慮に入れて構想し、設

計し、生産する、総合的なデザイン能力を育成することを目的としている。

以上に基づき、専攻科では、以下に示す「養成すべき人材像」及び「学習・教育目標」を掲げている。

専攻科で養成すべき人材像

(電子システム工学専攻)

より確かな専門知識とそれを応用しながら、資源、エネルギーの有効利用および環境への配慮等を意識し、自然環境と共生・調和したヒューマンフレンドリーな知的機能システムを開発でき、異分野のシステム・技術を理解して、これと自らの分野にまたがるシステムを構築できる技術者

(建設工学専攻)

得意とする専門分野を深めそれを応用しながら、自然環境と共生・調和した循環型社会の創造や社会生活を営む空間の構築とそれらを自然災害から守る防御システムの構築等を達成するための発展的思考力を持ち、異分野のシステム・技術を理解して、これと自らの分野にまたがるシステムを構築できる技術者

専攻科の学習・教育目標

(A) 倫理を身につける。

(A-1) 地球規模で社会問題や環境問題を捉える倫理観を身につける。

(A-2) 科学技術が地球環境に及ぼす影響等に責任を自覚する技術者としての倫理を身につける。

(B) デザイン能力を身につける

(B-1) 実務上の問題点や新たな課題を理解し、豊かな発想で自発的に問題を解決するための計画を立てる能力を身につける。

(B-2) 基礎知識を活用し、着実に計画を継続して解析・実行し、得られた成果を論文にまとめる総合的な能力を身につける。

(C) コミュニケーション能力を身につける

(C-1) 日本語で記述、発表、討論する能力を身につける。

(C-2) 国際的に通用するコミュニケーションの基礎能力を身につける。

(D) 専門知識・能力を身につける。

(D-1) 数学・自然科学の高度な知識およびそれらを用いた問題解決能力を身につける。

(D-2) 基礎工学（設計・システム、情報・論理、材料・バイオ、力学、社会技術）の高度な知識と能力を身につける。

(D-3) 環境システムデザイン工学の専門共通分野（環境、創生、エネルギー、計測・制御、安全等）の高度な知識と能力を身につける。

(D-4) 最も得意とする専門分野のより高度な知識と能力を身につける

(D-5) 異なる技術分野を理解し、得意とする専門分野の知識と複合し、人にも地球にも優しい環境システムを開発する能力を身につける。

(E) 情報技術を身につける

情報機器を使いこなし、情報処理システムのプランを構築する能力を身につける。

(出典 学生便覧)

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程（資料 1-1-①-1）と専攻科課程（資料 1-1-①-2）の目的は、それぞれ独立して学則に明確に定められている。準学士課程の目的は、学校教育法第115条に規定された「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力…」の表現に則している。併せて、これに叶う「有為の人材を育成する」ことを使命としている。また、専攻科課程の目的は、準学士課程の目的を基礎として、これを深度化・高度化する趣旨で「高等専門学校の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識云々」の表現としている。さらに、学科及び専攻科ごとの具体的な人材像及び学習・教育目標が定められている。（1-1-①-10～16）

以上のように、学校教育法に規定され、かつ高等専門学校一般に求められる目的に合致した目的が定められている。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められている。

観点 1-2-①： 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

(観点到係る状況)

教育目的、教育方針等を学生便覧に明記し教職員に配布している。また、年度当初の教員会議で、教務主事の資料として、「教育理念」、「養成すべき人材像」、及び「教育目標」を記載した資料（資料 1-2-①-1）を基に説明している。また、これと同じ資料を年度初めの学級担任会議で配布し、各教室に掲示するとともに学級担任から学生に説明している。（資料 1-2-①-2）また、学生が毎朝通る学生用入口には、教育目標と教育理念をパネルで掲示している。（資料 1-2-①-3）

資料 1-2-①-1
平成 24 年度 第 1 回教員会議資料

岐阜工業高等専門学校の教育目標について

1. 教育理念
 - (1) 科学技術に夢を託し、人類愛と郷土愛に目覚めること。
 - (2) 国際性豊かで世界に羽ばたく気概を持つこと。
 - (3) 情報化社会の最前線で活動すること。
2. 養成すべき人材像
科学技術に夢を託し、人類愛に目覚め国際性豊かで情報化社会の最前線で活躍する技術者
3. 教育目標
 - (1) 広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成
 - (2) 基礎学力を身に付け、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成
 - (3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成
 - (4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成
 - (5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成
4. 各学科で養成する学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標

各学科の学習・教育目標の分類	学校の標語
(A) 倫理	広い教養
(B) デザイン能力	ものづくり
(C) コミュニケーション能力	国際化
(D) 専門知識・能力	深い専門
(E) 情報技術	I T

各学科の具体的な学習・教育目標は、上記の分類に従って、学科別に表示される。
(出典 平成 24 年度第 1 回教員会議資料 教務報告)

資料 1-2-①-2

「平成 24 年度第 1 回学級担任会議資料」

(略)

(出典 平成 24 年度第 1 回学級担任会議資料 教務報告)

資料 1-2-①-3

「教育目標と教育理念パネル（写真）」

(略)

(出典 学生昇降口のパネル 教育目標と教育理念)

平成 23 年度末に卒業生に対して行ったアンケート結果（抜粋）を資料 1-2-①-4 に示した。教育目標の認識度は平均して 3.0（5 段階評価）であった。

H23 度本科教育目標の満足度達成度 (抜粋)

準学士課程の教育目標						
(1) 広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成						
(2) 基礎学力を身に付け、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成						
(3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成						
(4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成						
(5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成						
項目	5M	5E	5D	5C	5A	平均
この教育目標を知っていますか?	2.3	2.7	3.6	2.6	3.9	3.0
(1) の目標はこれでよいと思いますか?	3.4	4.1	3.8	3.6	4.1	3.8
(2) の目標はこれでよいと思いますか?	3.4	4.2	3.6	3.6	4.0	3.8
(3) の目標はこれでよいと思いますか?	3.3	4.2	3.7	3.6	4.1	3.8
(4) の目標はこれでよいと思いますか?	3.4	4.3	3.7	3.8	4.1	3.9
(5) の目標はこれでよいと思いますか?	3.3	4.2	3.1	3.7	3.5	3.5

(出典 点検評価・フォローアップ委員会資料)

教職員の教育目標等の理解度を調査するため、点検評価・フォローアップ委員会が実施したアンケートの結果を資料 1 - 2 - 1 - ⑤に示した。1. 教育理念, 2. 養成すべき人材像, 3. 教育目標, 4. 各学科で養成する学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標, 5. 環境システムデザイン工学教育プログラムの学習・教育目標, 及び6. アドミッション・ポリシーの6項目について、調査を実施した結果である。項目により、ばらつきはあるものの、これら6項目の認識度は5段階評価で、3.1~3.7の範囲であった。

本校教育目標等の理解度に関するアンケート集計結果と点検・評価														2012.10.3	
														点検評価・フォローアップ委員会	
将来計画委員会内の自己点検・評価検討WGから、『教育目標等の理解度』について自己点検を行うように指示があり、点検評価・フォローアップ委員会内の自己点検・評価実施WGにおいて、教育目標等に対する教職員や非常勤講師の意識調査等を行い、点検評価した結果を記す。 本点検・評価の目的は、教育目標等が教職員（非常勤講師を含む）に周知され、理解されているかどうかを分析、検証することにある。尚、評価は5段階評価とし、下記の基準とした。															
	人文 10/10	自然 9/9	M 11/12	E 12/12	D 8/12	C 11/12	A 7/11	教員平均 68/78	総務 24/26	学生 14/15	企画 7/7	技術 13/13	職員平均 58/61	非常勤 21/40	平均 147/179
1. 教育理念について	4.2	3.4	3.7	3.9	4.0	3.9	4.3	3.9	3.1	3.0	4.0	3.0	3.3	3.3	3.7
2. 養成すべき人材像について	4.1	3.3	3.9	3.8	3.9	3.9	4.4	3.9	3.0	3.1	3.7	3.2	3.2	3.2	3.6
3. 教育目標について	3.9	3.4	3.5	3.7	4.0	3.8	4.1	3.8	3.0	2.9	3.4	3.0	3.1	3.3	3.5
4. 各学科で養成する学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標について	3.7	3.0	3.5	3.8	4.0	4.0	4.3	3.8	2.4	2.5	3.0	3.2	2.8	2.9	3.4
5. 環境システムデザイン工学教育プログラムの学習・教育目標について	3.6	2.6	3.3	3.7	4.0	3.7	3.7	3.5	2.2	2.6	2.7	2.4	2.5	2.4	3.1
6. アドミッションポリシーについて	3.4	3.1	3.6	3.6	3.9	3.6	3.4	3.5	2.8	3.1	3.0	2.8	2.9	2.5	3.2
回答率								87%				95%	53%	82%	

評価基準: 5段階評価 (5:よく知っている, 4:だいたい知っている, 3:何とか知っている, 2:あまり知らない, 1:全く知らない)

総括

全体として、教育理念、養成すべき人材像、教育目標、各学科での学習・教育目標はよく理解されていると思われる。専攻科課程の学習を含む「環境システムデザイン工学教育プログラム (JABEEプログラム)」の学習・教育目標については、全体として何とか知っている程度であるが、教員の評価だけでみると、おおむね理解されていることがわかる。
 学生の受入れ方針 (アドミッションポリシー) についても、全体として何とか知っているという状況であるが、教員自身はおおむね理解されている。
 懸念される点として、非常勤講師には各学科での学習・教育目標やJABEEプログラムの学習・教育目標が十分に理解されておらず、教務及び各学科のサポート教員の連携によって理解度を向上させる工夫が必要であると思われる。

(出典 点検評価・フォローアップ委員会資料)

(分析結果とその根拠理由)

本校の教育理念、養成すべき人材像、教育目標、養成する学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標、及びアドミッション・ポリシーの各項目が、各種の会議で周知され、各種の掲示ツールに

も揭示されている。また、教職員、及び学生に対して実施されたアンケート調査において、認識度は5段階評価で3以上であり、概ね周知されている。ただし、非常勤講師については、その認識度がやや劣っており、改善が必要である。

観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

(観点に係る状況)

ウェブを利用し、教育目標等を社会に公表している(資料1-2-②-1)。入試の広報誌の「学校案内2012」には、教育理念を掲載し(資料1-2-②-2)、本校主催の学校説明会、各中学主催の進路説明会、教育後援会工場見学会、岐阜高専一日入学、及び本校教員による中学校訪問等の機会に説明している。学校説明会で配布する入学者募集要項には(資料1-2-②-3)本校の目的、及びアドミッション・ポリシーを記載し、広く公開している。また、教育目標等を掲載した学校要覧を近隣の高等教育機関、教育委員会、就職関係企業、中学校等に配布(資料1-2-②-4)している。配布部数に関わる状況を資料1-2-②-5に示した。

「教育目標」	資料1-2-②-1
http://www.gifu-nct.ac.jp/about/info.php	
(出典 岐阜高専ホームページ)	

「学校案内」	資料1-2-②-2
(略)	
(出典 平成24年度学校案内)	

「入学者募集要項」	資料1-2-②-3
(略)	
(出典 平成25年度入学者募集要項の抜粋)	

「学校要覧」	資料1-2-②-4
http://www.gifu-nct.ac.jp/gifukoukai/yoran_J.pdf	
(出典 平成24年度 学校要覧抜粋)	

資料1-2-②-5														
成24年度入学者募集要項等配布内訳														
1 配布先：587校	詳細は別紙のとおり													
岐阜県：188校、滋賀県：101校、愛知県：208校	小計 497校													
三重県：42校、長野県：48校	小計 90校													
2 各中学校への配布部数														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">冊子名称</th> <th style="width: 35%;">岐阜県、滋賀県及び愛知県</th> <th style="width: 35%;">その他(三重県、長野県)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度入学者募集要項</td> <td>3部</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>学校案内2011版</td> <td>5部</td> <td>5部</td> </tr> <tr> <td>岐阜高専オープンキャンパスのご案内</td> <td>2部</td> <td>2部</td> </tr> </tbody> </table>	冊子名称	岐阜県、滋賀県及び愛知県	その他(三重県、長野県)	平成24年度入学者募集要項	3部	2部	学校案内2011版	5部	5部	岐阜高専オープンキャンパスのご案内	2部	2部		
冊子名称	岐阜県、滋賀県及び愛知県	その他(三重県、長野県)												
平成24年度入学者募集要項	3部	2部												
学校案内2011版	5部	5部												
岐阜高専オープンキャンパスのご案内	2部	2部												

岐阜高専学校説明会	2部	2部
公開講座パンフレット	別紙送付先一覧のとおり（各1部×162校）	—
キラキラ高専ガールになろう！	1部	1部
高専ロボコン	別紙送付先一覧のとおり（各3部×258校）	—

	発行部数	配布部数（西濃印刷から送付する部数）		残り納品部数
募集要項	4,000	$497 \times 3 + 90 \times 2 = 1,671$	1,671	2,329
学校案内	11,000	$587 \times 5 = 2,935$	2,935	8,065
オープンキャンパス	40,000	$587 \times 2 = 1,174$	1,174	38,826
学校説明会	—	$587 \times 2 = 1,174$	1,174	—
公開講座	—	$162 \times 1 = 162$	162	—
キラキラ高専ガール	—	$587 \times 1 = 587$	587	—
高専ロボコン	—	$258 \times 3 = 774$	774	—

（出典 学生課資料）

（分析結果とその根拠理由）

本校の目的を広く社会に公表する手段として、本校のWeb、入試広報誌の「学校案内2012」、入学者募集要項、及び学校要覧など、各種の手段を用いている。特に学校案内については、1万部以上を配布しており、本校の目的を量的にも広く社会に公表している。総じて、本校の目的を広く社会に公表していると言える。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

各学科では、それぞれの学科の使命に適した「養成すべき人材像」と教育目標を定め、学校全体の（A）～（E）の5項目の教育目標をブレイクダウンし、養成すべき人材像の育成をより具現化しやすくしている。

（改善を要する点）

周知については、非常勤講師への周知度が比較的低い。

（3）基準1の自己評価の概要

本校の目的は学則に明確に定められており、この内容は、本校創立当時から、学校教育法に規定された目的に適合するものである。また、学科、及び専攻科ごとの目的も項目ごとに詳細、かつ明確に定められている。これらの目的は学内の教職員や学生に周知されているのみならず、学外向けにもWebや入試広報関係の多様なツールや機会を通じて、広く社会に公表されている。

基準 2 教育組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点に係る状況）

準学士課程の学科、学級数、入学定員及び履修コースを学則（資料 2-1-①-1）に定めている。準学士課程は、工業界の要請に対応するため、機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科、環境都市工学科、及び建築学科の 5 つの学科から構成されている。各学科では、準学士課程で養成する人材像を受けて（資料 2-1-①-2）、各学科の学際分野に対応した人材像を設定している（資料 2-1-①-3）。なお、本校のホームページに沿革を掲載しており、学科変遷の推移が掲載されている（資料 2-1-①-4）。

資料 2-1-①-1

第 3 章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

（学科、学級数、入学定員及び履修コース）

第 7 条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員
機械工学科	1	40人
電気情報工学科	1	40人
電子制御工学科	1	40人
環境都市工学科	1	40人
建築学科	1	40人

2 電気情報工学科に、次の履修コースを設ける。

電気電子工学コース

情報工学コース

3 前項の履修コースの選択、決定方法等については、別に定める。

4 校長は、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

（出典 岐阜工業高等専門学校 学則）

資料 2-1-①-2

「養成すべき人材像」

前出資料 1-1-①-5

（出典 学生便覧）

資料 2-1-①-3

「各学科の養成すべき人材像」

前出資料 1-1-①-11

（出典 学生便覧）

資料 2-1-①-4

「沿革」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/about/sosiki-enkaku.php>

（出典 岐阜高専 ホームページ）

（分析結果とその根拠理由）

機械工学科、電気工学科及び土木工学科を設置し、時代の要請とともに建築学科及び電子制御工学

科を増設した。社会の進歩に見合った教育課程の変革を行うため、土木工学科を環境都市工学科に改組した。電気工学の幅広い需用に答え、学生の適正にあった選択を可能にするため、電気工学科を電気情報工学科に改組し、第4学年に電気電子工学コースと情報工学コースのコース制を導入した（資料2-1-①-4）。東海地区は、自動車産業、及び航空産業等を中心とした機械系や制御系の技術者、電気電子工学関係の技術者、あるいはソフトピアに代表されるような情報系のベンチャー企業から要請のある情報技術者養成の要望が高い。また、日本アルプスに代表される治山や、木曾三川に代表される治水の観点から、環境都市（土木）技術者や建築士等の建設関係技術者への要望も高い。本校の学科構成は基礎的ではあるが、地域の要望に応えることのできる多様な学科構成になっている。また、教育目標の一つである「教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成」と整合しており、地域貢献するために適切なものである。さらに、学校の目的（達成しようとしている基本的な成果）は各学科が掲げた養成すべき人材像や学力、資質・能力に関する具体的な学習・教育目標に展開し整合が取れている。

以上のように、学科の構成は教育の目的を達成する上で十分に適切な構成となっている。

観点2-1-②： 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到に係る状況）

本校の専攻科は、平成7年4月に、2専攻、定員20名で開設され現在に至っている。専攻科の目的は学則（資料2-1-②-1）に定められている。また、専攻科に設置される専攻と各専攻の入学定員は学則（資料2-1-②-2）に定められている。2専攻のうち電子システム工学専攻は、準学士課程の機械工学科、電気情報工学科、及び電子制御工学科を卒業した学生を受け入れており、一方、建設工学専攻は、環境都市工学科、及び建築学科を卒業した学生を受け入れている。（資料2-1-②-3）

本校の専攻科の特徴として、2専攻横断型の授業科目として、「課題の発見から解決に至るまで」の技術者に必要な問題処理能力を養成することを目的とした「創造工学実習」を開設しており（資料2-1-②-4）、斯界のニーズに応える技術者育成に取り組んでいる。

資料2-1-②-1

「専攻科の目的」

第8章 専攻科

（設置）

第37条 本校に専攻科を置く。

（目的）

第38条 専攻科は、高等専門学校の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

（出典 岐阜工業高等専門学校学則）

資料2-1-②-2

（専攻及び入学定員）

第39条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

電子システム工学専攻 12人

建設工学専攻 8人

(出典 岐阜工業高等専門学校学則)

資料 2-1-②-3

専攻科

本校では、「電子システム工学専攻」「建設工学専攻」の2専攻があります。本校の「環境システムデザイン工学教育プログラム」は、本科4、5年及び専攻科1、2年のカリキュラムによって構成されます。

電子システム工学専攻

電子システム工学専攻は、機械工学科、電気工学科、電子制御工学科を母体とする専攻であり、広くこれらの出身分野での学習を生かしつつ、その境界領域分野の諸問題にも対処できる様、カリキュラムが構成されています。本専攻では、エネルギー消費労働の代替のみならず、人間の知的労働をも分担し、個人及び社会の知的活動能力を拡充していくための、ヒューマンフレンドリーな知的機能システムを開発する能力を修得することを目指します。本専攻の専門展開科目の内容は次の二つに大別されます。第一は、機械の分野を基盤とする、知的機械システムに要求される物理的機能の解析とその機構の構築に関する授業科目であります。第二は、電子の分野を基盤とする、上記構造物の物理的機能を制御し、それに必要な情報を収集・伝達・解析・評価する方法ならびに装置に関する科目であります。

建設工学専攻

建設の課程は大きく分類して企画・計画・設計・工事計画・施工・保守管理にまとめられます。高専・大学など高等教育機関ではこれまで主として設計・施工などの建設における即効性のある部門に対処して来たと言えます。しかし、最近の社会ニーズの多様化に伴い、設計に至るまでの環境アセスメント、建設後の地域環境保全、歴史的景観との調和などが重視されるようになり、人間社会と自然との調和ある開発を行うための企画部門の重要性が一層認識されています。これらの問題に対応する技術の著しい高度化に対処し、研究・開発できる技術者を養成します。

(出典 学校要覧2012の26頁)

資料 2-1-②-4

本実習は、電子システム工学専攻および建設工学専攻の学生が共同して、課題を遂行する。別途指定する工学に関連したキーワードに基づき、製作課題を自ら設定し、環境や安全との関係を含め過去の事例や問題の所在およびそれらに関連する事項を調査して、テーマを具体化し、これまで培ってきた学生各自の専門知識を寄せ合せて製品開発および製作の計画を立て、実施する。これらにより幅広い知識を組み合わせ、課題の発見と問題を解決する総合的開発能力が育成されることを期待する。

(出典 平成24年「創造工学実習」シラバス抜粋)

(分析結果とその根拠理由)

本校の専攻科は、その目的、及び内容において、学校教育法に準拠した本校の準学士課程の基礎の上に積み上げ、高度化した構成になっており、専攻科も学校教育法の規程に適合している。基準1に本校の目的を示したが、同様の「積み上げと高度化」の観点によりこちらにも適合している。

また、現代の技術者に要請される問題発見-問題処理能力の育成を目的とした、専攻横断型の授業科目が開設されており、社会のニーズに応える技術者の養成に対応する枠組みを構築している。

観点 2-1-③： 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校の全学的なセンターとしては図書館、情報処理センター、および、地域技術開発・教育センターがある。岐阜工業高等専門学校図書館運営規程を資料 2-1-③-1 に示す。

岐阜工業高等専門学校図書館運営規程	資料 2-1-③-1 制定 昭和56年12月19日 学校規則第7号
(趣旨) 第1条 岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程第5条第4項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校図書館(以下「図書館」という。)の運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。	
(目的) 第2条 図書館は、教育及び研究に必要な図書館資料を収集、整理、管理し、本校教職員、学生及び一般利用者の利用に供することを目的とする。	
(定義) 第3条 前条に規定する「図書館資料」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一 図書(一般図書、参考図書) 二 図書以外の資料(視聴覚資料、特殊資料)	
(館長の職務) 第4条 館長は、校長の命を受けて次の事項を掌理する。 一 図書館の運営及び管理に関すること。 二 図書館資料の収集及び選定に関すること。 三 図書館資料の利用指導に関すること。 四 紀要の発行に関すること。 五 その他図書館活動に関すること。	
(一般開放) 第5条 地域社会の進展に寄与するため、一般利用者に対し、図書館の利用を認めることができる。	
(図書館の利用) 第6条 図書館の利用に関し必要な事項は別に定める。	
附 則 (平成16年学校規則第19号) この規程は、平成16年5月12日から施行する。	
(出典 学生便覧)	

岐阜工業高等専門学校情報処理センター運営規程を資料 2-1-③-2 に示す。

岐阜工業高等専門学校情報処理センター運営規程	資料 2-1-③-2 制定 昭和50年2月19日 学校規則第98号
(目的) 第1条 この規程は、岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程第6条第4項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)の情報処理センターの円滑な運営並びに適正な維持、管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。	
(定義) 第2条 この規程における情報処理センターとは、メインシステム室、第1演習室、第2演習室、第3演習室、サブシステム室及び事務室をいう。	
(センター長の職務) 第3条 情報処理センター長は、校長の命を受けて次の事項を掌理する。 一 情報処理センターの運営及び管理に関すること。 二 コンピュータ利用に伴う教育及び研究の援助に関すること。 三 コンピュータ利用に伴う企画、調査、研究開発に関すること。 四 コンピュータの運転、維持、管理及び保守に関すること。 五 情報処理センターの広報活動に関すること。 六 コンピュータ利用に伴う教育及び研究等の刊行物の発行に関すること。 七 その他コンピュータに関すること。	
(事務) 第4条 情報処理センターの庶務は、総務課において処理する。	
(情報処理センターの利用) 第5条 情報処理センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。	

附 則

- 1 この規程は、昭和50年2月19日から施行する。
- 2 本校電子計算機室規程(昭和48年学校規則第98号)は、廃止する。

附 則 (平成19年学校規則第47号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(出典 学生便覧)

岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センター運営規程を資料2-1-③-3に示す。

資料2-1-③-3

岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センター運営規程

制定 平成19年3月22日

学校規則第6号

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程第6条第5項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)地域技術開発・教育センター(以下「センター」という。)の管理運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、本校学生の実践的教育を分担すると同時に、民間企業等外部の機関との連携を深めるための技術相談、共同研究等、技術指導を通じて、本校の教育研究の発展に寄与すると共に、地域社会における産業技術の振興及び発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 一 科学技術に関する相談・助言並びに科学技術開発に係る調査・研究の企画に関すること。
- 二 本校の科学技術研究の広報活動及び地域との連携活動に係る刊行物の発行に関すること。
- 三 共同研究及び受託研究の受入れに関すること。
- 四 知的財産権の帰属等に関すること。
- 五 岐阜工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第7条第1項に規定する学科より委託された学生の実践的教育並びに校長が承認した地域社会に必要と認められる教育(以下「教育」という。)の計画及び指導に関すること。
- 六 センターの設備及び機械器具等の管理保全並びにこれに係る安全管理に関すること。
- 七 教育の準備並びに教育・研究用装置等の製作・修理に関すること。
- 八 その他教育並びに地域との連携活動に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長 2名
- 三 コーディネーター
- 四 その他校長が指名した者

(職務)

第5条 センターの管理運営は、センター長が掌理し、研究主事が統括する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。

(委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、地域技術開発・教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究主事
- 二 センター長
- 三 副センター長 2名
- 四 学則第7条第1項に規定する学科から選出された教員 各1名
- 五 一般科目から選出された教員 2名
- 六 総務課長、学生課長及び企画室長
- 七 その他委員長が指名した者

(任期)

第7条 前条第2項第四号、第五号及び第七号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

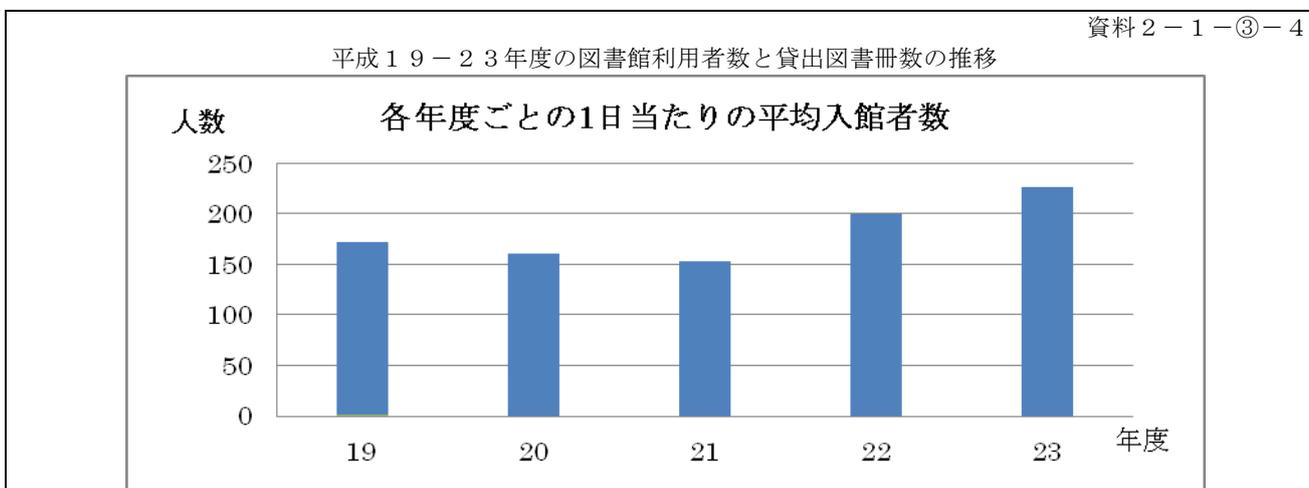
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

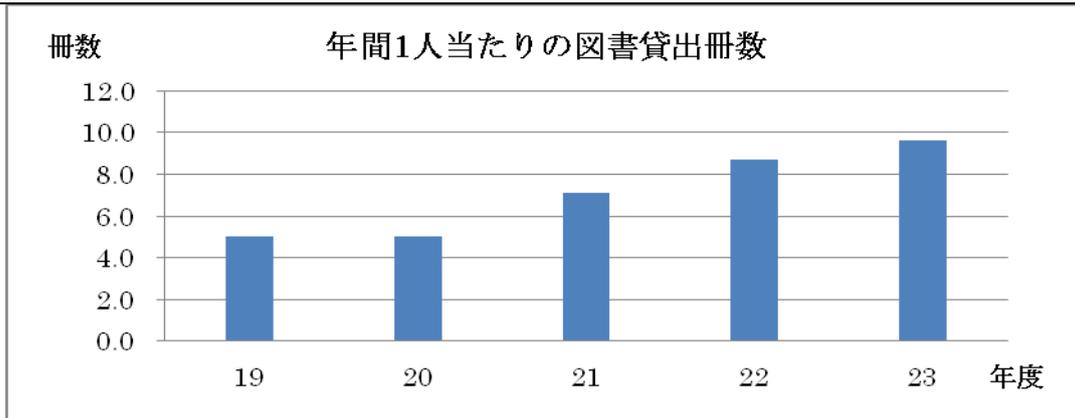
3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。
 (委員以外の者の出席)
 第9条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 (部門)
 第10条 センターに以下の部門を置く。
 一 技術開発部門
 二 技術教育部門
 2 部門の運営に関し必要な事項は、別に定める。
 (庶務)
 第11条 センターに係る庶務は、企画室において処理する。
 (雑則)
 第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。
 附則(平成23年学校規則第13号)
 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(出典 学生便覧)

これらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているかについて、それらの利用実績を以下に示す。平成19-23年度の図書館利用者数と貸出図書冊数の推移を資料2-1-③-4に示す。各種イベント、閲覧室環境の改善や特集コーナーなど、ソフト面での工夫により、貸出図書冊数・来館者数とも、近年約2倍に増加している。

平成23年度前期と後期の情報処理センター授業利用クラス数と時間外利用者数を資料2-1-③-5に示す。センター及びマルチメディア棟5教室の端末機器の更新は5年ごとに行っており、平成23年度から現行の新システムに更新されている。3つの演習室を活用することで、十分に学内利用者の要求に応じている。利用可能なソフトウェアやセキュリティ対策についても、毎年情報処理センター部門委員会及びIT戦略企画室会議において見直しを実施して、教育目的を達成する上で適切なものとしている。

平成23年度前期と後期の地域技術開発・教育センターの授業利用クラス数と、平成19-23年度の時間外利用時間及び利用者数を資料2-1-③-6に示す。センター機器は中期目標等により計画的に更新が進められており、平成23年度から利用可能となった4つの演習室等を活用することで、十分に学内利用者の要求に応じている。授業以外のセンター機器利用講習会も毎年開催し、ロボコンや高専祭等、授業でセンターを利用することの無い学生や教職員にも、センターの利用が可能ないようにしている。また、安全対策として、各センター機器に対して、これらの利用講習の受講の有無により、その利用を機器ごとに制限している。



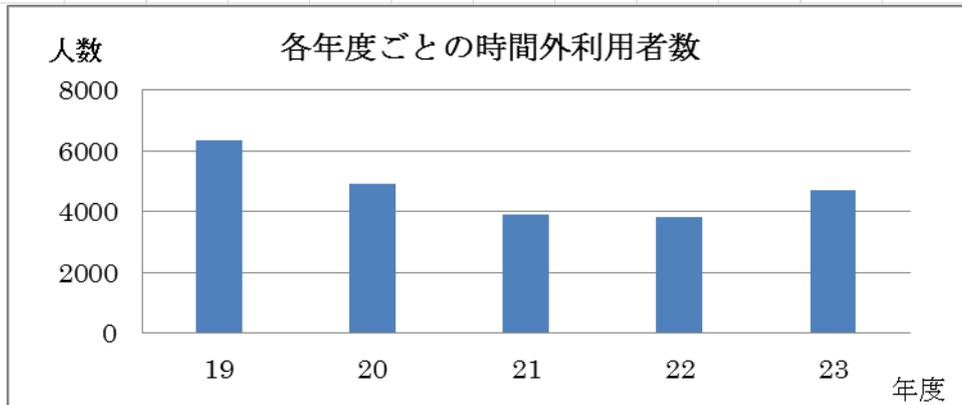


(出典 各年度の図書館だよりを集計)

資料 2-1-③-5

平成 23 年度前期と後期の情報処理センター授業利用クラス数と時間外利用者数

平成23年度情報処理センター利用状況														
														情報処理センター
月			火			水			木			金		
第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室
前期	I			情報処理Ⅲ 5M 加藤	インテリアデザイン論 3A 藤田(大)	英語A 5C 亀山	英語A 3D 亀山		英語A 3C 亀山			英語A 5A 亀山		
	II	建築製図Ⅰ 1A 鶴田		情報処理Ⅰ 2D 福永	インテリア設計Ⅰ 3A 藤田(大)				英語A 3M 亀山	電子制御設計製図Ⅰ 2D 北川(輝)		情報処理Ⅰ 3A 柴田	環境特論Ⅰ 5A 青木	英語A 3E 亀山
	III	情報処理Ⅰ 2M 本塚			空間情報工学 5C 坂本		材料の力学Ⅰ 3D 栗山						計画特論Ⅰ 5A 鶴田	社会倫理学特論 2SK 空
	IV			英語A 3A 亀山	コンピュータリテラシ 1C 鈴木(正)	情報処理Ⅱ 3M 山本(高)				情報処理Ⅱ 3D 谷		電子制御工学概論ⅠD 1D 福永	電気電子設計製図 1E 飯田	
後期	I	基礎製図 2C 坂本		電子制御設計製図Ⅱ 3D 森	電子制御設計製図Ⅰ 2D 北川(輝)			建設工学実験	英語A 3C 亀山	数値計算法 4M 片峯				
	II	情報処理Ⅱ 3M 山本(高)		英語A 3D 亀山	設計製図 4C 水野(剛)		英語A 3M 亀山			情報処理Ⅰ 2M 中谷(淳)		英語A 3E 亀山		
	III	建築工学実験Ⅰ 3A 青木	電子応用機器 5D 坂上		建築製図Ⅱ 2A 藤田(大)			1K 下村・青木・藤田(大)・和田・坂本・鈴木(正)	英語A 3A 亀山				デジタルデザイン 3A 今田	
	IV			情報処理Ⅰ 2D 福永	電気電子設計製図 1E 飯田				電子制御工学概論ⅠD 1D 福永	情報処理Ⅱ 3D 谷	建築製図Ⅰ 1A 青木・清水(隆)			

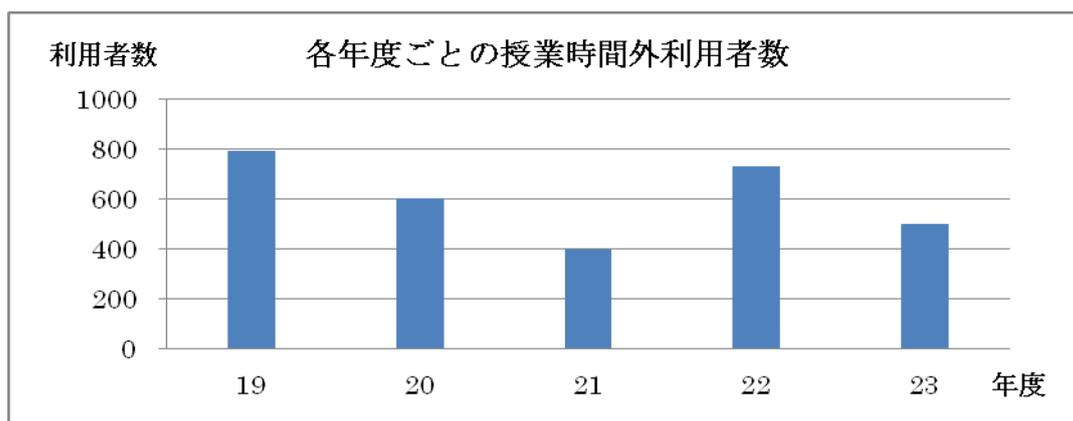
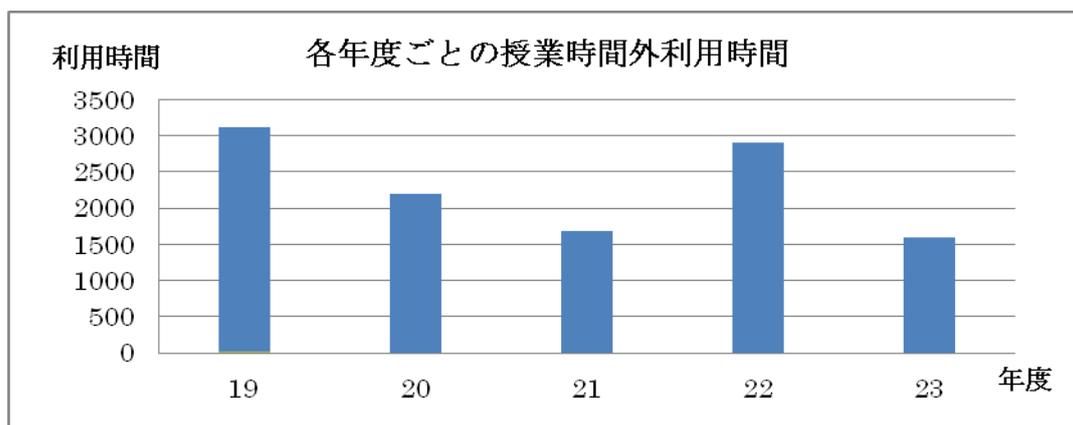


(出典 各年度の情報処理センター研究報告等)

資料 2-1-③-6

平成 23 年度前期と後期の地域技術開発・教育センター授業利用クラス数と
平成 19-23 年度の地域技術開発・教育センター時間外利用時間と利用者数の推移

授業時間 (平成 23 年 度)	前期	1 M・2 M・3 M・2 D	各 4 コマ×15 週
	後期	2 M・3 M・4 M・1 D	各 4 コマ×15 週



(出典 各年度のテクノセンター報告を集計)

(分析結果とその根拠理由)

本校の教育目標の一つである「広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成」等のために、図書館を設置している。図書館は書庫と閲覧室および情報検索室からなり、平日午後 8 時まで及び土曜日など、利用時間や蔵書内用について、学生の要望に十分に配慮した運営を心がけている。

本校の教育目標の一つである「先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成」のために、情報処理センターを設置している。情報処理センターは三つの演習室を用意し、同時に 3 学級が情報関係の授業を並列開講することができる。また、利用時間も午後 8 時までと学生の要望に十分に配慮したものである。

本校の教育目標の一部である「実践力を備えた技術者の育成」のために、地域技術開発・教育センターを設置している。地域技術開発・教育センターは時間外の使用に対応しており、地域との共同研究や設備機器の利用講習会を実施するなど、安全面や地域貢献の配慮にも努めている。

以上のように、設置されている各センター関係の施設や組織は、教育の目的を達成する上で適切なものになっている。

観点 2-2-①： 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。

(観点に係る状況)

教育活動を有効に展開するための検討・運営組織として、教務会議が設置されている。教務会議規程を、資料 2-2-①-1 に示した。教務会議は、教務主事と各学科から選出された教務委員から構成されており、資料 2-2-①-2 に示すように年間、40回弱の教務会議を開催している。また、資料 2-2-①-3 に示すように、役割分担を決め、教務係、及び入試係の事務職員と連携して、教務会議規程に定められた業務内容を有機的に処理している。

<p>岐阜工業高等専門学校教務会議規程</p> <p>(設置) 第1条 岐阜工業高等専門学校に、教務に関する事項を審議するため、教務会議を置く。</p> <p>(審議事項) 第2条 教務会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。 一 教育課程の編成に関する事 二 授業及び試験に関する事 三 特別活動及び学校行事等に関する事 四 転学、転科、進級及び卒業の認定に関する事 五 退学（懲戒処分による退学を除く。）、休学、復学及び除籍に関する事 六 研究生及び科目等履修生に関する事 七 学生募集に関する事 八 学生の進学指導に関する事 九 その他教務に関する事</p> <p>(組織) 第3条 教務会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 一 教務主事 二 教務主事補佐 三 岐阜工業高等専門学校学則第7条第1項に規定する学科（以下「学科」という。）から選出された教員各講師以上1名 四 一般科目から選出された教員講師以上2名 五 学生課長 2 教務主事補佐が選出された学科及び一般科目については、前項第3号又は第4号に規定する人数から1名を減ずるものとする。</p> <p>(委員の職務) 第4条 前条第1項第3号及び第4号に掲げる委員は、教務会議が所掌する事項について教務主事及び教務主事補佐の職務を補佐するものとする。</p> <p>(任期) 第5条 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(教務会議の招集及び議長) 第6条 教務会議は、教務主事が招集し、その議長となる。 2 教務主事に事故があるときは、教務主事補佐がその職務を代行する。</p> <p>(委員以外の者の出席) 第7条 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務) 第8条 教務会議の庶務は、学生課において処理する。</p> <p>附 則</p>	<p>資料 2-2-①-1</p> <p>制定 平成16年3月4日 学校規則第4号</p>
--	---

この規程は、平成16年4月1日から施行する。
 附 則（平成23年学校規則第6号）
 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
 （出典 総務課学内向けWEB）

資料 2-2-①-2
 「教務会議議事録」
 （略）
 （出典 学内向けWeb教務掲示板）

資料 2-2-①-3
 「平成24年度 教務会議委員業務分担表」
 （略）
 （出典 学内向けWeb教務掲示板）

（分析結果とその根拠理由）

教育活動を有効に展開するための検討・運営組織として、教務会議が設置され、年間40回弱に及ぶ教務会議の機会を通じて、綿密な審議がなされ運営されている。各学科代表の教務委員は、各学科の意見を吸い上げる役割と、教務会議から発信される情報を周知するための役割を果たし、学校全体として、有効な教育活動を実現するための核となっている。

観点 2-2-②： 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

（観点に係る状況）

平成22年の11月に学科会議規程（資料 2-2-②-1）を制定した。この組織は当該学科の教員の他に、第3条2項に「その他当該学科長が必要と認めた者」を定めている。この意図は、一般科教員の学級担任を当該の専門学科会議に招き、1. 学生に関わる情報交換と、2. 専門学科の進路状況を一般科の教員に伝えることの2つを意図するものである。これに関連して、資料 2-2-②-2～5に、機械工学科、電気情報工学科、環境都市工学科、及び建築学科の議事録の関連箇所を抜粋で示した。

また、学級担任会議では（資料 2-2-②-6）、各主事の報告の後、学科別の情報交換会を開催し、1・2学年の学級担任（一般科目教員）と3～5年の学級担任（専門学科教員）の情報交換を行っている。

また、資料 2-2-②-7は、機械工学科と一般科数学教員とによる連携の一例である。機械工学科の専門科目における数学の適用事例をまとめたもので、低学年担当の数学の教員はこれを数学の授業に、適用例として示す目的のものである。

資料 2-2-②-1

岐阜工業高等専門学校学科会議規程

制定 平成22年11月29日
 学校規則第18号

（設置）
 第1条 岐阜工業高等専門学校に学科会議を置く。

（目的）
 第2条 学科会議は、当該学科の教育研究活動、学生指導及び運営に関する事項に関し、審議等を行うことを目的とする。

（組織）
 第3条 学科会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 一 当該学科の教員
 二 その他当該学科長が必要と認めた者

2 前項第二号に掲げる者は、必要に応じて出席するものとする。

(会議の招集及び議長)

第4条 学科会議は、当該学科長が招集し、その議長となる。

2 当該学科長に事故があるときは、あらかじめ当該学科長が指名した者がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 学科会議の庶務は、当該学科において処理する。

附 則

この規程は、平成22年11月29日から施行する。

資料 2-2-②-2

「平成23年度 機械工学科 第28回学科会議議事録」

不開示資料

(出典 機械工学科会議議事録)

資料 2-2-②-3

「電気情報工学科 教室会議議事録(第25回)」

不開示資料

(出典 電気情報工学科会議議事録)

資料 2-2-②-4

「平成23年度第26回環境都市工学科教室会議議事」

不開示資料

(出典 環境都市工学科会議議事録)

資料 2-2-②-5

「平成23年度 第24回建築学科 学科会議議事録」

不開示資料

(出典 建築学科会議議事録)

資料 2-2-②-6

「平24年度 第2回 学級担任会議資料」

(略)

(出典 平成24年度 第2回学級担任会議資料)

キーワード	専門科目名(学年)	専門科目担当教員	関連内容	関連内容ファイル名 (PDFファイル) (授業アンケート科目 コード番号に基づく)
微分・最大化	機械設計法II (4年)	片峯	円形断面の棒材から長方形断面の棒材を製造し、棒材の曲げ強度が最大化するような設計を考えた場合、その長方形断面の縦・横長さ寸法を求める(縦h、横bを変数として、断面係数(bh ² /2)/6を最大化する問題) 必要がある。	M29_1.pdf
行列・行列式	数値計算法 (4年) 工学解析 (5年)	片峯	機器の設計や性能評価において、有限要素法は、構造解析、熱・流体解析などで幅広く普及しており、このような解析技術は設計現場において不可欠の重要な技術になっている。このような工学解析で最終的に解かれる方程式は、多元一次方程式 $[A][x]=[b]$ 、 $[A]$:既知マトリックス、 $[x]$:未知ベクトル、 $[b]$:既知ベクトル) で表され、このような工学解析における数値解法を理解するためには、行列・行列式等の概念を理解しておく必要がある。	M46_1.pdf
定積分	材料力学I (3年)	小栗	勾配のついた円形断面棒(チーパ丸棒)や勾配のついた平板が軸線方向に引っ張られたとき、棒の伸びを求める問題がある。この場合には、微小部分の伸びの式を導出して、棒全長にわたって積分することにより求める。	M09_1.pdf
積分(面積分)	材料力学I (3年)	小栗	はりの曲げ応力やたわみを求めるためには、次に示す断面二次モーメント I_z を求める必要がある。	M09_1.pdf
微分方程式	材料力学I (3年)	小栗	はりの曲げモーメントによるたわみは、たわみ曲線の微分方程式を、与えられた境界条件の下で解くことにより求められる。	M09_1.pdf
行列	材料力学II (4年)	小栗	船み合わせ応力状態における応力・ひずみ関係は行列により合理的に表すことができる。	M22_1.pdf
変数分離型微分方程式	塑性加工学 (4年)	加藤	塑性加工学の『初等解析法』において変数分離タイプの微分方程式の解法を利用	M27_1.pdf
Logの計算	塑性加工学 (4年)	加藤	塑性加工学の真ひずみの特徴の説明においてLogの計算を用いる	M27_2.pdf
微分	材料学II (4年)	本塚	鉄中への炭素の拡散はFickの第一、第二法則によって支配される。その物理モデルを理解するに際しては微分・積分で用いられている微小要素の概念を理解しておく必要がある。また、その式を解くために微分、積分が必要である。	M26_1.pdf
微分・積分	伝熱工学I (4年)	山本	1次元熱伝導を考える際、微分形で表されるフーリエの式を解く事になる。この式に境界条件を適用し、対象物体内の熱流束、温度分布を見積もる事ができる。ここでは、1次元平板および円管の熱伝導問題に関する資料を提示する。	M25_1.pdf
微分・積分	船機問(5年)	山本	各種熱機関の理論サイクルを考えるとき、その各々のサイクルは、理想気体の等温、断熱、等容、等圧変化から構成されている事が分かる。このような理論サイクルの出力、効率を見積もる上で、熱力学第一法則 $dq=du+pdv$ を解く事になる。実際の適用方法は添付ファイルに添削してある。なお、本講義は4年生で行われている熱力学を基におこなわれていること、また、 du という表記はあくまで微量量を考えている、ということを留意願いたい。	M41_1.pdf
幾何	ものづくり入門	山村	ものづくりの基礎である製図では、重線や平行線、二等分線、接円、円と円との接円、積円などを作図する場合、数学の「幾何」の知識が必要になります。製図教科書P14-41を見よ。	
三角関数	機械設計製図I、II	山村	歯車は機械に必須の部品ですが、歯車を設計するには、幾何の発展として、「三角関数」の知識が使われます。また、歯の断面は単なる三角形ではなく、円筒に巻きつけた糸を解くときに糸の端が通る不思議な曲線が使われます。これはインボリュート曲線と呼ばれますが、幾何の知識、三角関数の知識がないと、この面白さを味わえません。教科書P186-202を見よ。	
幾何学	機械工学実習 (I) (円中心の設定:1年)	稲葉	機械加工に寄与する刃物はその殆どが回転体であり、回転中心を併っている。円の半径は、直径の1/2である。また、半径の2倍が直径である。	
幾何学	機械工学実習 (I) (端面中心の設定:2年)	稲葉	フライス盤、NC加工機で加工する場合には、何らかの方法で加工原点を決定しなければならない。加工原点(XYZ)を決定する際に、若干高値ではあるが最近ではタッチセンサーを用いることが多くなっている。タッチセンサーのセンシング先端形状は円筒状のものや球体形状のものがあり、タッチした瞬間(センシングアラーム)をゼロ設定し、XYZの原点を決定する。本センサーで端面中心を設定する場合は、加工面にタッチした時のデジタルカウンタ値をゼロ設定し、その位置から更に円筒半径または球体半径分をテーブル移動してから再度ゼロ設定を行う。	
幾何学	機械工学実習 (I) (加工中心の設定:3年)	稲葉	フライス盤、NC加工機で加工する場合には、何らかの方法で加工原点を決定しなければならない。加工原点(XYZ)を決定する際に、若干高値ではあるが最近ではタッチセンサーを用いることが多くなっている。タッチセンサーのセンシング先端形状は円筒状のものや球体形状のものがあり、タッチした瞬間(センシングアラーム)をゼロ設定し、XYZの原点を決定する。本センサーで加工中心を設定する場合は、対称形状の両端部にタッチした時のデジタル値の差分の1/2した値までテーブル移動してから再度ゼロ設定を行う。	

(出典 機械工学科資料)

(分析結果とその根拠理由)

平成22年の11月に制定された学科会議規程(資料2-2-②-1)の意図を反映して、専門学科には、一般科教員の学級担任が専門学科会議に招かれ、学生に関わる情報交換に参画している。このエビデンスとして、資料2-2-②-2～5に、機械工学科、電気情報工学科、環境都市工学科、及び建築学科の議事録の関連箇所が抜粋で示されている。

また、学級担任会議では、1・2学年の学級担任(一般科目教員)と3～5年の学級担任(専門学科教員)の情報交換が行われている。

さらに、機械工学科と数学教員が連携して、機械工学における数学の適用例を低学年の学生に示す試みもなされている。

以上のように、学科会議、及び学級担任会議の機会を通して、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われている。

観点2-2-③： 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

(観点に係る状況)

教員の教育活動を円滑に実施するための組織として、学級担任会議、及びクラブ顧問連絡会議が組織されている。年に数回実施される両会議日程は、本校の年間行事予定表に予定が明示され、会議規程に基づいて運営されている。(資料2-2-③-1, 2, 及び3)

学級担任会議では、校長挨拶に引き続き、教務主事、研究主事、学生主事、及び寮務主事による報告事項が資料に基づき(既出資料2-2-②-3)伝達される。その後、学科別の意見情報交換会が催され、一般科と各専門学科の有機的な情報交換が実施される。

クラブ顧問連絡会議では、学生主事により準備された資料に基づき、予算関係の話題や、高専体育大会、及びこれに伴う合宿に関わる情報が提供され、意見交換がなされる。

資料2-2-③-1

岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程(抜粋)

(学級担任)

第14条 本校の学級に、学級担任各1名を置き、本校の教授、准教授、講師又は助教のうちから学科長の指名により、校長が任命する。

2 学級担任は、当該学級の運営及び学生指導等に関することを所掌する。

(学年主任)

第15条 本校の学年に、学年主任各1名を置き、学級担任のうちから教務主事の推薦により、校長が任命する。

2 学年主任は、当該学年の学級担任との連絡調整に当たる。

(中略)

(顧問)

第16条 本校の学生会のクラブ及び同好会に、それぞれ顧問を置く。

2 顧問は、学生会のクラブ及び同好会の指導に当たる。

3 顧問は、教員をもって充てる。

(会議)

第17条 本校に次の会議を置く。

- 一 主管会議
- 二 運営会議
- 三 教員会議
- 四 学科会議
- 五 教務会議
- 六 専攻科会議
- 七 学生会議

- 八 寮務会議
- 九 学級担任会議
- 十 クラブ顧問連絡会議
- 十一 スパイラルアップ会議

(出典 岐阜高専 総務課学内サイト 規程一覧)

資料 2-2-③-2

岐阜工業高等専門学校学級担任会議規程

制定 平成23年1月5日
学校規則第1号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校に学級担任会議を置く。

(目的)

第2条 学級担任会議は、教務会議、学生会議及び寮務会議に関わる事項に関し、周知・報告等を行うとともに、学級担任相互の意見交換及び情報交換を行い、学級運営を円滑に行うことを目的とする。

(組織)

第3条 学級担任会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事
- 三 研究主事
- 四 学生主事
- 五 寮務主事
- 六 学級担任
- 七 学生課長
- 八 その他校長が必要と認めた者

(会議の招集及び議長)

第4条 学級担任会議は、教務主事が招集し、その議長となる。

2 教務主事に事故があるときは、あらかじめ教務主事が指名した者がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 学級担任会議の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

(出典 岐阜高専 総務課学内サイト 規程一覧)

資料 2-2-③-3

岐阜工業高等専門学校クラブ顧問連絡会議規程

制定 平成23年1月31日
学校規則 第9号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校にクラブ顧問連絡会議を置く。

(目的)

第2条 クラブ顧問連絡会議は、クラブ活動に関わる事項に関し、周知・報告等を行うとともに、クラブ顧問相互の意見交換及び情報交換を行い、クラブ活動を円滑に行うことを目的とする。

(組織)

第3条 クラブ顧問連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 学生主事
- 三 クラブ顧問
- 四 学生課長

(会議の招集及び議長)

第4条 クラブ顧問連絡会議は、学生主事が招集し、その議長となる。

2 学生主事に事故があるときは、あらかじめ学生主事が指名した者がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 クラブ顧問連絡会議の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成23年1月31日から施行する。

(出典 岐阜高専 総務課学内サイト 規程一覧)

(分析結果とその根拠理由)

教員の教育活動を円滑に実施するための組織として、学級担任会議、及びクラブ顧問連絡会議が組織されており、これらは会議規程に基づいて円滑に運営されている。学級担任会議では、報告事項の伝達の後、学科別の意見情報交換会が催され、一般科と各専門学科の有機的な情報交換が実施される。また、クラブ顧問連絡会議では、学生主事による情報提供の後、意見交換がなされる。以上のように、教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が組織の規程として確立され、いずれも円滑に機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

学科会議規程が定められ、これに基づき専門5学科では、1学年・2学年の学級担任を学科会議に招聘し、当該学科の学生についての情報交換を行っている。また、1学年・2学年の学級担任は専門学科の学科会議に参加することにより、5学年の学生の進路(進学・就職)についての生きた情報に触れることができ、これらの情報を低学年クラスの特別活動に反映させることができる。このように学科会議の運営が、一般科教員と専門学科教員の協力体制を有機的なものになっている。

(改善を要する点)

特になし。

(3) 基準2の自己評価の概要

本校の準学士課程、及び専攻科の構成は、設置基準にも合致しており、教育の目的を達成する上で適切なものとなっている。また、図書館センター、情報処理センター、および地域技術開発・教育センターの3つの全学的なセンターについては、各組織規程が定められ、それらに基づいて運営されており、教育の目的を達成する上で適切なものとなっている。

教育活動を展開する上で必要な運営組織として、教務会議、学科会議、学級担任会議、専門基礎グループ、及びクラブ顧問連絡会議が設置され、各会議規程が定められ運営され、教育活動を有効に展開するべく機能している。特に学科会議、あるいは学級担任会議では、専門学科単独の運営を定めるのみではなく、専門学科と一般科の連携を促進する方法が包含されている。また、専門基礎グループは、基礎科学を鳥瞰する組織として、有機的なマスタープラン構築組織として活動し始めている。

以上のように、本校では、学校の教育に係る基本的な組織構成が整っており、教育の目的に照らして適切に機能している。

基準3 教員及び教育支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

本校の教育目標のうち、一般科目によって達成しようとするものは「広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成」、「基礎学力を身につけた技術者の育成」及び「国際コミュニケーション能力を備えた技術者の育成」である。

一般科目で養成すべき人材像及び学力・資質能力に関する具体的な学習教育目標を資料3-1-①-1に、この目標を達成するために設定した一般科目の教育課程を資料3-1-①-2に示す。

資料3-1-①-1
「一般科目で養成すべき人材像及び学習・教育目標」
前出資料1-1-①-10
(出典 学生便覧)

資料3-1-①-2
「一般科目（各科共通）」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/T/04.pdf
(出典 学生便覧)

一般科目の教員配置を（資料3-1-①-3）示す。

資料3-1-①-3								
一般科教員構成								
	数学	外国語	国語	物理 化学	社会	体育	音楽 美術	合計
教授	1	3	1	1	2	2	0	10
准教授	2	2	1	1	0	1	0	7
講師	2	1	0	0	1	0	0	4
助教	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	6	2	2	3	3	0	21
非常勤講師	3	3	4	4	2	2	2	16
合計	8	9	6	6	5	5	2	41
「平成24年度 一般科（人文）教員」								
(略)								
「平成24年度一般科（自然）教員」								
(略)								
(出典 教務会議資料)								

資料3-1-①-3の一覧にあるように、一般科目を21名の常勤教員が担当している。平成24年度は、英語教員1名の欠員があり、高等専門学校設置基準の22名を満たしていない。

非常勤講師の選考に関する規程を資料 3-1-①-4 に示す。

資料 3-1-①-4

岐阜工業高等専門学校非常勤講師の選考に関する規程

制定 平成15年11月12日
学校規則第19号

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における非常勤講師の選考は、他の法令等に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 非常勤講師候補者は、講師以上の資格を有し、本校の教育方針に沿った教育指導ができる者で、次の各号に該当する者とする。

- 一 採用予定年度の4月1日現在で、原則として年齢が満65歳未満の者
- 二 通勤距離が、原則として片道100km以内の者

(雇用計画の策定)

第3条 学科長は、当該学科に非常勤講師の雇用を希望するときは、非常勤講師雇用計画書(別紙様式1)(以下「雇用計画書」という。)を雇用予定年度の前年度の10月末日までに教務主事を経て校長に提出するものとする。

2 校長は、各学科から提出された雇用計画書について、各学科長から意見を聴取の上、主管会議の議を経て、非常勤講師雇用計画(以下「雇用計画」という。)を策定する。

3 校長は、前項において策定した雇用計画を、雇用予定年度の前年度の11月末日までに各学科長に通知するものとする。

(雇用手続)

第4条 学科長は、雇用計画に基づき、非常勤講師採用候補者調書(別紙様式2)及び履歴書(別紙様式3)を雇用予定年度の前年度の1月10日までに教務主事を経て校長に提出するものとする。

2 前年度に引き続き雇用を希望する非常勤講師候補者については、前項に規定する履歴書の提出を省略することができる。

3 第2条各号の規定にかかわらず、年齢が満65歳以上の者、通勤距離が片道100kmを超える者を雇用しようとする場合は、理由書(別紙様式4)を添付しなければならない。

4 雇用計画に基づく非常勤講師が交代する場合は、速やかに非常勤講師採用候補者変更調書(別紙様式5)、履歴書(前年度に引き続き雇用する場合を除く。)及び理由書(前項に該当する場合)を教務主事を経て校長に提出するものとする。

(雇用計画の変更及び雇用手続)

第5条 学科長は、雇用計画が決定された後に、雇用計画の変更又はやむを得ない理由により新たに非常勤講師の雇用の必要が生じた場合には、速やかに雇用計画書を教務主事を経て校長に提出しなければならない。

2 校長は、学科長から提出された雇用計画書について、主管会議の議を経て、新たに雇用計画を策定し、当該学科長に通知するものとする。

3 当該学科長は、雇用計画に基づき、速やかに非常勤講師採用候補者調書、履歴書(前年度に引き続き雇用する場合を除く。)及び理由書(前条第3項に該当する場合)を教務主事を経て校長に提出するものとする。

(選考等)

第6条 非常勤講師の選考については、人事委員会の議を経て、校長が決定する。

(事務)

第7条 非常勤講師の雇用に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成15年11月12日から施行する。

2 平成16年度の非常勤講師の雇用については、第3条、第4条、第5条及び第6条中「学科長」は「学科主任」と、「10月末日」は「11月末日」と、「主管会議」は「運営会議」と、「11月末日」は「12月10日」と、「人事委員会」は「運営会議」とそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

附 則(平成19年学校規則第46号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年学校規則第4号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年学校規則第12号)

この規則は、平成21年12月7日から施行する。

(出典 平成24年度非常勤講師雇用枠時間に関する基本方針)

非常勤講師雇用枠時間に関する基本方針を資料 3-1-①-5 に示す。

資料 3-1-①-5

平成24年度における非常勤講師雇用枠時間に関する基本方針

平成23年9月5日 主管会議承認

平成23年9月7日 運営会議承認

岐阜工業高等専門学校非常勤講師の選考に関する規程（平成15年11月12日制定）第3条第2項に規定する非常勤講師雇用計画の策定に当たっては、この基本方針に定める学科別の非常勤講師雇用枠時間（以下「雇用枠時間」という。）に基づいて行うものとする。

1. 学科別の総雇用枠時間の算定

- ① 本基本方針における「時間」とは、「単位時間」を表し、50分を1時間（単位時間）として計算するものとする。
- ② 本基本方針における「現教員数」には、教員交流制度等により他教育機関へ派遣される教員数を含み、受入れ教員については含まないものとして取り扱う。
- ③ 学科別の総雇用枠時間の算定については、
 - 1) 本科授業科目に関わる雇用枠時間数、
 - 2) 専攻科授業科目に関わる雇用枠時間数、及び
 - 3) 特例に基づく雇用枠時間数
 を個別に算定し、3者を合計した雇用枠時間数を当該学科の総雇用枠時間数とする。
- ④ 学科別の雇用枠時間に端数が生じる場合は、算定された総雇用枠時間について小数点以下を切り捨てるものとする。

2. 本科授業科目に関わる学科別の雇用枠時間の算定

2.1 一般科目

- ① 一般科目の各科目の平成24年度の教員現員、及び適当なり授業時間数は表1のとおりである。
- ② 一般科目の雇用枠時間の算定については、常勤教員の週1人当たりの学科別授業時間数の標準（以下「標準時間数」という。）を14.5時間とし、これを超える授業時間数を雇用枠時間により補うこととする。雇用枠時間の計算に際しては、科目分類ごとに下記の算定式に基づく算定を行い、これらを合計し、人文、及び自然の各学科の雇用枠時間とする。

$$(\text{雇用枠時間}) = (\text{授業時間数}) - (\text{標準時間数}14.5\text{時間}) \times (\text{当該科目教員数})$$

表1 平成24年度一般科目の各科目週当たりの授業時間数及び現教員数

学科分類	科目分類	現員	授業時間数
人文	国語	2	52
	社会	3	60
	芸術	0	10
	外国語	7	110
自然	数学	5	82
	理科	2	50
	保健体育	3	50

2.2 専門学科

- ① 専門学科における平成24年度の助教以上の教員定員数、及び現教員数は表2のとおりである。
- ② 専門学科については、特定分野を担当する趣旨の非常勤講師の雇用枠時間を各学科3時間とする。
- ③ 専門学科については、助教以上の教員の欠員1名につき7時間の雇用枠時間を加えることとする。
 $(\text{雇用枠時間}) = 3\text{時間} + 7\text{時間} \times (\text{助教以上の教員定員} - \text{助教以上の現教員数})$

表2 平成24年度専門学科の助教以上の

教員定員数及び現教員数

(平成22年度第3回0524主管会議 校長報告資料)

学科	定員	現員
機械工学科	11	11
電気情報工学科	13	13
電子制御工学科	11	11

環境都市工学科	11	11
建築学科	11	11

3. 専攻科授業科目に関わる学科別の雇用枠時間の算定

① 各学科の常勤教員が専攻科授業科目を担当する場合の雇用枠時間については、各学科の授業負担に応じて加算することとし、「週当りの全授業時間数」と「補正係数」の積算値を適用する。

$$(\text{雇用枠時間}) = (\text{週当りの全授業時間数}) \times (\text{補正係数})$$

② 「補正係数」は、機構から配分される非常勤教員給与の予算額（以下「非常勤教員給与」という。）に応じて別途、定めるものとする。（参考：平成22年度は0.25）

③ 各学科の「週当りの全授業時間数」は、当該学科の教員が担当する専攻科の授業科目について、この単位数に表3に掲げる科目の授業種別に応じた係数（以下「種別係数」という。）を乗じた数値の合計とする。複数学科の教員が共同で担当する授業科目については、担当授業回数等の負荷に応じて適宜、按分する。なお、「特別研究」、及び「特別実習」は、全授業時間数に算入しない。

$$(\text{週当りの全授業時間数}) = \Sigma \{ (\text{授業科目の単位数}) \times (\text{種別係数}) \}$$

表3 種別係数

授業種別（教育課程表に記載）	種別係数
講義	0.5
演習	1.0
実験実習	1.5

4. 特例に基づく雇用枠時間の算定

特例に基づく雇用枠時間の算定は、事項に応じて表4のように定める。

表4 特例に基づく雇用時間の算定

番号	事項	学 科	加減時間数
①	主事の属する学科	一般科目	8時間加算
		専門学科	5時間加算
②	10ヵ月以上の内地研究員派遣	一般科目	8時間加算
		専門学科（助教以上）	5時間加算
		専門学科（助手）	3時間加算
③	大学教育の国際化推進プログラム（OP） 在外研究員等で10ヵ月以上海外へ派遣	一般科目	15時間加算
		専門学科（助教以上）	10時間加算
		専門学科（助手）	6時間加算
④	教員交流制度による派遣	—	10時間加算
⑤	育児休業等（代替教員が確保されている場合を除く）	—	10時間加算
⑥	教員交流制度による受入れ	一般科目	14.5時間減算
		専門学科	4時間減算
⑦	教員の再雇用	—	担当授業時間数を減算
⑧	非常勤講師による専攻科授業の分担	専攻科	担当授業時間を非常勤教員給与により充当。
⑨	「学位取得候補教員の業務負荷配分の取扱い」の適用	全学科	認められた時間を加算（最大4時間まで）

5. 雇用枠時間に関わる補足事項

① 教員交流制度により本校教員が派遣される場合には、非常勤教員給与の他に機構本部から高専間教員交流所要額が配分されるので、非常勤教員給与の予算総額には含めないが、本指針において関連の雇用枠時間を示す。

② 再雇用教員に関わる『週当り雇用時間に基づく年間給与』と『担当授業時間数に基づく年間手当』の差異については、非常勤教員給以外の共通管理経費により充当する。

③ 学科間の派遣等により調整の必要がある場合は、次のとおり取り扱うものとする。

ア. 年度初め又は年度途中で特別の事由が生じた場合は、教務主事は関係学科長と協議して学科別の雇用枠時間を調整することができる。

イ. 学科間で教員の派遣がある場合は、教務主事は関係学科長と協議して学科別の雇用枠時間を調整することができる。

6. 雇用枠時間とは別の補足事項

① ヒアリングの結果、特に必要と認められる場合には、本非常勤講師雇用枠予算とは別の学科経費による非常勤講師の雇用を認める。

② 非常勤講師が担当する授業時間数の上限は原則として、前期及び後期（前期又は後期のみの場合は、学期ごととする。）を平均して1人1日5時間以内、週10時間以内とする。ただし、本校名誉教授にあっては、週5時間以内とする。

(出典 平成23年9月7日運営会議資料)

一般科目の非常勤講師を資料3-1-①-6に示す。

「非常勤講師名簿」	資料3-1-①-6
不開示資料	
	(出典 人事委員会 資料)

(分析結果とその根拠理由)

高等専門学校設置基準によれば、入学定員に係る学生を5の学級に編成する場合は、一般科目を担当する専任者の数は22人を下回ってはいけない。資料3-1-①-3の一覧にあるように、実員が21名であるので、一般科目の常勤教員について1名の欠員がある。これは前年度末に不測の事情により欠員が生じたものであり、基準を満たしていない。現在、公募による物理教員の採用人事が進行しており、問題は解消されつつある。

観点3-1-②： 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

5つの専門学科の各教員構成を資料3-1-②-1～5に示した。また、専門学科の全教員の構成を資料3-1-②-6に示した。また、各専門学科の教育目標は、資料1-1-①-11～15に示している。

「機械工学科の教員構成」	資料3-1-②-1
(略)	
	(出典 教務会議資料)

「電気情報工学科の教員構成」	資料3-1-②-2
(略)	
	(出典 教務会議資料)

「電子制御工学科の教員構成」	資料3-1-②-3
(略)	
	(出典 教務会議資料)

「環境都市工学科の教員構成」	資料3-1-②-4
----------------	-----------

(略) (出典 教務会議資料)

「建築学科の教員構成」 (略) (出典 教務会議資料)

資料 3-1-②-6

専門 5 学科の教員構成

職制 \ 学科	機械工学科	電気情報工学科	電子制御工学科	環境都市工学科	建築学科	合計
教授	4	6	6	5	5	26
准教授	4	3	3	3	4	17
講師	1	1	1	2	1	6
助教	2	2	1	2	1	8
計	11	12	11	12	11	57
非常勤講師	7	8	4	7	5	31
合計	18	20	15	19	16	88

(出典 教務会議資料)

(分析結果とその根拠理由)

本校は 5 学科 5 学級であるので、設置基準によれば、助手を除いた教員数は 36 人を下回ってはならない。資料にあるとおり、教員数の総計は 57 人であり、設置基準を十分に満たしている。また専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は 43 名であり一般科目の教員数より多く、設置基準を満たしている。

また、専門 5 学科の教員構成について、同一学科についても、各教員の専門分野はバランスよく配置されており、これに応じて授業担当科目も配置されている。

以上のように、教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されている。

観点 3-1-③： 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

専攻科の教育目標は、「得意とする専門分野をさらに深めるとともに、異分野を理解し複数の分野にまたがった思考力を備えた技術者の育成」、「社会の要求するテーマを創造的に調査・企画・設計・計画し、継続的に解析・実行・改善できる問題解決能力を備えた技術者の育成」、「的確な日本語と国際的に通用するコミュニケーション能力を備えた技術者の育成」、「先端情報技術を駆使して専門分野のプログラム構築する能力を備えた技術者の育成」、「多様でグローバルな視点の倫理的判断ができ、技術者の社会的責任を理解して地域貢献できる技術者の育成」である。この目標を達成するために設定した専攻科電子システム工学攻および建設工学専攻の教育課程を資料 3-1-③-1 および資料 3-1-③-2 に示す。また、一般科目、専門共通科目および専門展開科目の授業構成、担当者の一覧を資料 3-1-③-3 および資料 3-1-③-4 に示す。資料中の開講時期は I：1 年前期、II：1 年後期、III：2 年前期、IV：2 年後期である。

資料 3-1-③-1
「電子システム工学専攻教育課程」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XT/66.pdf
(出典 岐阜高専Web)

資料 3-1-③-2
「建設工学専攻教育課程」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XT/76.pdf
(出典 岐阜高専Web)

資料 3-1-③-3
「一般科目・専門共通科目」
(略)
(出典 岐阜高専Web)

資料 3-1-③-4
「電子システム工学専攻専門展開科目」
(略)
(出典 岐阜高専Web)

(分析結果とその根拠理由)

専攻科の教育は、一般科目教員と専門科目教員が共同で実施している。準学士課程に比べて専攻科の教員資格は厳しく設定されており、博士の学位を有する教員が優先的に配置されている。また、研究の活動状況や成果についても投稿論文などで評価を行いながら、各専攻のカリキュラムに十分、対応できるか判断している。専門科目では、博士の学位に限らず、技術士、建築士などの資格を有するもの、企業での実務経験があるなど、その分野で精通しているものを総合的に考慮のうえ授業担当者を決定しており、適切な配置ができていけるといえる。

観点 3-1-④： 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。

(観点到に係る状況)

教員の年齢構成を資料 3-1-④-1 に示した。

資料 3-1-④-1													
平成24年度 教員年齢構成													
人文		自然		機械		電気情報		電子制御		環境都市		建築	
年齢	職位	年齢	職位	年齢	職位	年齢	職位	年齢	職位	年齢	職位	年齢	職位
60	教授	57	教授	55	教授	61	教授	62	教授	61	教授	58	教授
56	教授	57	教授	53	教授	60	教授	58	教授	55	教授	49	教授
53	教授	53	教授	48	教授	55	教授	53	教授	54	教授	48	教授
51	教授	48	教授	47	教授	54	教授	51	教授	52	教授	47	教授
51	教授	56	准教授	62	准教授	51	教授	50	教授	49	教授	46	教授
49	教授	48	准教授	42	准教授	47	教授	49	教授	48	准教授	46	准教授
40	准教授	43	准教授	38	准教授	47	准教授	45	准教授	40	准教授	39	准教授
39	准教授	40	准教授	37	准教授	43	准教授	38	准教授	38	准教授	38	准教授
38	准教授	34	講師	36	講師	41	准教授	36	准教授	43	講師	35	准教授
33	講師	30	講師	62	助教	33	講師	32	講師	31	講師	34	講師

32	講師			31	助教	30	助教	29	助教	34	助教	36	助教
						29	助教			31	助教		

(出典 教務会議資料)

「学位取得候補教員の業務負荷配分の取扱い」を資料 3-1-④-2 に示した。本取扱いは、博士の学位取得をめざす教員の業務負荷を軽減し、学位取得に専念する状況を促進する趣旨のものである。所定の手続きにより適用が認められた教員は、校務分掌、クラブ顧問、あるいは授業分担の軽減が認められる。平成24年度は、本取扱いの当初年度であるが、電子制御工学科と建築学科から各 1 名、合計 2 名の教員の適用があった。

資料 3-1-④-2

学位取得候補教員の業務負荷配分の取扱い

平成 23 年 1 月 29 日
校長裁定

岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学位取得候補教員の業務負荷配分の取扱いについては、この扱いの定めるところによる。

- 1 博士の学位を取得するため、業務の重点を一定期間、研究活動に置くことを希望する教員は、この取扱いの適用を希望する前年度の 9 月末日までに、「学位取得候補教員の業務負荷配分の取扱い申請書」（別紙様式 1）により、所属学科長等を通じて校長に申請する。
- 2 この取扱いの適用を受けることができる教員は、原則として、次の各号に該当する者とする。
 - 一 博士の学位取得の可能性が顕著な者
 - 二 この取扱いの適用年度以前に、本校における教員としての勤務歴が 3 年以上の者
 - 三 この取扱いの適用年度の職位が、准教授、講師、助教、または助手の者
 - 四 この取扱いの適用年度当初において満年齢が 50 歳未満の者
- 3 この取扱いが適用される教員については、次の各号のいずれかの措置（複数可）が適用される。
 - 一 適用年度について、本校の校務分掌が免除される。
 - 二 適用年度について、クラブ顧問が免除される。
 - 三 当該学科からの非常勤講師雇用枠申請に基づき、当該教員の担当授業を最大 4 単位まで、非常勤講師に委託することができる。
- 4 この取扱いの承認手続きは次の各号の順とする。
 - 一 申請者の所属学科における面接を実施する。
 - 二 所属学科の推薦を受けて、校長が面接を行う。
 - 三 校長の面接により、内諾された場合には、これ以降は通常の主管会議における審議事項と同様の扱いとする。
- 5 この取扱いの適用に関わる制約等は原則として、以下の各号による。
 - 一 この取扱いの継続年限を当該教員当たり最長 2 年までとする。
 - 二 同一年度内にこの取扱いが適用される教員数上限は、学則第 7 条第 1 項に規定する学科においては各 1 名、一般科目においては 2 名とし、本校全体では 3 名とする。
- 6 この取扱いの事務は総務課職員係において処理する。
- 7 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は、主管会議の議を経てその都度、定めるものとする。

付 記
この取扱いは、平成 23 年 1 月 29 日から実施する。

(出典 総務課ホームページ学内用)

「専門基礎グループに関する申合せ」を資料 3-1-④-3 に示した。本申合せは、各専門学科において横断的に専門基礎科目の授業分担及び内容等を検討し、専門基礎科目の教育レベルを維持するための組織を設けることを趣旨としたものである。平成24年度は、専門 5 学科に各 1 名ずつのグループ員が配置され、趣旨に基づいた業務を実施している。資料 3-1-④-4 には、専門基礎グループで実施された物理実験のマスタープランについての意見交換会の資料の抜粋である。

資料 3-1-④-3

専門基礎グループに関する申合せ

平成 22 年 8 月 24 日

(目的)

第 1 条 岐阜工業高等専門学校に、各専門学科において横断的に専門基礎科目の授業分担及び内容等を検討し、専

門基礎科目の教育レベルを維持するために、専門基礎グループ（以下「グループ」という。）を置く。

（専門基礎科目の定義）

第2条 この規程において、「専門基礎科目」とは、主として応用数学及び応用物理学に関わる教科目をいう。

（組織及びグループ長）

第3条 グループは、各専門学科に在籍する専門基礎科目を担当する教員をもって組織する。

2 グループにグループ長を置く。

3 グループ長は、グループの業務に必要な会議を招集する。

4 グループ長が必要と認めるときは、一般科目の数学及び物理を担当する教員を会議に出席させることができる。

（業務）

第4条 グループにおいては、次の業務を行う。

一 グループ員の専門基礎科目の分担に関すること。

二 専門基礎科目のシラバスに関すること。

三 専門基礎科目の授業改善に関すること。

四 その他、専門基礎科目に関して必要と認められる事項

（その他）

第5条 この申合せに定めるもののほか、グループに関し必要な事項は別に定める。

付 記

この申合せは、平成23年4月1日から実施する。

（出典 総務課ホームページ学内用）

資料3-1-④-4

平成24年6月5日

意見交換会資料（抜粋）

専門基礎グループ

応用物理の本科の講義一覧

3M 応用物理Ⅰ（通年） 4M 応用物理Ⅱ（半期） 5M 応用物理Ⅲ（半期）

3E 応用物理Ⅰ（通年） 4E 応用物理Ⅱ（通年） 5E・D 応用物理Ⅱ（半期）

3D 応用物理Ⅰ（通年） 4D 応用物理Ⅰ（通年）

3C 応用物理Ⅰ（通年）

3A 応用物理Ⅰ（通年） 4A 応用物理Ⅱ（半期）

2. 応用物理実験室における実験講義について

各学科・複数学年に対して必要に応じて3回～5回程度で応用物理実験を実施

第3学年を中心に実験を実施

放課後の追実験・再実験における解放

仮進級の補習授業でも講義と併用して実験を活用

3. 実施例

3.1 実施例 その1

実験テーマ（3年 建築学科 担当教員 小川）（H23年 実施例 その1）

テーマ01 単振り子

テーマ02 Borda振り子による重力加速度の測定

テーマ03 Borda振り子による重力加速度の測定

テーマ04 Ewing法によるヤング率の測定

テーマ05 Ewing法によるヤング率の測定

テーマ06 角速度と慣性モーメント

テーマ07 力学的エネルギー保存則

テーマ08 運動三大法則

テーマ09 運動三大法則

テーマ10 運動三大法則

テーマ11 レーザー光回折

テーマ12 サーキットトレーナー

テーマ13 光電管

（出典 専門基礎グループ 意見交換会資料）

資料3-1-④-5に教員公募要項の一例を示した。教員の多様な年齢構成の実現するため、新規

採用教員の年齢について、制限を設定している例である。また、女性教員を増員する趣旨から、「能力が同等の場合、女性応募者を優先的に採用します。」の記載も実施している。

資料3-1-④-5

平成23年6月23日

関係機関の長 殿

岐阜工業高等専門学校長
北田 敏廣【公印省略】

教員の公募について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、このたび本校機械工学科では、下記の要領で教員を公募することになりました。
つきましては、関係各位へご周知いただくとともに、適任者の推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。
敬 具

記

1. 職名・人員 准教授、講師または助教 1名
2. 所属学科 機械工学科
3. 専門分野 応用物理の全分野
4. 担当科目 本科：応用物理（力学、電磁気学、相対論、量子論）、機械工学基礎研究、卒業研究 なお、応用物理については機械工学科以外の学科でも担当いただきます。
専攻科：応用物理学（量子論）、特別研究等
5. 応募資格
 - (1) 博士の学位の取得者
 - (2) 高等専門学校の教育（生活指導、クラブ指導、寮生指導など講義以外の指導を含む）、研究および地域連携に理解と熱意のある方
 - (3) 採用予定日において年齢が35歳以下であることが望ましい（雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号のイの適用により、長期勤続によるキャリア形成を図るため）
 - (4) 大学または高等専門学校において、機械系の学科を卒業したことが望ましい
6. 採用予定日 平成24年4月1日
7. 提出書類
 - (1) 履歴書（市販のものに本人自筆、写真貼付、電子メールアドレスを記載のこと）
 - (2) 教育研究業績一覧（著書、論文、報告等で指定様式または様式任意）
 - (3) 著書・論文等の別刷（コピー可、主要なもの3編程度）
 - (4) 研究業績概要（A4版、2000字程度、様式任意）
 - (5) 教育・研究・地域連携についての抱負（A4版、2000字程度、様式任意）
 - (6) 所属長（または指導教員）の推薦書
8. 応募締切 平成23年7月29日（金）必着
9. 選考方法 第1次選考：書類審査
第2次選考：面接および模擬授業（第1次選考合格者のみ）
（面接に伴う旅費等は応募者の負担とします。）
10. 書類提出先 〒501-0495 岐阜県本巣市上真桑 2236-2 岐阜工業高等専門学校 総務課職員係 宛
※封筒に「機械工学科教員応募書類在中」と朱筆し、簡易書留で送付のこと。
なお、応募書類は原則として返却しません。
返却を希望される場合は、住所・氏名を記載した宅配便の伝票（着払用）を同封してください。
11. 問い合わせ先 「教育・研究に関すること全般」
（省略）
12. その他
 - (1) 応募者の個人情報、岐阜工業高等専門学校の教員を採用する目的のために利用するものであり、第三者に提供または公表することはありません。
 - (2) 高等専門学校はその教育目標や学生の幅広い年齢層（15～22歳）から教員の職務内容も大学とは異なります。高等専門学校の特質を良く理解したうえで応募されることを期待しています。
 - (3) 本校では採用に際して男女共同参画に配慮しており、能力が同等の場合、女性応募者を優先的に採用します。
 - (4) カリキュラム等の詳細、提出書類の書式は本校HP(<http://www.gifu-net.ac.jp/>)にありますのでご覧ください

い。

(出典 総務課職員係資料)

優秀な教職員を表彰する本校独自のシステムとして、資料 3-1-④-6 に本校の「特別功労者表彰規程」を示した。また、資料 3-1-④-7 にはこの表彰事例を示した。

資料 3-1-④-6

岐阜工業高等専門学校特別功労者表彰規程

制定 平成14年9月11日
学校規則第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育、研究及び学校運営に関し、また地域社会とのかかわりで特に顕著な功績等を挙げた者を「特別功労者」として表彰するため定めるものである。

(表彰を受ける者)

第2条 特別功労者の表彰は、次に掲げる各号の一に該当する者について行う。

- 一 講義、演習、実験・実習及びクラス運営等において新たな方法を創案し、その実践を行い、教育効果を高めた者
- 二 クラブ運営を通して学生の徳育・体育教育に功績のあった者
- 三 高等専門学校生向けの教科書を編纂し、教育効果を上げた者
- 四 各種委員会等において、学校運営に功績のあった者
- 五 技術指導、公開講座、共同研究及び学会活動等において、社会に貢献し、本校の名を高めた者
- 六 その他特に顕著な功績等を挙げた者

(特別功労者の選考)

第3条 校長は、前条に掲げる特別功労者を選考するため、本校に特別功労者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、教務主事を委員長とする。

- 一 教務主事
- 二 研究主事
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 事務部長
- 六 その他校長が必要と認めた者

(推薦の方法)

第5条 推薦者（各主事、各学科長、各種委員会委員長、教育研究施設の長及び事務部長）は、別紙様式 1 及び 2 により、候補者を委員会に推薦するものとする。ただし、自薦によることができる。

(表彰を受ける者の決定)

第6条 表彰を受ける者は、委員会の推薦により、校長がこれを決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。

- 2 前項の表彰に併せて、記念品を贈与することができる。
- 3 表彰は年 1 回行う。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年学校規則第14号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年学校規則第45号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(出典 総務課ホームページ学内用)

資料 3-1-④-7

「特別功労者 表彰一覧」

(略)

(出典 総務課資料)

(分析結果とその根拠理由)

資料3-1-④-1に示したように、教員の年齢構成は均衡の整った配置になっている。また、本校独自の「学位取得候補教員の業務負荷配分の取扱い」（資料3-1-④-2）の実現により、博士の学位取得を志望する教員の校務分掌負荷を軽減するシステムが構築されている。さらに、学科横断型の「専門基礎グループ」が設けられ、基礎科学分野の教育について先進的な役割を果たしている。また、教員の採用に関しては、適正な年齢構成の実現や女子教員の増員を促進する方法が採用されている。本校独自の教職員表彰規程が設けられ、この実現により、教職員の動機付けの向上を促進している。以上のように、学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられている。

観点3-2-①： 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

(観点に係る状況)

資料3-2-①-1に機構本部主導で本校も実施している教員表彰の実施案内を示した。評価の項目は、教員による自己評価、教員間の相互評価、及び学生の教員評価の3部門から構成されている。

<p>教員各位</p> <p style="text-align: center;">国立高等専門学校教員顕彰の実施について</p> <p>標記のことについて、高専機構理事長から通知がありましたので、下記により提出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 教員による自己評価（第1部）及び教員による相互評価（第2部） 評価方法：添付ファイル『教員の教育業績等評価』に基づき、『【提出書類】評価集計表』に点数等を記入してください。（『実施要項』も参照願います。） 提出方法：『【提出書類】評価集計表』をプリントアウトし、印刷室に設置した投票箱に提出してください。3名の教員投票（第2部）については、投票者の氏名が判明しても差し支えない場合は切取不要です。 提出期限：■■平成24年10月19日（金）■■</p> <p>(2) 学生による教員の評価（第3部） 評価方法：第3～5学年学級担任教員の印刷室のボックスにアンケート用紙を配付しましたので、提出期限に間に合うよう実施してください。アンケートを実施する際は、『教員の教育業績等評価』の第3部（9ページ）の実施方法に基づき、「顕著な功績をあげている」と思う複数の教員の氏名を記名用紙に記入の上、提出するよう説明をお願いします。 提出先：総務課職員係 提出期限：■■平成24年10月23日（火）■■</p>	<p>資料3-2-①-1</p> <p>校長</p>
<p>(出典 職員係 平成24年10月4日配信メール)</p>	

(分析結果とその根拠理由)

全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価を行なう手段として、機構本部が主導している教員表彰システムを本校も実施している。この結果は定量的に評価され、教員に示され、教育活動向上のための重要な動機づけの一翼を担っている。

観点3-2-②： 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

(観点に係る状況)

資料3-2-②-1に本校の教員選考手続細則を示した。また、資料3-2-②-2に本校の人事委員会規程を示し、さらに資料3-2-②-3に「教員選考における候補者の評価基準等(抜粋)」を示した。教員の採用や昇格に関わる事項は、教員選考手続細則に基づき、当該学科等の提案により人事委員会に諮られ、審議される。また、この審議の際の判断の指針として、「教員選考における候補者の評価基準等」が適用される。

岐阜工業高等専門学校教員選考手続細則	資料3-2-②-1 制定 平成18年2月8日 校長裁定
(趣旨) 第1条 この細則は、岐阜工業高等専門学校の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の選考並びに専攻科の授業を担当する教員(以下「専攻科授業担当教員」という。)の認定に係る審査を適正、かつ、円滑に行うために必要な手続について定める。 (選考又は審査の時期) 第2条 教員の選考は、原則として、公募を基本とし、選考の時期は採用又は昇任させようとする日の2月前までに行うものとする。 2 専攻科授業担当教員の認定に係る審査は、その必要が生じたとき速やかに行うものとする。 (教員配置の要望等) 第3条 校長は、教員の選考及び専攻科授業担当教員の認定に係る審査(以下「教員の選考等」という。)に関し、学科長等から意見を聴取することができる。 2 学科長等は、教員の選考等に関し要望があるときは、別記様式の教員配置要望・募集計画書を校長に提出するものとする。 (選考開始) 第4条 校長は、前条第2項の提出があり、教員の選考等を開始する必要があると認めたときは、主管会議の議を経て決定するものとする。 (選考) 第5条 校長は、人事委員会において「岐阜工業高等専門学校教員選考における候補者の評価基準等」に定める書類審査及び面接の上、教員候補者を決定する。 2 人事委員会は、必要に応じて、前項に規定する書類審査及び面接を当該学科長等に委任することができるものとする。 (選考制限) 第6条 人事委員会において、教員候補者として不適格と判定された者は、その日から1年を経過しなければ、同一職名による選考の対象とすることができない。 (その他) 第7条 この細則に定めるもののほか、教員選考手続に関し必要な事項は、人事委員会の議を経て校長が別に定める。 附 則 この細則は、平成18年4月2日から施行する。 附 則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。 (出典 岐阜高専 総務課Web)	

岐阜工業高等専門学校人事委員会規程	資料3-2-②-2 制定 平成16年3月11日 学校規則第13号
(設置) 第1条 岐阜工業高等専門学校における教職員(非常勤講師を含む。)の人事に係る事項等を審議するため、人事委員会(以下「委員会」という。)を置く。	

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教員（教授，准教授，講師，助教及び助手をいう。）の採用及び昇任の選考に関する事。
- 二 教職員の人事管理に関する事。
- 三 非常勤講師等の選考に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事
- 三 研究主事
- 四 学生主事
- 五 寮務主事
- 六 事務部長
- 七 その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(提出書類)

第6条 校長は、当該学科長から、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

一 第2条第1号の審議を行う場合

イ 推薦書（様式1）

ロ 履歴書（様式2）

ハ 著書・論文等一覧（様式3）

ニ 教育及び研究に関する抱負（様式4）

ホ 選考候補者評価点数表（「岐阜工業高等専門学校教員選考における候補者の評価基準等」に定める別紙様式）

ヘ その他校長が必要と認めた書類

二 第2条第3号の審議を行う場合

「岐阜工業高等専門学校非常勤講師の選考に関する規程」に定める書類

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 岐阜工業高等専門学校教官選考委員会内規（昭和54年10月1日制定）及び岐阜工業高等専門学校事務職員採用選考内規（昭和39年9月15日制定）は、廃止する。

附 則（平成19年学校規則第21号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年学校規則第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(出典 岐阜高専 総務課Web)

資料3-2-②-3

岐阜工業高等専門学校教員選考における候補者の評価基準等（抜粋）

平成18年4月4日

校長裁定

I 採用及び昇任の選考の基本的考え

1 岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員の採用及び昇任の選考は、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）に定める当該教員の資格を有する者について、行うものとする。

2 候補者の採用又は昇任の選考は、原則として一般公募によるものとする。

3 教員の採用及び昇任の選考は、本校の人事委員会規程に定める提出書類（推薦書，履歴書，著書・論文等一覧，教育及び研究に関する抱負，その他校長が必要と認めた書類）及びⅡの評価項目に定める「①教育面，管理・運営面における評価項目」及び「②研究面における評価項目」を点数化した選考候補者評価点数表（別紙様式）に基づく審査，並びに「③面接における評価項目」による面接を実施し，候補者の資質を多面的な観点から総合的に判断するものとする。教員の採用及び昇任の選考に必要な書類一式は，当該学科長（専門5学科，専門基礎又は一般科の各学科の長をいう。）が事前に準備し，人事委員会の開催日一週間前までに提出するものとする。

- 4 本評価基準等において、採用には独立行政法人国立高等専門学校機構内の他の高等専門学校から選考候補者があ
る場合を含むものとし、昇任とは本校内部において昇任することをいう。
- 5 教員の採用及び昇任の選考に応募する候補者は、下記Ⅲに示す当該学科が指定した教育面、管理・運営面におけ
る評価項目の教育面累計ポイント及び研究面における評価項目の研究面累計ポイントのいずれをも充足すること
を必要条件とする。なお、ポイントは自己申告制とし、ポイントの確認、評価・査定等は人事委員会が行う。
- 6 各学科長等は、採用又は昇任に必要な評価ポイント及び条件等を定め、あらかじめ人事委員会に提案の上、校長
の承認を受けなければならない。

Ⅱ 評価項目

教員の採用及び昇任の選考において候補者の充足条件を審査するため、①教育面、管理・運営面における評価項
目、②研究面における評価項目、及び③面接における評価項目は、次のとおりとする。

①教育面、管理・運営面における評価項目

- a. 採用又は昇任に至る経験年数
- b. 教務主事，研究主事，学生主事及び寮務主事等の主事経験
- c. 学科長，専攻科長，各種会議・委員会（専門委員会・ワーキンググループを含む。以下同じ。）における委員
長，主事補佐，専攻科主任，学年主任の経験
- d. 学級担任及び各種会議・委員会等における委員の経験
- e. 本校の授業担当単位数
- f. クラブ活動での指導実績
- g. クラブ活動の成績（県代表，高専大会優勝等）
- h. 公開授業・出前授業・公開講座・オープンカレッジ等の実績
- i. 採用前の前職場における教育，管理・運営面及び社会に対する貢献の実績
- j. その他特記事項

②研究面における評価項目

- a. 論文件数，学会等発表件数
- b. 科学研究費補助金の応募及び獲得実績
- c. 共同研究実績
- d. 外部資金の応募及び獲得実績（研究助成金，寄附金等）
- e. 学会活動役員歴（役員，座長，幹事等）
- f. 特別な研究業績（賞受賞，在外研究等）
- g. 特許出願
- h. 大学・他高専・地域での依頼講演（所属長から，又は所属長へ依頼があったもの）
- i. 本科卒業研究学生指導歴
- j. 専攻科特別研究学生指導歴
- k. その他特記事項（博士，Ph. D.，技術士等の資格取得等）

③面接における評価項目

- a. 提出された資料に関する質疑
- b. 責任感，指導力，社会性，協調性，倫理観，マネジメント力
- c. 採用又は昇任に当たっての抱負
- d. 人格識見，健康状態
- e. その他（模擬授業実施など）

Ⅲ 採用及び昇任の選考基準

1 評価項目の点数化

- (1) 教育面，管理・運営面における評価項目及びその点数化（各学科共通）

(以下 省略)

(出典 岐阜高専 総務課Web)

資料3-2-②-4に人事委員会の議事要旨のサンプルを示した。

資料3-2-②-4

「平成24年度第4回人事委員会議事要旨」

不開示資料

(出典 総務課職員課係資料)

(分析結果とその根拠理由)

本校の教員の採用，あるいは昇格に関する規程として，教員選考手続細則（資料3-2-②-1），人事委員会規程（資料3-2-②-2），及び「教員選考における候補者の評価基準等（抜粋）」（資料3-2-②-3）が定められている。教員の採用や昇格に関わる事項は，教員選考手続細則に基づき，当該学科等の提案により人事委員会に諮られ審議される。また，この審議の際の判断の指針として，「教員選考における候補者の評価基準等」が適用されている。以上のように，本校の教員の採用や昇格等に関する基準は，明確に定められており，適切に運用がなされている。

観点3-3-①： 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

（観点に係る状況）

資料3-3-①-1に事務部・技術室の組織図を示した。教育に関わる主事，会議，及び学生課に配置された係の関係は，以下のとおりである。

教務主事－教務会議－教務係・入試係

学生主事－学生会議－学生係

寮務主事－寮務会議－学生生活支援係

資料3-3-①-2
「事務部・技術室の組織図」
（略）
（出典 総務課職員係資料）

資料3-3-①-2に技術職員の配置を示した。第一班の技術職員は授業に関わる業務としては，実習工場で実施される実習系科目について，学生の技能習得に携わっている。また第2班と3班の学科付の技術職員は，各学科における実験系科目・PBL系科目・演習系科目の教育支援を行っている。

資料3-3-①-2
「技術職員の配置」
（略）
（出典 総務課職員係資料）

（分析結果とその根拠理由）

各主事とその主催する各会議について，事務組織の各係が対応しており，各事務組織は教員の教育活動の展開に有機的に深く関わっている。特に，技術職員は実習工場における技能教育や，各学科における実験系・演習系の科目の遂行についての寄与が著しく，学生の技術者としての育成に不可欠な存在になっている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

専門学科と一般科の各教員間の連携を促進するために，学科会議規程や学級担任会議規程が新たに制定され，これらが適切，かつ有機的に運営されている。

（改善を要する点）

なし。

(3) 基準3の自己評価の概要

本校では、教育活動を展開するために必要な教員が配置されている。教員組織については、学科会議規程、あるいは学級担任規程を新たに制定するなど、個別の教員の活動を有機的に関連付ける組織整備がなされている。

また、全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われている。これらの評価に基づき、その結果を学科会議規程や学級担任規程等の教員組織の見直し等に反映させている。また、教員の採用及び昇格等に当たっては、定量的で精緻な基準や規程が定められ、適切な運用がなされている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。

（観点到に係る状況）

資料 4-1-①-1 に準学士課程入学者（中学生）向けのアドミッション・ポリシーを示した。また、資料 4-1-①-2 には準学士課程 4 年次編入学生向け、資料 4-1-①-3 には専攻科生向けのアドミッション・ポリシーを示した。これらは本校の外部向けの Web サイトに示されており、併せて、資料 4-1-①-4 に示すように、各募集要項にも明記されている。

資料 4-1-①-1	
準学士課程のアドミッション・ポリシー	
学校のアドミッション・ポリシー ・ 基礎学力及び幅広い能力がある人 ・ 「英語」、「国語」及び理系科目が得意な人 ・ 何事にも積極的に取り組むことができる人 ・ 倫理観のある人	
学科別のアドミッション・ポリシー 機械工学科 ・ 数学と理科を得意科目とし、広く「ものづくり」に興味があり、自動車などの生活に役立つ機械を設計・製作する機械技術者になることを強く希望している人 ・ 目標を達成することの喜びを知り、たゆまない努力をする覚悟のある人 電気情報工学科 ・ 電気・電子・情報関連の技術に興味のある人や、エネルギーや地球環境などの問題解決に挑戦したい人 ・ いろいろなことに好奇心旺盛でアイデアや創造力が豊かな人、それらの思いを行動に移し、挑戦できる人 電子制御工学科 ・ 数学や理科及び英語を得意とし、ものづくりに関心があり、ロボットなど電子制御システムに関わる技術者になることを強く目指す人 ・ 環境に配慮した電子制御システムづくりに積極的にチャレンジし、好奇心旺盛で向上心があり粘り強くがんばることのできる人 環境都市工学科 ・ 環境負荷を低減した都市のライフライン（エネルギー・交通・上下水道などの生活や産業を支えているもの）、自然災害に強い安全な都市づくりについて学びたい人 ・ 公共事業にたずさわる技術者として社会に貢献したい人 ・ 元気がありリーダーシップを発揮できる人 建築学科 ・ 技術・家庭および美術が得意で、社会と文化にも関心を持ち、建築に関わる技術者になることを強く目指している人 ・ 環境との関わりを考えつつ、多種多様な意見をまとめ、個性豊かな建築をデザインしたい人 (出典 岐阜高専ホームページ)	

資料 4-1-①-2	
第 4 学年編入のアドミッション・ポリシー	
学校のアドミッション・ポリシー ・ 基礎学力の修得に努めており、さらに専門の知識を身につけたい人 ・ 好奇心が旺盛で、常に知識を獲得し、能力の開発を目指して努力する人 ・ 学んだ知識を活用し社会に貢献したい人	
学科別のアドミッション・ポリシー 機械工学科 ・ 数学・物理（特に力学）・情報技術を得意とし、機械技術分野、特に「ものづくり」分野に強い関心があり、社	

会に貢献できる機械技術者となるための継続的な努力のできる人

- ・ 目標を達成するための課題を自ら見出し、これをデザイン能力、及びコミュニケーション能力により解決することができる機械技術者を指す人

電気情報工学科

- ・ 電気・電子・情報工学に関する幅広い基礎知識の修得を目指し、エネルギーや地球環境などの問題解決や物作りに挑戦したい人
- ・ 電気・電子工学の主要な基礎知識を理解でき、情報工学に関係した最新知識や技術の修得を目指す、創造性豊かな人
- ・ いろいろなことに好奇心旺盛でアイデアや創造力が豊かな人、それらの思いを行動に移し、挑戦できる人

電子制御工学科

- ・ 工学、情報技術を得意とし、電子制御技術の根幹である電気・電子、情報・制御、機械関連の分野に関心があり、幅広い専門知識を身に付け社会に貢献できる技術者を指す人
- ・ 意欲的かつ実践的に課題に取り組み、柔軟にかつ創造的に解決できる能力を素養として持っている人

環境都市工学科

- ・ 自然と調和した社会基盤の整備と、自然災害に強い安全な都市の創造に関する幅広い専門知識の修得を目指す人
- ・ プロジェクトのリーダーとしてリーダーシップを発揮し、身につけた幅広い専門知識を実践的に活用できる能力を素養として持っている人
- ・ 公共事業にたずさわる技術者として社会に貢献したい人

建築学科

- ・ 工学、情報技術を得意とし、社会と文化並びに芸術の分野に関心があり、幅広い専門知識を身につけ社会に貢献できる技術者を指している人
- ・ 自ら課題を提起し、それをデザイン能力とコミュニケーション能力により解決できる柔軟な思考力を素養として持っている人

(出典 岐阜高専ホームページ)

資料 4-1-①-3

専攻科のアドミッション・ポリシー

電子システム工学専攻

- ・ 機械、電気情報、電子制御の分野を、総合的に深く学びたい人
- ・ 出身分野の知識を生かしつつ、ヒューマンフレンドリーな知的機能システムを開発する意欲のある人

建設工学専攻

- ・ 環境都市工学あるいは建築学に関する主要な基礎知識を理解でき、幅広い専門分野を身につけて社会に貢献できる技術者を指している人
- ・ 先端技術、社会と文化、芸術などの他分野に関心があり、自ら提起した課題に対して取り組む姿勢と、柔軟かつ創造的に解決できる思考力を素養として持っている人

(出典 岐阜高専ホームページ)

資料 4-1-①-4

「平成25年度国立岐阜工業高等専門学校入学者募集要項」7頁・8頁

「平成25年度国立岐阜工業高等専門学校編入学者募集要項」6頁～8頁

「平成25年度岐阜工業高等専門学校専攻科学生募集要項」12頁・13頁

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程向け、同4年次編入学生向け、及び専攻科生向けのアドミッション・ポリシーが明確に定められている。本校の学外向けのWebサイトに公開され、本校教職員のみならず、広く社会に周知されている。特に中学生向け(準学士課程入学志望者向け)には平易な表現で示されている。

観点 4-2-①： 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

準学士課程の学力選抜

資料 4-1-①-1 に示した本校のアドミッション・ポリシーの「基礎学力及び幅広い能力がある人」の観点から、学力選抜では、中学の学習課程の全 9 教科の 5 段階評価の高い受験者を積極的に受入れる方法を用いている。（資料 4-2-①-1）

また、「『英語』、『国語』及び理系科目が得意な人」の観点から、学力検査科目については、数学、理科、英語、国語の 4 科目を採用している。さらに、「何事にも積極的に取り組むことができる人」、及び「倫理観のある人」の能力は、受験者が中学校で履修する全 9 科目の成績評価に反映されているとの観点からも、学力選抜では、中学の学習課程の全 9 教科の 5 段階評価の高い受験者を積極的に受入れる方法を用いている。

「平成25年度入学者選抜実施要項」	不開示資料	資料 4-2-①-1 (出典 入試運営委員会)
-------------------	-------	----------------------------

準学士課程の推薦選抜

準学士課程の推薦選抜では、全志願者について面接検査を選抜の評価項目の一つとしている。面接の評価項目に直接、アドミッションポリシーとの適合性を評価項目に加えている。（資料 4-2-①-2）

「平成25年度入学者選抜実施要項」	不開示資料	資料 4-2-①-2 (出典 入試運営委員会資料)
-------------------	-------	------------------------------

編入学者選抜

4 年次への編入学者の選抜に際しては、全志願者の評価項目として学力検査と面接検査とを設けている。面接検査においては、アドミッション・ポリシーとの適合性を直接、評価項目としている。（資料 4-2-①-3）

「平成25年度編入学者選抜実施要項」	不開示資料	資料 4-2-①-3 (出典 入試運営委員会資料)
--------------------	-------	------------------------------

専攻科入学者選抜

両専攻ともに、各 2 項目あるアドミッション・ポリシーの一つ目は（資料 4-1-①-3）、各学際分野に関わるものである。推薦入試においては、実施要項に示すように（資料 4-2-①-4）出願資格にこの学際分野を規定しており、学力選抜においては、実施要項の別表 1 に示すように学力検査科目において、反映させている。

両専攻の、各 2 つめのアドミッション・ポリシーは、いずれも人間力に関わるものであり、面接検査の評価項目により、評価することが可能な能力である。

「平成 25 年度専攻科入学者選抜実施要項」	資料 4-2-①-4
------------------------	------------

不開示資料

(出典 入試運営委員会資料)

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程の学力選抜においては、中学の学習課程の全9教科の5段階評価の高い受験者を積極的に受入れる方法を用いており、アドミッション・ポリシーの「基礎学力及び幅広い能力がある人」の観点に合致している。また、準学士課程の推薦選抜、編入学者選抜、及び専攻科の入学選抜においては、いずれも面接時の評価項目に、直接、アドミッション・ポリシーへの適合性を評価する項目がある。従って、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学選抜が適切に実施されていると言える。

観点4-2-②： 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

(観点到係る状況)

本校には、入試に関わる事項を特化して検討するための組織として、「入試運営委員会」が設けられており(資料4-2-②-1)、準学士課程入学選抜、4年次編入学選抜、及び専攻科入学選抜について、本校のアドミッション・ポリシーに適合し、より質の高い入学者を公正な方法で選抜するための検討、及び取組みを行っている。

平成23年度の第5回入試運営委員会では(資料4-2-②-2)、以降の入学選抜方法改善に反映させるため、平成18年度入学・平成22年度卒業した学生について、「入学選抜時の調査書点数・試験得点」と「本校5年間在学中の学業成績」との関係を調査した結果が示されている。(資料4-2-②-3)

資料4-2-②-1

岐阜工業高等専門学校入試運営委員会規程(抜粋)

制定 平成16年3月4日
学校規則第7号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校の入学の選抜に関する事項を審議するため入試運営委員会を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 本科及び専攻科の学生募集に関する事。
- 二 本科及び専攻科の入学選抜に関する事。
- 三 前2号に規定する入学選抜の実施に関する重要事項に関する事。
- 四 その他入学選抜に関する重要事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事、研究主事、学生主事及び寮務主事
- 三 各学科長及び専攻科長
- 四 事務部長
- 五 学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ校長及び教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くこ

とができる。 (実施業務の分担) 第6条 入学者選抜に関する実施業務については、次のとおり分担するものとする。 一 本科に関する実施業務 教務会議 二 専攻科に関する実施業務 専攻科会議 (庶務) 第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。	(出典 岐阜高専WEB学内版)
---	-----------------

「平成23年度 第5回 入試運営委員会議事要旨」 不開示資料 (出典 平成23年度第4回入試運営委員会議事要旨)	資料4-2-②-2
--	-----------

「平成18年度入学生の入試情報と学業成績との関係」 不開示情報 (出典 平成23年度第5回入試運営委員会資料)	資料4-2-②-3
---	-----------

(分析結果とその根拠理由)

入試運営委員会では、準学士課入学者選抜、4年次編入学選抜、及び専攻科入学者選抜について、より質の高い入学者を公正な方法で選抜するための検討、及び取組みを行っている。この取組みに際しては、本校のアドミッション・ポリシーへ適合性のみならず、より広範な観点から、より質の高い学生を選抜する観点からの取組みが行われている。

観点4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

(観点到に係る状況)

準学士課程

準学士課程の入学定員は5学科合わせて、1学年で200名である。資料4-3-①-1に示すように、平成19年度～平成24年度の期間の入学定員は、203名～208名の間を推移している

平成24年度入学者選抜進捗												資料4-3-①-1
学 科	M	E	D	C	A	H24	H23	H22	H21	H20	H19	
推薦合格者数	19	19	20	20	12	90	83	51	55	64	64	
学力志願者数	63	61	67	43	38	272	301	247	249	321	327	
学力合格者数	23	23	22	22	30	120	127	157	153	143	146	
学力入学者数	23	23	20	22	29	117	123	152	152	142	144	
入学者数	42	42	40	42	41	207	206	203	207	206	208	
(出典 平成24年度 第1回運営会議資料 教務報告抜粋)												

専攻科課程

専攻科課程の入学定員は各専攻合わせて、1学年20名である。資料4-3-①-2に示すように、平成19年度以降は入学者数が上回り、定員の2倍近くになる傾向がある。

資料4-3-①-2

専攻科入学者推移

	H07	H08	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
S	15	9	17	16	19	14	16	17	18	18	18	14	18	19	17	22	19	16
K	13	10	8	10	16	10	17	20	14	14	15	11	16	21	10	15	14	22
計	28	19	25	26	35	24	33	37	32	32	33	25	34	40	27	37	33	38

(出典 平成24年度4「大学編入学・専攻科進学説明会 専攻科長資料」 抜粋)

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程

準学士課程の実入学者数は、定員を数名超えるのみで、ほぼ定員通りの状況であり、適切である。

専攻科課程

専攻科の実入学者数は、ここ数年は入学定員の1.5倍から1.8倍程度で推移している。このように大幅に入学定員を超える理由の一つは、入学者選抜方法について、入学の可否を入学定員に関わりなく、入学志願者の能力により判断する方法を採用しているからである。

実入学者数が定員の2倍以下であれば、専攻科の運用上、設備の観点では問題はないことを確認してはいるものの、実入学者数の適正化のため、入試制度を大きく変革する検討を開始している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

なし。

(改善を要する点)

専攻科の実入学者数が入学定員の1.5倍を超える状況が続いている。所定の能力を満たしたものを受け入れる現状の選抜方法に、入学後の設備容量を観点を加えるべく、選抜方法の改正が必要である。

(3) 基準4の自己評価の概要

本校の学生の受入に際しては、準学士課程、同4年次の編入学生、及び専攻科生について明確なアドミッション・ポリシーが確定されており、公開されている。入学者選抜の運営主体の組織は、入試運営委員会であり、アドミッション・ポリシーに留まらず、より広範な観点から、優秀な入学者を選抜する方法が定常的に検討されている。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<準学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

各学科の学習・教育目標、教育課程表、及び教育課程系統図と関連の資料番号の関係を下表に示した。

学科	学習・教育目標	教育課程表	教育課程系統図
機械工学科	資料5-1-①-1	資料5-1-①-2	資料5-1-①-3
電気情報工学科	資料5-1-①-4	資料5-1-①-5	資料5-1-①-6
電子制御工学科	資料5-1-①-7	資料5-1-①-8	資料5-1-①-9
環境都市工学科	資料5-1-①-10	資料5-1-①-11	資料5-1-①-12
建築学科	資料5-1-①-13	資料5-1-①-14	資料5-1-①-15

資料5-1-①-1
「機械工学科の学習・教育目標」
前出資料1-1-①-11
(出典 学生便覧)

資料5-1-①-2
「機械工学科教育課程表」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/T/1A.pdf
(出典 岐阜高専シラバス)

資料5-1-①-3
「機械工学科教育課程系統図」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/M/M13.pdf
(出典 岐阜高専シラバス)

資料5-1-①-4
「電気情報工学科の学習・教育目標」
前出資料1-1-①-12
(出典 学生便覧)

資料5-1-①-5
「電気情報工学科教育課程表」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/T/26.pdf
(出典 岐阜高専シラバス)

<p>「電気情報工学科教育課程系統図」</p> <p>http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/E/E12.pdf</p>	<p>資料 5-1-①-6</p> <p>(出典 岐阜高専シラバス)</p>
--	--

<p>「電子制御工学科の学習・教育目標」</p>	<p>前出資料 1-1-①-13</p>	<p>資料 5-1-①-7</p> <p>(出典 学生便覧)</p>
--------------------------	----------------------	------------------------------------

<p>「電子制御工学科教育課程表」</p> <p>http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/T/3A.pdf</p>	<p>資料 5-1-①-8</p> <p>(出典 岐阜高専シラバス)</p>
--	--

<p>「電子制御工学科教育課程系統図」</p> <p>http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/D/D12.pdf</p>	<p>資料 5-1-①-9</p> <p>(出典 岐阜高専シラバス)</p>
--	--

<p>「環境都市工学科の学習・教育目標」</p>	<p>前出資料 1-1-①-14</p>	<p>資料 5-1-①-10</p> <p>(出典 学生便覧)</p>
--------------------------	----------------------	-------------------------------------

<p>「環境都市工学科教育課程表」</p> <p>http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/T/44.pdf</p>	<p>資料 5-1-①-11</p> <p>(出典 岐阜高専シラバス)</p>
--	---

<p>「環境都市工学科教育課程系統図」</p> <p>http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/C/C11.pdf</p>	<p>資料 5-1-①-12</p> <p>(出典 岐阜高専シラバス)</p>
--	---

<p>「建築学科の学習・教育目標」</p>	<p>前出資料 1-1-①-15</p>	<p>資料 5-1-①-13</p> <p>(出典 学生便覧)</p>
-----------------------	----------------------	-------------------------------------

<p>「建築学科教育課程表」</p>	<p>資料 5-1-①-14</p>
--------------------	--------------------

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/T/56.pdf>

(出典 岐阜高専シラバス)

資料 5-1-①-15

「建築工学科教育課程系統図」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/A/A12.pdf>

(出典 岐阜高専シラバス)

資料 5-1-①-16 に授業時間割表の一例を示した。

資料 5-1-①-16

月(MON)	火(TUE)				水(WED)				木(THU)				金(FRI)					
	10/26~10/27	10/27~10/28	10/28~10/29	10/29~10/30	10/30~10/31	10/31~11/1	11/1~11/2	11/2~11/3	11/3~11/4	11/4~11/5	11/5~11/6	11/6~11/7	11/7~11/8	11/8~11/9	11/9~11/10	11/10~11/11	11/11~11/12	
1 学 年	M	上原	菅原	※伊藤隆雄	菅原	山本(清)	山口	※山本(清)	菅原	山本(清)	菅原	山本(清)	菅原	山本(清)	菅原	山本(清)	菅原	
	E	歴史	化学AⅡ	体育	特活	数学AⅡ	物理A	国語B	化学AⅡ	電気情報工学基礎	数学AⅡ	英語C	国語A	数学B	英語B	地理	美術	
	D	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄
	A	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
2 学 年	M	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	
	E	数学AⅡ	英語B	体育	特活	数学AⅡ	物理A	国語B	化学AⅡ	電気情報工学基礎	数学AⅡ	英語C	国語A	数学B	英語B	地理	美術	
	D	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄
	A	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
3 学 年	M	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	
	E	数学AⅡ	英語B	体育	特活	数学AⅡ	物理A	国語B	化学AⅡ	電気情報工学基礎	数学AⅡ	英語C	国語A	数学B	英語B	地理	美術	
	D	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄
	A	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
4 学 年	M	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	
	E	数学AⅡ	英語B	体育	特活	数学AⅡ	物理A	国語B	化学AⅡ	電気情報工学基礎	数学AⅡ	英語C	国語A	数学B	英語B	地理	美術	
	D	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄
	A	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
5 学 年	M	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	
	E	数学AⅡ	英語B	体育	特活	数学AⅡ	物理A	国語B	化学AⅡ	電気情報工学基礎	数学AⅡ	英語C	国語A	数学B	英語B	地理	美術	
	D	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄	※伊藤隆雄
	A	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)
	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)	山本(清)

(出典 学校説明会 パワーポイント)

各専門学科で使用している教科書の抜粋を資料 5-1-①-17~21 に示した。

資料 5-1-①-17

「平成 24 年度 機械工学科専門科目資料教科書一覧」

(略)

(出典 学生課教務係資料)

資料 5-1-①-18

「平成 24 年度 電気情報工学科専門科目資料教科書一覧」

(略)

(出典 学生課教務係資料)

資料 5-1-①-19

「平成 24 年度 電子制御工学科専門科目資料教科書一覧」

(略)

(出典 学生課教務係資料)

「平成24年度 環境都市工学科専門科目資料教科書一覧」 (略)	資料5-1-①-20
	(出典 学生課教務係資料)

「平成24年度 建築学科専門科目資料教科書一覧」 (略)	資料5-1-①-21
	(出典 学生課教務係資料)

(分析結果とその根拠理由)

各学科の学習・教育目標，教育課程表，及び教育課程系統図と関連の資料番号の関係を資料5-1-①-1～15に示した。これらから，授業の構成が，各学科の目的に照らして適したものであることが明らかである。また，資料5-1-①-16には週間の授業時間割の一例を示した。専門科目のセルの背景を青色にして，一般科目と区別している。学科に関わらず，学年進行とともに，専門科目の割合が増加しており，教育課程が体系的に編成されていることが明らかである。

各専門学科で使用している教科書の抜粋を資料5-1-①-17～21に示した。大学工学部の3・4学年で使用される高いレベルの教科書を本校の準学士課程の3～5学年で使用している。また使用学年の状況から，学年進行とともに，専門科目のレベルが向上しており，教育課程が体系的に編成されていることが明らかである。

観点5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において，学生の多様なニーズ，学術の発展の動向，社会からの要請等に配慮しているか。

(観点に係る状況)

本校の教育目標のひとつに国際的なコミュニケーション能力を掲げている。本校では全国の高専に先駆けて，平成12年度から第3学年全員にTOEICを受験させている。資料5-1-②-1に3学年用を開講されている英語Aのシラバスを示した。また資料5-1-②-2には，同一斉受験の結果の推移を示した。

資料5-1-②-3には，第3学年用を開講されている英語Cのシラバスを示した。本科目は，ネイティブの教員により，授業が担当されている。

「シラバス 英語A」	資料5-1-②-1
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/G/030217.pdf	
	(出典 岐阜高専 シラバス)

資料 5-1-②-2

TOEIC 団体受験 全校一斉テストの平均点推移

		3年	希望者	全学生			
平成12(2000)年度	第1回	286.5	329.8	300.1			
平成13(2001)年度	第2回	304.4	324.0	308.9			
平成14(2002)年度	第3回	304.3	338.0	319.0			
平成15(2003)年度	第4回	343.4	355.7	349.7	専攻科修了時の平均点		
平成16(2004)年度	第5回	350.4	380.8	363.7	S	K	計
平成17(2005)年度	第6回	366.1	412.2	386.7	465.8	486.3	476.1
平成18(2006)年度	第7回	332.7	396.4	365.0	440.8	460.8	450.8
平成19(2007)年度	第8回	333.8	367.8	352.1	484.6	470.0	477.3
平成20(2008)年度	第9回	321.6	363.4	340.9	490.3	492.0	491.1
平成21(2009)年度	第10回	325.5	390.9	351.5	469.2	466.1	467.6
平成22(2010)年度	第11回	321.6	363.4	340.9	465.3	458.0	461.6
平成23(2011)年度	第12回	306.1	397.9	339.7	532.3	474.3	503.3

(出典 英語科資料)

資料 5-1-②-3

「シラバス 英語C」

<http://www.gifu-net.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/G/030219.pdf>

(出典 岐阜高専シラバス)

(分析結果とその根拠理由)

本校では、国際社会に通用する技術者の養成の観点から、国際コミュニケーション能力の向上を教育目標に掲げている。3 学年では授業の一環として、TOEICの団体受験を実施している。また、ネイティブの英語教員による授業も定常的に実施されている。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

(観点到に係る状況)

資料 5-2-①-1 は、観点 5-1-① に示した専門 5 学科の教育課程表を取りまとめた資料であり、専門学科の必修科目について、授業形態別の単位数を示したものである。必修科目における講義の割合は学科によりバラツキがあるものの、60%~65%の範囲である。すなわち、体験形態の授業科目の割合は、35%~40%と比較的高い割合であり、実践的技術者の養成を目標のひとつとして掲げている本校のスタンスに適合している。

資料 5-2-①-1

専門科目における授業形態別の単位数 (必修科目) 平成 24 年度入学生用教育課程

学科	講義	演習	実験実習 (卒研を含む)	必修科目合計
機械工学科	48 (60%)	4	28	80
電気情報工学科	43 (62%)	2	24	69
電子制御工学科	50 (65%)	0	27	77
環境都市工学科	48 (65%)	6.5	19.5	74
建築学科	50 (64%)	18	10	78

(出典 教務会議資料)

また、資料 5-2-①-2 は、実験実習系科目の代表例であり、環境都市工学科の第 1 学年を対象として開講されている「シビルエンジニアリング」のシラバスである。第 1 学年に入学した学生の理解度に合わせて、当該の学際分野に無理なく学生が親しみ、興味を促進させるよう、多様な体験型の取組みが準備されている。

資料 5-2-①-2

「シラバス シビルエンジニアリング」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/C/414403.pdf>

(出典 岐阜高専学外向けWebシラバス)

(分析結果とその根拠理由)

専門 5 学科の教育課程表を取りまとめて、専門学科の必修科目について、授業形態別の単位数を示した。その結果、必修科目における講義の割合は学科によりバラツキがあるものの、体験形態の授業科目の割合は、35%~40%と比較的高い割合であり、実践的技術者の養成を目標のひとつとして掲げている本校のスタンスに適合している。また、環境都市工学科の第 1 学年を対象として開講されている「シビルエンジニアリング」のシラバスにより、本校の実践的教育体制の一端を示したが、第 1 学年に入学した学生の理解度に合わせて、当該の学際分野に無理なく学生が親しみ、興味を促進させるよう、多様な体験型の取組みが準備されている。

以上のように、本校の教育課程の構成は、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると言える。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

(観点到に係る状況)

資料 5-2-②-1 に「平成 24 年度シラバス作成手引き（抜粋）」を示した。本資料は平成 24 年度用のシラバス作成に当たり、教務会議から各教員に提示された資料の一部である。また、資料 5-2-②-2 は、上記の資料に付随した資料の抜粋であり、教員のシラバス作成に供するためのサンプルである。教科目のタイプに合わせて数種類のサンプルが示されている。

資料 5-2-②-1

平成 24 年度シラバス作成手引き（抜粋）

1. はじめに

平成 23 年度版からの変更点は以下の通りです。

1. ヘッダの「※学修単位」の記述を削除し、旧「単位数」の欄に単位数記載する。また、本科の学修単位科目は括弧付けで学修と記載する。
2. ヘッダの「JABEE 認定科目」の記述を削除する（「JABEE 基準 1（1）」が記載されている科目が JABEE 認定科目とする）
3. 内規第 19 条四の修得しないと原級留置になる授業科目（別表 2）はヘッダに「別表 2 対象科目」と記載する。

<p>4. 5 学年の前期は、中間試験期間は設けず通常授業とするため、中間試験の回は通常授業として予定を記載する。</p> <p>1.1 シラバス作成手順 シラバス作成の流れは以下の通りです。</p> <p>①ワープロソフト等を用いシラバスを作成。 ②PDF に変換。 ③シラバスアップロードシステムにて各自でアップロード（<u>2月27（月）</u>まで）。 ④学科内で確認し必要ならば修正。 ⑤完成版をアップロード（<u>3月26（月）</u>まで）。</p> <p>本手引きでは①について説明します。なお、作成に当たっては教務揭示版のサンプルファイルをご利用ください。「②PDF に変換」につきましては各自で対応ください。なお機種依存文字（丸付き数字など）を使用した場合には、PDF 化する際に”フォントの埋め込み”を行なってください。「③シラバスアップロードシステム」につきましては各科教務会議委員にお尋ねください。</p> <p>1.2 全体的な書式について</p> <p>①半期科目は A4 サイズ 1 ページ、通年科目は A4 サイズ 2 ページにおさめてください。ただし、専攻科については教室外学修の内容を詳細に記述する必要があるため、半期科目で 2 ページとなることも可とします。 ②余白は上下左右とも 20mm としてください ③特に断わりが無い限り、「全角文字のフォント：明朝系 9 ポイント」としてください。 (以下省略)</p> <p style="text-align: right;">(出典 教務会議資料)</p>

「H24 年度シラバスサンプル」	資料 5 - 2 - ② - 2
(略)	
	(出典 教務会議資料)

資料 5 - 2 - ② - 3 は平成 23 年度末の教務会議議事録である。教務会議委員を通じて学科への連絡事項として、シラバスへの作成日程、及び学科での検討のプロセスが指示されている。また、資料 5 - 2 - ② - 4 は平成 24 年度第 1 回教員会議における教務主事報告資料の抜粋である。学期初めの授業に際して、成績評価方法を中心としたシラバス解説するように指示がなされている。

「平 23 年度 第 33 回 教務会議議事録」	資料 5 - 2 - ② - 3
不開示資料	
	(出典 平 23 年度第 33 回教務会議議事録)

教務関係	資料 5 - 2 - ② - 4
<p>報告事項</p> <p>1. 学生の異動について</p> <p>1) 平成 24 年 4 月 1 日現在の学生数等 2/9・3/9</p> <p>2) 平成 23 年度原級留置者及び退学者一覧 4/9</p> <p>2. 本校の教育目標等（教務掲示板トップページの最上段に掲載） 5/9</p> <p>3. 本校の教育目標に対する満足度・達成度についてのアンケート結果（5 学年卒業時） 6/9</p> <p>4. 平成 23 年度後期の欠課時数の訂正について 「教員手帳」の「欠課時数の誤記訂正に関する申し合わせ」に基づき処置してください。 (学生には、誤記訂正期限（4 月末日）を周知徹底させて下さい)</p> <p>5. 平成 23 年度における資格取得について：教務掲示板項目 119『その他』に掲載</p> <p>6. 平成 24 年度シラバスについて 本校ホームページ上に平成 24 年度版が公開されています。学生には、年度当初の最初の授業にてシラバスを</p>	

提示し、成績評価方法を周知して下さい。

(以下 省略)

(出典 平成24年度第1回教員会議資料 教務報告(抜粋))

資料5-2-②-5は、平成24年度当初に、教務主事から非常勤講師に案内された資料の抜粋である。学期初めの最初の授業でシラバスを配布し、解説するように指示がなされている。

資料5-2-②-5

平成24年4月1日

平成24年度 非常勤講師 各位

岐阜工業高等専門学校
教務主事 加藤 浩三

講義開始に当たっての諸連絡

この度は岐阜高専の非常勤講師をお引き受け賜り、ありがとうございます。
授業を開始されるに当たって、大学と異なり特にご留意頂きたいことや本校の進級等に伴う規則等についてまとめましたので、ご一読の上、御高配賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
なお、学生課教務係から事前に郵送申し上げた事務連絡案内も併せてご参照ください。

【授業開始に当たって】

- ① 毎回の授業の出欠状況は、「教員手帳」と教室備え付けの「出席簿」に、同じ内容を漏らさず記録頂きますようお願い致します。定期試験後に、この「教員手帳」の記録を集計していただき、成績評価とともに欠課時間数をご報告頂くこととなります。なお、90分授業は2単位時間分に相当します。なお、**学期最初の授業も必ず90分御実施ください。また、中間試験後の最初の授業はフォローアップ授業ではありませんので、こちらも90分実施ください。**

欠課時間数が年間実施授業時間数(期末試験の時間数を含む)の1/4以上ですと未履修になり、最終評価である学年評価は10段階評価で1となります。必修科目について未履修の教科目(成績評価が1)が1科目でもありますと、その学生は留年になります。このように本校の進級システムでは、出席状況が進級についての重要な要件となっております。

- ② 通常、最初の授業で「シラバス」の内容(成績評価方法及び評価基準、学習・教育目標及びその評価方法・評価基準等)を学生に周知することになっております。もし、お手元がない場合は、お手数ですが教務係にご連絡ください。

(以下省略)

(出典 教務主事作成資料 抜粋)

(分析結果とその根拠理由)

教務会議が中心となり、年度末に次年度のシラバス作成方針、及び作成方法を示している。教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成される。学期初めに際しては、教務主事の指示の下、各授業担当教員から、学生にシラバスが説明されて、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されるルーチンとなっている。

観点5-2-③： 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

(観点に係る状況)

本校では、通常の座学に加えて、問題解決型の授業を取り入れている。これらのうち、各学科の代表的な教科目のシラバスを、資料の5-2-③-1~5に示した。機械工学科の4学年開講の創生工学実習は、3年次までに習得した機械設計製図の能力と実習工場における工作機械の操作能力を融合し、さらにモノづくりの一貫プロセスを体験する科目である。設計・製作・検査に至る一連のプロセ

スを体験する。

電気情報工学科の4学年開講の工学基礎研究は、典型的な課題解決型の科目であり、与えられた課題にグループで取り組む。コンテスト形式によるグループ間の競争によりモチベーションを上げる工夫がされている。学校行事のオープンキャンパスや学園祭のみならず、学外のコンテストとも連携を図り有機的な授業運営を展開している。

電子制御工学科の4年次開講の電子制御総合実験の特徴は、1テーマに費やす時間が大きく、半期で2テーマに取り組む。テーマの完結には口頭試問やプレゼンテーションが課されており、密度の高い体験型科目になっている。

環境都市工学科の1学年開講のシビルエンジニアリングは、学科の学際分野に不案内な1学年の学生に、多様な体験型の課題克服により、無理なく専門科目に興味持たせうるように工夫されている。

建築学科の第4学年の建築設計製図Ⅱは、学外に出かけて行き、地域の実際の問題に取り組むタイプの科目である。地域住民とのコンタクトの内に新たな建築物や住環境を提案する。

学科	開講 学年	教科目名	資料番号
機械工学科	4	創生工学実習	5-2-③-1
電気情報工学科	4	工学基礎研究	5-2-③-2
電子制御工学科	4	電子制御総合実験	5-2-③-3
環境都市工学	1	シビルエンジニアリング	5-2-③-4
建築学科	4	建築設計製図Ⅱ	5-2-③-5

資料5-2-③-1
「シラバス 創生工学実習」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/M/141843.pdf
(出典 岐阜高専学外向けWebシラバス)

資料5-2-③-2
「シラバス 工学基礎研究」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/E/242623.pdf
(出典 岐阜高専学外向けWebシラバス)

資料5-2-③-3
「シラバス 電子制御総合実験」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/D/343840.pdf
(出典 岐阜高専学外向けWebシラバス)

資料5-2-③-4
「シラバス シビルエンジニアリング入門」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/C/414403.pdf
(出典 岐阜高専学外向けWebシラバス)

資料 5-2-③-5

「シラバス 建築設計製図Ⅱ」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/A/545637.pdf>

(出典 岐阜高専学外向けWebシラバス)

資料 5-2-③-6 に本校準学士課程の校外実習要項（インターンシップ）を示した。所定の日数の実習を実施した学生には、卒業要件とは別の単位が認定される。資料 5-2-③-7 に平成 23 年度第 15 回主管会議資料の教務関係審議事項を示した。校外実習に関わる単位の認定は、主管会議で審議され承認される手続きになっている。資料 5-2-③-8～12 には専門 5 学科第 4 学年の単位認定に係る資料を示した。

資料 5-2-③-6

岐阜工業高等専門学校校外実習要項

制定 平成 5 年 2 月 25 日

(目的)

第 1 条 校外実習（以下「実習」という。）は、学生に工学上の学術応用を実地で体験させ、併せて技術者としての心構えを養わせることを目的とする。

(計画・実施)

第 2 条 実習は、研究主事主管のもとに、学科長及び学級担任において計画し実施する。

(実施の期間及び時期)

第 3 条 実習は、原則として 2 週間以上（実習日 10 日以上）とし、夏季休業期間中に行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、夏季休業期間外にかけて実施することができる。

(経費)

第 4 条 実習に要する経費は、原則として実習に参加する学生（以下「実習生」という。）の負担とする。

(実施責任者)

第 5 条 実習を円滑に実施するため、学科長を実施責任者とする。

(学級担任の業務)

第 6 条 学級担任は、学科長の指示のもとに、次の業務にあたる。

- 一 実習生の受入先事業所等の選定
- 二 実習生の受入先事業所等の実習指導者の指定
- 三 実習生の受入先事業所等への配属
- 四 実習内容、テーマ等に関する指導・助言
- 五 実習における安全管理（傷害保険への加入指導を含む。）・就業心得等の事前指導
- 六 実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- 七 実習先事業所等との連絡調整
- 八 その他必要な事項

(実地指導)

第 7 条 学級担任又は学科長等は、必要に応じ実習生に対し、受入先事業所等において実地指導を行う。

(報告)

第 8 条 実習生は実習終了後直ちに、次に掲げる書類を学級担任を経て学科長に提出しなければならない。

- 一 校外実習証明書（別紙様式第 1 号）
- 二 校外実習報告書（別紙様式第 2 号）又は事業所等の書式により事業所等に提出した報告書の写
- 三 実習日誌（別紙様式第 3 号）

2 実習生は、学科が行う実習報告会に実習内容を発表しなければならない。

(成績評価及び単位の認定)

第 9 条 所定の実習を終了した学生の評価は、次によるものとする。ただし、第 3 条に定める実習期間を満了しない場合は、この限りでない。

- 一 実習の成績は、前条各号に定める内容等に基づき総合的に判断し評価する。
 - 二 評価は、合格、不合格とし、合格の場合は、実習単位（2 単位）を認定する。
- 2 前項に基づき認定される単位は、卒業要件の単位に含めないものとする。

(雑則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は研究主事と学科長が協議の上定めるものとする。

(事務)

第 11 条 実習に関する事務は、学生課教務係が処理する。

<p>附 則（平成 5 年学校規則第 7 号） この要項は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日以後の第 1 学年入学者から適用する。</p> <p>付 記 この要項は、平成 17 年 3 月 14 日から実施し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 （注）各学科の定めるところにより実施されるので、留意すること。</p> <p style="text-align: center;">岐阜工業高等専門学校校外実習要項の取扱い</p> <p>校外実習要項第 10 条の規定に基づき、同要項第 3 条に規定する実習の期間を満了しない場合の取扱いについて、当分の間次のように取扱うものとする。</p> <p>1 実習期間が 5 日以上の場合は、1 単位として認定する。 2 実習期間が 10 日以上の場合は、2 単位として認定する。 3 この取扱いは、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p style="text-align: right;">（出典 総務課Web）</p>

資料 5 - 2 - ③ - 7	教務関係
<p>審議事項</p> <p>① 派遣取扱い要領の改正 ② 学級運営要領の一部改正について ③ 校外実習単位認定（第 4 学年） ④ 仮進級者追認成績（第 2 回：12 月 15 日締切分）の成績認定 ⑤ ものづくりリテラシー教育実習の単位認定 ⑥ 『すぐメールの取扱い』について ⑦ 第 5 学年の前期中間試験のあり方 ⑧ 仮進級者の補習の取扱いの改正とこれに伴う関連規程の改正</p> <p style="text-align: right;">（平成 23 年度 第 15 回主管会議資料 教務関係審議事項）</p>	

資料 5 - 2 - ③ - 8	「機械工学科 校外実習単位認定」	不開示資料
（平成 23 年度 第 15 回主管会議資料 教務関係審議事項）		

資料 5 - 2 - ③ - 9	「電気情報工学科 校外実習単位認定」	不開示資料
（平成 23 年度 第 15 回主管会議資料 教務関係審議事項）		

資料 5 - 2 - ③ - 10	「電子制御工学科 校外実習単位認定」	不開示資料
（平成 23 年度 第 15 回主管会議資料 教務関係審議事項）		

資料 5 - 2 - ③ - 11	「環境都市工学科 校外実習単位認定」	不開示資料
（平成 23 年度 第 15 回主管会議資料 教務関係審議事項）		

資料 5 - 2 - ③ - 12	「建築学科 校外実習単位認定」	不開示資料
（平成 23 年度 第 15 回主管会議資料 教務関係審議事項）		

(分析結果とその根拠理由)

各専門学科には、創意工夫に満ちたPBL型の授業科目が準備されており、創造性を育む教育方法の工夫が図られている。また、準学士課程のインターンシップは、卒業要件とは別の単位としての認定が規程に定められおり、例年、一連の手続きに従って単位が認定され、活用が図られている。

観点 5-3-①： 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。

(観点到に係る状況)

特別活動は、資料3-1-①-2に示したように、第1学年から第3学年に各1単位、合計3単位が割当てられており、資料5-3-①-1の「試験、成績評価、進級及び卒業に関する内規(抜粋)」に示したように、この修得は各学年末の進級の要件になっており、また、当該3単位の修得が卒業要件の一つになっている。特別活動は、年間を通じて、月曜の第IV限に1単位時間50分が割当てられており、年間30単位時間を以て1単位としている。

資料5-3-①-2に「特別活動・学生指導基本計画」を示した。また、資料5-3-①-3に「特別活動の手引」を示した。さらに、資料5-3-①-4に第1学年機械工学科の平成24年度の特別活動指導計画を示した。この例では、年間の時間数は32単位時間になっている。特別活動計画の立案に際して、前年度内に学年主任主導の下、「特別活動・学生指導基本計画」と「特別活動の手引」に従って、第1学年から第3学年までの15クラスについて、毎週月曜IV限目に実施される特別活動の計画が立てられる。学生の出欠状況は、授業と同様に管理され、各学期末には教務電算システムに入力され、報告される。

資料5-3-①-1	
岐阜工業高等専門学校試験、成績評価、進級及び卒業に関する内規(抜粋)	
制定 平成6年2月24日	
(略)	
(進級の認定)	
第17条 第1学年から第4学年までにおいて、履修すべき全授業科目について、学年評価が6以上及び特別活動(第4学年を除く。)が合格である者は、次学年への進級を認定する。	
(略)	
(卒業の認定)	
第25条 所定の全授業科目を履修し、岐阜工業高等専門学校学則第13条に定める単位数を修得し、特別活動に合格した者は卒業を認定する。	
(出典 学生便覧)	

資料5-3-①-2		
特別活動・学生指導基本計画		
	項目	指導内容
一 学 年	講演会	年2回、校外講師で実施、1回当たり2時間
	スポーツ	年2回、学内講師で実施、1回当たり1時間
	全体指導	適宜実施(最大5回)
	学級会	年4回程度実施(研修を含む。)
	学級指導	学生評議会の議題等の討議 担任による学習面・生活面の指導

	清掃	大掃除を6回実施
二 学 年	講演会	年2回, 校外講師で実施, 1回当たり2時間
	スポーツ 学級会 学級指導 清掃	年2回, 学内講師で実施, 1回当たり1時間 適宜実施(最大5回) 学生評議会の議題等の討議 担任による学習面・生活面の指導 大掃除を7回実施
三 学 年	講演会 全体指導	年1回, 校外講師で実施, 2時間 交通安全教育, 年1回, 2時間
	小論文 学級会 学級指導 清掃	年2回, 前後期1回ずつ 学生会活動への対応(必要に応じて適宜実施) 学習及び生活面での指導 大掃除を年8回実施
四 学 年	講演会 校外実習	年1回 官公庁及び民間企業で実施(7, 8月)
	高専祭専門展 研修旅行 就職講演会	高専祭の専門展の内容と検討と指導(7~10月) 各学科別に実施(11月) 就職先を選択するに当たって必要とされる知識を得るための講演会を開催する。
五 学 年	特別講演会 進路指導	各学科を主体に, 学会等の講演会を行う。 就職及び大学編入について学生の意向を十分に調べ, 的確な指導を行う。

学内講師による講演会について (時間: 30分, 場所: CR)

	1	2
一年	専門を学ぶ心構え(専門学科教員)	先輩からのメッセージ(専攻科生, TAとして実施)
二年	専門を学ぶ心構え(専門学科教員)	先輩からのメッセージ(専攻科生, TAとして実施)

厚生補導関係講演会計画

テーマ	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年
交通安全教育	新入生研修で実施	4月か5月	11月	4月・11月	4月・11月
思春期の性教育	6月(夏季休業前)				
薬物乱用の危険性		6月			
メンタルヘルス	12月				
人権教育		1月			
就職指導ガイダンス			12月	12月	

テーマ	専攻科1年	専攻科2年
交通安全教育	4月・11月	4月・11月

(出典 教務揭示板)

資料5-3-①-3

特別活動の手引

1 目標

学生生活をより効果的に送るために必要な生活態度を身につけさせるとともに, 将来, 専門的技術者として活躍するために必要な幅広い人間性・社会性を養う。

2 内容

- (1) 学生が自主的かつ自発的に活動することができる能力を養い, 立派な態度を身につけさせる。
- (2) 民主的な討論のあり方を身につけさせる。
- (3) 課外活動の正しいあり方を指導する。

3 指導上の留意事項

- (1) 必要に応じ, ホームルームの方法によらず, 講演会等を計画して行うことも差し支えない。
- (2) 学生の自発的な活動を助長することが建前であるが, 常に適切な指導を行うことが必要である。
- (3) 学生の親睦, 教員と学生の相互理解を深める。
- (4) 学生会, クラブ活動との関連に留意するとともに, それらについても常に適切な指導を行うことが望ましい。

4 指導内容

4-1 学校の目標の徹底

- (1) 今年度の目標

- ・学校指導目標 「ものづくり・IT・TOEIC425」
- ・教務関係指導目標
- ・学生関係指導目標
- (2) 指導にあたっての留意点
- ・機会ある毎に話題にする，また討議させる。
- ・取るべき行動について具体的に指導し，討論させる。
- ・当面の重点項目を決め，行動しやすくする。
- ・「自主的行動」の程度，範囲，対象についてコンセンサスをつくる。

4-2 学年別重点指導項目

第1学年 中学ではいわば“こども”の扱いであるが，高専で“おとな”の扱いを原則としている。この点をよく理解させ，主体性をもって良識に基づく行動がとれるよう指導する。この時期の教育が高専5年間の生活に決定的な影響をもつともいわれている。

第2学年 高専の生活にも慣れ，まわりが見えるようになってくると，将来に対する不安が生じやすい。高専でいかに学び，いかに遊ぶかについて指導し，積極的な高専生活を送るようにさせる。

第3学年 いわゆる中だるみが生じやすいのでこの対策が主体となる。現在4学年では学校行事も多く，高専生活で最も充実しているように見える。これを3学年，4学年が高専生活で最も充実した時期になるよう工夫を加える。

第4学年 専門科目も増え，学校行事も多く，楽しく充実したこの時期は，学生の主体性を育てる好機でもある。そうした主体性を伸ばすとともに，精一杯やることで，学校生活の充実感を味わせたい。

第5学年 卒業研究を中心に，問題解決能力の修得，強化と社会人になるについての自覚と常識の付与を図る。

4-3 一般指導内容

上記を考慮すると指導内容として，次のような項目が考えられる。

- (1) 学校行事，学生会行事及び学年行事に関する問題
- (2) 共同生活の充実に関する問題
- (3) 個人としての生き方に関する問題
- (4) 集団の一員としての生き方に関する問題
- (5) 学業生活に関する問題
- (6) 全学的な視野から見た教育全般，勉学上の諸問題及び学生の厚生補導に関する問題

具体的題材については，以下を参照のこと。

具体的なホームルームの題材の例

ア 共同の充実に関する問題

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介 ・私の描く高専生活 ・学生心得について ・学校の規則について ・第○学年になって ・第○学年を振り返る ・夏休みを迎えて ・夏休みの計画 ・夏休みの経験を語る ・年頭に思う ・このごろ腹のたったこと ・先生にももの申す，学生にも一言 ・学校に望むこと | <ul style="list-style-type: none"> ・我がクラスを考える ・話し合いの仕方について ・ホームルームの年間計画 ・ホームルームの運営の仕方 ・ホームルームの組織づくり ・ホームルームを考える ・学生会について ・学生会への協力 ・学生会への提言 ・学級会 ・クラブ活動について ・クラブ活動と学習を両立させるには ・クラブ活動を考える |
|---|--|

イ 個人としての生き方に関する問題

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動と勉強 ・私の将来の計画 ・私の行く道 ・尊敬する人の生き方 | <ul style="list-style-type: none"> ・能率的な学習法 ・魅力のある職業 ・21世紀の職業 ・適性と方向転換 |
|---|--|

ウ 集団の一員としての生き方に関する問題

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・友情とは何か ・友情と恋愛 ・親と子 ・家族を考える ・自律生活 ・連帯感 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団行動の意義 ・集団と個人 ・リーダーとフォロア ・公害と私達 ・公害について ・このごろの社会に思う |
|---|--|

- ・自由と責任について
- ・ライバル
- ・男女交際のあり方
- ・若さとおしゃれ
- ・服装と頭髪について
- ・公共心について
- ・清掃について考える
- ・校風について
- ・伝統と校風
- ・高専教育とは
- ・公衆道徳
- ・勤労の意味
- ・ボランティア活動について
- ・私たちの作りたい社会
- ・社会は君達に何を期待するか
- ・世界の中の日本
- ・日本人とは
- ・日本人の国民性
- ・政治について考える
- ・政治への関心
- ・戦争と平和
- ・マスコミの利用
- ・テレビの効用と弊害について
- ・青少年の非行
- ・交通事故を防ぐには

エ 学業生活に関する問題

- ・高専の教育課程について
- ・高専教育の意義
- ・何のために高専で学ぶか
- ・高専生活における学習の意味
- ・私の学習法
- ・好きな科目、嫌いな科目
- ・不得意科目の克服
- ・テストの克服
- ・クラブ活動と勉強
- ・能率的な学習法
- ・私の将来の計画
- ・魅力のある職業
- ・私の行く道
- ・21世紀の職業
- ・尊敬する人の生き方
- ・適性と方向転換

5 特別活動の年間計画について

- (1) 各学年主任は、上記4-3の中などから最も適切と考えられる項目について、各学級担任と協議し、年間計画を作成し、各学年各学科毎に計画を校長に提出し承認を得ること。
- (2) 学校全体として計画する項目については、(1)の計画以前に校長が指示できるものとする。
- (3) 年間計画は、校長の指示により修正できるものとする。
- (4) 特別活動の必要単位時間数(学則第13条第6項に規定する時間数)は、年間行事予定表に基づく実施可能な時間数をいうものとする。
- (5) 年間計画の提出締切日は、前年度の3月末日とする。

6 評価について

- (1) 学級担任は、学年末に、各学生の特別活動の履修状況について、合格又は不合格の評価を付して校長に提出するものとする。
- (2) 学生の履修状況が、次の各号の一に該当する場合の評価は、不合格とする。

ア 履修の成果が良くない場合

イ 履修時数が総時数の4分の3以下の場合

(出典 教務揭示板)

資料5-3-①-4

平成24年度 特別活動指導計画

担任 岡崎 貴宣

第1学年

機械工学科

月	日	時間数	授業内容		指導内容	CR以外の 実施場所
			全体	学級		
4	16(月)	2	○		校内研修	多目的ホール
	23(月)	1		○	大掃除	
5	7(月)	1		○	学内講師(専門学科教員)による講演会	
	14(月)	1		○	学級指導(SPICE関連)	
	21(月)	2		○	スポーツ(ボウリング)	ボウリング場
	28(月)	1		○	学級指導・大掃除	
6	11(月)	2	○		学外講師による講演会(性教育)	多目的ホール
	18(月)	1		○	スポーツ	第一体育館
	25(月)	1		○	大掃除	
7	2(月)	1		○	学級指導	
	9(月)	1		○	スポーツ	第二体育館
	17(火)	1		○	学級指導	

9	3(月)	1		○	学級指導	
	10(月)	1		○	大掃除	
10	1(月)	1		○	学内講師（専攻科生等）による講演会	
	15(月)	1		○	スポーツ	卓球場
	22(月)	1		○	大掃除	
11	1(木)	1		○	学級指導（SPICE 関連）	
	5(月)	1		○	学級指導	
	12(月)	1		○	スポーツ	グラウンド
	19(月)	1		○	学生会役員選挙	
	26(月)	1		○	学級指導・大掃除	
12	10(月)	2	○		学外講師による講演会（メンタルヘルス）	多目的ホール
	17(月)	1		○	学級指導	
1	7(月)	1		○	学級指導	
	21(月)	1		○	学級指導	
	28(月)	1		○	学生証写真撮影，大掃除	
2	4(月)	1		○	学級指導	
		32				

(出典 教務揭示板)

資料5-3-①-5に「クラブ顧問連絡会議規程」を示した。また、資料5-3-①-6に本校のWebサイトから引用したクラブ・同好会筆頭顧問一覧を示した。

クラブ・同好会活動は本校の学生会活動の一環として実施されるが、教員組織としては、学生主事主導のクラブ顧問連絡会議が組織されており、クラブ指導方針や運営方針が学生主事から各クラブ・同好会顧問に伝達される。また、各クラブ・同好会顧問からの要望もこの機会に吸い上げられ、より効果的なクラブ指導のために反映される。各クラブ・同好会の活動状況は、Webサイトを通じて学外にも広く公開されている。

資料5-3-①-5

「岐阜工業高等専門学校クラブ顧問連絡会議規程」

前出資料2-2-③-3

(出典 総務課学内向け揭示板)

資料5-3-①-6

「クラブ・同好会筆頭顧問一覧（平成24年度）」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/gakusei/club.html>

(出典 本校外部向けWeb)

(分析結果とその根拠理由)

本校の特別活動は、第1学年～第3学年に各1単位、合計3単位が配当されており、各学年末の進級要件になっており、また、卒業要件の一つとして位置づけられている。前年度内に次年度の特別活動の年間の実施計画が立案され、この計画に基づいて実施される。学生の出席状況も厳格に管理され、この修得は、年度末の進級判定の評価資料に反映される。

クラブ活動は学生活動の一環として位置づけられており、約40の多様なクラブ活動、あるいは同好会活動が、クラブ・同好会顧問の指導の下、活発に実施されている。

以上のように、本校では、特別活動、及びクラブ活動・同好会において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されている

観点 5-4-①： 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

資料 5-4-①-1 に「試験、成績評価、進級及び卒業に関する内規」を示した。本規程には、進級、及び卒業に関する要件が定められている。本内規は学生便覧に記載され全学生に配布される。資料 5-4-①-2 に年度当初に第 1 学年の学生を対象に実施される「新入生校内研修」における教務主事パワーポイントの抜粋を示した。中学校から入学生してきた新入生に対して、進級等に関わる内容が丁寧に説明される。本パワーポイントは、教務掲示板にアップロードされており、必要に応じて学級担任が学級懇談会で保護者向けに修正して、利用されることがある。

年度末には、学生の卒業判定、及び進級判定を審議事項とした主管会議、及び運営会議が催される。資料 5-4-①-3 に平成 23 年度の関連の主管会議の会議資料の抜粋を示した。

資料 5-4-①-1

岐阜工業高等専門学校試験、成績評価、進級及び卒業に関する内規

制定 平成 6 年 2 月 24 日

第 1 章 試験

(試験の種類)

第 1 条 試験は、平常試験、中間試験、期末試験、追試験及び追加認定試験とする。

(平常試験)

第 2 条 平常試験は、各授業科目担当教員がその授業時間に随時実施する。

(中間試験)

第 3 条 中間試験は、6 月及び 12 月に一定期間を定め、授業科目担当教員が必要と認めた当該授業科目について、授業の一環として行う。

(期末試験)

第 4 条 期末試験は、各学期末に一定期間を定め、授業科目担当教員が必要と認めた当該授業科目について行う。

(追試験)

第 5 条 追試験は、病気その他やむを得ない事由によって試験を受けなかった者に対して当該授業科目担当教員が必要と認めたときに行う。

2 追試験を受けようとする者は、所定の追試験受験願を学級担任を経て、当該授業科目担当教員に提出するものとする。

(追加認定試験)

第 6 条 追加認定試験は、次の各号に定めるとおりとする。

一 第 17 条第 2 項にかかわる仮進級者の成績向上を確認し、単位修得を認定するため、原則として当該授業科目履修の翌年度に実施する試験

二 卒業認定に係る成績報告締切以後において、未修得授業科目の成績向上を確認し、単位修得を認定するために実施する試験

(試験の実施)

第 7 条 試験の実施については、別に定める。

(不正行為)

第 8 条 試験に関し、不正行為をした者に対しては、その試験の成績点を 0 点とする。

第 2 章 成績評価

(成績評価)

第 9 条 成績評価は、学期評価と学年評価とに区分する。

2 各授業科目についての成績評価方法及び成績評価基準は、シラバスに記載しなければならない。

(成績評価の表示)

第 10 条 成績評価の表示は、10 から 2 までの整数で表示し、6 以上を合格とし、5 から 2 までを不合格とする。

2 特別活動及び卒業研究についての成績評価は、合格又は不合格とする。

3 成績評価の表示は、前 2 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、優、良、可及び不可その他の表示

をすることができる。

(学期評価)

第11条 学期評価は、シラバスに記載された成績評価方法及び成績評価基準に基づき、各授業科目担当教員が決定する。

(学年評価)

第12条 学年評価は、シラバスに記載された成績評価方法及び成績評価基準に基づき、各授業科目担当教員が決定する。ただし、評価は前期と後期の評価の範囲内の整数で評価する。なお、1年未満で履修を完了する授業科目については、その期間の成績をもって決定する。

(成績評価の掲示)

第13条 成績評価は、授業科目担当教員及び学級担任が、校内に掲示することがある。

(成績評価の通知)

第14条 学期評価及び学年評価は、その都度所定の通知票に記入して、保護者に通知する。

2 各学生の成績順位は、学級ごとに学期評価及び学年評価の総合成績に基づき決定し、通知票等に記入する。なお、成績順位の取扱いは、別に定める。

第3章 進級、原級留置及び卒業

(単位計算の定義)

第14条の2 履修単位とは、岐阜工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第13条第2項に規定する1単位の授業科目を30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。）の履修とする単位をいう。

2 学修単位とは、学則第13条第3項に規定する1単位の授業科目を45時間の学修とする単位をいう。

(学修単位の計算)

第14条の3 学則第13条第3項の規定により、学修単位とする授業科目及び単位計算の基準は、次のとおりとする。

一 学修単位とする授業科目は、学則別表第1及び同第2に定めるもののほか、平成18年度以前入学生を対象に実施するものについては、別表1のとおりとする。

二 講義については、15時間の講義のほか、教室内における7.5時間の課題学修及び教室外における22.5時間の学修をもって1単位とする。

三 演習については、22.5時間の演習のほか、教室外における22.5時間の学修をもって1単位とする。

四 実験・実習及び実技については、30時間の実験・実習又は実技のほか、教室外における15時間の学修をもって1単位とする。

(履修等)

第15条 各授業科目について、出席時数がその授業科目の年間実施授業時数の4分の3を超えた場合、その授業科目を履修したものと認定する。

2 欠課時数が年間授業時数の4分の1以上の場合、当該授業科目を未履修とし、学年評価を1とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のすべてを満たし、提出書類を審査の上、校長が認めた場合には履修したものと認定する。

一 成績評価が6以上の見込みであることを当該授業担当教員が証明できること。

二 出席時数が3分の2を超えること。

三 長期欠課が、病気又は怪我等による入院等その他やむを得ない理由によるものであること。

4 前項に該当する学生がある場合、学級担任は、次の各号に掲げる証明書等を取り纏めのうえ、学期末の当該授業科目の成績報告締切日以前に校長に提出しなければならない。

一 成績評価及び出席時数証明書（別紙様式1）

二 病気又は怪我等を証明する公的書類

三 理由書（その他やむを得ない理由の場合）

5 遅刻及び早退については、3回をもって1単位時間の欠課時数に換算する。

(単位の修得等)

第16条 履修した授業科目等の単位修得は、次の各号に定めるところにより認定する。

一 授業科目 成績評価6以上の場合

二 卒業研究 成績評価合格の場合

2 特別活動は、出席時数が年間授業時数の4分の3を超え、成果が認められた場合に合格とし、単位を認定する。

(進級の認定)

第17条 第1学年から第4学年までにおいて、履修すべき全授業科目について、学年評価が6以上及び特別活動（第4学年を除く。）が合格である者は、次学年への進級を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、第1学年から第4学年までにおいて、修得すべき授業科目の単位数のうち、6から未修得授業科目に係る評価数を減じ、その数に同授業科目の単位数を乗じた数の合計が12以下の者（第19条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当する者を除く。）は、次学年への進級（以下「仮進級」という。）を認定する。

(単位修得の追加認定等)

第18条 前条第2項に基づき仮進級した者の下位の学年の未修得授業科目の単位修得については、次の各号に掲

げる成績向上に関する措置をとらなければならない。ただし、当該未修得授業科目を再度履修することを要しない。

- 一 シラバスの成績評価基準等により参照される能力項目について、補習等の手段による、所要水準への向上
 - 二 追加認定試験等による成績向上の証明
- 2 前項第1号に規定する補習の実施時間は、1単位につき90分に不足評価数を乗じて得た時間数以上を基準とし、当該授業科目担当教員は補習実施報告書（別紙様式2）に前項第2号に係る成績書類を添付の上、教務主事を経て校長に提出しなければならない。
- 3 仮進級により進級した第2学年から第4学年までの者は、下位の学年の未修得単位のすべてを修得しない場合には次学年への進級は認定できない。
- 4 仮進級者の下位の学年の未修得単位の修得に際しては、シラバス等に記載された当該授業科目の成績評価基準にかかわらず、成績評価は6を上限とする。

（原級留置）

第19条 学則第14条に基づく各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、次の各号の一に該当する場合には、原学年にとどめる（以下「原級留置」という。）ものとする。

- 一 各学年の修得すべき授業科目中に未履修授業科目がある者
- 二 第1学年から第3学年までにおいて特別活動を修得していない者
- 三 第1学年から第4学年までにおいて修得すべき授業科目の単位数のうち、6から未修得授業科目に係る評価数を減じ、その数に同授業科目の単位数を乗じた数の合計が12を超える者
- 四 第1学年から第4学年までにおいて修得すべき授業科目の単位数のうち、6から未修得授業科目に係る評価数を減じ、その数に同授業科目の単位数を乗じた数の合計が12以下であっても、別表2に定める授業科目の単位を修得していない者
- 五 第2学年から第4学年までにおいて、前条第3項により進級を認定されなかった者
- 六 第5学年において修得すべき単位（第17条第2項に基づく未修得単位を含む。）を修得していない者

（原級留置者の次年度における履修）

第20条 原級留置者は、次年度において、次の各号に掲げる者に応じて定める授業科目等について、再履修しなければならない。

- 一 第1学年から第3学年までにおいて原級留置となった者 修得、未修得の別にかかわらず原学年の全授業科目及び特別活動（ただし、原学年において下位の学年の未修得授業科目は再履修を要しない。）
- 二 第4学年及び第5学年において原級留置となった者 原学年の未修得の授業科目（ただし、原学年において下位の学年の未修得授業科目は再履修を要しない。）

（上位学年の授業科目の単位修得）

第21条 第4学年の原級留置者は、教育上支障のない場合に限り、第5学年の授業科目を履修し単位を修得することができる。ただし、別表3に定める授業科目を履修し単位を修得することはできない。

2 第4学年の原級留置者が、第5学年の授業科目を履修し単位を修得できない場合は、未修得授業科目を再度履修し単位を修得しなければならない。

（卒業研究の再履修）

第22条 第5学年において未修得単位がある場合は、卒業研究の単位は認定しないものとし、次年度に卒業研究を再履修の上、修得しなければならない。

（単位修得申請書の提出）

第23条 第4学年及び第5学年の原級留置者の単位修得については、単位修得申請書（別紙様式3）を学級担任を経て校長に提出し、許可を得なければならない。

2 第2学年から第5学年までへ仮進級した者が、下位の学年の未修得単位を修得する場合には、単位修得申請書（別紙様式3）を学級担任を経て校長に提出し、許可を得なければならない。

（2年連続の原級留置者の措置）

第24条 休学を除き2年連続して原級留置となった者は、本校にとどまることはできない。

（卒業の認定）

第25条 所定の全授業科目を履修し、岐阜工業高等専門学校学則第13条に定める単位数を修得し、特別活動に合格した者は卒業を認定する。

（出典 学生便覧）

「教科目を修得する」とは

修得:10段階評価で6以上の評価を得ること
履修:10段階の評価で2~10の評価
未履修:評価1 出席時間の割合が3/4以下

なお、未履修科目が1科目でもあると留年確定

演習問題1

電子制御工学科1年生のD君の今年度の未履修科目は3科目で、下表のようでした。
 D君は、進級、仮進級、それとも留年?

科目名	単位数	評価	$(6 - \text{評価}) \times \text{単位数}$
数学AⅠ	2	5	$(6-5) \times 2 = 2$
数学AⅡ	2	5	$(6-5) \times 2 = 2$
美術	1	1	$(6-1) \times 1 = 5$
合計			9

授業出席の重要性

出席時間の割合が3/4以下 未履修:評価1
 欠課時間数(欠課単位数)が1/4以上では評価1
 (学生履修 99頁左列、第15条)
 30回(1.5週)の授業では… (90分は2単位時間)

欠課時間数	比率
2単位時間(1日)	0.067
4単位時間(2日)	0.133
6単位時間(3日)	0.200
8単位時間(4日)	0.267 > 0.25 = 1/4

進級の要件 (学生履修99頁右列参照)

- 進級: 学年の修得すべきすべての科目について、6以上の評価
- 仮進級: 評価2~5の科目すべての科目を対象として以下の計算
 $(6 - \text{評価}) \times (\text{単位数})$ の合計が 1~12 の範囲
 ● 原級留年(留年) (以下のうちのいずれか)
 1. $(6 - \text{評価}) \times (\text{単位数})$ の合計が 12 を超える、または
 2. 1科目でも評価1の科目(未履修科目)がある場合、または
 3. 別表2(10頁)の科目のうち、一科目でも評価が5以下、または
 4. 特別活動(特活)が不合格

演習問題2

建築学科1年生のA君の今年度末の未履修科目は4科目で、下表のようでした。
 A君は、進級、仮進級、それとも留年?

科目名	単位数	評価	$(6 - \text{評価}) \times \text{単位数}$
数学AⅠ	2	4	$(6-4) \times 2 = 4$
数学AⅡ	2	4	$(6-4) \times 2 = 4$
美術	1	4	$(6-4) \times 1 = 2$
保健	1	4	$(6-4) \times 1 = 2$
合計			12

中学校の公欠に相当するもの

系属: 『新進取扱い要領』 学生履修 106頁
 発行: 『学生履修』 15条 学生履修 29頁
 出席停止 『学則』 23条 学生履修 13頁

このサイズの欠席は授業時間数から減らされる!
 (履修手帳11頁にのみ記載『出席の取扱い要領』)
 欠席にはならないけれど…1/4 を計算する際の分母が減る
 例えば、すでに進達が2時間ある場合の欠席は…

欠課時間数	比率	時間数(分)
2単位時間(1日)	$2/30 = 0.067$	30
2単位時間(1日)	$2/28 = 0.071$	28

仮進級について

- 仮進級: クラスの所属は、進級した学生と同じ
- 仮進級者は
 前の年度の未履修科目(評価2~5の科目)について
 所定の期間の補習を受けて、能力向上を認める試験に合格し
 修得が認められないと進級できない。
 例えば、仮進級した2年生は、その年度のうちに、
 未履修科目を修得しないと3年生に進級できない。

演習問題3

機械工学科1年生のM君の今年度末の未履修科目は4科目で下表のようでした。
 M君は、進級、仮進級、それとも留年?

科目名	単位数	評価	$(6 - \text{評価}) \times \text{単位数}$
数学AⅠ	2	4	$(6-4) \times 2 = 4$
美術	1	4	$(6-4) \times 1 = 2$
保健	1	4	$(6-4) \times 1 = 2$
ものづくり入門	3	5	$(6-5) \times 3 = 3$
合計			11

出席等の取扱い 学生履修 106頁

遅刻や欠課 事前にメールや電話で担任に連絡する
 各単位(一次原田)を履修する

『出席の取扱い・整理要領』
 1. 遅刻や早退は各単位3回で1回の欠席としてカウントされる
 2. 遅刻: 授業開始後15分経っても出席しない場合が遅刻
 90分の授業は2単位時間なので
 最初の45分以内で、5分ごとに欠けると…
 1時間欠席+遅刻1回

30分単位	60分単位
遅刻1回	遅刻2回
欠席1回	欠席1回
遅刻1回+欠席1回	遅刻2回+欠席1回
遅刻2回	遅刻1回+欠席1回
遅刻3回	遅刻1回+欠席2回
遅刻4回	遅刻2回+欠席2回
遅刻5回	遅刻3回+欠席2回
遅刻6回	遅刻4回+欠席2回
遅刻7回	遅刻5回+欠席2回
遅刻8回	遅刻6回+欠席2回
遅刻9回	遅刻7回+欠席2回
遅刻10回	遅刻8回+欠席2回
遅刻11回	遅刻9回+欠席2回
遅刻12回	遅刻10回+欠席2回
遅刻13回	遅刻11回+欠席2回
遅刻14回	遅刻12回+欠席2回
遅刻15回	遅刻13回+欠席2回
遅刻16回	遅刻14回+欠席2回
遅刻17回	遅刻15回+欠席2回
遅刻18回	遅刻16回+欠席2回
遅刻19回	遅刻17回+欠席2回
遅刻20回	遅刻18回+欠席2回
遅刻21回	遅刻19回+欠席2回
遅刻22回	遅刻20回+欠席2回
遅刻23回	遅刻21回+欠席2回
遅刻24回	遅刻22回+欠席2回
遅刻25回	遅刻23回+欠席2回
遅刻26回	遅刻24回+欠席2回
遅刻27回	遅刻25回+欠席2回
遅刻28回	遅刻26回+欠席2回
遅刻29回	遅刻27回+欠席2回
遅刻30回	遅刻28回+欠席2回
遅刻31回	遅刻29回+欠席2回
遅刻32回	遅刻30回+欠席2回
遅刻33回	遅刻31回+欠席2回
遅刻34回	遅刻32回+欠席2回
遅刻35回	遅刻33回+欠席2回
遅刻36回	遅刻34回+欠席2回
遅刻37回	遅刻35回+欠席2回
遅刻38回	遅刻36回+欠席2回
遅刻39回	遅刻37回+欠席2回
遅刻40回	遅刻38回+欠席2回
遅刻41回	遅刻39回+欠席2回
遅刻42回	遅刻40回+欠席2回
遅刻43回	遅刻41回+欠席2回
遅刻44回	遅刻42回+欠席2回
遅刻45回	遅刻43回+欠席2回
遅刻46回	遅刻44回+欠席2回
遅刻47回	遅刻45回+欠席2回
遅刻48回	遅刻46回+欠席2回
遅刻49回	遅刻47回+欠席2回
遅刻50回	遅刻48回+欠席2回
遅刻51回	遅刻49回+欠席2回
遅刻52回	遅刻50回+欠席2回
遅刻53回	遅刻51回+欠席2回
遅刻54回	遅刻52回+欠席2回
遅刻55回	遅刻53回+欠席2回
遅刻56回	遅刻54回+欠席2回
遅刻57回	遅刻55回+欠席2回
遅刻58回	遅刻56回+欠席2回
遅刻59回	遅刻57回+欠席2回
遅刻60回	遅刻58回+欠席2回
遅刻61回	遅刻59回+欠席2回
遅刻62回	遅刻60回+欠席2回
遅刻63回	遅刻61回+欠席2回
遅刻64回	遅刻62回+欠席2回
遅刻65回	遅刻63回+欠席2回
遅刻66回	遅刻64回+欠席2回
遅刻67回	遅刻65回+欠席2回
遅刻68回	遅刻66回+欠席2回
遅刻69回	遅刻67回+欠席2回
遅刻70回	遅刻68回+欠席2回
遅刻71回	遅刻69回+欠席2回
遅刻72回	遅刻70回+欠席2回
遅刻73回	遅刻71回+欠席2回
遅刻74回	遅刻72回+欠席2回
遅刻75回	遅刻73回+欠席2回
遅刻76回	遅刻74回+欠席2回
遅刻77回	遅刻75回+欠席2回
遅刻78回	遅刻76回+欠席2回
遅刻79回	遅刻77回+欠席2回
遅刻80回	遅刻78回+欠席2回
遅刻81回	遅刻79回+欠席2回
遅刻82回	遅刻80回+欠席2回
遅刻83回	遅刻81回+欠席2回
遅刻84回	遅刻82回+欠席2回
遅刻85回	遅刻83回+欠席2回
遅刻86回	遅刻84回+欠席2回
遅刻87回	遅刻85回+欠席2回
遅刻88回	遅刻86回+欠席2回
遅刻89回	遅刻87回+欠席2回
遅刻90回	遅刻88回+欠席2回
遅刻91回	遅刻89回+欠席2回
遅刻92回	遅刻90回+欠席2回
遅刻93回	遅刻91回+欠席2回
遅刻94回	遅刻92回+欠席2回
遅刻95回	遅刻93回+欠席2回
遅刻96回	遅刻94回+欠席2回
遅刻97回	遅刻95回+欠席2回
遅刻98回	遅刻96回+欠席2回
遅刻99回	遅刻97回+欠席2回
遅刻100回	遅刻98回+欠席2回

(出典 平成24年度 新入生校内研修 教務主事パワーポイント抜粋)

資料5-4-①-3

教務関係

審議事項・協議事項

1. 平成23年度仮進級者追加認定成績（2年から4年）について（3回目報告分）
2. 第1学年から第4学年までの学生の進級判定について 別冊
3. 第5学年の卒業判定（追加卒業認定者）について
 - (1) 単位追加認定結果及び卒業要件の充足状況 別冊
 - (2) 3月16日に卒業を認められる者 別紙

以下省略

(出典 平成23年度第18回主管会議 教務審議事項抜粋)

(分析結果とその根拠理由)

成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定の要件が「試験、成績評価、進級及び卒業に関する内規」に明確に規定されており、本内規は学生便覧に記載されているのみならず、新入生研修などの機会を通じて、学生に周知されている。また、主管会議、及び運営会議において、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されている。

<専攻科課程>

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

(観点に係る状況)

高等専門学校の準学士課程での楔形教育においては、例として建築学科の科目構成を資料5-5-①-1に示すように、1・2年の低学年において幅広い教養の学習や英語や数学などの基礎教育を中心に、工学や技術に関する動機づけや基礎概念の学習を進めている。3年からの高学年においては各学科の専門科目が大きく展開し、様々な技術分野への基礎教育を進めている。この中の1例として、学習教育目標Dの構造設計能力の分野について、専攻科での発展について示す。

資料5-5-①-1

「建築工学科教育課程系統図」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/A/A12.pdf>

(出典 建築学科科目構成図)

資料5-5-①-2に示すように、準学士課程の主に4・5年の科目を基盤として建築生産や建築材料などを踏まえて、建設工学専攻では、高度かつ実践的な応用科目である建設計画学や維持管理工学への接続と展開に配慮している。

資料 5-5-①-2

学習教育目標 (D-2) 基礎工学の達成度評価科目

下記の各科目群において、各系1科目、合計6科目以上の単位取得

専門学科・専攻科

学科等	設計・システム系	情報・論理系	材料・バイオ系	力学系	社会技術系
機械工学科	材料力学Ⅱ (4M,必,1)	工学解析 (5M,必,1)	材料学Ⅱ (4M,必,1) 材料学Ⅲ (5M,必,1)	機械力学Ⅰ (4M,必,1)	生産工学 (5M,必,1)
電気情報工学科 電気電子工学コース	情報伝送工学 (4E,必,2)	計算機アーキテク チャ(4E,必,2)	電気材料Ⅰ (4E,必,1) 電子工学 (4E,必,2)	応用物理Ⅰ (4E,必,2)	情報ネットワーク (5E,選,1)
電気情報工学科 情報工学コース	データ構造とアル ゴリズム(4E,必,1)	計算機アーキテク チャ(4E,必,2)	電気材料Ⅰ (4E,必,1) 電子工学 (4E,必,2)	応用物理Ⅰ (4E,必,2)	情報ネットワーク (5E,選,1)
電子制御工学科	機械要素設計 (4D,必,1) 機械運動学Ⅱ (4D,必,1)	情報伝送工学 (5D,必,1)	材料学 (5D,必,1)	材料の力学Ⅱ (4D,必,1)	信頼性工学 (5D,選,1)
環境都市工学科	設計製図 (4C,必,2)	空間情報工学 (5C,必,1)	基礎実験Ⅱ (4C,必,3)	コンクリート工学Ⅱ (4C,必,2)	都市工学 (4C,必,1) 建設マネジメント (5C,必,1)
建築学科	建築生産 (5A,必,2)	環境特論Ⅰ(5A,必,1)	建築材料(4A,必,1)	RC構造Ⅰ (4A,必,2) 鉄骨構造Ⅰ (4A,必,2)	建築法規(5A,必,1)
電子システム工 学専攻	電気機器特論 (2S,選,2) デジタルシステム 応用(1S,選,2)	計算論 (2S,選,2) デジタルシステム 基礎(1S,選,2)		流体力学特論 (1S,選,2) 弾塑性力学 (2S,選,2) 計算力学(2S,選,2)	
建設工学専攻	建設計画学 (1K,選,2) 維持管理工学 (2K,選,2)			建設振動学特論 (2K,選,2)	
専攻科専門共通 科目	システム計画学 (1SK,選,2)		環境材料学 (1SK,選,2)		環境生態工学 (1S,必,2) 1K,選,2)

(出典 J A B E E 学習教育目標)

(分析結果とその根拠理由)

専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との接続と展開を考慮して、科目配置や授業内容を構成しており、専攻科まで含めた7年間の学習によって、一般教育文系科目から専門基礎理系科目を踏まえて、各専攻における高度な発展科目を、学際的内容および複合的分野を踏まえて展開している。

観点 5-5-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

専攻科教育の大前提となる教育目標を、資料 5-5-②-1 に示す。環境システムデザイン工学を統一目標にして、電子システム工学専攻と建設工学専攻では、以下の教育目標を持っている。

■専攻科教育目標

社会生活上必要な各種「機能」とそれを実現する「もの（機械、電気・電子機器、建築物、社会基盤）」、「空間（生活、都市、自然）」、「エネルギー」、「知識・情報」及びそれらの「制御・管理」などから構成される「環境システム」を、地球環境の保全を考慮に入れて構想し、設計し、生産する、総合的なデザイン能力を育成することを目標にしています。

本校では、上記目標を達成するため本科及び専攻科で構成される「環境システムデザイン工学」教育プログラムを実施しています。具体的な学習教育目標として

- (A) 倫理 (B) デザイン能力 (C) コミュニケーション能力
(D) 専門知識・能力 (E) 情報技術

を身につけることを掲げています。

専攻科（共通）と各専攻の目指す技術者像は、次のとおりです。

□専攻科（共通）

得意とする専門分野を持ち、これと異なる分野の技術システムを理解して、機械、電気、電子、情報、建築、都市などの機能を複合したシステムを人間の感性や環境の特性などを配慮しつつ開発する能力や、情報技術と英語をツールとして駆使しながら国際的なフィールドで指導力が発揮できる総合的な力を身につける。

□電子システム工学専攻

資源・エネルギーの有効利用及び環境への配慮等を意識し、自然環境と共生・調和したヒューマンフレンドリーな知的機能システムを開発する能力を身につける。そのために機械工学、電気情報工学、あるいは電子制御工学のより確かな専門知識とそれを応用する能力を技術士一次試験合格レベルにおいて身につけ、さらに異分野のシステム・技術を理解し、これと自らの分野にまたがるシステムを構築する能力を身につける。

□建設工学専攻

自然環境と共生・調和した循環型社会の創造や社会生活を営む空間の構築とそれらを自然災害から守る防御システムの構築等を達成するための発展的思考を身につけることが必要である。そのためには、最も得意とする専門分野を深め、設計・システム、情報・論理、社会技術等の基礎知識を修得すると同時に、建設工学実験・特別実習を通して異分野のシステム・技術を理解する能力を涵養し、創造工学実習・特別研究を通して自主的・継続的に学習できる能力を身につける。

（出典 平成24年度岐阜工業高等専門学校 専攻科ウェブ）

資料5-5-②-2に示すように、専攻科の一般科目と専門共通科目を示している。教育目標に照らして、必修と選択の配分を考慮している。統一した教育目標を実現するために、専門共通科目を設定し、S系K系が共通して受講できる教育課程である。

専攻科 一般科目・専門共通科目

科目種別・科目名		授業種	単位数	開講時期				
				I	II	III	IV	
一般科目	必修	社会倫理学特論	講義	2			2	
		英語総合A 1	演習	1	1			
		英語総合A 2	演習	1		1		
		英語総合B	演習	2			2	
	小計			6	1	1	4	0
	選択	文学	講義	2				2
		総合ドイツ語 1	演習	1	1			
		総合ドイツ語 2	演習	1		1		
		数学アラカルト	講義	2		2		
	選択科目開設単位数			6	1	3	0	2
一般科目開設単位数合計			12	2	4	4	2	
専門科目	必修	生命科学	講義	2	2			
		物質化学	講義	2			2	
		環境生態工学	講義	2	2			
		情報機器工学	講義	2				2
		応用物理学	講義	2		2		
		情報工学	講義	2			2	
		創造工学実習	実験実習	2				2
	必修科目開設単位数計			14	4	2	6	2
	選択	量子力学	講義	2	2			
		連続体力学	講義	2		2		
		環境材料学	講義	2		2		
		システム計画学	講義	2	2			
		応用数学特論	講義	2	2			
		統計力学	講義	2			2	
		ヒューマンインターフェースデザイン	講義	2			2	
		実験アラカルト	講義	2		2		
		ビジネスアカウンティング	講義	2		2		
		プロジェクトマネジメント	講義	2				2
		科学技術リテラシー教育実習	実験実習	2	2			
選択科目開設単位数計			22	8	8	4	2	
専門共通科目単位数計			36	12	10	10	4	
一般科目・専門共通科目開設単位数合計			48	14	14	14	6	

(出典 専攻科会議資料)

資料 5-5-②-3 に示すように、専攻科の専門展開科目として、上に電子システム工学専攻、下に建設工学専攻を示す。実習実験と特別研究を必修として、殆どの専門展開科目は、学生の興味に対応して自由に選択できるように科目を設定し、開講時期についても配慮している。

専攻科 専門展開科目

電子システム工学専攻専門展開科目				授業種	単位数	開講時期			
科目種別・科目名			1			II	III	IV	
専門科目	必修	電子システム工学実験	実験実習	4	2	2			
		電子システム工学特別実習	特別実習	3	3				
		特別研究	実験実習	14	2	4	4	4	
		小計		21	7	6	4	4	
	選択	計測工学特論	講義	2	2				
		流体力学特論	講義	2	2				
		回路網学	講義	2	2				
		半導体工学	講義	2		2			
		デジタルシステム基礎	講義	2	2				
		デジタルシステム応用	講義	2		2			
		拡散現象論	講義	2		2			
		弾塑性力学	講義	2			2		
		計算力学	講義	2			2		
		メカトロニクス特論	講義	2				2	
		医用画像情報処理	講義	2				2	
		制御工学特論	講義	2				2	
		デジタル制御工学	講義	2				2	
		電気機器特論	講義	2				2	
		計算論	講義	2				2	
		選択科目開設単位数計			30	8	6	4	12
専門展開科目開設単位数計			51	15	12	8	16		
一般科目・専門共通科目開設単位数合計			48	14	14	14	6		
合計			99	29	26	22	22		
必修科目単位数			41	12	9	14	6		

建設工学専攻専門展開科目				授業種	単位数	開講時期			
科目種別・科目名			1			II	III	IV	
専門科目	必修	建設工学実験	実験実習	4	2	2			
		建設工学特別実習	特別実習	3	3				
		特別研究	実験実習	14	2	4	4	4	
		小計		21	7	6	4	4	
	選択	構造解析学特論	講義	2	2				
		建設計画学	講義	2		2			
		環境調整工学	講義	2		2			
		リノベーション・デザイン	講義	2			2		
		地盤工学特論	講義	2			2		
		水管理工学	講義	2			2		
		建設振動学特論	講義	2				2	
		環境計画学	講義	2				2	
		都市形成論	講義	2				2	
		維持管理工学	講義	2				2	
		選択科目開設単位数計			20	2	4	6	8
		専門展開科目開設単位数計			41	9	10	10	12
		一般科目・専門共通科目開設単位数合計			48	14	14	14	6
		合計			89	23	24	24	18
		必修科目単位数			41	12	9	14	6

(出典 専攻科会議資料)

専攻科課程においては、学士の学位取得を設定しており、準学士課程の卒業生に対しては、積上げ単位として62単位以上が要求されており、これを以て専攻科修了に必要な単位修得要件としている。

資料5-5-②-4

専攻科科目のシラバスの例（創造工学実習）

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XX/676414.pdf>

（出典 平成24年度専攻科シラバス）

資料5-5-②-4に示すように、PBL型授業の1つとして、創造工学実習のシラバスを示す。この授業では、電子システム工学専攻と建設工学専攻の学生が混在した開発チームを構成し、非常勤講師の指導を受けながら、教育目標に沿った実践的な学習を進めている。

（分析結果とその根拠理由）

専攻科の統一した教育目標に沿って、各科目を各専攻・各学期に適切に配置しており、教育課程の体系が確保されている。特に、専攻を共通して受講する科目の拡大に努力しており、昨年度までに、ビジネスアカウンティングやプロジェクトマネジメントの科目を新設した。

観点5-5-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ，学術の発展の動向，社会からの要請等に配慮しているか。

（観点到に係る状況）

資料5-5-③-1に、専攻科の単位修得に関する規程を示す。

資料 5-5-③-1

岐阜工業高等専門学校専攻科の単位修得に関する規程

学 校 規 則 第 4 号
制 定 平 成 7 年 2 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 岐阜工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 45 条第 3 項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の修了に必要な単位の修得については、この規程の定めるところによる。

(修了に必要な単位)

第 2 条 専攻科の修了に必要な単位は、62 単位以上とし、一般科目にあつては 8 単位以上、専門科目にあつては 54 単位以上修得するものとする。

(他の教育施設において修得した単位の認定)

第 3 条 学則第 13 条の 3 第 1 項の規定に基づき大学等において修得した単位のうち、専攻科における授業科目の履修とみなし認定できる単位は、10 単位を限度とするものとする。

2 単位の認定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(他専攻の授業科目の単位認定)

(他専攻の授業科目の単位認定等)

第 4 条 学生は、校長が教育上有益で、かつ、教育上支障がないと認めた場合は、他専攻の専門展開科目の選択科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目のうち 8 単位を限度として、当該学生が所属する専攻の専門展開科目の選択科目の単位としてその単位の修得を認定することができる。

3 単位の認定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(学科の授業科目の単位認定等)

第 5 条 学生は、校長が教育上有益で、かつ、教育上支障がないと認めた場合は、学科の開講科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、第 2 条に規定する単位数には算入しない。

3 単位の認定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(単位修得申請書の提出)

第 6 条 第 2 条、第 4 条及び第 5 条により単位を修得しようとする者は、単位修得申請書（別紙様式 1）を専攻科長を経て校長に提出し許可を得なければならない。

(修得の指導)

第 7 条 第 2 条に規定するもののうち、選択科目の単位修得並びに第 4 条及び第 5 条に規定する科目の履修にあつては、専攻科長又は専攻科主任及び特別研究指導教員の指導を受けるものとする。

(出典 岐阜高専専攻科規則)

学生の多様なニーズに対応するために、他の教育施設において開講している科目についても、積極的に受講を進め、第 3 条において、他の教育施設において修得した単位についても、10 単位までを修了要件に含めることを認めている。

資料 5-5-③-2 に示すように、上記規程に従って、外部教育機関で取得した単位の例を示している。このような事例は、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜を始め、豊橋技術科学大学や長岡技術科学大学などでも開講されており、学生に周知させ受講を進めている。

資料 5-5-③-2

「他の教育施設において修得した単位の例」

不開示資料

(出典 教務係資料)

資料 5-5-③-3 に示すように、社会からの要請等に対応して、近隣の大学に対して、単位互換履修生として単位認定をした例である。特に、理数系科目や実験的科目については、岐阜高専の教育

内容は他の教育機関からの関心が高く、Eラーニングシステムを活用して、岐阜県内の高等教育機関での教育交流促進のための単位互換に関する協定に基づいて、以下に示すような単位認定を行っている。

資料5-5-③-3

他の教育機関に対する単位の認定の例

岐阜工業高等専門学校長
北田 敏 廣



単位互換履修生の単位認定について（通知）

このことについて、下記のとおり単位を認定しましたので通知します。

記

1. 履修期間
後学期 平成23年10月14日 ～ 平成24年2月10日
2. 履修科目及び単位数

科目名	数学アラカルト	2	単位
科目名	実験アラカルト	2	単位
3. 単位互換履修生
別紙のとおり

（出典 教務係資料）

資料5-5-③-4では、学術の発展の動向を踏まえた授業の例として、新しい認知科学の知見を取り入れて実践的なデザイン技法を学ぶ、ヒューマンインターフェイスデザインのシラバスを示す。この科目では、電子システム工学専攻と建設工学専攻の学生が各自の興味に立脚して、デザイン課題を検討し、コンテスト応募などを目標とした実践的な内容となっている。

資料5-5-③-4

「シラバス ヒューマンインターフェイスデザイン」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XX/676420.pdf>

（出典 平成24年度専攻科シラバス）

（分析結果とその根拠理由）

上記の3つの評価項目に対して、具体的な科目を設定して、教育課程の改善に実現している。特に環境デザインシステム工学として専攻を統合した科目の拡大について配慮して、実践的な技術者の育成を可能にする教育課程を目指している。

観点5-6-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適

切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

(観点に係る状況)

資料5-6-①-1に示すように、平成24年度の建設工学専攻の教育課程を示す。講義を中心に構成されているが、英語やドイツ語などの語学については、活用訓練を中心とするため演習と位置付け、国際的に活躍できる人材育成を目指している。実験としては、特別研究を2年間に渡り合計6単位設定し、継続的な研究活動の基盤を作っている。加えて建設工学実験を1年次に4単位設定し、PBL的な学習活動を展開している。

資料5-6-①-2に示すように、専攻科科目において特徴的な学習指導法の工夫の例を挙げている。特に、受講者が10名前後の少人数教育が実現している科目においては、学生一人一人の理解度に合わせて説明方法を工夫することで、きめ細かな教育を実現している。

資料5-6-①-1

専攻科 教育課程：建設工学専攻の例

区分	授業科目	授業種別	開講時期	単位数	
一般科目	社会倫理学特論	講義	Ⅲ	2	
	英語総合A 1	演習	I	1	
	英語総合A 2	演習	Ⅱ	1	
	英語総合B	演習	Ⅲ	2	
	必修科目申請単位数 数計				6
	文学	講義	Ⅳ	2	
	総合ドイツ語 1	演習	I	1	
	総合ドイツ語 2	演習	Ⅱ	1	
	数学アラカルト	講義	Ⅱ	2	
	選択科目申請単位数 数計				6
	一般科目申請単位数 合計				12
	専門科目	生命科学 学	講義	I	2
		物質化学 学	講義	Ⅲ	2
		情報機器工学 学	講義	Ⅳ	2
応用数学特論 学		講義	I	2	
応用物理 学		講義	Ⅱ	2	
情報工 学		講義	Ⅲ	2	
創造工学実習		実験実習	Ⅲ	2	
必修科目申請単位数 数計				14	
環境生態工学 学		講義	I	2	
環境材料 学		講義	Ⅱ	2	
量子力学 学		講義	I	2	
連続体力 学		講義	I	2	
システム計画 学		講義	I	2	
統計力学 学		講義	Ⅲ	2	
ヒューマンインターフェースデザイン		講義	Ⅳ	2	
実験アラカルト		実験実習	Ⅱ	2	
ビジネスアカウンティング		講義	Ⅱ	2	
プロジェクトマネジメント		講義	Ⅳ	2	
科学技術リテラシー教育実習		実験実習	I	2	
選択科目申請単位数 数計				22	
専門共通科目申請単位数 数計				36	
科目		特別 研 究	実験実習	I	2
	特別 研 究	実験実習	Ⅱ	4	
	特別 研 究	実験実習	Ⅲ	4	
	特別 研 究	実験実習	Ⅳ	4	
	建設工学実 験	実験実習	I	2	
	建設工学実 験	実験実習	Ⅱ	2	
	建設工学特別実習	特別実習	I	3	
	専門必修科目申請単位数 数計				21
	構造解析学特論	講義	I	2	
	建設計画 学	講義	Ⅱ	2	
	環境調整工 学	講義	I	2	
	リノベーション・デザイン	講義	Ⅲ	2	
	地盤工学特論	講義	Ⅲ	2	
	水管理工 学	講義	Ⅲ	2	
建設振動学特論	講義	Ⅳ	2		
環境計画 学	講義	Ⅳ	2		
都市形成論	講義	Ⅳ	2		
維持管理工 学	講義	Ⅳ	2		
選択科目申請単位数 数計				20	
専門展開科目申請単位数 数計				41	
専門科目開設単位数 数計				77	
H23カリ	リノベーション・デザイン	講義	Ⅲ	2	
申請単位数 数計				89	

(出典 教務係資料)

資料5-6-①-2

専攻科の授業で教育内容に応じて工夫されている例

- ・ Eラーニングによる自由な学習：実験アラカルト、数学アラカルト
- ・ 対話型討論型授業の例：社会倫理学特論
- ・ オムニバス形式の多彩な内容：環境材料学
- ・ PBL型の課題演習：創造工学実習、電子システム工学実験、建設工学実験
- ・ 自主課題設定型演習：構造解析学特論

(出典 平成24年度専攻科シラバスの抜粋)

(分析結果とその根拠理由)

専攻科科目では、時間割編成上では講義科目が多いが、殆どの科目で演習課題などを課しており、単なる座学に留まらず、自主的な学習活動を進めるための工夫を各授業で行っている。また、Eラーニングの活用により、自由な時間での学習が可能となり、特別研究やPBL型授業での演習活動と時間を調整することが可能となっている。

観点5-6-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

(観点到に係る状況)

資料5-6-②-1には、環境システムデザイン工学の教育目標を実現する科目の1つとして、環境調整工学のシラバスを示す。事前に行う準備学習などは「教室外学修」としてまとめられ、教育方法や内容は「授業の概要と予定」に示されており、達成目標と評価方法は「学習教育目標」「成績評価の方法」に明記されており、このシラバスを開講時に説明して、講義全体の位置づけを理解させている。シラバスは教務会議や専攻科会議において確認され、上記の項目については全ての専攻科科目のシラバスにおいて実現している。

資料5-6-②-1

「専攻科シラバス 環境調整工学」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XK/767632.pdf>

(出典 平成24年度専攻科シラバス)

(分析結果とその根拠理由)

開講時におけるシラバスの説明は、教務会議や専攻科会議での周知により、全ての科目で実施されている。専攻科学生の実験科目の選定に当たっては、シラバスを事前に確認したうえで、開講時の説明を受けてから受講を決定するシステムになっており、シラバスは十分に活用されていると言える。

観点5-6-③： 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

(観点到に係る状況)

創造性を育む教育方法の1つの例として、資料5-6-③-1に創造工学実習のシラバスを示す。ここではパテントコンテストへの応募を目指して、創造的な創意工夫の実践に取り組ませている。

資料5-6-③-1
「専攻科シラバス 創造工学実習」
http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XX/676414.pdf
(出典 平成24年度専攻科シラバス)

この科目は、PBL型の授業として、以下に示すような特徴を持っている。

- ・電子システム工学専攻と建設工学専攻科の混成で、3～4人の少人数開発チームを作る。
- ・開発課題は、あくまでチームの自主的な創造性に期待し、特定の課題設定は行わない。
- ・パテントコンテストを目指して、非常勤講師として弁理士からの指導を受けている。

資料5-6-③-2には、平成24年度のインターンシップの実績を示す。専攻科1年の夏季休暇中の3週間（15日間）に渡り、主に企業などで研究開発および製造建設に関する実習を行っている。これは専攻科の特別実習として必修科目となっており、全ての専攻科学生が実施している。実施後は、報告書を作成し、9月下旬に発表審査会を実施し、単位認定している。ここでの経験を専攻科2年での進路選択に生かすことにより、キャリア教育の一環としても機能している。

資料5-6-③-2
「専攻科 平成24年度の特別実習（インターンシップ）の実績」
不開示資料
(出典 専攻科会議資料)

資料5-6-③-3には、専攻科での海外インターンシップの状況を示している。今年度からは3機関7名の学生が海外での実習を経験しており、岐阜高専専攻科としては、国際的に活躍できる人材育成を目指して、今後も拡大を検討している。

資料5-6-③-3
「専攻科 海外インターンシップの状況」
不開示資料
(出典 専攻科会議資料)

(分析結果とその根拠理由)

上記の創造工学実習に加えて、建設工学実験では全国高専デザインコンペティションへの応募を目指してブリッジコンテストなども行っており、学生グループの創造性を発揮させるための教育プログラムの充実を実現している。

インターンシップについても多様な業種において実習を行うことで、社会での技術の役割を直接的に実感することができ、キャリア教育の一環としても学生への教育的効果が期待されている。さらには海外インターンシップの拡大により、国際的な人材育成への展開が見られる。

観点5-7-①： 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

(観点到に係る状況)

資料5-6-①-1に示すように、教養教育としては必修科目として、社会倫理学特論、生命科学、

物質化学、情報工学、などを構成しており、専攻科修了生として教育目標に従った教養教育の修得を可能にしている。

資料5-7-①-1に示すように、特別研究は、専攻科教育の基幹を成す科目として位置付けられ、2年間で合計14単位行っている。専攻科進学時において、研究課題の提示を基に配属を決定し、2年間で一貫した研究課題を追求している。2年次後期においては学位申請のために、学修レポートの内容としても特別研究の内容を報告している。

資料5-7-①-2に示すように、研究指導は、主査（指導教員）と副査の2名体制で行い、学会発表可能なレベルでの研究課題を主査を中心に設定し、学生の自主的な研究活動を指導してゆく。副査は多面的な研究評価を行うとともに、学生のメンタル面での指導などにも配慮している。

資料5-7-①-1

「専攻科シラバス 特別研究 2年建設工学専攻」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XK/777527.pdf>

(出典 平成24年度専攻科シラバス)

資料5-7-①-2

専攻科 研究指導の方針

平成24年09月03日

専攻科長 柴田良一

専攻科では2年間4学期を経て、特別研究の指導を進めていますが、学位取得への指導も併せて、さらなる充実を図るために、研究指導の方針を明確にすることを目的に、この資料をまとめます。

■専攻科の研究指導

- ・ 1年前期：研究室配属の調整確認、主査副査の検討確認、研究方針の調査検討と計画書作成
評価：特別研究計画書・特別研究調査検索報告書
- ・ 1年後期：特別実習を踏まえた研究展開、学会発表の準備、実験や解析の実質的作業
評価：特別研究中間発表会
- ・ 2年前期：研究成果の多面的な評価分析、評価を踏まえた補足作業、学会での口頭発表
評価：学位申請学修レポートの指導記録
- ・ 2年後期：特別研究としての評価分析、小論文試験への対応、最終発表への準備
評価：特別研究最終発表会

■主査副査の役割分担

学生に対し研究や学習の指導を行うために、各SK系内において主査・副査を各1名おく。専攻科1年の研究室配属時に検討し確定する。いずれかが学位取得者であることが望ましい。

主査は、原則として所属研究室の指導教員が担当する。指導方針によっては別途選出することもある。

副査は、学生の研究課題に対して、専門分野に近い教員を極力選出する。

- ・ 主査：指導教員として、学生の研究教育活動の全般に対して、助言指導を与える。
各期の評価においては、主指導責任者として対応し、補足指導も対応する。
学生が充実した研究学習の活動が出来るように、生活指導の面も配慮する。
- ・ 副査：主査が定めた研究課題が、学位申請分野の研究課題に対応するかを確認する。
主査と学生との関係が、第3者的な観点から効果的連携であるかを確認する。
学生の研究成果に対して、多面的な観点から評価し確実な学位取得を目指す。

■主査副査の指導方法

- ・ 主査：コンタクトタイムを確保して、学生に対応した十分な時間の研究指導を行う。
各期の評価に対しては、主体的に研究作業を指導し十分な研究成果を目指す。
上記の評価においては、副査の助言も踏まえて多面的な観点から指導を行う。
- ・ 副査：各期においては、毎月1回程度は担当学生と情報交換し研究状況を把握する。
上記において必要があれば、3者での面談より研究指導方法の見直しを行う。
各期の評価に対しては、主査と連携して第3者的な観点より評価指導を行う。

各期の4つの評価においては、主査の指導により評価資料を作成したあとで、必ず副査の確認指導を経て、その結果を踏まえたうえで最終提出できるように、審査日程を調整する。

（分析結果とその根拠理由）

専攻科の教育課程においては、単に所属専攻の専門科目だけを履修するのではなく、統一目標である環境システムデザイン工学としての総合的な技術教育を行うために、教養教育の充実や研究指導の高度化が図られている。

観点 5-8-①： 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

資料 5-8-①-1 に示すように、専攻科成績評価・単位認定規定が定められており、これに基づいて担当教員は成績評価を行い、この結果を専攻科会議で集約して確認審議した後、運営会議を経て校長より単位認定が行われている。

資料 5-8-①-2 に示すように、学生への周知については、専攻科 1 年進学時及び 2 年進級時の開講時に履修ガイダンスを行い、成績評価の条件など周知させている。その後は、半期毎に成績が確定した段階で、出身学科の専攻科委員の教員から各学生に対して、修得単位の説明を行い、修了認定に対しての指導を行っている。

岐阜工業高等専門学校専攻科学生の試験、成績評価
及び修了認定等に関する申合せ

平成 11 年 6 月 18 日
運 営 会 議 申 合 せ

(教育指導)

- 1 教員は、常にその担当授業科目に対する学生の理解度に注意を払い、平常試験等によって早期に成績不良者を見だし、成績不良者に対してはレポート等により成績の向上に努めるものとする。

(評価方法)

- 2 成績評価は、平素の学習状況、提出物及び試験などの成績評価項目について、総得点率(得点合計を配分点の合計で除して得た率)に基づき、下表による評価とする。なお、各成績評価項目の総得点率における配分は、授業科目担当教員が決定しシラバスに記載するものとする。

区 分	総得点率 (%)	10 段階 表 示
成績評価	95～100	10
	90～95 未満	9
	80～90 未満	8
	70～80 未満	7
	60～70 未満	6
	50～60 未満	5
	40～50 未満	4
	30～40 未満	3
	0～30 未満	2
未履修		1

(修了認定)

- 3 修了の認定は、専攻科会議で検討し、主管会議の議を経て、校長が行う。なお、必要に応じて、授業科目担当教員の意見を求めることがある。

(大学等入学受験)

- 4 1年次で大学等を受験する者(編入学受験を含む。)は、退学届を提出しなければならない。

(成績報告等)

- 5 学期末における成績等は、必ずその都度定められた締め切り期日までに校長に報告しなければならない。
- 6 伝染病等の事由により、出席時間数が規定の時間数に達しない者については、専攻科長の判断により成績報告の期日を猶予することができる。
- 7 各授業科目担当教員が報告した成績評価は、原則として変更できないものとする。

(成績評価の表示)

- 8 岐阜工業高等専門学校専攻科学生の試験、成績評価及び修了認定に関する内規(平成7年4月17日制定)第9条第3項の規定に基づく成績評価の表示は、次の表のとおりとする。

(出典 岐阜高専専攻科規則)

専攻科生（S系・K系）履修ガイダンス資料の抜粋

2. 学則及び専攻科教務関係規則の変更等

(1) カリキュラム変更

cf. シラバス(環境システムデザイン工学教育プログラム)

教育課程 電子システム工学専攻 平成22年度以降入学生用

教育課程 建設工学専攻 平成22年度以降入学生用

(2) 岐阜工業高等専門学校専攻科学生の試験、成績評価及び修了認定に関する内規(学生便覧)

(a) 単位認定要件：成績6以上であること

注：ただし、「環境システムデザイン」の単位認定には、成績5の科目は、6相当の成績になったことを証明する必要がある。

(「環境システムデザイン工学教育プログラムの定める水準に到達しない科目の取り扱いに関する申合せ」参照)

(b) 履修認定要件：出席時間数 3/4 を超えること 専攻科には派遣等はありません

注：「環境システムデザイン工学」の修了認定には、所定の時間数が必要である。

関連 専攻科学生の試験、成績評価及び修了認定に関する申合わせ

(3) 岐阜工業高等専門学校専攻科の単位修得に関する規程(学生便覧)

自専攻の科目(必修・選択) 教育課程表による

他専攻の選択科目 8単位まで

大学等の単位(主としてe-learning) 10単位まで

◎単位修得申請書の提出：4月14日(水)締め切り厳守

(用紙は学生課、専攻科ホームページからダウンロード)

(特別研究：実施時間割申請書、特別研究指導教員のチェック後、教務係に提出)

(4) 専攻科学生の他の高等教育機関等における学修の成果の取扱いに関する申合せ(学生便覧)

本校以外の教育機関で得た学修成果(成績、単位)はそのまま認められるわけではない。

専攻科の単位として認定するには手続きが必要である。

既修得単位認定申請書の提出(用紙は学生課、学生用提出書類からダウンロード)

専攻科会議及び運営会議で審議

「(専攻科の)単位認定通知書」及び「本教育プログラム修了単位としての認定通知書」

3. 環境システムデザイン工学教育プログラムの学習・教育目標

A{倫理} 社会を腐敗・崩壊させない心構え。幅広い知識・教養を必要とする。

B{デザイン能力} 課題発見から創案・計画・実施・報告、{総合的な開発能力}

C{コミュニケーション能力}：技術的表現力、国際的な相互意思伝達能力

D{専門知識・能力} 工学基礎、各自の専門知識、{異分野の理解と複合分野での開発能力}

E{情報技術能力} 技術者のツールとして、また情報システム計画能力

詳細は、・環境システムデザイン工学教育プログラムの学習・教育目標

別表1具体的な達成目標(2005年度本科第四学年進学者より(配布したもの))

参考) 電子システム工学専攻の学習教育目標

建設工学専攻の学習教育目標

JABEE 認定に必要とされる知識・能力

本教育プログラム学習教育目標と JABEE の知識・能力との対応表

これらはシラバスホームページにあります(J14・一部語句の修正があります)。

(出典 専攻科会議資料)

(分析結果とその根拠理由)

資料に示したように、成績評価や単位認定などが組織として規定として策定されており、ガイダンスにより適切に周知されている。この方法に従い、成績評価などについては、専攻科会議での審議を

経て、主管会議での審議事項として審議され、運営会議で確認を経て、適切に実施されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

準学士課程

環境都市工学科の第1学年を対象として開講されている「シビルエンジニアリング」の科目で例示したように、第1学年に入学時から多様な体験型の取組みが準備されている。また、本校の教育課程の構成は、全学年を通して、体験型の授業を積極的に配置する一方で、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

専攻科課程

準学士課程の5年間の学習を基盤として、環境システムデザイン工学としての融合領域を学習するための効果的な教育課程が作られている。特に、電子システム工学専攻と建設工学専攻の学生が混在する専門共通科目の充実により、幅広く実践的な研究学習活動を進める中で、創造的な技術開発に対応できる実力を習得することができる。

(改善を要する点)

特になし

(3) 基準5の自己評価の概要

準学士課程

準学士課程においては、各学科で養成する学力及び資質・能力を(A)倫理、(B)デザイン能力、(C)コミュニケーション能力、(D)専門知識・能力、(E)情報技術に分類し、対応する科目をシラバスに明示している。専門知識・能力は各学科の系統図に従い体系的に編成している。シラバスには、科目間の関係、成績評価方法、目標の達成度評価方法等を記載し、学生は活用している。授業内容及び水準は学科で定め、毎年、成績評価資料等を別の教員が点検評価して維持している。

教育課程は、実験実習を各学年に配置した実践的技術者を育成する構成になっており、創造性を育むPBL科目を各学科で実施している。また、第4学年の多くの学生がインターンシップを経験し単位認定を得ている。また、単位認定、進級判定及び卒業判定に関する規程を明確に定めており、厳格に一貫して適用している。特別活動については、第1学年から第3学年までの各学科の学級担任が特別活動計画を立て、この計画に従って、学生の学習に関わる指導のみならず、学級指導や講演会の機会を通して、人間の素養に関する教育活動を実施している。

専攻科課程

専攻科課程においては、統一的な環境システムデザイン工学としての目標を掲げながら、電子システム工学専攻と建設工学専攻は、準学士課程のそれぞれの受け入れ学科の教育課程との接続を十分に配慮した教育課程が編成されている。

そこでの学習教育目標については、専攻科の各学年開始時にガイダンスを行い、十分な理解を実現している。また各科目の成績評価などについては、整備されたシラバスを用いて開講時に説明をして

おり十分な理解のもので単位申請を行っている。

授業形態や教育方法については、実験実習をPBL活動の場として設定し、総合的な問題解決能力の修得の機会を設定している。またEラーニングの活用により研究活動の時間を確保しながら、多様な学習形態に対応している。

創造性を育む教育方法としては、創造工学実習においてパテントコンテスト応募を目標に、非常勤講師として弁理士の指導を受けながら、実践的な発明工夫の取り組みを行っている。また建設工学実験などでは、高専機構のデザインコンテストへの応募を目標にしたブリッジコンテストに向けた活動を展開している。

特別研究の指導においては、学生1名に対して主査と副査の2名体制で指導を進めており、学位授与申請と学会発表を2つの外部評価としながら、高度な研究開発を展開している。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

（観点に係る状況）

教育目標の項目の A～E について、年度末に年度の成績評価資料を基に達成度状況の評価を行い、年度初めの教員会議で周知するとともに、学内向けの教務掲示板のサイトに掲示して周知を図っている。（資料 6-1-①-1～5）

「機械工学科評価方法」	不開示資料	資料 6-1-①-1 (出典 教務掲示板)
-------------	-------	--------------------------

「電気情報工学科評価方法」	不開示資料	資料 6-1-①-2 (出典 教務掲示板)
---------------	-------	--------------------------

「電子制御工学科評価方法」	不開示資料	資料 6-1-①-3 (出典 教務掲示板)
---------------	-------	--------------------------

「環境都市工学科評価方法」	不開示資料	資料 6-1-①-4 (出典 教務掲示板)
---------------	-------	--------------------------

「建築学科評価方法」	不開示資料	資料 6-1-①-5 (出典 教務掲示板)
------------	-------	--------------------------

専攻科課程

専攻科課程における教育目標 (1)～(5) と養成すべき学力や資質・能力等の学習・教育目標 (A)～(E) との対応を資料 6-1-①-6 に示す。(A)～(E) の分類は準学士課程と同様である。また、学習・教育目標の評価方法・評価基準を定め、達成度を評価している。達成度の判定方法を資料 6-1-①-7 に示す。

「学校の教育目標、専攻科で養成する学力や資質・能力等の具体的な教育目標の分類及び標語との対応」	(略)	資料 6-1-①-6 (出典 学生便覧)
---	-----	-------------------------

資料 6-1-①-7

「環境システムデザイン工学 教育プログラムの達成度判定方法」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/J19/J07.pdf>

(出典 学生便覧)

専攻科課程修了時に学生が身につけるべき学力等や養成する人材像は、専攻課程ごとに記述されている。教育目標の達成に向けて各年次に配置された教科目の達成状況を把握・評価するために、以下のような取り組みを行っている。

1 各教科目における定期試験等の学力試験あるいはレポート課題提出の実施とその評価

教科担当教員は随時、試験を実施する、また、課題レポートの提出を課すことにより、達成度を把握・評価している。その評価方法はシラバスに明記されている。さらに、この評価内容をフォローアップ委員会で点検している。一方、専攻科委員は出身学生の教科目の達成状況を総合的に確認し、単位修得に向けての助言、指導を行うなど、担任に相当する役割を果たしている。

2 特別研究における論文の提出、発表会の実施

特別研究の論文および発表について、主査・副査を中心とした複数の教員で評価を実施している。特別研究の評価表の一例を資料 6-1-①-8 に示す。研究をまとめた学修成果レポートや取得単位数一覧等を学位授与機構に提出し、小論文試験の受験を経て学位を認定される。

資料 6-1-①-8

「特別研究の評価表（平成23年度専攻科修了生（2K）の実績）」

不開示資料

(出典 専攻科会議資料)

成績評価結果は、担当教員が学内LANにより評価集計システムへ送信し、データベース化している。専攻科課程は学期ごとの単位制であり、修了判定会議で修了の検証を実施している。成績評価結果は専攻科会議委員を通じて学生へ配布し、自己の評価を把握し達成度を定期的に確認することができる。

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程

資料 6-1-①-1～5 に示したように、達成度の評価が実施されている。

専攻科課程

専攻科過程修了時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための取り組みは適切に行われている。学習・教育目標とそれらの達成度の評価方法が明確となっていることが、その理由である。また、学力以外の総合的資質についても、特別実習（実習先責任者を含む）や特別研究の報告内容や取り組む姿勢等で評価しており、評価体制に問題はないと考えられる。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について

て、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

進学士課程

観点 6-1-①に示した資料 6-1-①-1～5 のように、達成度の評価はいずれも100%を超えている。従って、教育の成果や効果は上がっている。

専攻科課程

専攻科課程の学習・教育目標の達成状況を資料 6-1-②-1 に示す。評価は対応する分類の取得科目数(評価 6 以上)で算定している。達成度評価は、専攻科入学時(4～5月)、専攻科 2 年次(4～5月)、専攻科修了前(2月)の合計 3 回実施し、学生と専攻科会議委員でチェックのうえ履修申請等に反映させる。一覧は専攻科会議で報告、確認される。単位取得において基準となるポイント(基準ポイント:評価 6 に相当)を獲得した場合の達成度を100%として、達成ポイント(合格科目の評価および単位数に依存)を計算し、各学習・教育目標に対する総合的達成度を求める。つまり、基準ポイント=各学習・教育目標達成に必要な単位数×評価6、達成ポイント=合格した科目の10段階評価の合計値(単位数による重み付け)、総合的達成度=(達成ポイント)/(基準ポイント)×100%、である。合否のみの科目(特別研究等)は、資料 6-1-②-2 の評価シートにおける論文審査および発表審査の平均値を10段階評価に換算し評価する。また、専攻課程の単位取得および学習保証時間に関する達成度状況を資料 6-1-②-3 に示す。以上の資料により専攻科修了時点で学習・教育目標、単位取得状況の達成度が全員100%以上であることが確認できる。特別研究論文題目一覧を資料 6-1-②-4 に示す。学術研究から教育研究まで幅広く、環境やエネルギー、福祉など社会貢献に密接したテーマも設定されている。6-1-②-5 に学会活動の実績を示す。これらのなかには所属学会の支部レベルで優秀研究発表者賞、優秀ポスター賞等、優秀な成績を収めている学生もいる。

資料 6-1-②-1
「学習目標の達成度状況(平成23年度専攻科修了生(2S)の実績)」
不開示資料
(出典 専攻科会議資料)

資料 6-1-②-2
「審査発表会の評価表」
不開示資料
(出典 専攻科会議資料)

資料 6-1-②-3
「単位取得および学習保証時間に関する達成度状況(平成23年度専攻科修了生(2S)の実績)」
不開示資料
(出典 専攻科会議資料)

資料 6-1-②-4
「特別研究論文題目一覧」
不開示資料
(出典 特別研究審査会予稿集)

資料 6-1-②-5

「学会活動の実績」

不開示資料

(出典 専攻科会議資料)

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程

観点 6-1-①に示した資料 6-1-①-1～5のように、達成度の評価はいずれも100%を超えている。従って、学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっているものと判断する。

専攻科課程

専攻科課程の修了率はほぼ100%であり教育の成果が十分あがっている。TOEICも専攻科課程のほぼ全員がスコア425をクリアしており、英語能力の向上に対する教育効果が現れていると判断できる。特別研究についても各種の学協会等でその研究内容は評価されており、密接で丁寧な研究指導体制が寄与していると考えられる。

観点 6-1-③： 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

準学士課程

準学士課程の就職は、本校教員が企業からの要請により学生を推薦する、いわゆる推薦方式の就職斡旋を実施している。資料 6-1-③-1 は平成23年度卒業生についての求人状況を示したものであり、求人件数は推薦方式の就職斡旋を前提とした値である。5学科間ではばらつきはあるものの、平均すると求人倍率は、17倍であり、昨今の大学生の求人倍率が1倍もない状況を鑑みると、本校準学士課程の卒業生については、企業から非常に高い評価を得ていることがわかる。

資料 6-1-③-1

平成 23 年度卒業者の就職状況

学 科	求人件数	求人倍率 対 就職学生数
機械工学科	401	29 倍
電気情報工学科	431	17 倍
電子制御工学科	444	19 倍
環境都市工学科	144	9 倍
建築学科	136	11 倍
合 計	1556	17 倍

(出典 平成 24 年度学校説明会資料)

準学士課程のうちの約半数は、国立大学の工学部の3年次編入、あるいは本校の専攻科に進学する。

資料 6-1-③-2 は平成23年度卒業生についての進学状況を示したものである。多くの志望大学で、合格者数が入学者数を上回っており、各学生は複数の進学先に合格し、第一志望の大学等に進学している状況を示している。

資料 6-1-③-2

平成 23 年度卒業生進学状況抜粋

志望大学等名	受験者数	合格者数	入学者数
北海道大学	6	2	2
東北大学	4	1	1
千葉大学	7	5	2
東京大学	5	1	1
筑波大学	13	5	3
長岡技術科学大学	7	7	4
金沢大学	3	2	2
福井大学	3	1	1
信州大学	2	1	1
岐阜大学	17	10	6
名古屋大学	17	5	4
名古屋工業大学	27	12	5
豊橋技術科学大学	20	16	13
三重大学	3	2	2
京都工芸繊維大学	6	2	1
大阪大学	7	3	1
東京工業大学	4	2	1
岐阜工業高等専門学校専攻科	71	55	38
合計	222	132	88

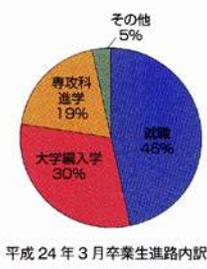
(出典 平成 24 年度学校説明会資料)

専攻科課程

最近の本科卒業生・専攻科修了生の就職先および本科卒業生の進学先を資料 6-1-③-3 に示す。また、最近の専攻科修了生の進学先を 6-1-③-4 に示す。

卒業生・修了者の就職状況（過去3年間）
大学編入等合格者数（過去5年間）

就職年度				就職年度				就職年度				入学年度						
H22 H23 H24				H22 H23 H24				H22 H23 H24				H20	H21	H22	H23	H24		
【建設業】				【汎用・生産用・業務用機械器具製造業】				【電気・ガス・熱供給・水道業】				合格大学等						
㈱アイゼンコンサルティング		1		オークマ㈱				大阪ガス㈱		1	1		北海道大学		1	3	2	2
㈱渡辺組		2		KYB㈱		1		関西電力㈱		3	3	3	宝塚工業大学		1	1	1	2
旭化成住宅建設㈱		1	1	㈱小谷一製作所				中部電力㈱		8	10	6	東北大学		2	2	2	1
厚見建設工業㈱		1		ダイキン工業㈱		3		東京電力㈱		3	1		秋田大学		1			
㈱安部日鋼工業		1		竹田設計工業㈱		1		東邦ガス㈱		1	2	1	茨城大学					
㈱市川工務店		2	1	東芝メディカルシステムズ㈱		1		㈱トーエネック		1		1	筑波大学		6	2	8	5
井洋工務店		1		東芝エレベータ㈱		1		メタウオーター㈱		1			宇都宮大学		1	1	1	1
㈱上坂設計		1		㈱トクメイエン지니어リング		1		小計		17	17	11	群馬大学		1	1		
エステック		1		トキワ精機㈱		1		【情報通信業】					千葉大学		4	1	4	7
㈱NTTファシリティーズ		2	2	㈱名古屋刃型		1		㈱アブリコ		1			東京大学		2			1
㈱大林組		1	1	ハセック㈱		1		㈱アルファシステムズ		1			東京工業大学		1	1	1	2
㈱カジケイ鉄工		1	1	パナソニック㈱ホームアプライアンス社		1		㈱アルメックス		1			東京農工大学		1			1
㈱山井建設		1		日立アイシーシステム㈱		1		アンドール㈱		1			電気通信大学		2	3		
川崎建設工業㈱		1		富士電機システムズ㈱		2		キャテム㈱		1			横浜国立大学				1	1
設建㈱		1	3	三浦工業㈱		1		㈱NHKアイテック		1			新潟大学			2		
KRH㈱		1		三菱重工プラスチックテクノロジー㈱		1		㈱NHKアイテック		1			長岡技術科学大学		2	2	1	7
㈱森原組		1		三菱電機メカトロニクスソフトウェア㈱		1	1	NTTコムウェア東海㈱		1			富山大学					1
建設工業㈱		1		㈱森精機製作所		1		エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱		1	1		金沢大学		6	4	3	4
㈱工設計		1		ヤマザキマザック㈱		2		㈱エヌ・ティ・ティ・ネオメイト		3	1	2	福井大学		4	2	2	4
コクヨエンジニアリング&テクノロジー㈱		1		小計		11	6	㈱KDDIテクノロジエンジニアリング㈱		1	1		山梨大学					1
五洋建設㈱		1		【電子部品・デバイス・電子回路製造業】				シャープビジネスコンピュータソフトウェア㈱		1			信州大学		4	2	1	1
三機工業㈱		1		イビデン㈱		1	2	㈱電装システム		1			岐阜大学		13	20	17	15
㈱サンテューリー 21		2		イビデンエンジニアリング㈱		1	1	㈱トヨタコミュニケーションシステム		1			静岡大学		1	2	1	3
ジェイアール東海建設㈱		2	1	オリパックス㈱		1		豊田ハイシステム㈱		1			名古屋大学		5	2	7	5
ジェイアール東海コンサルタンツ㈱		1		サンテクノ㈱		1		㈱日本ソフトウェア		1			名古屋工業大学		8	9	12	12
㈱永製作所		1		ソニーモバイルディスプレイ㈱		1		日本システム開発㈱		1	1		豊橋技術科学大学		27	21	18	10
盛本構造設計事務所		1		パナソニックエレクトロニクスデバイス㈱		1	1	日本システム通信㈱		1			三重大学		3	1	3	4
三清建設		1		㈱日立アイシーシステム		1		日本電話施設㈱		1			京都大学		3	1		
㈱前建		1		㈱ユニテック		1		㈱富士通		1			京都工芸繊維大学		1	3	4	1
大成建設㈱		1		小計		2	4	㈱富士通		2	1	1	大阪大学		3	1	4	5
大成建設㈱		1		【電気・情報通信機械器具製造業】				㈱ラポテック		2	1	1	神戸大学		2	3	2	1
大東建設㈱		1		愛知冠機㈱		1	1	小計		12	6	12	和歌山大学					1
ダイダイン		1	2	京セラコミュニケーションシステム㈱		1		【運輸業・郵便業】					奈良女子大学					2
大鉄工業㈱		1		サン電子㈱		1		中部国際空港施設サービス㈱		1			岡山大学					3
大日本土木㈱		1		セイコーエプソン㈱		1		東海交通機械㈱		1			高松大学		2			
大和ハウス工業㈱		2		ソニーエレクトロニクス㈱		1	2	東海旅客鉄道㈱		7	8	3	広島大学					1
高砂鉄工工業㈱		1		㈱東海理化		1	2	西日本旅客鉄道㈱		1	1	2	高知大学		1	1		
濠上工業㈱		1		パナソニックエコシステムズ㈱		1		日本貨物鉄道㈱		2	2		九州大学		1	1	1	1
㈱野村		1		㈱ビッツ		1		小計		12	11	5	首都大学東京					1
田中社寺㈱		1		㈱日立アイシーシステム		2		【金融業】					大阪府立大学		1			1
㈱東原建築研究所		1		㈱日立製作所		1		㈱大塚共立銀行		1			大阪府立大学		1			1
帝國建設コンサルタンツ㈱		1		富士通㈱		1	1	小計		1			大阪府立大学		1			1
日本建設コンサルタンツ㈱		1		㈱明電舎		1		【不動産取引・賃貸・管理業】					愛知医科大学		1			
㈱NIPPPO		1		レシップ㈱		1		㈱ザイマックス		1	1	1	滋賀県立大学					1
㈱日立プラントテクノロジー		1		小計		6	4	㈱ザイマックスビルマネジメント		1	1	1	東京理科大学					1
ひだまりホーム㈱製瓦製材		1		【輸送用機械器具製造業】				三菱地所信託&コミュニティ㈱		1			玉川大学					1
㈱福永建築事務所		1		アイシン精機㈱		1	2	小計		2	1	1	神奈川大学					1
㈱フジタ		1		アイシンエンジニアリング㈱		1	1	【その他の専門・技術サービス業】					神奈川工科大学					1
フジ大理石㈱		1	1	MHIエアロエンジニアリング㈱		1	1	㈱岐阜県市町村行政情報センター		1			金沢工業大学					1
丸栄コンクリート工業㈱		1		大面技研㈱		1		日立アプライアンス㈱		1			中部大学					1
丸平建設㈱		1		各務原航空機器㈱		1		㈱フォーラムエンジニアリング		1	1		立命館大学		1	1	1	1
矢作建設工業㈱		1		川崎重工業㈱		2	2	三菱電機ビルテクノサービス㈱		1			同志社大学					1
矢作建築㈱		1		川重岐阜エンジニアリング㈱		2	3	三菱電機エンジニアリング㈱		1			大阪電気通信大学					1
和田建築設計		1		小計		2	3	小計		2	3	1	名城大学					1
小計		28	30	21				【生活関連サービス業・娯楽業】					関西大学					1
【食料品・飲料・たばこ・飼料製造業】				竹田設計工業㈱		1		㈱下徳		1			京都府立大学					1
アビ㈱		1	2	デンソーテクノ㈱		2		小計		1			神戸芸術工科大学					1
カゴメ㈱		1	2	豊田合成㈱		1		【その他の教育・学習支援業】					東海大学					1
キリンビール㈱		1		トヨタテクノビルドゥメント㈱		2	1	ホームズ個別指導学院		1	1		福岡工業大学					1
サントリープロダクツ㈱		1	1	㈱ナスカ		1	1	小計		1	1		岐阜高専(専攻科)		50	32	44	50
サントリーホールディングス㈱		1		ナブテスコ㈱		1	1	【国家公務】										
日本たばこ産業㈱		1		日清紡プレーキ㈱		1	1	警察庁				1						
㈱明治		1		本田技研工業㈱		1	1	国土交通省				2	3					
森友乳業㈱		1		川重岐阜エンジニアリング㈱		2	1	水資源機構				1						
豊田メグミルク㈱		1		小計		11	11	防衛省2種(土木)				1						
【その他の製造業】				【鉄鋼業・非鉄金属・金属製品】				国立印刷局				1						
㈱ユーハイム		1		愛知機			1	林野庁				1						
小計		2	6	9				小計		3	2	5						
【化学工業・石油・石炭製品製造業】				ダイキン工業㈱		1	1	【地方公務】										
出光興産㈱		1		㈱ニデック		1	1	安八町				1						
㈱ツムラ		3		日本電気硝子㈱		1	1	一宮市				2	1					
東燃ゼネラル石油㈱		1		パナソニックエコシステムズ㈱		2		海津市				1						
日本合成化学工業㈱		1		ミスノテックニクス㈱		1	1	春日井市				1	1					
ユニチカ㈱		1		㈱LIXIL		1		北方町				1						
㈱吉野工業所		1		レンゴ㈱		1		岐阜市				1						
小計		1	3	4		4	4	2				1	1					
【鉄鋼業・非鉄金属・金属製品】				スターインフォテック㈱		1		名古産市				3	2	2				
立松モールド工業㈱		1		立松モールド工業㈱		1		名古屋港管理組合				1	1					
黒田製作所㈱		1		黒田製作所㈱		1		岐阜県岐阜市整備協会				1	1					
小計		1	2					小計				10	8	4				
合計		126	117	113				合計		126	117	113						



(出典 学校案内)

資料 6 - 1 - ③ - 4

専攻科修了生の大学院進学者数(過去5年間)

大学院名	電子システム工学専攻	建設工学専攻	計
京都大学大学院	2		2
大阪大学大学院	1	1	2
東京工業大学大学院	1		1
筑波大学大学院	1		1
岐阜大学大学院	2	2	4
神戸大学大学院	1		1
豊橋技術科学大学大学院		2	2
名古屋大学大学院	6	4	10
名古屋工業大学大学院	5	8	13
名古屋市立大学大学院		2	2
三重大学大学院	1	1	2
奈良先端科学技術大学院	4		4
北陸先端科学技術大学院	1		1
合 計	25	20	45

(分析結果とその根拠理由)

進学士課程

進学士課程の就職については、企業から求人があると、各専門学科で審議し学生を企業に推薦するタイプの就職指導を行っている。また、企業からの求人は、ほとんどが、技術系総合職としての採用である。学科にばらつきはあるものの、クラス40名の半数前後が就職志望者であり、5学科平均で17倍(推薦タイプの就職)の高い求人倍率である。昨今の一般の大学新卒について、求人倍率が1倍もない状況と比較すると、非常に堅調である。

大学3年次への編入学と専攻科への進学を、併せて進学と称している。1学年200名のうち、約半数が進学であり、このうちの30名強が専攻科に進学し、70名程度が大学3年次に編入学している。

以上のように、就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているといえる。

専攻科課程

専攻科修了生の就職先は各分野の中核企業、進学先も実績のある大学院である。また、本校の修了生に対して就職先の企業、進学先の大学院からも高い評価が得られており、専攻科過程修了時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像が達成できていると判断できる。

観点 6 - 1 - ④： 学生が行う学習達成度評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

準学士課程

卒業式に卒業生に対して行う、教育目標についての達成度・満足度を問うアンケート結果を資料6-1-④-1に示した。学科によるばらつきはあるが、達成度については、2.5~3.5の範囲にある。

資料6-1-④-1

準学士課程の教育目標						
(1) 広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成						
(2) 基礎学力を身に付け、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成						
(3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成						
(4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成						
(5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成						
項目	5M	5E	5D	5C	5A	平均
この教育目標を知っていますか？	2.3	2.7	3.6	2.6	3.9	3.0
(1)の目標はこれでよいと思いますか？	3.4	4.1	3.8	3.6	4.1	3.8
(2)の目標はこれでよいと思いますか？	3.4	4.2	3.6	3.6	4.0	3.8
(3)の目標はこれでよいと思いますか？	3.3	4.2	3.7	3.6	4.1	3.8
(4)の目標はこれでよいと思いますか？	3.4	4.3	3.7	3.8	4.1	3.9
(5)の目標はこれでよいと思いますか？	3.3	4.2	3.1	3.7	3.5	3.5
(1)の目標に対して、学校の教育に満足していますか？	3.3	3.5	3.1	3.4	3.6	3.4
(2)の目標に対して、学校の教育に満足していますか？	3.3	3.7	2.8	3.4	3.0	3.2
(3)の目標に対して、学校の教育に満足していますか？	3.1	3.1	3.1	2.9	3.5	3.1
(4)の目標に対して、学校の教育に満足していますか？	3.3	3.6	3.1	3.2	3.5	3.4
(5)の目標に対して、学校の教育に満足していますか？	3.3	3.6	3.1	3.2	3.3	3.3
あなたは(1)の目標を達成したと感じていますか？	3.2	3.1	3.0	3.4	3.3	3.2
あなたは(2)の目標を達成したと感じていますか？	3.3	3.2	3.0	3.4	3.4	3.3
あなたは(3)の目標を達成したと感じていますか？	3.1	2.8	2.5	2.7	2.8	2.8
あなたは(4)の目標を達成したと感じていますか？	3.3	3.5	3.0	3.4	3.4	3.3
あなたは(5)の目標を達成したと感じていますか？	3.1	3.3	2.9	3.2	3.3	3.2

(出典 点検評価・フォローアップ委員会資料)

専攻科課程

専攻科において学生が行う学習達成度評価の項目には、以下のものがある。(1)授業内容の理解度に関する項目、(2)シラバスに記載された各教科目の目標に関する項目、(3)定期試験返却時の成績評価に関する項目、(4)半期毎に配布される個人成績通知表に関する項目、(5)専攻科修了時の満足度アンケートに関する項目

(1)~(3)は、定期試験終了後の授業アンケートにより達成度自己評価(教科目目標の達成度、総合的な達成度)が定量化される。(4)の個人成績通知表は、出身学科の専攻科会議委員から専攻科学生に渡される。観点6-1-②の専攻科課程でも述べたように、この成績をもとに達成度状況を学生と出身学科の専攻科会議委員がチェックし、次期の履修申請などに反映させている。(5)の専攻科修了時に実施するアンケートの内容を資料6-1-④-2に、平成23年度のアンケート結果を資料6-1-④-3に示す。

平成23年度専攻科修了生35名(S22名、K13名)のうち、35名から回答があり、回収率100%である。評価基準として1を十分に満足、3を普通、5を大いに不満とした。優れていると判断した項目(平均2.5以下)は「エンジニアリング像の必要性」、「口頭発表と社会水準」、「充実した学生生活」である。

資料6-1-④-2

「平成23年度専攻科修了生に対する学習・教育目標に関するアンケート項目」

(略)

(出典 専攻科会議資料)

資料 6-1-④-3

平成 23 年度専攻科修了生を対象としたアンケート結果

実施日: 2/24, 2012		H23年度専攻科修了生35名(S22名+K13名)のうち、35名からのアンケート回収=100%(回収率)																																							
No.	設問項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	平均	標準偏差			
1	JABEEの認知度	5	4	3	3	3	5	2	3	3	4	3	3	3	3	4	3	5	4	2	5	4	4	4	4	2	3	3	2	3	3	4	3	2	3	3	3.3	0.9			
2	プログラムの概念の理解	5	4	3	4	3	3	2	3	4	3	3	3	3	3	4	5	4	4	5	2	4	3	3	3	3	3	3	3	4	3	2	3	3	3.3	0.8					
3	目指すエンジニアリング像の理解	4	3	2	4	3	2	2	4	4	3	3	2	3	3	4	5	3	4	4	2	3	3	3	3	3	2	3	3	2	3	2	3	3	3.0	0.7					
4	エンジニアリング像の必要性	3	3	2	3	2	2	3	2	2	2	2	1	2	3	2	3	5	4	3	4	3	3	2	1	3	2	2	1	4	1	2	2	1	3	2	2.4	0.9			
5	就職先とJABEE修了生の採用	5	5	3	3	3	1	4	3	4	2	3	3	2	3	5	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3.1	0.9				
6	学習・教育目標の理解	5	4	4	3	3	2	2	2	4	3	3	3	2	3	2	4	5	2	4	3	2	3	3	3	3	3	2	1	4	3	2	3	1	2	3	2	2.9	1.0		
7	学習・教育目標の設定の妥当性	3	3	3	4	2	3	1	3	3	2	2	2	3	4	3	4	4	4	3	4	3	2	3	2	3	2	2	2	3	3	2	2	3	2	3	2	2.8	0.8		
8	新入社員と学習・教育目標	3	5	3	3	2	4	3	2	3	3	2	3	4	3	3	2	5	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	2	2	3	3	1	4	3	3	3.0	0.8		
9	学習・教育目標(A)と社会水準	3	3	2	3	3	2	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	5	5	3	4	4	3	3	3	3	3	2	1	3	3	3	2	3	3	2	3	3	2.9	0.8	
10	学習・教育目標(B)と社会水準	4	3	3	2	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	2	5	3	3	4	4	3	3	2	3	2	3	2	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2.9	0.7	
11	学習・教育目標(C)と社会水準	3	3	3	2	3	4	3	3	3	3	3	2	3	3	4	2	5	4	3	4	4	3	4	3	4	3	4	2	3	2	3	3	4	3	2	3	3	3.1	0.7	
12	学習・教育目標(D)と社会水準	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	2	5	1	3	3	3	3	3	1	3	2	3	2	2	3	2	3	2	3	3	2	3	3	2.7	0.7
13	学習・教育目標(E)と社会水準	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	5	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	3	2	3	2	3	3	3	3	2	3	3	2.8	0.6	
14	学習・教育目標(A)の達成度	2	3	3	4	3	1	2	3	3	2	3	3	2	3	2	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	3	2	2	3	3	2	2	2	2.7	0.7
15	学習・教育目標(B)の達成度	3	3	3	3	3	1	3	4	3	3	3	2	2	3	3	5	2	3	3	2	3	3	3	3	4	3	2	2	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2.7	0.8	
16	学習・教育目標(C)の達成度	2	3	3	4	2	1	2	3	3	3	4	2	2	2	4	5	4	3	3	3	2	3	4	3	3	2	3	4	3	2	2	3	3	4	3	2	2	2	2.8	0.9
17	学習・教育目標(D)の達成度	3	3	3	3	3	1	2	3	3	3	3	2	3	3	4	3	3	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	2	2	3	3	3	2	1	2	2	2	2.7	0.7	
18	学習・教育目標(E)の達成度	3	3	3	2	3	1	3	3	3	3	3	2	3	3	4	2	3	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	2	2	3	3	2	2	3	2	2	3	2	2.7	0.6
19	D-5異分野の修正	1	3	3	3	3	2	2	3	3	2	2	3	2	2	2	4	4	3	3	1	3	4	3	3	3	2	1	2	3	1	3	1	3	3	2	5	2.5	0.9		
20	E情報技術の修正	4	3	3	3	2	2	3	2	3	2	2	2	2	3	3	2	5	3	3	4	3	3	3	3	3	2	2	1	3	3	2	3	1	3	3	2	7	2.8	0.8	
21	口語発表と社会水準	1	3	2	3	2	3	2	2	2	2	3	2	2	3	2	4	2	2	3	3	3	2	3	2	2	3	3	4	3	3	3	1	3	3	2	5	2.5	0.7		
22	TOEIC400と社会水準	5	5	4	4	4	5	3	4	4	4	3	2	5	3	3	5	3	3	5	4	5	2	3	5	3	5	3	4	4	5	3	3	3	3	3	3	3.8	0.9		
23	TOEIC400→425	5	5	3	3	3	5	2	1	4	3	2	2	3	5	3	5	3	3	3	2	5	5	4	4	2	3	1	4	3	4	5	3	3	4	3	4	3.4	1.2		
24	養成すべき人材像	2	3	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	5	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	1	3	3	4	3	2	3	3	2.8	0.7		
25	充実した学生生活	1	3	2	3	3	1	3	2	4	2	2	3	3	2	3	1	3	3	3	3	2	2	3	3	3	2	1	2	3	3	3	1	3	1	3	1	2.4	0.8		
		3.2	3.4	2.8	3.1	2.7	2.6	2.4	2.8	3.2	2.8	2.7	2.4	2.7	2.9	2.8	2.8	4.6	3.2	3.0	3.5	2.9	3.2	2.8	2.8	3.2	2.6	2.6	1.9	2.9	3.0	2.9	3.0	1.8	2.8	2.8	2.89				

(出典 専攻科会議資料)

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程

資料 6-1-④-1 に示したように、卒業式に卒業生に対して実施するアンケート結果では、5つの教育目標についての達成度は2.5~3.5の範囲にあり、概ね達成しているものとする。

専攻科課程

専攻科修了生はJABEEの意義を理解し、専攻科の教育についても概ね満足していることがわかる。満足度の低い項目として「TOEICと社会水準」、「TOEIC400→425」等、TOEIC 関連項目が挙げられているが、自己記述欄にもあるように合格基準をもっと上げるべき、との前向きな意見と判断される。

観点 6-1-⑤： 卒業（修了）生や進路先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

本校では、3年に1回、卒業（修了）生・就職先アンケートを実施している。最近の5年間では、平成20年度および平成23年度に実施したが、平成20年度実施のアンケートは、本校JABEEプログラムの内容に特化し、またアンケートの対象者も専攻科課程修了者及びその就職先に限定した

分析：回答者が2名と少ないが，どちらも一般教養が不足していると評価していることから，専攻科課程での教養科目の再検討を望みたい。

(出典 平成24年度第3回自己点検・評価実施WG議事録 抜粋)

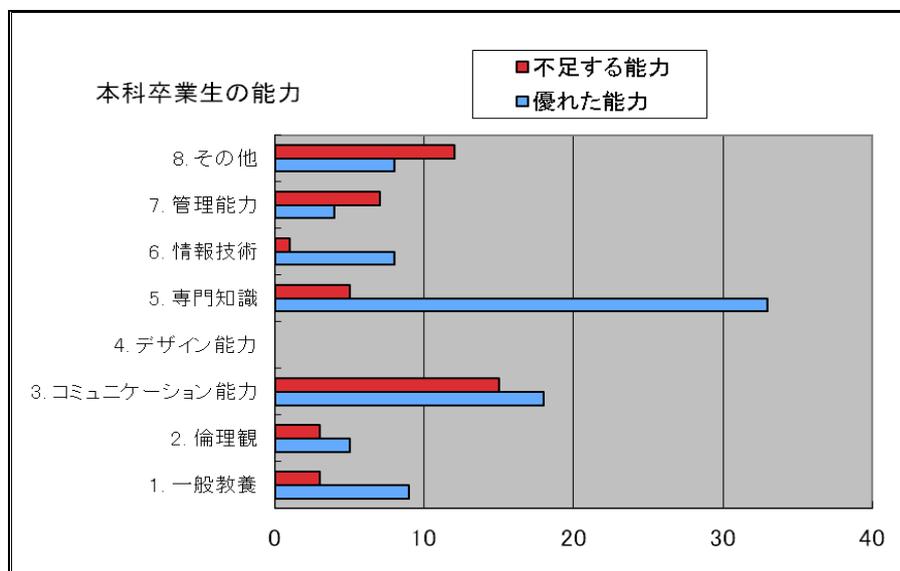
資料6-1-⑤-3

就職先のアンケート結果（平成23年度実施）

L. 岐阜高専本科卒業生の優れている能力等は何ですか。不足する能力等は何ですか。

(複数回答 可) (本科生就職先)

	優秀な能力	不足する能力
1. 一般教養	9	3
2. 倫理観	5	3
3. コミュニケーション能力	18	15
4. デザイン能力	0	0
5. 専門知識	33	5
6. 情報技術	8	1
7. 管理能力	4	7
8. その他	8	12



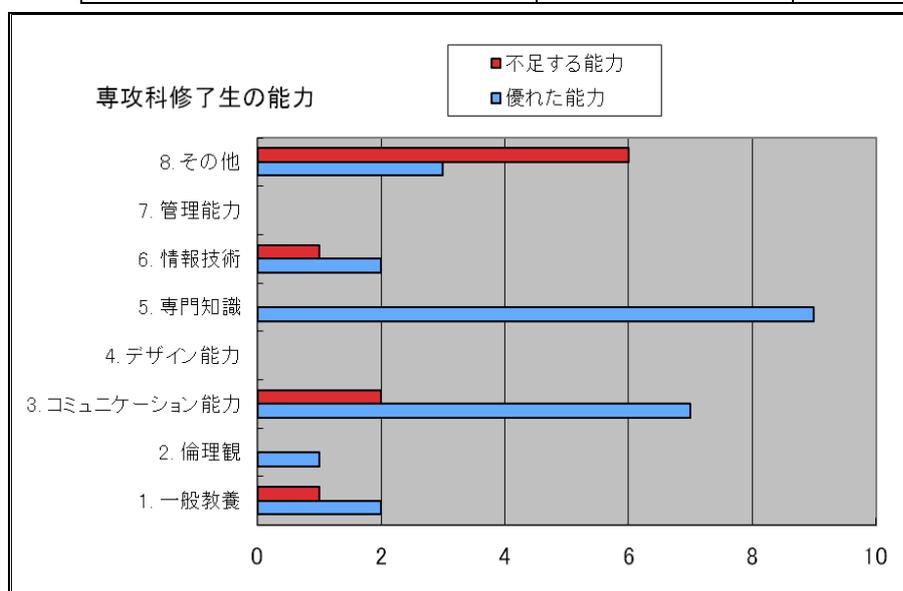
分析

専門知識及びコミュニケーション能力は五年前とほぼ同じ関係にあるが，その他の項目が，優れた能力、不足する能力ともに増えている。今回はその他を具体的に問わなかったので中身がわからない。次回からは記述を願う必要がある。

岐阜高専専攻科修了生の優れている能力等は何ですか。不足する能力等は何ですか。

(複数回答 可) (専攻科生就職先)

	優秀な能力	不足する能力
1. 一般教養	2	1
2. 倫理観	1	0
3. コミュニケーション能力	7	2
4. デザイン能力	0	0
5. 専門知識	9	0
6. 情報技術	2	1
7. 管理能力	0	0
8. その他	3	6



分析

コミュニケーション能力は五年前とは逆転して、優れた能力にあげられている。英語教育の成果が表れている。

(出典 平成23年度第4回点検評価・フォローアップ委員会議事録 抜粋)

(分析結果とその根拠理由)

卒業(修了)生が在学時に身に付けた能力に関して、卒業(修了)生及び就職先からアンケートにより意見を聴取する取組を3年毎に実施しており、その結果から、教育の成果や効果がおおむね得られていることが分かり、実施の頻度とともに、十分な取組みをしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本科から企業への就職は、技術系の総合職としての採用であり、求人状況については、学科間のばらつきはあるものの、定常的に5学科平均で、10倍を超える高い求人倍率を維持している。このこ

とは本校の技術者教育が社会的に認知されているということのみならず、大きな期待を寄せられているものと考えられる。

(改善を要する点)

特になし。

(3) 基準6の自己評価の概要

本校の目的に従って定められた、学生が卒業時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための取組が行われており、この結果から、教育の成果や効果が上がっていると言える。また、高い求人倍率に示される就職状況や、大学3年次編入に関わる進学状況等の実績から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

また、アンケート結果等による、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果・効果は上がっている。さらに、卒業生や進路先企業等の関係者から、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取する取組み結果から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

以上のように、本校の教育目的で意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について総じて、本校の教育の成果や効果は上がっている。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

資料7-1-①-1に、入学前の3月の中旬の時期に、本校入学予定者に対して実施されるガイダンスの概要を示した。実施内容としては、教務主事から、全入学予定者に対して、高専での学習方法、及び開講までの課題等の説明がなされる。またその後、各学科に分かれて学級担任から、中学校との学習方法の差異、あるいは高専における学習方法の他、学生としての基本的な心構え等が説明される。

資料7-1-①-2には、入学当初に実施される新1年生を対象とした校内研修の概要を示したものである。教務主事の話では、成績評価方法、シラバス、及び進級判定方法等が説明される。資料7-1-①-3には、教務主事のパワーポイントの抜粋を示した。

資料7-1-①-4には、オフィスアワー設置一覧の抜粋を示した。本一覧は岐阜高専の学外向けのWebサイトにも公開されている。各教員は各居室の前にもオフィスアワーを掲示している。

資料7-1-①-5には、学生主事の運営による意見箱の抜粋を示した。意見箱は学生の意見を吸い上げるためのシステムであり、校内の数か所に設置され、毎月1日と15日に学生主事により開封される。学生主事は意見箱の内容に応じて、意見の対処の教員部署を割り当て、解決に当たるシステムになっている。

平成 24 年度 第 1 学年 校内研修実施要項

1. 目的

第 1 学年の学生に対し、高専教育の特徴の理解・生活面に関する指導を行う。

2. 参加者

(1) 平成 24 年度入学生全員

(2) 第 1 学年学級担任

M	E	D	C	A
岡崎	坂部	種村	中島 (泰)	山本 (樹)

(3) 教務主事、学生主事、学生相談室長・カウンセラー、学生課職員

3. 場 所：多目的ホール

4. 日程等

期日：4 月 16 日 (月) 特活 14:40～16:10

司会：学年主任 (中島泰貴)

14:40～	点呼 (学級担任), 学年主任挨拶
14:45～	教務主事の話
15:05～	学生主事の話
15:30～	休憩
15:35～	事務手続きについて (学生課職員)
15:45～	学生相談室について (学生相談室長・カウンセラー)
16:00～	学内施設利用について (学年主任)
16:05～	終わりの挨拶 (学年主任)
16:10～	各クラス清掃

5. 資料等

平成 24 年度学生便覧 (持参するように学級担任が学生に指示)

6. その他

- (1) 事前に貴重品を持参するよう指示する。
- (2) クラスごとに着席する (学年主任の指示による)。
- (3) 特別活動 2 時間として扱う。
- (4) 校内研修終了後, クラスルームに集合する (学級担任の指示による)。

(出典 教務会議資料)

平成 24 年度第 1 学年校内研修教務主事パワーポイント抜粋

【総得点率】と【10段階評価】の関係

区分	総得点率(%)	10段階評価	可否
成績 評 価	95～100	10	合格
	90～95未満	9	
	80～90未満	8	
	70～80未満	7	
	60～70未満	6	不合格
	50～60未満	5	
	40～50未満	4	
	30～40未満	3	
0～30未満	2		
未履修	—	1	留年

「教科目を修得する」とは

修得: 10段階評価で 6 以上の評価を得ること
履修: 10段階の評価で 2～10 の評価
未履修: 評価 1 出席時間数の割合が 3/4 以下

なお、未履修科目が 1 科目でもあると留年確定

進級の要件 (学生便覧98頁右列参照)

- 進級:
学年の修得すべきすべての科目について、6以上の評価
- 仮進級:
評価 2～5の科目のすべての科目を対象として以下の計算
(6 - 評価) × (単位数) の合計が 1～12 の範囲
- 原級留置(留年)(以下のうちのいずれか)
 1. (6 - 評価) × (単位数) の合計が 12 を超える、または
 2. 1科目でも評価 1 の科目(未履修科目)がある場合、または
 3. 別表2(101頁)の科目のうち、一科目でも評価が5以下、または
 4. 特別活動(特活)が不合格

仮進級について

- 仮進級: クラスの所属は、進級した学生と同じ
- 仮進級者は
前の年度の未修得科目(評価 2～5 の科目)について
能力向上を確認する試験に合格し、修得が認められないと進級できない。

例えば、仮進級した2年生は、その年度のうちに、未修得科目を修得しないと3年生に進級できない。

(出典 平成24年度第1学年校内研修教務主事パワーポイント抜粋)

「平成24年度(後期) オフィスアワー設置一覧表」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/elec/ec/zaigakusei/officehour/24MaeOfficeHourPlan.pdf>

(出典 岐阜高専学外向けWeb)

「意見箱」

不開示資料

(出典 意見箱(学生主事WEB))

(分析結果とその根拠理由)

新入生向けの研修会が定期的開催されており、学習方法のみならず多様な案内が実施されている。学生の学習上の疑問に対応するため、オフィスアワーが設置され、有効に利用されている。また、学生の意見を吸い上げるシステムとして意見箱が設けられており、修学上の問題も含め、多様な問題に対処するシステム取っている。総じて、学習を進める上での情報提供システムが構築され、適切に実施されている。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制として、オフィスアワーが設置され機能している。

観点7-1-②： 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

本校の図書館センターには、1階図書館閲覧室に90席、2階情報検索支援室に50席、情報処理センター演習室3室に142席(パソコン142台)が、講義に使用中以外は、すべて利用可能になり、常に自主的学習スペースとして提供されている。

平日の夜間は20時まで延長開館を実施し、土曜日は9時から16時まで開館するなど、自主的学習環境を整備している(資料7-1-②-1参照)。図書館が時間外開館を実施しているときは、情報処理センター演習室も同様に開放している(資料7-1-②-2参照)。資料7-1-②-3に平成24年度前期の図書館利用実績および情報処理センターの時間外利用者数を示す。

また、図書館1階の閲覧室は個人学習スペースとして活用され、2階情報検索支援室は、グループ学習スペースとして、可動式の机、スクリーン、ホワイトボードなどを備えるなど、複数グループが同時に利用することができ、いわゆるラーニングコモンズ空間として活用されている。

福利厚生施設としては、食堂、売店、談話コーナーを有する「伊吹」があり、その利用細則は、資料7-1-②-4に示すとおりである。平成22年度に充実が図られた談話コーナーは、丸テーブルと椅子が設置されており、平日、8:30~19:00まで使用が可能で、自動販売機では軽食などが販売されており、学生のコミュニケーションの場となっている。

資料7-1-②-1

岐阜工業高等専門学校図書館利用内規(抜粋)

(開館時間)

第4条 開館時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、必要があるときは、延長又は短縮を行う。

- 一 平日 8時30分から20時まで
(ただし、雄志寮が閉寮期間中は17時まで)
- 二 土曜日 9時から16時まで

(出典 岐阜工業高等専門学校図書館利用内規)

資料7-1-②-2

岐阜工業高等専門学校情報処理センター利用内規(抜粋)

(利用時間)

第7条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、延長又は短縮を行う。

- 一 平日 8時30分から20時まで
(ただし、17時以降は第1演習室のみ利用可能)
(ただし、雄志寮が閉寮期間中は17時まで)
- 二 土曜日 9時~16時まで

(ただし、第1演習室のみ利用可能)

2 前項の利用時間以外に利用しようとするときは、あらかじめセンター長の許可を得なければならない。

(出典 岐阜工業高等専門学校情報処理センター利用内規)

資料7-1-②-3

図書館利用および情報処理センター時間外利用者数（平成24年4月～9月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
1階 閲覧室	時間内	2,916	4,333	3,191	3,189	2,743	3,908	20,280
	時間外	551	1,532	799	559	23	1,206	4,670
	土曜日	175	196	238	95		1,068	1,772
2階 情報検索 支援室	時間内	558	1,515	1,680	1,344	1,131	1,257	7,485
	時間外	113	560	321	165	22	472	1,653
	土曜日	151	419	261	55		327	1,213
情報処理センター	時間外	268	426	264	304	28	342	1,632

(出典 図書館資料)

資料7-1-②-4

岐阜工業高等専門学校福利施設「伊吹」使用細則（抜粋）

(開館日・使用時間)

第3条 施設の開館日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、校長が許可した場合は、この限りでない。

月曜日～金曜日 8時30分から19時まで

2 食堂及び売店の使用時間は、次のとおりとする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、使用時間を変更することがある。

一 食堂 11時から13時まで

二 売店 10時から13時まで及び14時15分から14時45分まで

(出典 岐阜工業高等専門学校福利施設「伊吹」使用細則)

(分析結果とその根拠理由)

自主的学習に供するスペース、利用時間は、十分に確保されている。コミュニケーションスペースについては、平成22年度に福利厚生施設1階の談話コーナーの充実が図られたが、資料7-1-②-5のような意見が寄せられる（時計については平成24年度早々にテレビとともに設置し、時計は土授業開始、下校時間の5分前にチャイムを鳴らす設定とした）など、学生の要望に答えながら整備を図っている最中である。

資料7-1-②-5

学生意見箱によせられた学生の意見の一つ

平成24年3月16日開封

1通の投書がありました。

要望8 (平成24年3月12日) 3年Uさん (記名あり)

私はよく食堂前の談話室を利用します。そこで、お願いで、ぜひ時計をつけてほしいです。いつも、食堂の時計を見るなど苦勞しています。授業など遅れないために、できれば1時間ごとに音が鳴るようにしてほしいです。ご検討よろしくをお願いします。

回答8: (学生主事)

ご意見ありがとうございました。

平成22年度に校長・学生主事・学生会を中心に伊吹1階の売店・談話コーナーの充実について議論し、売店の拡張、談話コーナーにも自動販売機を設置するなど充実を図りました。しかし、どうも食料のほうばかりに目がいつていたようです。

今年に入り、やっと自由にテレビを見られるように、テレビを設置したところです。先ほど、談話コーナーを見ましたが、確かに時計が何処にもついておらず不便だと感じました。時計設置の場所は、テレビの横の西側の壁面だと思います。確かに1時間ごとに音が出るとよいのですが、オルゴール時計のようなものでは盗難の心配もありますので、本校の実情に合わせ、9時と13時の5分前ぐらいにベルやチャイムが鳴るものを探そうと思います。また、学生の玄関にも時計が無いことに気付きました。学生係、校長とも相談し、学生玄関、伊吹談話コーナーの2か所に来年度早々に設置できるように検討します。

(出典 学生主事 HP 意見箱回答)

観点7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

資料7-1-③-1 学生主事の運営による意見箱の抜粋を示した。意見箱は学生の意見を吸い上げるためのシステムであり、校内の数か所に設置され、毎月1日と15日に学生主事により開封される。学生主事は意見箱の内容に応じて、意見の対処の教員部署を割り当て、解決に当たるシステムになっている。

資料7-1-③-2に「岐阜工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程【抜粋】」を示した。また、資料7-1-③-3にこの適用の一例を示した。

資料7-1-③-4に「外国人留学生特例規程」を示した。本規程では、留学生をサポートする教員の他に、留学生をサポートする「留学生相談員」を設けている。資料7-1-③-5に平成24年度留学生の指導教員と学生の相談員の実績一覧を示した。

「意見箱」	不開示資料	資料7-1-③-1	(出典 意見箱 (学生主事WEB))
-------	-------	-----------	--------------------

岐阜工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程【抜粋】	資料7-1-③-2
学校規則第37号	
平成17年12月7日	
<p>第2条 この規程の対象とする学生は本科学生とし、対象学修は次のとおりとする。</p> <p>七 技能審査の成果にかかる学修で、別表に定めるもの（以下「技能審査における学修」という。） （学修の許可）</p> <p>第3条 前条第1号から第6号までに規定する学修（以下「大学等における学修」という。）をしようとする学生は、大学等における学修許可願（別紙様式第1号）を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、遠隔教育による単位互換協定に基づく学修については、当該協定書に基づく手続きをもってこれに代えることができる。 （単位認定の申請）</p> <p>第4条</p> <p>2 技能審査における学修により単位の認定を受けようとする学生は、技能審査単位修得認定申請書（別紙様式第3号）に当該技能審査の合格等を証する書類を添えて、校長に申請しなければならない。 （単位の認定）</p> <p>第5条 単位の認定は、主管会議の議を経て、校長が行う。</p> <p>2 単位の認定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>二 技能審査における学修の単位数は、別表中の「認定する単位数」欄に定めるとおりとし、授業科目の区分は一般科目の単位として取り扱う。</p>	

別表（第2条，第5条関係）

技能審査の名称	級又は得点	認定する単位数
実用英語技能検定	準2級	2
	2級	3
	準1級	5
	1級	8
工業英語能力検定	3級	2
	2級	5
	1級	8
第2外国語の技能検定 (スペイン語技能検定)	4級	2
	3級	4
	2級	6
	1級	8
第2外国語の技能検定 (実用フランス語技能検定)	5級	1
	4級	2
	3級	4
	2級	6
	準1級	7
	1級	8
第2外国語の技能検定 (ドイツ語技能検定)	4級	2
	3級	4
	2級	6
	1級	8
TOEIC（本校において実施するIPテストを含む。）	400点～465点	2
	470点～595点	3
	600点～725点	4
	730点～855点	5
	860点以上	8

*この表により単位を認定されている者が，同じ技能審査のさらに上位の級に合格又は上位の得点を取得した場合は，既に認定されている単位数と当該級又は得点に応じて定める認定単位数との差を修得単位数として認定する。
(出典 学生便覧)

「平成23年度 各種資格取得一覧（抜粋）」

不開示資料

資料7-1-③-3

(出典 教務係資料)

岐阜工業高等専門学校外国人留学生特例規程

資料7-1-③-4

学校規則第113号
制定 昭和59年12月11日

(趣旨)

第1条 この規程は，岐阜工業高等専門学校学則第53条第2項の規定に基づき，岐阜工業高等専門学校外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(入学)

第2条 留学生は定員の枠外とし，第3学年に入学させる。

(教育課程)

第3条 留学生の教育課程は，受入学科の学科長及び次条第1項に定める指導教員の協力を得て教務主事が編成し，国際交流委員会の議を経て，校長が定める。

(指導教員)

第4条 留学生の学習に関して必要な指導助言を行うため，指導教員を置く。

2 前項の指導教員は，受入学科の教員のうちから受入学科長及び教務主事の推薦に基づき，校長が委嘱する。

(留学生相談員)

第5条 留学生に生活上の助言等を行うため，留学生相談員を置く。

2 前項の留学生相談員は，原則として受入学科所属の寮生とし，指導教員，受入学科長，学生主事及び寮務主事の推薦に基づき，校長が委嘱する。

3 留学生相談員は，指導教員，学生主事及び寮務主事と連絡を密にし，適宜留学生の相談に応ずるものとする。

<p>(授業料等) 第6条 国費留学生については、授業料、入学料及び入学検定料を徴収しないものとする。 (住居) 第7条 留学生は、原則として岐阜工業高等専門学校の寄宿舎に居住するものとする。 (細則) 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 (事務) 第9条 留学生に関する事務は、学生課において処理する。 附 則 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則 (平成3年学校規則第3号) この規程は、平成3年4月1日から施行する。 附 則 (平成7年学校規則第11号) この規程は、平成7年4月1日から施行する。 附 則 (平成9年学校規則第5号) この規程は、平成9年4月1日から施行する。 附 則 (平成17年学校規則第20号) この規程は、平成17年3月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p>	(出典 学生便覧)
--	-----------

<p>「平成24年度留学生の指導教員と学生相談員の一覧」 不開示資料</p>	資料 7-1-③-5 (出典 学生課資料)
--	------------------------------

(分析結果とその根拠理由)

意見箱により、学習支援に関する学生のニーズが把握されている。資格試験や検定試験の受講により、卒業要件とは別の単位が認定されるシステムが構築されている。また、たとえば資料7-1-③-6に示すように、学内で検定試験を実施するなど、その受講支援も十分である。外国留学のための支援体制外国留学のための支援体制として、外国人留学生特例規程が定められ、機能している。

<p>「年間行事予定表 12月(平成24年度)」 (略) (出典 平成24年度岐阜工業高等専門学校年間行事予定表)</p>	資料 7-1-③-6
---	------------

観点 7-1-④： 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

(観点に係る状況)

資料7-1-④-1に「平成25年度編入学者選抜検査実施要領」を示した。本要領の項目7で、編入生性に対して、事前教育を学生の資質に応じて実施するように定めている。また、資料7-1-④-2は、編入学予定者についてのガイダンスの次第である。主な内容は、編入学前の半年間に実施される事前教育についての案内である。また、資料7-1-④-3には、事前教育報告書の一例として、平成24年度建築学科編入生事前教育実施報告書を示した。

<p>「平成25年度編入学者選抜検査実施要領」 不開示資料</p>	資料 7-1-④-1 (出典 入試係資料)
---------------------------------------	------------------------------

資料7-1-④-2			
平成24年度編入学者オリエンテーション日程			
1 日時	平成23年9月28日(水) 13時30分から		
2 日程			
時間	事項	担当者	場所
13:30～13:40	概要説明	教務主事	第1小会議室
13:40～13:50	事前指導・一般科(数学)	数学担当教員 岡田章三	〃
13:50～14:00	事前指導(応用数学)	応用数学担当教員 森口博文	〃
14:00～14:10	奨学金, 授業料免除等説明・諸連絡	学生課職員	〃
14:10～14:40	入寮説明	寮務主事	第1小会議室
14:40～	事前指導・専門学科(建築学科)	学科長等	建築学科会議室
(出典 入試係資料)			

資料7-1-④-3	
「平成24年度 建築学科編入学生 事前教育実施報告」	
不開示資料	
(出典 入試係資料)	

資料7-1-④-4に「国際交流委員会議事録」を示した。本校では外国人留学生のうち学習支援の必要のある者を対象として、「留学生特別補習」と称して選択的に補習を実施している。国際交流委員会では、各学科で実施された時間数を集約している。

資料7-1-④-4	
「第9回国際交流委員会議事録」	
不開示資料	
(出典 国際交流委員会議事録)	

(分析結果とその根拠理由)

高等学校から本校の準学士課程第4学年への編入学予定学生について、編入学前の半年間に事前教育を実施するシステムがある。事前教育開始に先立って、編入学予定者にオリエンテーションを実施している。半年間の通信教育中心の事前教育を実施しその成果を教務主事に報告することになっている。総じて、特別な支援が必要と考えられる編入予定学生への学習支援体制が整備されており、必要に応じて学習支援が行われている。

観点7-1-⑤： 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

(観点到に係る状況)

「クラブ顧問連絡会議規程」を資料7-1-⑤-1に示した。クラブ活動は本校の学生会活動の一環として実施されるが、教員組織としては、学生主事主導のクラブ顧問連絡会議が組織されており、クラブ指導方針や運営方針が学生主事から各クラブ・同好会顧問に伝達される。

クラブ活動は学生活動の一環として位置づけられており、約40の多様なクラブ活動、あるいは同好会活動が、資料7-1-⑤-2に示すクラブ・同好会顧問の指導の下、活発に実施されている。また、学生会部規程第8条には「会員は、いずれかの部に所属することが望ましい。」と規定されており、ほとんどの学生が1つ以上のクラブあるいは同好会に所属している。各クラブ・同好会の活動方針は年度初めに資料7-1-⑤-3に示されるように、部員自ら活動方針を定め、顧問教員は指導方針を

定めて指導するなどの工夫をしており、全国大会（高専の大会を含む）で優秀な成績を収めた場合には、横断幕・懸垂幕によって活躍を讃え、校長からの特別表彰をすることとしている。

また、教職員向け安全衛生委員会主催の講習にも、学生の参加を呼び掛け、安全面での支援に心掛けている（資料7-1-⑤-4、資料7-1-⑤-5）。たとえば、平成22年度の「熱中症対策」講習会には、資料7-1-⑤-6のように各種クラブ・同好会から多くの学生が参加している。

学生会活動については、学生会議委員が毎年、資料7-1-⑤-7のように分担を決めて支援に当たっており、学生会評議会、体育局会、高専祭実行委員会など、学生会の全ての会議に学生会議委員が同席し、アドバイス等を行っている。

「岐阜工業高等専門学校クラブ顧問連絡会議規程」	資料7-1-⑤-1
前出資料2-2-③-3	(出典 総務課学内向け掲示板)

「クラブ・同好会顧問」	資料7-1-⑤-2
(略)	(出典 学生便覧)

「平成24年度クラブ登録シート」	資料7-1-⑤-3
(略)	(出典 学生主事学内向けweb)

「救急法」講習会

教職員 各位

安全衛生委員会委員長

「救急法」講習会の開催について（通知）

平成23年度年間安全衛生活動計画「安全衛生講習会」の一環として、標記講習会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

参加を希望される方は、11月18日（金）17時までに総務課職員係へ連絡願います。

記

目 的： 救急法の基礎知識とAEDの使用方法を習得し、職場等での事故発生時に役立てる。

日 時： 平成23年12月14日（水） 15時00分～16時30分

場 所： 安藤記念館柔道場

講 師： 日本赤十字社岐阜県支部派遣 救急法指導員（詳細は未定）

対象者： 教職員及び学生（クラブマネージャー等）

内 容： 職場での事故等における、救急法の基礎知識の講習及び実技指導
※参加人数及び時間の都合により、参加者全員が実技を体験できない場合もありますが、救急法の手順を知る良い機会となりますので、お時間の都合がつく方はぜひご参加ください。

その他： 学生（クラブマネージャー等）への周知はクラブ顧問からお願い
します。参加希望者がいる場合は添付の『23「救急法」講習会学生参加者111214』により職員係へ連絡願います。

（出典 平成24年度「救急法」講習会開催通知）

資料7-1-⑤-5

「熱中症対策」講習会

教職員 各位

安全衛生委員会委員長

「熱中症対策」講習会の開催について（通知）

平成23年度年間安全衛生活動計画「健康に関する講習会」の一環として、
標記講習会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

参加を希望される方は、6月10日（金）16時までに総務課職員係へ連絡
願います。

記

目 的： 熱中症の適切な予防法及び応急措置を修得し、炎天下や暑熱環
境での作業やスポーツ活動中に発生する障害を防止する。

日 時： 平成23年6月15日（水）16時～17時

場 所： 図書館多目的ホール

講 師： 大塚製薬株式会社名古屋支店岐阜出張所 加藤 公敏 氏

演 題： 「元気に過ごせる水分補給」（スポーツ活動中の熱中症予防）

対象者： 教職員及びクラブマネージャー等

その他： 学生（クラブマネージャー等）への周知はクラブ顧問から願
いします。参加希望者がいる場合は添付の「(学生)参加希望者名簿」により職
員係へ連絡願います。

（出典 平成24年度「熱中症対策」講習会開催通知）

資料7-1-⑤-6

「熱中症対策講習会学生参加者（平成22年度）」

不開示資料

（出典 平成22年度「熱中症対策」講習会学生参加実績 総務課職員係資料）

資料7-1-⑤-7

「平成24年度学生会議委員指導分担」

（略）

（出典 平成24年度第1回教員会議学生主事報告 別紙2）

（分析結果とその根拠理由）

学生の部活動，サークル活動，学生会活動（評議会、学生会行事、高専祭など）等の課外活動に対

する支援体制は十分に整備され、適切な責任体制の下に機能しているといえる。また、学生会関係の会議を行う「学生会室」、高専祭の準備を行う「高専祭実行委員室」を準備しており、執行部会や各種打ち合わせを行える体制も整っている。

以上のように、本校では、指導教員への負担はやや大きくなっていると考えられるが、学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制は指導面・安全面・施設面で整備され、適切な責任体制の下に機能している。

観点7-2-①： 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

学生の生活や経済面に係わる規程等に、授業料及び寄宿料免除等に関する規程(資料7-2-①-1)、授業料免除に関する選考基準(資料7-2-①-2)があり、学生係により行われる年2回の説明会の日程は、全学生に配布される「年間行事予定表」に明記されている(資料7-2-①-3)。また、学生の提出書類についての学級担任、専攻科長、専攻科主任の確認、意見についても、聴取する機会を設けている(資料7-2-①-4)。

また、奨学金については、日本学生支援機構奨学生推薦選考内規(資料7-2-①-5)が設けられており、学生係により行われる日本学生支援機構奨学生募集説明会の日程は、全学生に配布される「年間行事予定表」に明記されている(資料7-2-①-6)。また、岐阜県選奨生の募集説明会も学生係により実施されている。

資料7-2-①-1

岐阜工業高等専門学校授業料及び寄宿料免除等に関する規程

学校規則第6号
制定 昭和38年4月1日

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校学則第32条の規定に基づく授業料並びに寄宿料の免除及び徴収猶予については、この規程の定めるところによる。

(授業料の免除)

第2条 授業料の免除は、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対してその期に納付すべき授業料の全額又は半額について、これを行う。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの未納の授業料の全額を免除する。

3 前2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する授業料について、これを免除することがある。

一 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額

二 学生又は当該学生の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合は、当該災害の発生した年度の授業料について、災害発生の翌期に納付すべき授業料。ただし、災害発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前である場合においては、当該期分の授業料

三 授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

四 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の授業料の全額

五 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可をした者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の授業料の全額

(授業料の徴収猶予)

第3条 授業料の徴収猶予は、経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対して、前期分については9月末日まで、後期分については3月末日まで、その期に納付すべき授業料の徴収を猶予することがある。この場合の授業料は、その期間満了の日前15日以内に納付させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、前項に準じて授業料の徴収を猶予することがある。

- 一 行方不明の場合
- 二 学生又は当該学生の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

3 特別の事情がある学生に対しては、その期の授業料について、月割分納を許可することがある。この場合の月割分納額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とし、毎月5日までに納付させるものとする。

(申請の手続)

第4条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする学生は、所定の願書(別紙様式第1号、別紙様式第2号及び別紙様式第3号)に次の書類を添え、学生主事を経て校長に願い出るものとする。

- 一 家庭調書(別紙様式第5号)
- 二 学資調書(別紙様式第6号)
- 三 第2条第3項第2号又は第3条第2項第2号に該当する場合は、市町村長又は警察署長が発行した被害程度の判明できる詳細な罹災証明書第5条 授業料の免除又は徴収猶予の取扱いは、年度を2期に分け、前期は4月の本校が指定する日までに、後期は9月の本校が指定する日までに受理した申請に対して、当該期分の授業料について選考の上、許可するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1学年、第4学年編入学生及び専攻科1年次生の前期分については、入学年度の前年度の3月の本校が指定する日までに申請しなければならない。

(許可)

第6条 前2条により申請があったときは、校長は審議の上、許可を決定する。

(許可の取消し)

第7条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された学生で許可の決定後その理由が消滅したものがあるとき若しくは申請に不正の事実が発見されたときは、校長は審議の上、許可を取り消すものとする。

2 前項により許可を取り消したときは、その取消しの日の属する月に次に定める授業料を納付させるものとする。

- 一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことにより取り消したときは、免除にあつては月割計算によりその取消しの日の属する月以降のその期の授業料、徴収猶予にあつてはその期の未納の授業料
- 二 不正の事実が発見されたことにより取り消したときは、免除又は徴収猶予をしたその期の授業料

(寄宿料の免除)

第8条 寄宿料の免除は、次の各号のいずれかに該当するものについて、これを行う。

- 一 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いた場合の当該学生に係る未納の寄宿料
- 二 学生又は当該学生の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受け納付困難と認められる場合は、災害当月の翌月から当該年度末までの寄宿料
- 三 授業料の未納を理由として退学を命ぜられた学生に係る未納の寄宿料
- 四 入学金の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可をした者であつて、納付すべき入学金を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の寄宿料の全額

2 前項に規定する寄宿料の免除については、第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、第4条の願書は、別紙様式第4号によるものとする。岐阜工業高等専門学校入学金免除及び徴収猶予に関する規程

(出典 岐阜工業高等専門学校授業料及び寄宿料免除等に関する規程)

岐阜工業高等専門学校授業料免除に関する選考基準

学校規則第2号

制定 昭和62年4月1日

- 1 岐阜工業高等専門学校授業料及び寄宿料免除等に関する規程（昭和38年4月1日制定）第2条第1項の規定に基づく授業料免除の選考については、この基準の定めるところによる。
- 2 授業料免除の選考は、学生の申請に基づき、経済的理由によって納付が困難である程度（以下「家計」という。）及び学業成績（以下「成績」という。）についてそれぞれ審査し、認定基準内の者について総合判定により行う。
- 3 免除者の決定は、学級担任の意見を聴取して、学生会議の議を経て、校長が行う。
- 4 家計の認定は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定める授業料免除選考基準についての通知により行うものとし、全額免除又は半額免除は、「総所得金額の算定方法」により算定した申請者の属する世帯の1年間の総所得金額（本人が受けている奨学金を含む。）が同通知に定めるそれぞれの収入基準額以下の者とする。
- 5 成績の認定は、次の各号に掲げる方法により行う。
 - 一 第1学年に在学する者を認定する場合

中学校における最終学年の成績の評定が、全履修教科目について平均した値が3.5以上の者。ただし、後期分については、出願時に前期の成績の結果が判明している場合は、履修教科目の成績の評価が全履修教科目について平均6.5以上の者又は本人の属する学級の3分の1以内の者（以下「平均水準以上の者」という。）
 - 二 第2学年以上に在学する者を認定する場合

岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における前1か年の成績の評価が平均水準以上の者。ただし、後期分については、出願時に前期の成績の結果が判明している場合は、その成績の評価が平均水準以上の者
 - 三 編入学した者を認定する場合

高等学校における最終2か年の成績の評定が、全履修教科目について平均した値が3.5以上の者。ただし、後期分については、出願時に前期の成績が判明している場合は、その成績の評価が平均水準以上の者
 - 四 専攻科第1学年に在学する者を認定する場合

高等専門学校における最終2か年の成績の評定が、全履修教科目について65%以上が「良」以上の学業成績の者。ただし、後期分については、出願時に前期の成績が判明している場合は、その成績の評価が全履修教科目（大学での履修科目は除く。）について平均6.5以上の者
 - 五 専攻科第2学年に在学する者を認定する場合

本校における前1か年の成績の評価が平均水準以上の者。ただし、後期分については、出願時に前期の成績が判明している場合は、その成績の評価が全履修教科目（大学での履修科目は除く。）について平均6.5以上の者
 - 六 その他特別の者を認定する場合

病気等で休学した者が復学した場合の評価は、休学前の成績の評価を考慮し、校長が前各号に相当すると認められた者
- 6 前2項に該当しない場合であっても、次の各号の一に該当する場合は、学級担任の推薦に基づき特別に認定することができる。
 - 一 総所得金額が収入基準額を超える場合であっても成績が前項の基準に合致し、収入基準額を超える金額が収入基準額の10%の額以内の者であって、次に掲げる一に該当し、かつ人物・学力共に特に優れていると認められる者
 - ア 長期療養者のいる世帯に属する者
 - イ 障害者及び障害者のいる世帯に属する者
 - ウ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟
 - 二 成績が前項の基準に達しない場合であっても家計が第4項の基準に合致し、成績の評価が全履修教科目について平均した値が6.0以上で経済的困窮度が著しく高く、次に掲げる一に該当する者
 - ア 母子家庭、父子家庭、生活保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
 - イ 障害者
 - ウ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟
- 7 次の各号の一に該当する場合は、病気等特別の理由がある場合を除き、選考の対象から除外する。
 - 一 授業料の各期ごとの出願時前6か月以内において、岐阜工業高等専門学校学則第36条の規定により停学又は訓告の処分を受けた者
 - 二 原学年にとどめられた者
 - 三 最短修業年限を超えた者

(出典 岐阜工業高等専門学校授業料免除に関する選考基準)

資料7-2-①-3

「年間行事予定表1月（平成24年度）」

（略）

（出典 平成24年度岐阜工業高等専門学校年間行事予定表）

資料7-2-①-4

平成24年10月16日

第4年学級担任

第5年学級担任 各位

専攻科長

専攻科主任

学 生 主 事

平成24年度後期分授業料免除選考書類の
確認について

このことについて、選考書類を作成しましたのでご意見をお伺いします。

下記の期間中に学生係までお越し願います。

ご都合が悪い場合は、予め学生係（内線254）までご連絡願います。

ご連絡がない場合は、学生主事に一任いただいたものと判断いたします。

記

期 間 平成24年10月17日（水） ～ 19日（金）17時まで

場 所 学生課学生係

（出典 後期分授業料免除に関する10/16付メール）

岐阜工業高等専門学校日本学生支援機構奨学生推薦選考内規

制定 昭和63 年7 月27 日

- 1 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学生の推薦については、機構が定める推薦・選考基準によるもののほかこの内規に基づいて行う。
- 2 推薦者の選考及び推薦順位は、学生からの申請に基づき、人物、健康、学力及び家計のそれぞれについて審査し、認定基準内の者について総合判定により行う。
- 3 推薦者及び推薦順位の決定は、学生会議の議を経て、校長が行う。
- 4 人物の認定は、学習活動、その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- 5 健康の認定は、修学に十分耐えうると認められること。
- 6 学力の認定は、次の各号により行う。
 - 一 第1 学年に在学する者を認定する場合
中学校における最終学年の学業成績（以下「成績」という。）の評定が、全履修教科目について平均した値が3.5 以上であること。
 - 二 第2 学年以上に在学する者を認定する場合
本校における前1 か年の成績の評定が全履修教科目について平均した値が6.5 以上の者、又は本人の属する学級の3 分の1 以内であること。
 - 三 編入学した学年に在学する者を認定する場合
高等学校における最終2 か年の成績の評定が、全履修教科目について平均した値が3.5 以上であること。
 - 四 専攻科1 年次生に在学する者を認定する場合
高等専門学校における最終2 か年の成績の評定が、全履修教科目について平均した値が6.5 以上であること。
 - 五 専攻科2 年次生に在学する者を認定する場合
本校における前1 か年の成績の評定が、全履修教科目について平均した値が6.5 以上の者又は本人の属する学級の3 分の1 以内の者であること。
- 7 家計の認定は、本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者の1 年間の所得金額が、機構が定める収入基準額以下であること。
- 8 前2 項の規定に該当しない者であっても、機構の特例推薦に該当する者は特例として推薦することができる。

附 則

この内規は、昭和63 年9 月1 日から施行する。

附 則（平成7 年学校規則第19 号）

この内規は、平成7 年5 月10 日から施行し、平成7 年4 月1 日から適用する。

（出典 岐阜工業高等専門学校日本学生支援機構奨学生推薦選考内規）

「年間行事予定表4 月（平成24 年度）」

（略）

（出典 平成24年度岐阜工業高等専門学校年間行事予定表）

（分析結果とその根拠理由）

学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体については、規程や選考基準、内規が定められており、学生への周知のために、全学生へ配布する年間行事予定表にも説明会の日程が記されている。特に、学生から提出された授業料免除の提出書類に関しては、学級担任、専攻科長、専攻科主任から確認、意見を徴収する制度も整備されているなど、学生の生活や経済面に係わる指導体制は十分に機能しているといえる。

観点7-2-②： 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

(観点に係る状況)

本校には、資料7-2-②-1に示すように学生支援体制に関する総括的な規程がある。この規程の別表の最左欄に示すように、「学生支援の基本方針」、「危機管理」、「数学」、「学生指導」、「学修支援」、「キャリア支援」、「キャンパスライフ支援」、「キャンパス環境支援」の項目別に審議を行う組織等が定められている。

この中でも、特に学生相談に関しては、学生相談室運営規程(資料7-2-②-2)があり、本校HPのトップページから、学生相談室へアクセス可能となっており、学生相談員、カウンセラー来校日など情報が記載されている(資料7-2-②-3)。資料7-2-②-4は平成23年度の利用状況をまとめたものであるが利用頻度の多いことが明らかである。

また、気になる学生の行動については、「学生指導に関わる情報連絡シート(資料7-2-②-5)」により、学級担任に連絡される。このシートはA4サイズとなっており、教員のメールBOXの設置されている印刷室に常備されており、気付いた都度、簡単なメモを学級担任へ知らせる仕組みであり、平成23年度から活用されている。また、定期的に学生相談室ではこのシートを回収分析し、学生相談室会議で話し合いがもたれる。また、特別な支援を要する学生に対しては学級担任の他、相談員等が複数で指導するチーム支援の体制も整い、平成23年度末から機能している(たとえば、資料7-2-②-6)。

また、他校の状況を収集・分析し、こうした体制を整備したり、教職員へのアドバイス等を行う特別支援アドバイザー制度も整っている(資料7-2-②-3、資料7-2-②-6)

資料7-2-②-1

岐阜工業高等専門学校における学生支援体制に関する規程

制定 平成22年2月1日

学校規則 第1号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校学生が、充実した学生生活により、その本分を全うし得るよう、学生支援体制を設ける。

(構成)

第2条 学生支援体制は、次の組織等をもって構成する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 寮務主事
- 四 学生相談室長
- 五 専攻科長及び専攻科主任
- 六 学科長
- 七 学科会議
- 八 教務会議
- 九 専攻科会議

- 十 学生会議
- 十一 寮務会議
- 十二 学級担任会議
- 十三 クラブ顧問連絡会議
- 十四 相談員

(事項、内容及び審議を行う組織等)

第3条 この規程において規定する学生支援事項、内容及び審議を行う組織等は、別表に定めるところによる。

(審議を行う組織等の構成員以外の者の出席)

第4条 審議を行う組織等が必要と認めたときは、当該組織等の審議の場に、当該組織等の構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(合同会議)

第5条 第4条に規定するもののほか、第2条に規定する複数の組織等及び学生支援体制を構成する組織等以外の校内組織等に関わる学生支援に関する事項については、必要に応じて関係する組織等又は組織等の代表者による合同会議を開催し、審議するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学生支援体制の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第3条関係)		審議を行う組織等																			
項目	内 容 (「審議を行う組織等」欄の「△」「▽」は、所管主事を示す。) (「▽」は、専攻科生に係る事項の所管主事を示す。) (「審議を行う組織等」欄の「-」は、専攻科長及び専攻科主任が担任の役割を果たす場合を示す。)	教務主事	教務会議	研究主事	専攻科長及び専攻科主任	専攻科会議	学生会議	学生主事	学生会議	寮務主事	寮務会議	学科長	学科会議	学生相談室長	学生相談員	学級担任会議	第4学年学級担任会議	第5学年学級担任会議	クラブ顧問連絡会議	専攻科会議(学科会議(一般科目を除く)・合同会議)	
		学生支援の基本方針 (各審議機関等の所掌事項に関する事項)		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
危機管理	生命、身体、精神に対する危害の回避、排除等 (各審議機関等の所掌事項に関する事項)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
教学	教育課程 授業 試験 成績 入学 進級 卒業 休学 復学 退学 除籍等	○	○									○	○			○					
	専攻科生に関する事項				▽	○	○														
学生指導	規律遵守 非行防止 課外活動 学生会 学生団体 賞罰等					○	-	○	○							○				○	
	寮生に関する事項 (学寮の管理、寮生の指導)									○	○										
学修支援	オフィスアワー 補習等	○	○																		
キャリア支援	進路指導に関する事項	△		▽	○											○					
	進路指導 進学指導 就職指導 インターンシップ	△		▽	○	-											○				
	進路指導に関する事項	○	○	▽	○	-												○			○
	就職指導に関する事項 (地域技術開発・教育センター及び国際交流委員会の所掌に属する事項を除く。)			▽	○	-	△										○	○			
キャンパスライフ支援	健康 安全 学生相談							○	○												
	福利厚生 (学食、売店、更衣室、シャワー室等の充実等)							○	○												
	経済的支援 (授業料等免除、奨学金等)等							△							○	○					
	寮生に関する事項									○	○										
キャンパス環境支援	安全対策 施設設備 (教室、実験実習用施設、体育館、プール、課外活動施設、福利厚生施設等)							○	○												
	教室、実験実習用施設、体育館、プール等の充実、維持管理、安全衛生管理等	○	○		○	○						○	○								

(出典 岐阜工業高等専門学校における学生支援体制に関する規程)

岐阜工業高等専門学校学生相談室運営規程

制定 平成4年3月23日
学校規則 第13号

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程第10条第4項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生相談室（以下「相談室」という。）の円滑な運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 相談室は、学生生活における個人的諸問題について相談に応じ、助言を行うことを目的とする。

(相談室長の職務)

第3条 相談室長は、校長の命を受けて次の事項を掌理する。

- 一 学習上の相談及び助言に関すること。
- 二 進路の相談及び助言に関すること。
- 三 精神衛生上の相談及び助言に関すること。
- 四 個人的諸問題の相談及び助言に関すること。
- 五 学生相談に必要な調査、検査の実施及び資料の作成に関すること。
- 六 学生相談に関する講演及び研修会等を実施すること。
- 七 相談室の運営に関すること。
- 八 その他、学生相談に関して必要と認められる事項

(相談員)

第4条 相談室に相談員若干名を置く。

- 2 相談員は、相談室長の職務を補佐し、相談室の業務に従事する。
- 3 相談員は、本校教職員の中から校長が指名した者をもって充てる。
- 4 校長は、必要に応じて本校教職員以外の者を相談員として委嘱することができる。
- 5 任期は1年とし、再任を妨げない。

(秘密の保持)

第5条 相談室長及び相談員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(会議)

第6条 相談室長は、相談員を招集して相談室会議を開催し、その議長となる。

- 2 相談室会議においては、必要に応じて相談員間の情報を共有し、相談室長の求めに応じて第3条に規定する事項について審議する。
- 3 相談室長が必要と認めるときは、相談室会議に相談員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第7条 相談室の庶務は、学生課において処理する。

(出典 岐阜工業高等専門学校学生相談室運営規程)

「学生相談室」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/soudan/index.html>

(出典 学生相談室HPトップページ)

資料 7-2-②-4

平成23年度相談室利用状況【まとめ】 総合計																
領域	実人数								延べ人数							
	カウンセラー				学生相談員				カウンセラー			学生相談員				
	男子	女子	保護者	教職員	男子	女子	保護者	教職員	男子	女子	保護者	教職員	男子	女子	保護者	教職員
小計	25	1	19	37	137	129	0	1	33	1	26	47	573	511	0	2
合計	82				267				107			1086				
総計	349								1193							

領域	カウンセラー				学生相談員				カウンセラー			学生相談員				
	男子	女子	保護者	教職員	男子	女子	保護者	教職員	男子	女子	保護者	教職員	男子	女子	保護者	教職員
	小計	25	1	19	37	137	129	0	1	33	1	26	47	573	511	0
合計	26	19	37	266	0	1	34	26	47	1084	0	2				
総計	26	19	37	267	0	1	34	26	47	1084	0	2				

	学 生	教職員	保護者	合 計
実 数	292	38	19	349
延べ数	1118	49	26	1193

	勉学・進路	心理・適応	その他	合 計
実 数	172	174	3	349
延べ数	637	553	3	1193

(出典 学生相談室資料)

資料 7-2-②-5

「学生指導にかかわる情報連絡シート」

(略)

(出典 学生相談室作成 学生指導に関わる情報連絡シート)

資料 7-2-②-6

「学生相談室会議（第1回）議事録」

不開示資料

(出典 平成24年度第1回学生相談室会議議事録)

(分析結果とその根拠理由)

特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うための規程、早期発見のための「学生指導に関わる情報連絡シート」など十分な状況にあり、学生相談室の利用も多い。また、チーム支援を行うなど、必要に応じて十分な支援が行われているといえる。

観点 7-2-③： 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

(観点に係る状況)

現在 251 名の学生が寮生活を送っている。これは全学生に対して約 25%である。新入生が入寮を希望すれば全員の入寮を認めるが、寮設備の定員を超えた場合は通学に要する時間の短い学生に一時的に通学させ、1 年以内に定員が空けば途中入寮を認めることがある。これに対して、主に寮生指導を行う教員として、各専門 5 学科から 1 名ずつと一般科目から 2 名の計 7 名の寮務委員と寮務主事で

寮生の指導に当たっている。また、学生生活支援係2名で寮務事務を行っている。さらに本校では、寮父1名をA寮（低学年男子寮）に配置し、寮務委員や寮務主事が宿直でない週3日（火、水、金）午後5時から午後9時までの4時間、主に1年生男子の相談相手になっている。寮父は、本校寮務係(当時)係長などを歴任された本校事務職員のOBであり、非常勤職員の待遇で来て頂いている。

毎週月曜日の宿直は、寮務委員が交代で行っている。また、毎週木曜日は寮務主事が宿直を行っている。このように毎週寮務主事が宿直を行っている高専は、少なくとも東海北陸地区では本校だけであり、本校の特色であるといえる。毎週木曜日に寮務主事が宿直を行うことは、木曜日に寮務会議を開催していることから、ここで話題になった寮生や寮内の問題をその日の内に直接寮務主事が指導することが可能となるため、指導が徹底でき効率的である。指導は早く行くことを心がけている。また、寮務委員と寮務主事で、毎日朝と昼の2回全寮内を見回り、具合の悪い学生の把握や寝過ごした学生の指導などを行っている。

本校では、低学年男子寮としてA寮がある。最も古い建物であるが近年に改修工事が完了し、2名用の居室41室と1名用の居室8室が整備された。そこに過年度生1名を除く1年生男子全員(現在45名)と指導寮生として2年生(8名)、3年生(4名)が、各階に配置（資料7-2-③-1：A寮部屋割表）され、生活面や学習面の指導を行っている。生活面では、特に挨拶の励行を通して、教職員や上級生に対し礼を尽くすことを徹底している。

女子寮では、1年から4年までと専攻科生が居住する第1女子寮(現在23名)があり、4、5年及び女子留学生が居住する第2女子寮(現在8名)がある。女子寮では、全て2名用の居室となっている。特に第1女子寮では、1年生と2年生または3年生の組み合わせの相部屋となっている。1年生は同室に2年生や3年生がいるため、直接生活面や学習面での指導を行っている。また、男女とも部屋割は寮生会が原案を作り、低学年の学級担任を担当する一般学科教員の意見を参考にしたうえで、寮務会議で特に指導寮生の適性について審議し決定している（資料7-2-③-2：議事録）。

本校常勤教職員による当直業務は、教員と事務職員の各1名ずつ計2名体制で行っている。さらに、寮での日課（資料7-2-③-3：日課表）が決まっており、毎日の当直教員が適宜巡回指導している（資料7-2-③-4：当直日誌）。当直事務職員は主に建物の施錠などの管理や、当直教員が病人の搬送等で寮を離れる際に教員業務を代行するなどの業務を行っている。

勉強の場としては、本校では寮食堂のホワイトボードに1週間の宿直者名を掲示しており、いつでも質問や相談に行けるように配慮している（資料7-2-③-5：当直日誌）。

教育寮としての寮生の自治組織である寮生会があり、各種行事や地域活動などを寮生会が主導で企画、準備、実施、後片付けまでの全てを担っている。また、全ての行事は寮生会から出された企画書（資料7-2-③-6：企画書）により寮務会議で審議し、教員の分担を決定している（資料7-2-③-7：議事録）。教員はあくまで、サポーターとして参加し、寮生の安全を第一に指導に当たっている。教員が出過ぎないように特に配慮している。これにより寮生の自主性を尊重し、育てようとしている。

資料7-2-③-1

「A寮部屋割表」

不開示資料

(出典 雄志寮 部屋割)

「第 25 回寮務会議議事録」	不開示資料	資料 7-2-③-2 (出典 寮務会議議事録)
-----------------	-------	----------------------------

「寮 生 日 課 表」	不開示資料	資料 7-2-③-3 (出典 宿日直手引き)
-------------	-------	---------------------------

「学生寮当直日誌」	不開示資料	資料 7-2-③-4 (出典 学生寮当直日誌)
-----------	-------	----------------------------

「学生寮当直日誌」	不開示資料	資料 7-2-③-5 (出典 学生寮当直日誌)
-----------	-------	----------------------------

「企画書」	(略)	資料 7-2-③-6 (出典 寮生会 企画書)
-------	-----	----------------------------

「寮務会議議事録」	不開示資料	資料 7-2-③-7 (出典 寮務会議議事録)
-----------	-------	----------------------------

(分析結果とその根拠理由)

教育寮としての教職員の組織運営及び上級寮生による下級寮生への指導、寮父による主に1年生への特別な配慮、さらに寮生会による自主的な活動など、全てが本校学生寮の根幹を成している。また上級生は下級生を指導していく過程で足りない点を自覚し、自らを高めていく効果が生まれている。これらにより本校学生寮は、生活の場及び勉学の場のみならず、人格形成の場としても有効に機能しており、優れた配慮がなされていると認められる。

観点 7-2-④： 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

資料 7-2-④-1 に、学生係員が次年度の 5 学年学級担任に対して行う就職手続きの説明資料を示した。各学級担任はこれに基づき、クラスの学生の就職指導を行う。資料 7-2-④-2 には、第 4 学年を対象に実施される就職関係の学年講演会の実施要項を示した。例年、採用関係の支援業者の担当者を講師に招き、講演会が実施される。また、資料 7-2-④-3 には、学生課の廊下に設けられた就職案内コーナーの写真を示した。本コーナーでは学生が求人票等の採用情報を自由に閲覧することが可能である。

「平成 23 年度就職関係諸手続きについて」	資料 7-2-④-1
------------------------	------------

(略)

(出典 学生係資料)

資料7-2-④-2

就職講演会実施要領

- | | |
|-------|--|
| 1 事項 | 第4学年 就職講演会 |
| 2 期日 | 平成24年12月19日(水) |
| 3 時間 | 14時30分～14時40分(事前打合せ)
14時45分～16時10分(講演)
16時10分～16時15分(質疑応答) |
| 4 場所 | 多目的ホール |
| 5 対象者 | 第4学年学生 209名 |
| 6 演題 | 進路選択の心構え |
| 7 講師 | 森 哲也 氏
テムスト株式会社 キャリア教育事業部長 |
| 8 経費 | 厚生補導経費(学生指導費)
35,000円 |
| 9 旅費 | 厚生補導経費(学生指導費)
660円 |

(出典 学生係資料)

資料7-2-④-3

「就職案内コーナー(写真)」

(略)

(出典 学生課廊下撮影)

資料7-2-④-4には、例年12月に第4学年の学生を対象として実施される進学ガイダンスの資料を示した。このガイダンスでは、進学先の大学等の教員を招き、進学後の大学における就学についての説明がなされ、進学志望学生の動機づけを促進する機会としている。また、本校の第5学年の進学確定者の合格体験談を聴く機会としている。

資料7-2-④-5は例年4月に実施している第5学年向けの進学ガイダンスの次第を示したものである。ここでは願書提出に関わる具体的な事務手続きの解説も行われる。

資料7-2-④-6は、「主な編入学受入れ国公立大学一覧表(抜粋)」であり、また、資料7-2-④-7は、この一覧表に対応して設けられている大学案内コーナーの写真である。1大学について1つの引出しが割当てられており、学生の閲覧の便宜が図られている。

平成23年度 専攻科入学・大学編入学及び大学院入学希望者ガイダンス実施要領

1. 期日：平成23年12月8日（木）
2. 場所：岐阜高専多目的ホール
3. 対象学生：第3・4学年及び専攻科1年学生（希望者）
4. 出席者
大学：豊橋技術科学大学・長岡技術科学大学・岐阜大学・福井大学
本校：教務主事・専攻科長・学生課長
5. 司会進行：教務主事
6. 日程

学生集合		13:15
開会の挨拶	教務主事	13:20
大学の学校説明 (含 Q&A)	長岡技術科学大学	13:25-13:50
	福井大学	13:55-14:20
	豊橋技術科学大学	14:25-14:50
	岐阜大学	14:55-15:20
	休憩	15:20-15:25
専攻科進学ガイダンス	専攻科長	15:25-15:50
合格者体験談	5E OB (名古屋大学)	15:50-15:55
	5A OG (奈良女子大学)	15:55-16:00
	2S OB (大阪大学大学院)	16:00-16:05
閉会のことば	教務主事	16:05
閉会		16:10

(メモ)
大学の発表順：遠方の大学から。
大学の先生の集合：適宜、来校・御帰還。
発表の20分前までに直接会場へご来場頂くよう案内。

7. 配付資料

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 編入学・大学院等合格者一覧 |
| 資料2 | 高等専門学校卒業者の大学編入学状況（平成22年度）
専攻科修了者の大学院進学状況（平成22年度進学者） |
| 資料3 | 募集要項抜粋（本校専攻科） |
| 別表1 | 本校 JABEE プログラムの学習・教育目標及び達成度評価項目 |
| 別紙1 | 岐阜高専・専攻科への進学希望者へのガイダンス専攻科長 |

(出典 教務係資料)

大学編入学・専攻科進学説明会実施要領

1. 期 日 平成24年4月19日（木） 16:20～
2. 場 所 多目的ホール（図書館センター）
3. 対象学生 第5学年学生（希望者）
4. 出席者 副校長（教務主事）、専攻科長、学生課長、教務係長、教務係員
5. 司会進行 教務主事
6. 日 程
16:20～16:23 開会の辞（教務主事）
16:23～16:35 専攻科ガイダンス（専攻科長）
16:35～16:50 事務手続ガイダンス（学生課）
16:50～17:00 質疑応答
17:00 解 散

配付資料

専攻科進学・大学編入学願書提出手順及び学生への注意事項	2頁
受験願	5頁
派遣報告書	6頁
編入学・大学院等合格者一覧（本校実績）	8頁
高等専門学校卒業者の大学編入学状況（平成22年度：全国高専）	8頁
専攻科進学・大学編入学説明会（専攻科）	9頁

募集要項抜粋と願書記入例（本校専攻科）
 本校関連規則（派遣関係・大学編入学推薦関係）

10 頁
 15 頁
 （出典 教務係資料）

資料7-2-④-6

主な編入学受入れ国公立大学一覧表（抜粋）

平成25年度 主な編入学受入れ国公立大学一覧表														
No.	大学名	学部名	選抜方法	出願できる学科						募集人員	編入年次	出 願 期 間	試 験 日	合格発表
				M	E	D	C	A						
1	福井大学	工学部	推薦							若干名	3年	5月 7日(月) ~ 5月 10日(木)	5月 19日(土)	5月 29日(火)
2	岡山大学	理学部	推・学							20名(推薦含)	3年	5月 28日(月) ~ 6月 5日(火)	6月23日(土)、6月24日(日)	7月 13日(金)
3	九州大学	芸術工学部	学力							若干名	3年	5月 29日(火) ~ 6月 1日(金)	7月 7日(土)	7月 26日(木)
4	岡山大学	工学部	推・学							30名(推薦含)	3年	6月 5日(火) ~ 6月 12日(火)	6月26日(火)、月 日()	7月 13日(金)
5	福井大学	工学部	学力							若干名	3年	6月 29日(金) ~ 7月 5日(木)	7月 14日(土)	7月 27日(金)
6	岐阜大学	工学部	推薦							20名	3年	5月 14日(月) ~ 5月 16日(水)	6月 2日(土)	6月 15日(金)
7	"	"	学力							10名	3年	6月 28日(月) ~ 6月 20日(水)	6月 30日(土)	7月 17日(火)
8	北見工業大学	工学部	推薦							10名	3年	5月 7日(月) ~ 5月 11日(金)	5月 30日(水)	6月 6日(水)
9	"	"	推・学							若干名	3年	6月 7日(木) ~ 6月 13日(水)	7月 4日(水)	7月 11日(水)
10	広島大学	工学部	学力							10名	3年	5月 25日(金) ~ 5月 31日(木)	6月 7日(木)	6月 25日(月)
11	九州工業大学	工学部	推・学							20名	3年	5月 14日(月) ~ 5月 18日(金)	6月 7日(木)	6月 18日(月)
12	"	情報工学部	推・学							50名	3年	5月 14日(月) ~ 5月 18日(金)	6月 7日(木)、6月 8日(金)	6月 18日(月)
13	熊本大学	工学部	推薦							45名(推薦含)	3年	5月 21日(月) ~ 5月 24日(木)	6月 8日(金)	6月 22日(金)
14	"	"	学力							45名(推薦含)	3年	7月 11日(水) ~ 7月 18日(水)	8月 21日(火)	9月 7日(金)
15	東京農工大学	工学部	推薦							30名程度	3年	5月 21日(月) ~ 5月 24日(月)	6月 4日(月)	7月 13日(金)
16	"	"	学力							40名程度	3年	6月 20日(水) ~ 6月 26日(火)	7月 5日(木)、7月 6日(金)	7月 13日(金)
17	茨城大学	理学部	学力							10名	3年	5月 14日(月) ~ 5月 18日(金)	6月 9日(土)	6月 20日(水)
18	広島市立大学	情報科学部	学力							若干名	3年	5月 14日(月) ~ 5月 21日(月)	6月 2日(土)	6月 12日(火)
19	愛媛大学	工学部	推・学							10人(推薦含)	3年	5月 14日(月) ~ 5月 18日(金)	6月 2日(土)	6月 13日(水)
20	鹿児島大学	工学部	推・学							20人(推薦含)	3年	5月 7日(月) ~ 5月 9日(水)	5月 26日(土)	6月 8日(金)
21	東京大学	工学部	学力							若干名		5月 14日(月) ~ 5月 18日(金)	7月 1日(日)、7月 3日(火)	一次:7月 3日(火) 二次:7月 8日(金)
22	山口大学	工学部	推・学							20名(推薦含)	3年	5月 21日(月) ~ 5月 24日(木)	6月 9日(土)	6月 22日(金)
23	琉球大学	農学部	学力							5名	3年	6月 4日(月) ~ 6月 11日(月)	6月 30日(土)	7月 12日(木)
24	富山大学	理学部	学力							4名	3年	5月 21日(月) ~ 5月 25日(金)	6月 6日(水)	6月 15日(金)
25	広島大学	理学部	学力							10名	3年	6月 29日(金) ~ 7月 5日(木)	7月 13日(金)	7月 27日(金)
26	金沢大学	理工学域	推・学							40名	3年	5月 7日(月) ~ 5月 11日(金)	5月 26日(土) ~ 6月 24日(日)	AB選抜: 7月 6日(金) C選抜: 6月 3日(金)

(出典 教務係資料)

「大学案内コーナー（写真）」

(略)

資料7-2-④-7
 (出典 学生課廊下撮影)

(分析結果とその根拠理由)

学生の進路指導に直接、携わるのは5学年の学級担任である。これに先立って、学生係員が次年度の5学年学級担任に対して就職手続きの説明を行う機会が設けられている。また、学年の終期から就職活動に入る第4学年を対象として、例年、採用関係の支援業者の担当者を講師に招き、就職講演会が実施されている。また、就職志望の学生に定常的に情報サービスをする仕組みとして、学生課の廊下に就職案内コーナーが設けられている。本コーナーでは学生が求人票等の採用情報を自由に閲覧することが可能である。

進学志望の学生を対象として、例年12月に進学ガイダンスが実施されている。このガイダンスでは、進学先の大学等の教員が招かれ、進学後の就学状況等についての説明がなされる。また、併せて本校の第5学年の進学確定者による合格体験談を聴く機会にもなっている。

例年4月には、第5学年向けの進学ガイダンスが実施される。ここでは願書提出に関わる具体的な事務手続きの解説も行われる。また、進学志望の学生に対する定常的な情報提供の場として、大学案内コーナーが設けられている。

以上のように総じて、就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

学生支援体制に関する総括的な規程がある(資料7-2-②-1)。また、カウンセラーの他に特別支援アドバイザー制度が整っており、特別な支援を要する学生に対してはチーム支援の体制が整っている。

(改善を要する点)

コミュニケーションスペースについては、平成22年度に福利厚生施設1階の談話コーナーの充実が図られたが、今後も学生の要望に答えながら整備を図っていく必要がある。

学生支援体制に関する総括的な規程があるが(資料7-2-②-1)、別表の「キャンパスライフ支援」の学生相談、特に特別な支援が必要と考えられる学生の相談については、学生相談室主導で行い、その相談内容によっては、教務主事、学生主事、寮務主事の対応が必要となっており、規程の見直しが必要である。

また、特別な支援を要する学生に対しては平成23年度から学級担任の他、相談員等が複数で指導するチーム支援の体制も整い、平成23年度末からチーム支援が始まったが、「学生指導に関わる情報連絡シート(資料7-2-②-5)の活用が十分とは言えず、特別支援アドバイザー制度も十分に機能しているとは言えないため、これらについて改善する必要がある。

(3) 基準7の自己評価の概要

学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制については下記の理由により整備され、機能していると考えられる。

新入生向けの研修会が定期的開催されており、学習方法のみならず多様な案内が実施されている。学生の学習上の疑問に対応するため、オフィスアワーが設置され、有効に利用されている。また、学生の意見を吸い上げるシステムとして意見箱が設けられており、修学上の問題も含め、多様な問題に対処するシステム取っている。総じて、学習を進める上での情報提供システムが構築され、適切に実施されている。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制として、オフィスアワーが設置され機能している。

自主的学習に供するスペース、利用時間は、十分に確保されている。コミュニケーションスペースについては、平成22年度に福利厚生施設1階の談話コーナーの充実が図られ、学生の要望に答えながら整備を図られている。

意見箱により、学習支援に関する学生のニーズが把握されている。資格試験や検定試験の受講により、卒業要件とは別の単位が認定されるシステムが構築されている。また、学内で検定試験を実施するなど、その受講支援も十分である。外国留学のための支援体制外国留学のための支援体制として、外国人留学生特例規程が定められ、機能している。

高等学校から本校の準学士課程第4学年への編入学予定学生について、編入学前の半年間に事前教育を実施するシステムがある。事前教育開始に先立って、編入学予定者にオリエンテーションを実施している。半年間の通信教育センターの事前教育を実施しその成果を教務主事に報告することになっている。総じて、特別な支援が必要と考えられる編入学予定学生への学習支援体制が整備されており、必要に応じて学習支援が行われている。

学生の課外活動に対する支援体制等は下記の理由により整備され、機能していると考えられる。

学生の部活動、サークル活動、学生会活動(評議会、学生会行事、高専祭など)等の課外活動に対

する支援体制は十分に整備され、適切な責任体制の下に機能しているといえる。また、学生会関係の会議を行う「学生会室」、高専祭の準備を行う「高専祭実行委員室」を準備しており、執行部会や各種打ち合わせを行える体制も整っている。本校では、指導教員への負担はやや大きくなっていると考えられるが、学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制は指導面・安全面・施設面で整備され、適切な責任体制の下に機能している。

学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言・支援体制が下記の理由により整備され、機能していると考えられる。

特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うための規程、早期発見のための「学生指導に関わる情報連絡シート」など十分な状況にあり、学生相談室の利用も多い。また、チーム支援を行うなど、必要に応じて十分な支援が行われている。

寮に関しても、教育寮としての教職員の組織運営及び上級寮生による下級寮生への指導、寮父による主に1年生への特別な配慮、さらに寮生会による自主的な活動など、全てが本校学生寮の根幹を成している。また上級生は下級生を指導していく過程で足りない点を自覚し、自らを高めていく効果が生まれている。これらにより本校学生寮は、生活の場及び勉学の場のみならず、人格形成の場としても有効に機能しており、優れた配慮がなされていると認められる。

学生の進路指導に直接、携わるのは5学年の学級担任である。これに先立って、学生係員が次年度の5学年学級担任に対して就職手続きの説明を行う機会が設けられている。また、学年の終期から就職活動に入る第4学年を対象として、例年、採用関係の支援業者の担当者を講師に招き、就職講演会が実施されている。また、就職志望の学生に定常的に情報サービスをする仕組みとして、学生課の廊下に就職案内コーナーが設けられている。本コーナーでは学生が求人票等の採用情報を自由に閲覧することが可能である。

進学志望の学生を対象として、例年12月に進学ガイダンスが実施されている。このガイダンスでは、進学先の大学等の教員が招かれ、進学後の就学状況等についての説明がなされる。また、併せて本校の第5学年の進学確定者による合格体験談を聴く機会にもなっている。例年4月には、第5学年向けの進学ガイダンスが実施される。ここでは願書提出に関わる具体的な事務手続きの解説も行われる。また、進学志望の学生に対する定常的な情報提供の場として、大学案内コーナーが設けられている。このように、就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能している。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

学校において編成された教育研究組織の運営に関しては、教務・学生・寮務主事管轄の教職員による教育研究を支援・推進する組織の他、研究主事管轄のメディア委員会と地域技術開発・教育センター等が関係する組織（以下、テクノ委員会と称する）があり、前者はIT戦略企画に関すること、情報処理センターに関すること、図書館に関すること、および、その他メディアを利用した教育・研究に関することを担当しており、e-learning実践研究推進室が付随している。また、後者に関しては、技術開発部門と技術教育部門があり、科学技術リテラシー教育推進室と高専連携クラウド推進室が付随している。このほかにも知財教育推進室や若鮎連携（OB連携）推進室にかかる活動を積極的に推進している。以上の組織を主として学内で利用可能な、教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されているかについて以下に述べる。

本校の施設概要は資料 8-1-①-1 及び資料 8-1-①-2 に示すとおりである。校地、各種施設など、高等専門学校設置基準の第 6 章「施設および設備等」の条件を満足している。また、施設・設備は、平成 12 年度に作成された「国立学校施設長期計画書」に基づいて継続的に整備・充実が図られている。同時に平成 18 年 5 月 1 日付の「同計画書」（資料 8-1-①-3）で見直しと検討を加え、これらに沿った改修計画を推進している。

本校では、各教室の面積（資料 8-1-①-4）は 78~88㎡（全 25 室中 24 室が 80㎡以上）あり、文部科学省が定めた面積（約 70㎡）と比較しても十分である。運動場・体育館などの体育関係の施設（資料 8-1-①-5）も十分な面積を確保している。図書館（資料 8-1-①-6）などの一般的な施設のほか、情報処理センター（資料 8-1-①-7）と MM 教室（資料 8-1-①-8）が整備され、それぞれ情報処理学習と語学学習に効果を発揮している。図書館の 1 階には閲覧室と書庫、2 階には情報検索支援室を備えている。情報処理センターは、情報処理教育、CAI（計算機支援による教育）、CAD（計算機支援による設計）教育および卒業研究、学術研究にも利用できる各科共通の施設として機能している。平成 13 年に学内 LAN が更新され、現在は、平成 23 年度に更新した 12 台のワークステーションおよび教育用電算システムの 147 台のパソコンが稼動している。

第 4 学年用教室として、より高度な情報教育・研究を優れた環境のもとで実践させる必要から、情報教育・研究に適した「マルチメディア棟」（6 号館）を設置し、高度な施設と設備のもとで教育・研究を行っている（資料 8-1-①-9）。このほか、学習環境を改善するために、全教室にエアコンが設置され、環境を整備している。バリアフリー化の推進については、平成 24 年度独立行政法人国立大学財務・経営センター施設交付金により、第一体育館に身障者用トイレ・自動扉及びスロープを設置している。

地域技術開発・教育センターについては、平成 22 年に実習工場が改修され、設置されている。機械加工に必要な基本的な工作機械や設備に加え、コンピュータを搭載した NC 工作機械、自動化された生産工程を学習するための FA システムを保有している。（資料 8-1-①-10）

機械工学科では 1 年生～4 年生で実習授業が開講されており、下級生では工作機械・溶接設備・鋳造設備を利用した「ものづくり」の基礎を学び、NC 工作機械のプログラミング、FA システムの制

御へと発展させている。さらに4年生では機械の設計・加工・組立といった一連の製造工程を体験する総合実習を行っている。電子制御工学科では1年生と2年生で実習授業が開講されており、工作機械を使った加工技術の学習に加えて、FAシステムとマイクロコンピュータによる機械制御実習を行っている。また、実習授業だけでなく、ロボットコンテストや文化祭の展示物のための製作活動、中学生や一般の人々を対象とした「ものづくり」の公開講座・共同利用研究・技術相談等にも利用され、地域技術開発・教育センターは学内外に開かれた「ものづくり」の総合拠点として発展しつつある。

資料 8-1-①-1

設置必要面積と保有面積の比較

単位：m²

区分番号	面積区分名称	調査単位番号	調査单位名称	保有面積	必要面積	自己整備保有面積（寄附等）	保有面積	要整備面積	備考
31	高等教育・研究施設	7010	工業高専校舎	16,620	17,769	135	17,375	529	
		7610	高専電算機施設	300					
		7710	高専学内共用施設	455					
32	高専図書館	7210	高専図書館	1,548	1,600	0	1,548	52	
33	高専体育施設	7310	高専屋内運動場	3,385	2,675	1,134	3,987	-178	
		7320	高専屋内運動場附属施設	602					
34	高専支援施設	7410	高専福利厚生施設	1,518	1,546	226	1,518	254	
35	高専宿泊施設	0000	職員宿舎	1,466	7,424	0	7,462	-38	
		7510	高専寄宿舎	5,996					
36	高専管理施設	7110	高専管理部	2,283	2,099	0	2,356	-257	
		7120	高専一般管理施設	73					
37	高専設備室等	7810	高専渡り廊下	109	432	109	541	0	
		7910	高専設備室	432					
	計			34,787	33,545	1,604	34,787	362	

(出典：総務課資産管理係)

資料 8-1-①-2

「配置図」

(略)

(出典：総務課資産管理係)

資料 8-1-①-3

「国立学校施設長期計画書（表紙と目次）」

(略)

(出典：総務課資産管理係)

資料 8-1-①-4
「教室面積一覧」
(略)
(出典 総務課資産管理係資料より抜粋)

資料 8-1-①-5
「体育関係施設面積」
(略)
(出典 学生便覧)

資料 8-1-①-6			
図書館の整備状況			
建物名	図書館	建築年	昭和47年
		構造・規模	鉄筋コンクリート造2階建
		建築面積	1,916㎡ (図書館1・2階 1,548㎡)
主な部屋	閲覧室 289㎡	ビデオルーム 121㎡	保存書庫 81㎡
	安全開架書庫 121㎡	情報処理検索支援室 162㎡	多目的ホール 191㎡
閲覧席数	1階 87席	2階 30席	計 117席
			検索端末 3台
開館時間	月～金曜日 8:30～20:00	土曜日	9:00～16:00
(出典：総務課資産管理係)			

資料 8-1-①-7			
情報処理センターの整備状況			
建物名	図書館	建築年	昭和48年
		構造・規模	鉄筋コンクリート造2階建
		建築面積	1,916㎡ (図書館2階 300㎡)
図書館2階	主な部屋		
メインシステム室	1室	71㎡	ワークステーション 12台
サブシステム室	1室	68㎡	センタースイッチ 2台
			フロントスイッチ 12台
			A T Mスイッチ 3台
			スイッチングハブ 100Mbps 16p×1
第1演習室	1室	81㎡	学生用パソコン 48台 教師用パソコン 1台
			学生用プリンター 2台
			スイッチングハブ 100Mbps 16p×5
第2演習室	1室	81㎡	学生用パソコン 48台 教師用パソコン 1台
			学生用プリンター 2台
			スイッチングハブ 100Mbps 16p×5

第3演習室	1室	61㎡	学生用パソコン	48台	教師用パソコン	1台
			学生用プリンター	2台		
			スイッチングハブ	100Mbps	16p×5	

(出典：総務課資産管理係)

資料 8-1-①-8

語学学習のための施設 (MM教室) の整備状況

建物名	1号館	建築年	昭和39年	平成12年
		構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建 (R3・S3)	
		建築面積	3,992㎡	

1号館3階

MM教室	1室	95㎡	(トレーナー室 1室 21㎡)		
LL装置	学生卓	48席	一式		
入力装置	VTR	LD	パソコン	オーバーヘッドカメラ	カセットテープ
出力装置	プロジェクタ×1台 モニタTV (天吊)×4台				

(出典：総務課資産管理係)

資料 8-1-①-9

情報教育のための施設 (6号館) の状況

建物名	6号館	建築年	平成12年		
	(情報教育)	構造・規模	鉄筋コンクリート造4階建 (R4)		
		建築面積	1,120㎡		

主な部屋

1階	クラスルーム	82㎡	教材作成室	34㎡	情報機器室	13㎡
2階	クラスルーム	82㎡	クラスルーム	82㎡		
3階	クラスルーム	82㎡	クラスルーム	82㎡		
4階	大講義室	133㎡	準備室	23㎡		

(出典：総務課資産管理係)

資料 8-1-①-10

地域技術開発・教育センターの状況

建物名	地域技術開発・教育センター		建築年	昭和44・53年	平成22年
			構造・規模	鉄骨造平屋建 (S1) (1部中2階)	
			建築面積	1階 793㎡	2階 59㎡ 計852㎡

主な部屋

FA工場	110㎡	機械工場	386㎡
溶接工場	51㎡	鍛造工場	32㎡

代表的な設備 (カッコ内は数量を示す)

旋盤 (12)	フライス盤 (6)	形削り盤 (1)	シャーリングマシン (1)	研削盤 (1)	電気炉
---------	-----------	----------	---------------	---------	-----

(3) CNC旋盤 (2) CNCフライス盤 (1) マシニングセンタ (2) 放電加工機 (2) CNC成形平面研削盤 (1) 産業用ロボット (2) 教育用ロボット (4) アーク溶接機 (6) ガス溶接装置 (5) FA教育実習システム (1)

実習の作業部門 (カッコ内は主な内容を示す)

機械加工 (旋削・ねじ切り・フライス加工・平面研削) 仕上げ (けがき・ヤスリがけ・穴あけ) 鋳造・鍛造 (砂型鋳造・自由鍛造) 溶接 (アーク溶接・ガス溶接) 自動組立て (教育用ロボットの操作・プログラム) 自動加工 (CNC旋盤・マシニングセンタ加工) 機械制御 (マイコンによる機械制御) 電子組立て (電子部品の組立と基本操作) 生産の自動化 (FA/FMS技術)

(出典：総務課資産管理係)

以上の施設や設備が、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているかについては、各年度ごとに、施設整備計画委員会において、全ての施設・設備について利用状況や安全性などの調査を行い、その結果が施設の点検・評価報告書にまとめられている(資料8-1-①-11。平成24年度分)。この報告書には、身障者対応施設の不備など若干の問題点とそれへの改善案が示されているが、施設・設備に関しては概ね有効な利用が図られている。また、建物等の安全管理については、耐震性能、ライフラインの管理、アスベストなどを現状把握するとともに計画的に改善し、安全な教育環境を目指し日常的に点検・整備を行っている。今後、安全管理の重要性に鑑み、より確実性のある安全管理システムの構築が必要となる。

資料8-1-①-11

「教育・研究設備評価結果(表紙と冒頭)」

(略)

(出典：総務課資産管理係)

(分析結果とその根拠理由)

本校の施設・設備は高等専門学校設置基準の第6章「施設および設備等」を充足している。また、それらの運営及び教育課程の実現にふさわしい活用に関しても自己点検や中期計画をもって設備の整備や、適切な安全管理の下に有効に活用が推進されている。稼働率の低い部屋等については、学科等を越えた共同施設とし、既存施設の有効活用に努めている。施設・設備のバリアフリー化に関しては本館にエレベータを設置要求しているが、機構本部からの予算措置は得られていない。環境面への配慮に関しては、節電やゴミの分別回収、有効資源の回収がなされている。

専門学科棟の改修に関しては創設期の機械工学科棟の改修が創立50周年の来年度にやっも行われる予定で有り、今後、教育・研究の高度化および多様化に対応できる施設の整備を継続的に図るとともに、図書館センター等の既存施設の耐震補強を含めた老朽化の解消および身障者対策の充実を図る必要がある。さらに、教育の高度化を推進するための先端設備の整備も急務である。また、安全な教育環境を構築するため、老朽化したライフライン・情報ネットワーク機器の整備も併せて必要となる。

観点8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たすICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

情報処理センターにおいては、情報処理教育、eラーニング、CAI（計算機支援による教育）、CAD（計算機支援による設計）教育及び卒業研究、学術研究などに利用できる各学科共通の施設として、IT技術を活用した高度かつ多様な教育環境の創造に向けた取り組みを行っている。

平成22年度には情報処理センターの3演習室と、マルチメディア教育棟5教室に導入している教育用電子計算機システムを更新し、平成23年4月に運用を開始した。

現在の教育用電子計算機システムは、ネットワークブートシステムによる管理運用を維持し、コンピュータウイルス等に対するセキュリティを強化したものとなっている。さらに、コストパフォーマンスを考慮して従来のハードウェア方式ではなく、ソフトウェアによる画像提示システムを導入し、教員用クライアント端末から学生用クライアント端末へマルチメディア教材の配信を可能とした。

従来のWEBメールサーバに替えて、マイクロソフト社のlib@eduを利用し、画像配信はスカイメニューを使用している。

教育用電子計算機システムの構成

ネットワークブートシステム

プロビジョニングサーバ ライセンス管理サーバ 仮想ファイル用サーバ 認証サーバ
 クライアント端末 378台 プリンタ 6台 サーバ群用スイッチングハブ 2台
 端末用スイッチングハブ 24台 無停電電源装置

校内LANシステムについては、高専機構最高情報責任者から情報基盤委員会において検討を進めてきたスケールメリットを活かした戦略的な情報基盤について、具体的な整備方法が示され、それに基づき本校の更新計画もすすめることとなり、平成24年度に更改準備、平成25年4月運用開始に向けて準備を進めているところである。

教育用システムCADソフトは、AutoCAD2000LTを10年以上使用しており陳腐化していたため、高専機構の平成23年度設備整備マスタープラン導入希望設備を要求していたところ認められ、AutoCAD2012に更新した。

施設・環境の整備については、建物が昭和48年に図書館の2階に増設された以降、改修されることもなく現在に至っている、空調設備は、機械の為に設置されたものであり、演習室まで1年中冷房運転を余儀なくされていた。このことを解消するため、個別空調機を設置し、全室集中型の空調機を停止した。その際、メインサーバー室を間仕切りして、セキュリティの強化を図った。

学生の学習支援として、パソコン操作初心者対象の講習会を平成24年4月に実施した。

情報処理センターの時間外利用者数

	利用者数
平成19年	6,340人
平成20年	4,920人
平成21年	3,909人
平成22年	3,844人
平成23年	4,716人

情報セキュリティについては、本校の情報セキュリティ組織体制のもと以下の規程を整備し、情報セキュリティ機器（ファイアウォール装置、侵入検知装置等）を設置・維持管理に努めている。

- ・情報セキュリティ管理規程
- ・情報セキュリティ推進規程
- ・情報セキュリティ教職員規程

・情報セキュリティ利用者規程

(分析結果とその根拠理由)

情報処理センター、マルチメディア教育棟、各研究室、教育施設、事務室など、多数のコンピュータがLANで接続され、外部のネットワークとも接続されている。これらはセキュリティの保護対策がなされており、授業を始め教育・研究、管理運営に活用されている。さらに演習室は、時間外も開放されており充分活用されている。

システムは常に安定的に稼働されており、学生、教職員からの要望は寄せられていない。システムは定期的に更新されており、十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されている。

観点 8-2-①： 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集，整理されており，有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

図書館は1階部分に閲覧室(329㎡)開架書庫(81㎡)保存書庫(81㎡)、2階部分に情報検索支援室(162㎡)を有する。1階はバリアフリー化され、多目的トイレも完備している。閲覧室の入退場もブックディテクションシステムにより機械管理している。閲覧室には2台の蔵書検索性パソコンを設置し、目的の図書を素早く見つけることができ、新着情報なども入手することができる。

情報検索支援室には文献検索性のパソコン3台を設置し、各種データベースの検索ができるようになっており、移動可能な組み合わせ机も置き、グループ学習などコミュニケーションスペースとして活用されている。保存書庫には従来から電動式移動書架を設置し、固定式書架の3倍にあたる6.2万冊程度が保存できるようになっている。

環境の保全として、照明器具を2灯型から1灯の人感センサーに更新、エントランスの吹き抜け窓ガラスにエコフィルムを貼るなどの対策を行った。地震時の書籍の落下を防止するためのシートも一部に導入した。また、図書館には教育支援のための専門的職員3名を配置し、うち2名は司書資格を有し図書整理、レファレンス業務、さらにILL業務など研究活動の支援も行っている。最近、館内随所に木製品を導入するなど、心地よい空間にするために工夫を重ねている。以下に資料の状況と活用状況を示す。

図書館の資料

図書館の蔵書数は、約8.1万冊で、その構成は工学・自然科学関連図書が57%を占めるが、文学関係書も14%所蔵している。図書の選定については、一般科目及び専門学科のメディア委員がシラバスに掲載されている図書を中心に学科・学年に応じた図書を選定し購入している。図書整理後は、推薦者のコメントをつけて学科推薦図書コーナーに配架している。

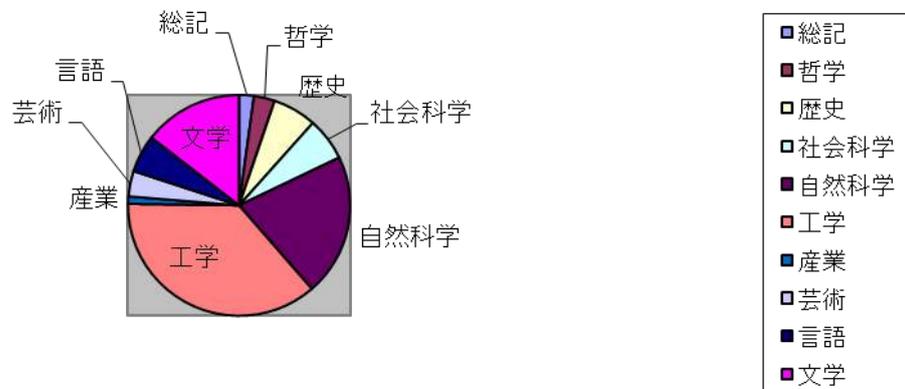
洋雑誌は、年々減少し現在は5誌となったが、長岡技術科学大学とのコンソーシアムに参加し、MathSciNet, JDream IIなどのデータベース、AIP・APS、ScienceDirectなどの電子ジャーナルをいつでも利用することができ、世界の文献を検索することが可能になっている。物理・天文分野、科学技術・医学分野の論文を検索したりフルテキストを利用することも可能で有り、その数は2000誌を超える。図書館所蔵資料の概要を資料8-2-①-1に示す。視聴覚資料は、専門分野の資料とともに、映画など精神的な安らぎの資料も多く備えている。資料的価値の高い、プロジェクトX、プロフェッショナル仕事の流儀など幅広い分野をシリーズで揃えている。また、資格取得のためのCD、DVDも数多く備えている。

毎年、図書館長、図書部門委員会委員等が、2・4学年の各クラス代表者2名を引率して、名古屋市内の大型書店に出かけてブックハンティングを実施している。購入する図書は、専門書に限ることとしているが、ブックハンティングコーナーに並ぶと同時に利用者が殺到するほど好評である。また、リクエストの要望にも応え、学生が読みたい書籍も多数購入している。学生リクエストの平成19年から23年の推移も資料8-2-①-1に示している。また、平成23年度には、英語科購入の英語多読図書を図書館に配架することができ、閲覧室には870冊余りの多読図書コーナーができた。

資料8-2-①-1

図書館所蔵資料の概要と図書のリクエスト件数の推移

種 類		冊 数 等
図 書	和 書	68,717
	洋 書	12,296
学術雑誌	和 書	98
	洋 書	5
視聴覚資料	ビデオ	185
	レーザー	114
	DVD	244



年 度	リクエスト件数	金 額
平成19年度	11	12,140円
平成20年度	22	133,524円
平成21年度	50	129,275円
平成22年度	239	262,940円
平成23年度	192	308,365円

(出典：図書館情報管理係)

図書館の活動状況

図書館は、開寮期間中は時間外開館を実施しており、平日は8時30分から20時まで、土曜日は9時か

ら16時まで開館している。「図書館の一般開放」も継続しており、利用者は一般社会人、小中高生あるいは卒業生等年々増加している。

「図書館だより」は毎年1回定期的に発行しており、近郊の中学校にも配布するなど、広報活動にも利用されている。平成9年度から実施している「読書感想文コンクール」は、毎年実施し100編を超える応募がある。イラストコンクールも継続し、入賞作品は「図書館だより」の表紙として採用している。平成22年度には、「図書館マスコットキャラクター」も募集し、入賞作品の「としよぼっぼ」は図書館のノベルティグッズ等に使用、図書館だより、ポスターなどにも広く活用されている。

毎年秋には、高専祭の時期に企画展を開催している。内容は、「先生のイチオシ図書」「映画原作本」「お宝紹介展」などである。夏・冬の長期特別貸出期間には、貸出者に抽選券を配布し、当選者には雑誌の付録、ノベルティグッズ等を渡すというイベントを実施した。

毎年4月には、「文献検索講習会」を実施している。JSTから講師を招き、第5学年の学生を対象として、文献の入手方法・検索のコツなどを実習しながら学ぶことができる。アンケートでは85%の学生が有意義であったと回答している。

図書館の利用状況

平成19年度から平成23年度における各年度ごとの「一日当たりの入館者数」「年間1人当たりの図書貸出冊数」は、資料2-1-③-4に示すとおり、平成19年度以降利用者の拡大がみられる。平成21年度は、新型インフルエンザが流行し学級閉鎖を余儀なくされ、図書館の利用も一時減少した。平成22年度からは、これまで新入生ガイダンスで行ってきた情報リテラシー教育を図書館閲覧室で実施し、1人1冊以上の貸出をすることなど実践的な教育を実施した。試験期間前・中は、1日500人を超える利用があり、長期休業期間中も利用率が徐々に向上しつつある。また、一般利用者も年々増加している。資料8-2-①-2に一般利用者数と貸出冊数の推移を示す。

資料8-2-①-2

一般利用者数と貸出冊数の推移

年 度	一般利用者入館者数	一般利用者の貸出冊数
平成19年度	277人	219冊
平成20年度	202人	140冊
平成21年度	848人	281冊
平成22年度	2,106人	622冊
平成23年度	2,528人	679冊

(出典：図書館情報管理係)

(分析結果とその根拠理由)

資料8-2-①-1に示すとおり、図書館には、教育研究に必要な資料が特定の分野に大きく偏ることなく系統的に整備されている。また、長岡技術科学大学と高専の統合システムの導入により、蔵書検索(OPAC)は容易になり、電子ジャーナルの導入により、世界中の文献もフルテキスト(一部)で利用することが可能になるなど、情報図書館としての機能も強化され、有効に活用されている。

また、資料2-1-③-4や資料8-2-①-2に示すとおり、全ての利用者が気持ちよく利用できる施設であるために、ハード面も大切な要素ではあるが、ソフト面を強化することで実現できるの

ではないかと考え、いろいろな方策を取ってきた。これらにより、学生・一般利用者であふれる図書館に変化してきたのではないかと考えている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備の整備に関しては、予算を削減される中、適切な安全管理の下に有効に活用されている。特に第4学年のマルチメディア教育棟の整備や、本館中央通路のビジターフレンドリー化、校内案内図の改善やバリアフリー化の推進に努めている。地域技術開発・教育センターの改修や図書館の利用者増加に対するソフト的な改善活動により、施設・設備の有効活用が図られている。e-learningコンテンツの配信、リテラシー教育活動の推進やOB連携の活動など、組織的・人的な教育研究活動の推進・外部との連携に努力し、その成果も得られている。

(改善を要する点)

施設・設備のバリアフリー化や老朽化建物や施設の出来るだけ早い改修・改善などが望まれる。また、他高専ではテクノセンター等が増設され、更には改修されつつあるが、本校では旧実習工場の改修のみで有り、地域において魅力有る教育研究施設となるよう、図書館センターを含めて、校舎改修の継続的な推進と教育・研究環境の設備面での高度化が急務である。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

施設・設備に関しては、高等専門学校設置基準を充足しており、長期計画に基づいて継続的に整備が図られている。既存施設については点検評価に基づいて、稼働率の低い部屋等を共同施設とするなど有効活用が図られている。機構予算を有効活用し、中期計画等に則った改修や機器の買い換えを可能な限り実施している。老朽化した校舎の改修とライフラインの整備、バリアフリー化等の改善は予算措置が無いと進めることは不可能である。施設・設備を運営し教育研究に有効活用する人的組織やその外部との連携に関しては十分な組織化と運営体制が構築されてきている。以上のように施設・設備に関しては与えられた予算の範囲内で適切に活用されている。

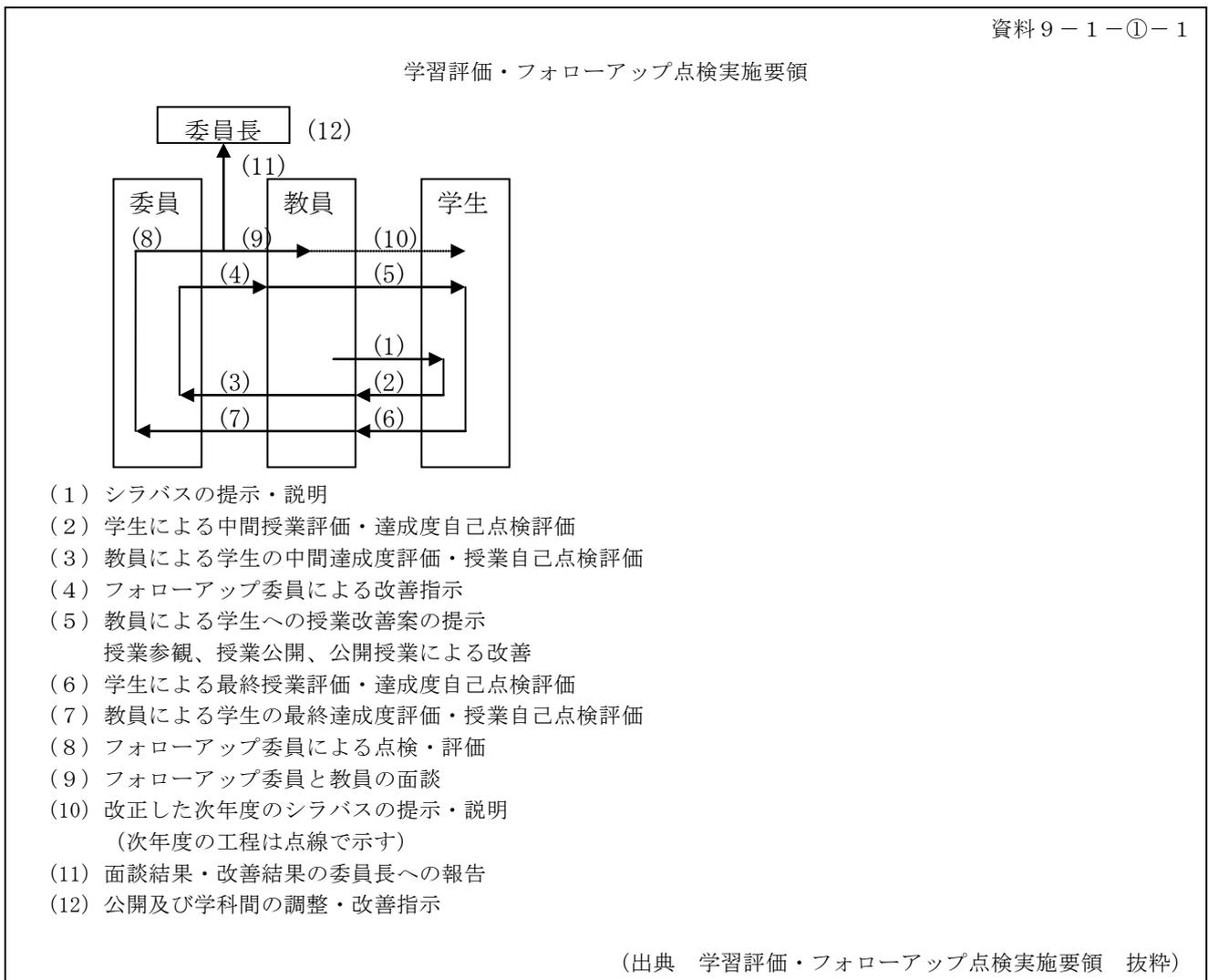
基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①: 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

教育活動に関するデータや資料は、各教員、学科から教務会議及び点検評価・フォローアップ委員会に提出され、これらの資料を基に資料 9-1-①-1 に示される体制で点検・評価が行われている。資料やデータは学内ホームページ（掲示板）や所属学科の資料室・会議室で蓄積されている。



教務会議内のFD活動推進会議では、資料 9-1-①-2 に示す授業参観実施要領を定め、卒業・特別研究を除く全ての授業科目に対し授業参観を実施するとともに、授業内容や教授方法を評価し、報告書を収集している。そして、同要領に基づきこれらの報告書を学科会議にて点検・評価し、意見交換会を実施し教員へフィードバックするとともに、その議事録を収集している。これら報告書及び議事録は学内ホームページに蓄積し保存している。

また、点検評価・フォローアップ委員会内の学習評価・フォローアップWGでは、資料 9-1-①-3 に示す学習評価・フォローアップ点検実施要領を定め、フォローアップ点検資料と呼ばれるシラ

バス、学生の成績一覧表、定期試験の模範解答と学生の答案、授業評価・達成度評価報告書&フィードバック報告書などの資料を収集している。これら資料は所属学科の資料室や会議室で蓄積され、全ての教科目について過去数年間分を保存している。

また、同要領に基づき、各学科の点検評価・フォローアップ委員はこれら資料の収集状況を点検・評価するとともに、全科目について学生と教員による授業評価および達成度評価に関する相互評価の点検・評価を行っている。その評価結果を基に教員面談を実施しフィードバックされるとともに、面談結果は資料 9-1-①-4 に示す教員面談報告書にまとめられ、点検評価・フォローアップ委員長に報告される。委員長は面談報告書を点検し、資料 9-1-①-5 に示す教育活動実施規程に基づきスパイラルアップ会議に報告するシステムとなっている。

資料 9-1-①-2

平成24年4月19日

平成24年度 授業参観実施要項

1. 主旨

本校のFD活動として、教員相互の授業参観を含め、本校関係者から一般の教育関係者まで広く授業を公開し、これに伴う授業評価を通して、本校教員の授業運営能力及び教授能力の向上を図る。

2. 参観者

本校教職員（非常勤を含む）及び保護者、中学生及びその保護者、中学校の先生及び教育関係者

3. 実施期間

平成24年5月14日（月）～18日（金）

4. 参観対象授業

本科及び専攻科の実験実習を含む全授業（ただし、卒業研究、特別研究を除く）

5. 周知方法

- ① 学内者：教員は教務主事より、事務職員・非常勤講師は教務係長より
- ② 保護者：保護者宛ての案内文書を送付（案内文書と授業時間割）
- ③ その他学外者：ホームページ（山田博文委員担当）

6. 授業評価の方法

- ① 学内者は、別紙1の報告書を電子ファイルで、教員は教務委員、事務職員は教務係長へ提出する（5月25日（金）締切）。
- ② 保護者及び学外者には、別紙2のアンケート用紙を受付で配布し、教務係で回収する。
- ③ 教務主事は、提出されたすべての報告書等をPDF化して、学内ホームページに公開する。
- ④ 各学科長は、参観対象となった所属学科教員に関する報告書等を閲覧し、改善すべき事項について、最良の改善策を見出すために学科会議等で意見交換を行い、その経緯を議事録として記録に残し、保管する。
- ⑤ 教務主事は、必要に応じて各学科長にその議事録の提出を求め、総括を行う。

7. 保護者及び学外者への対応

- ① 受付：学生課窓口（保護者は名列表に人数を記載、保護者以外は所属と氏名を記載）
- ② 受付で、リボン、アンケート用紙、授業時間割表、敷地建物案内図、筆記用具を渡す。
- ③ アンケートの回収：学生課窓口回収箱を設置

8. その他

- ① 各学科でこの期間に工場見学等の学外授業を計画しないようにする。高専バスの利用は許可しない方針。
- ② FD活動推進会議委員はフォローアップ委員会で『満足度』や『達成度の自己評価』について懸念の指摘のあったクラス（①5D②4E③4Cの3クラスを）を重点的に参観。

（出典 平成24年度第3回教務会議資料）

資料 9-1-①-3

平成24年度 学習評価・フォローアップ点検実施要領

(1) 授業アンケート回数

前期末及び後期末のフォローアップ点検期間に実施する。通年科目は2回、半期科目は1回実施する。希

望により半期科目で2回実施してもよい。

(2) 授業アンケート内容

卒業研究、特別研究、工学基礎研究等、点検項目で科目に合わないものについては別の形式で実施し、フォローアップ点検用に成績評価資料等とあわせて保存する。

(3) 授業アンケート用紙

マークシートを印刷室に用意する。全学年記名方式とする。学生氏名および学籍番号を書く欄を表に設けている。裏は自由記述欄とする。記入内容によって成績には影響しないことを明言する。記入内容を確認することがあることは説明する。マークシートは50枚ごとに付箋をいれ、印刷室におく(教務係担)。

(4) フォローアップ点検手順

- ① 教員は最初の授業でシラバスを学生に示し、学習・教育目標の評価方法・評価基準、成績の評価方法・評価基準等を説明する。(4月教員会議で教務主事依頼済み)
- ② 前期末及び後期末に授業アンケートを実施する。アンケートの26個(学修単位の科目の場合は27個)の評価項目は5段階評価とし、記名方式で実施する。希望により無記名とする場合は無記名で実施したことを委員長に連絡すること。授業アンケートには、教員により指定された数値(例えば、フォローアップ点検時に返却した試験答案の点数等)を28, 29及び30の列を利用してマークする。
- ③ 「学生自身の自己点検・評価項目」、「授業に対する点検・評価項目」、「シラバスに記載した学習・教育目標の達成度の学生による自己点検・評価項目」からなる。
学生説明用資料は印刷室に50部単位で10クラス分封筒に入れ用意しておく(教務係担当)。説明用資料が必要な学年や学科については適宜持参し、回収して印刷室に戻しておく。9月3日(月)には授業アンケートができるようにする。授業アンケート実施後、マークシートは印刷室に配置したビニール袋にいれ、必要事項を記入した用紙をはさんで印刷室の学科別(担当教員の所属学科)のコンテナに入れておく。科目コード(科目コードが変更になっている場合があるので最新の科目コードを印刷室におく)、科目名、クラス、教員名等が記入されていないものについては、集計処理できないので、そのまま返却する。返却された授業アンケートはその授業担当教員もしくは該当学科フォローアップ委員が責任もってマークシート集計処理を行う。
- ④ 平成24年度も前期末及び後期末のマークシート集計処理を外部要員で実施する。処理結果一覧を印刷し、マークシートとともにビニール袋にいれ、前期の学科別のコンテナ(あるいは印刷室の担当教員のボックス)に返却しておく。希望により前期中間及び後期中間に実施する場合のマークシート処理は各学科で対処する。
- ⑤ 教員はビニール袋の結果を受け取り、マークシートは適宜処理する。
- ⑥ 教員も全く同じ項目について、「学生の受講態度の平均な評価」、「授業の自己点検及び試験等による達成度の平均評価」を実施し、学生の評価とともにフォローアップ委員に提出する。これは学年末でも良い。学生による教員の点検・評価の各項目の平均値のうち、評価の悪い項目(アンケート項目No.1~No.3以外)について改善案を検討する。(アンケート処理結果は直接教員に伝わり、電子データはフォローアップ委員に報告される。) 通年科目の第1回のアンケートについて、教員は評価の悪かった項目を学生に明らかにし、後半の授業において、どのような手法で改善するかを約束する。さらに、授業参観における保護者による授業評価、教員による授業評価、公開授業の検討内容等を授業に取り入れて授業改善する。半期科目については学期末の授業アンケートであるので、次年度以降に反映する。
- ⑦ 通年科目について改善案に基づいて後半の授業を実践し、最後の授業で同様のアンケートにより授業評価を行い、実際に改善されたかどうかを学生が評価する。試験答案を返却して解答を解説し、採点基準及び採点結果を確認した後、学習・教育目標の達成度を評価させる。アンケートの目標の項目(アンケート項目No.20~No.25)はシラバスの目標に対応させる。
- ⑧ 教員は同じ項目について、授業の自己点検・評価及び学生の達成度評価を行う。学生による2回の点検・評価結果をあわせ達成度報告及び⑥の改善結果報告を記載した授業評価・達成度評価報告書&フィードバック報告書を提出する。半期科目については、前年度と同じ科目である場合は、前年度の改善案を示し、前年度の結果とともに改善結果報告を記載したフィードバック報告書を提出する。前年度と異なる半期科目については今年度の結果のみでよい。成績評価一覧(学生別の定期試験、小テスト、演習問題、レポート等の得点履歴)、定期試験問題の解答及び採点基準、学生の試験答案等も提出する。以上のフォローアップ点検資料については本実施要領の(5)を参照されたい。
- ⑨ フォローアップ委員は、教員から提出されたフォローアップ点検資料がすべてそろっているかを点検評価する。次に、試験問題、解答例、採点基準、学生の試験答案等を点検し、評価方法・評価基準が学校及び学科で定めたものと逸脱していないか、シラバスどおりに成績評価をしているか等を点検・評価する。最後に、学生の授業評価と教員の自己点検評価に大きなずれがないか等を点検・評価する。
- ⑩ フォローアップ委員は上記の評価をもとに、授業担当教員と面談を行い、点検・評価結果を説明する。結果を確認すると同時に、問題点を明らかにし、次年度への改善案を話し合う。
- ⑪ 教員は改善事項があれば次年度のシラバスを修正し、次年度の授業改善をはかる。
- ⑫ 面談結果等をフォローアップ委員長に報告する。
- ⑬ フォローアップ委員長は教員個人の改善状況及びフォローアップ委員の面談記録を点検し、学科別の平均値あ

るいは学年別の平均値等をホームページで公開する。また、大きな問題あるいは学科間の調整を要するような事象が出れば改善を指示する。

(5) フォローアップ点検資料

以下のものをファイリングし、フォローアップ点検資料とする。

①平成20年度、21年度、22年度、23年度及び24年度の成績評価資料をフォローアップ点検資料とする。

②ファイリングの目次（JABEE 審査時と同じ書式）

③平成20, 21, 22年度の3年分（以上、JABEE 基準による保存）についてはそのまま残す。

平成23年度分（以上、認証評価基準による保存）についても残す。

平成24年度の成績評価資料は平成23年度と同様に次のものとする。履歴を追うことが困難な場合は、代表的な答案を複数残す。なければ1件でも良い。

・最高点の答案（1件でよい）

・評価「優」の最低レベル

・評価「良」の最低レベル

・評価「可」の最低レベル

・評価「不良」の最高レベル

・学修単位の科目は教室外学習の資料

④定期試験の模範解答（最高点の学生の答案で代用してよい）

⑤クラスごとの評価資料別得点一覧表（教員手帳のコピーも可）

⑥授業評価・達成度評価報告書&フィードバック報告書（クラスごと、科目ごと）

⑦シラバス（クラスごと、科目ごと）

⑧編入生に対する補習指導及び達成度評価の資料

⑨仮進級者の単位取得の追加認定に関する成績評価資料

（出典 平成24年度学習評価・フォローアップ点検実施要領 抜粋）

資料9-1-①-4

「フォローアップ委員による教員面談報告書」

不開示資料

（出典 点検評価・フォローアップ委員会資料 抜粋）

資料9-1-①-5

岐阜工業高等専門学校における教育改善活動実施規程

制定 平成17年10月5日
学校規則第34号

（趣旨）

第1条 岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるファカルティ・ディベロップメント（教育内容及び教育方法を改善し、向上させるための組織的かつ継続的な取組。（以下「FD」という。））の推進に関する事項については、この規程の定めるところによる。

（FD活動）

第2条 本校におけるFD活動は、次のとおりとする。

一 授業参観（全学的に計画し、年1回以上実施）

二 学生による授業評価（前期末及び後期末に実施）

三 教職員の資質向上のための研修会等の実施及び派遣

四 その他のFD活動

（FD推進組織）

第3条 本校におけるFDを推進する組織は、次のとおりとする。

一 学習評価フォローアップワーキンググループ

二 FD活動推進会議

2 学習評価フォローアップワーキンググループは、点検評価フォローアップ委員会の下に設置し、同委員会委員長及び委員長が指名する委員9名で構成する。

3 FD活動推進会議は、教務会議の下に設置し、教務主事、教務主事補佐及び教務主事が指名する教員3名で構成する。

（FD活動の点検、評価及び改善）

第4条 学習評価フォローアップワーキンググループは、学生による授業アンケートを実施し、それに基づく授業

の評価及び改善を行う。

2 FD活動推進会議は、保護者及び教職員等による授業評価として、授業参観等の企画及び実施を行い、授業の改善を推進する。

3 前2項に規定するFD活動の具体的な活動内容及び点検・評価の方法は、年度ごとに定める実施要項によるものとする。

4 FD推進組織は、第1項及び第2項に規定する点検、評価又は改善の実施状況について、スパイラルアップ会議へ報告しなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、FD活動に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年学校規則第11号)

この規則は、平成22年5月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年学校規則第19号)

この規則は、平成23年5月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(出典 岐阜高専Web学内版)

(分析結果とその根拠理由)

教育活動に関するデータや資料は、教務会議及び点検評価・フォローアップ委員会が収集しており、学内ホームページや各学科の資料室、会議室等に蓄積している。

収集・蓄積した資料・データは教務会議及び点検評価・フォローアップ委員会の連携により点検・評価するシステムが確立されている。

以上のことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集・蓄積しており、評価を適切に実施できる体制を整備している。

観点9-1-②： 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。

(観点到係る状況)

教育の状況に関する自己点検・評価として、将来計画委員会内にある自己点検・評価検討WGから点検項目の指示があれば、点検評価・フォローアップ委員会内にある自己点検・評価実施WGがその点検項目に沿って学校の構成員から意見聴取を行い、その結果をもとに点検評価を行っている。

平成23年度には「授業アンケートのあり方」に関する点検指示があり、資料9-1-②-1に示す自己点検・評価報告書としてまとめた。また、平成24年度には「教職員による本校教育目標の理解度」に関する点検指示があり、全教職員(非常勤講師含む)に意見聴取され、その結果を点検・評価し報告書としてまとめた(資料9-1-②-2)。

同様に、毎年、卒業(修了)時に学生から、本校準学士課程及び専攻科課程のそれぞれの教育目標の満足度及び達成度に関するアンケートを実施し、点検・評価を行っている。資料9-1-②-3に平成24年3月に卒業した本科生の教育目標に関するアンケート結果を示し、その評価を運営会議、教員会議にて報告した(資料9-1-②-4)。

学外関係者の意見聴取として、3年毎に卒業生アンケート及び就職先アンケートを実施している。資料9-1-②-5は平成23年度に実施した就職先アンケートとその評価報告書(抜粋)である。また、学外有識者の意見は、参与会規程(資料9-1-②-6)に基づき、毎年、参与会を実施し意見を聴取している(資料9-1-②-7)。

上述の意見聴取の結果をもとに、学校として自己点検・評価の年度別計画(資料9-1-②-8)

を策定し、3年毎にJABEE基準による自己点検・評価を実施している他、5年毎に学校で決めた基準による自己点検・評価を実施し外部評価を受けている。また、7年毎に認証評価基準による自己点検・評価を実施している。2007年度には、JABEE基準による自己点検・評価を実施し外部評価を受けた。資料9-1-②-9に自己点検・評価報告書を示す。

資料9-1-②-1

平成23年度 自己点検・評価実施報告書

将来計画委員会内の自己点検・評価検討WGから、『授業アンケートのあり方』について24項目の自己点検を行うように指示があり、点検評価・フォローアップ委員会内の自己点検・評価実施WGにおいて、授業アンケートに対する学生や教員の意識調査等を行い、点検評価した結果を記す。

本点検・評価の目的は、授業アンケートがその効果を上げているかどうかを検証し、今後の問題点等を明らかにして、本校の教育活動を一層充実させることにある。

尚、評価は5段階評価とし、点検基準は特に指示がない場合は下記で判断した。

数値化が可能なものについては、90%以上達成されていれば評価5、70%以上90%未満であれば評価4、50%以上70%未満であれば評価3、30%以上50%未満であれば評価2、30%未満であれば評価1、とする。

意識調査等の5段階評価の基準については、最上・最高・最適・優・非常に相当は5、かなり・おおむね・良は4、普通・可は3、あまり・よくない・不良は2、最低・全く・不可は1とする。平均値で処理する場合は四捨五入で整数評価とする。

授業アンケートに対する学生の意識調査のデータについては、報告書末尾の資料1に記す。

観点1: 効果・運用・負荷について**点検項目**

①授業アンケートは授業改善のPDCAサイクルにおける位置づけに適合し、効果を上げているか？

①-1 適合

自己点検結果:5

根拠

5年間にわたり、毎年、学習評価・フォローアップ点検実施要領

<http://www.cc.gifu-nct.ac.jp/gakunaiyou/followup/jissiyouryou2011.htm>

が公開されてきた。その末尾に記載されているように、通年科目については2度のスパイラルアップループがあり、よく適合している。教員面談まで実施するシステムは全国でも稀有である。

①-2 効果

一般科目(人文)自己点検結果:4

根拠

自己点検&フィードバック報告書は全科目について提出されている。また、教員面談の報告でも問題はない。授業参観でも問題点は示されていない。

一般科目(自然)自己点検結果:3

根拠

自己点検&フィードバック報告書は全科目について提出されており、改善事例もある。また、教員面談の報告でも問題はない。授業参観でも問題点は示されていない。教員による評価を調査したところでは平均点は3.1であり、3とした。

機械工学科自己点検結果:4

根拠

機械工学科教員10名に対して、5段階評価でアンケートを実施したところ、平均値が3.5であり評価4とした。自己点検&フィードバック報告書も全科目で提出されており、教員面談、授業参観において大きな問題点は指摘されていない。

電気情報工学科自己点検結果:4

根拠

自己点検&フィードバック報告書は全科目について提出されており、改善事例は7割を超えている。また、教員面談の報告でも問題はない。授業参観でも問題点は示されていない。教員の意識調査をしたところ、平均点は3.8であり、評価4とした。

電子制御工学科自己点検結果:3(4:3名 3:7名)

電子制御工学科での調査は、メール本文にアンケート項目を書き、個々に返信してもらう方法にした。メールのプリントアウト

トに手書きで記入したものを受け取った。所属教員10名すべてから回答を得た。学科の教員について意識調査を5段階でしたところ、平均3.3であり、評価を3とした。自己点検&フィードバック報告書は全科目について提出されており、教員面談の報告や授業参観でも問題点は示されていない。

環境都市工学科自己点検結果:4
根拠

環境都市工学科教員11名の平均値は3.6(標準偏差0.52)であり評価4とした。なお、内訳は、評価4:6名、評価3:5名である。また、毎年実施している教員面談結果において問題はないことを確認している。授業参観においても大きな問題点はない。ただし、新任教員における授業運営に関しては専門基礎グループなどの教員間ネットワークを通じて改善する必要がある。

建築学科自己点検結果:3
根拠

建築学科の教員について5段階で意識調査をしたところ、平均3.2であり評価を3とした。

全学科自己点検結果:4
根拠

各学科の評価値の平均は3.6であり、評価4とした。各学科から毎年提出されている、面談結果報告書の記載によれば、一部の教員に問題が残るものの、ほとんどの点で問題がないことが報告されている。

(出典 平成23年度第4回点検評価・フォローアップ委員会資料 抜粋)

資料9-1-②-2

平成24年度の自己点検・評価報告書

本校教育目標等の理解度に関するアンケート集計結果と点検・評価 2012.10.3

点検評価・フォローアップ委員会

将来計画委員会内の自己点検・評価検討WGから、『教育目標等の理解度』について自己点検を行うように指示があり、点検評価・フォローアップ委員会内の自己点検・評価実施WGにおいて、教育目標等に対する教職員や非常勤講師の意識調査等を行い、点検評価した結果を記す。
本点検・評価の目的は、教育目標等が教職員(非常勤講師を含む)に周知され、理解されているかどうかを分析、検証することにある。尚、評価は5段階評価とし、下記の基準とした。

	人文 10/10	自然 9/9	M 11/11	E 12/12	D 8/11	C 11/12	A 7/11	教員平均 68/76	総務 24/26	学生 14/15	企画 7/7	技術 13/13	職員平均 58/61	非常勤 21/40	平均 147/177
1. 教育理念について	4.2	3.4	3.7	3.9	4.0	3.9	4.3	3.9	3.1	3.0	4.0	3.0	3.3	3.3	3.7
2. 養成すべき人材像について	4.1	3.3	3.9	3.8	3.9	3.9	4.4	3.9	3.0	3.1	3.7	3.2	3.2	3.2	3.6
3. 教育目標について	3.9	3.4	3.5	3.7	4.0	3.8	4.1	3.8	3.0	2.9	3.4	3.0	3.1	3.3	3.5
4. 各学科で養成する学力及び資質・能力等の具体的な学習・教育目標について	3.7	3.0	3.5	3.8	4.0	4.0	4.3	3.8	2.4	2.5	3.0	3.2	2.8	2.9	3.4
5. 環境システムデザイン工学教育プログラムの学習・教育目標について	3.6	2.6	3.3	3.7	4.0	3.7	3.7	3.5	2.2	2.6	2.7	2.4	2.5	2.4	3.1
6. アドミッションポリシーについて	3.4	3.1	3.6	3.6	3.9	3.6	3.4	3.5	2.8	3.1	3.0	2.8	2.9	2.5	3.2
回答率								89%					95%	53%	83%

評価基準:5段階評価(5:よく知っている, 4:だいたい知っている, 3:何とか知っている, 2:あまり知らない, 1:全く知らない)

総括

全体として、教育理念、養成すべき人材像、教育目標、各学科での学習・教育目標はよく理解されていると思われる。専攻科課程の学習を含む「環境システムデザイン工学教育プログラム(JABEEプログラム)」の学習・教育目標については、全体として何とか知っている程度であるが、教員の評価だけで見ると、おおむね理解されていることがわかる。

学生の受入れ方針(アドミッションポリシー)についても、全体として何とか知っているという状況であるが、教員自身はおおむね理解されている。

懸念される点として、非常勤講師には各学科での学習・教育目標やJABEEプログラムの学習・教育目標が十分に理解されておらず、教務及び各学科のサポート教員の連携によって理解度を向上させる工夫が必要であると思われる。

(出典 平成24年度第2回自己点検・評価実施WG資料)

資料9-1-②-3

準学士課程の教育目標に関するアンケート(5年卒業時)

本科の教育目標に関するアンケート

点検評価・フォローアップ委員会

準学士課程の教育目標は下記のとおりである。本校の教育の改善等のために、卒業時に教育目標に関するアンケートを実施し、その結果を下記に示す。5段階評価で5が最上である。

目標に対する周知を重ねてする必要がある。(3)については学校の教育に対する満足度も達成度もともに低い。次年度の改善等の参考とする。

準学士課程の教育目標

- (1) 広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成
- (2) 基礎学力を身に付け、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成
- (3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成
- (4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成
- (5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成

		5M	5E	5D	5C	5A	平均
1	この教育目標を知っていますか?	2.3	2.7	3.6	2.6	3.9	3.0
2	(1)の目標はこれでよいと思いますか?	3.4	4.1	3.8	3.6	4.1	3.8
3	(2)の目標はこれでよいと思いますか?	3.4	4.2	3.6	3.6	4.0	3.8
4	(3)の目標はこれでよいと思いますか?	3.3	4.2	3.7	3.6	4.1	3.8
5	(4)の目標はこれでよいと思いますか?	3.4	4.3	3.7	3.8	4.1	3.9
6	(5)の目標はこれでよいと思いますか?	3.3	4.2	3.1	3.7	3.5	3.5
7	(1)の目標に対して、学校の教育に満足していますか?	3.3	3.5	3.1	3.4	3.6	3.4
8	(2)の目標に対して、学校の教育に満足していますか?	3.3	3.7	2.8	3.4	3.0	3.2
9	(3)の目標に対して、学校の教育に満足していますか?	3.1	3.1	3.1	2.9	3.5	3.1
10	(4)の目標に対して、学校の教育に満足していますか?	3.3	3.6	3.1	3.2	3.5	3.4
11	(5)の目標に対して、学校の教育に満足していますか?	3.3	3.6	3.1	3.2	3.3	3.3
12	あなたは(1)の目標を達成したと感じていますか?	3.2	3.1	3.0	3.4	3.3	3.2
13	あなたは(2)の目標を達成したと感じていますか?	3.3	3.2	3.0	3.4	3.4	3.3
14	あなたは(3)の目標を達成したと感じていますか?	3.1	2.8	2.5	2.7	2.8	2.8
15	あなたは(4)の目標を達成したと感じていますか?	3.3	3.5	3.0	3.4	3.4	3.3
16	あなたは(5)の目標を達成したと感じていますか?	3.1	3.3	2.9	3.2	3.3	3.2

(出典 平成24年度第1回点検評価・フォローアップ委員会資料)

資料9-1-②-4

本科教育目標の理解度に関する点検評価の報告(運営会議・教員会議資料)

運営会議(平成24年度第1回)資料
教員会議(平成24年度第1回)資料

点検評価・フォローアップ委員会関係

報告事項

1. 学習評価・フォローアップ点検WG関係

実施要領に従って授業アンケートを実施し、フォローアップ点検資料の提出等を実施していただいた。(最終報告は五月末、平成22年度分については各学科からの報告を確認し、教員側での改善にはおおきな問題はないと判断した。)

学生の授業満足度及び達成度の自己評価について、クラス単位で公開した授業アンケート結果をもとに、WGで以下のように点検・評価した。

(1) 授業アンケート結果に関する平成22年度からの追跡事項について

① 授業に対する満足度について

追跡調査をしているクラス(2E、3A、4A)について改善が認められた。

② 達成度の自己評価について

追跡調査をしているクラス(3A)について改善が認められた。

詳細は点検評価・フォローアップ委員会掲示板に記載

(2) 平成23年度授業アンケートに基づく学生の授業満足度及び達成度の自己評価について

平均値が3.4以下のクラスについて検討した結果、満足度調査については、とくに追跡を行う必要がないと判断した。

達成度の自己評価については、

① 5Dの平均値が3.3以下の年が続いており、平成24年度の5Dの値を注視したい。

② 3Eの履歴を追うと1Eで3.3、2Eで3.3、3Eで3.2であり、平成24年度の4Eの値を注視したい。

③ 3Cの履歴を追うと1Cで3.5、2Cで3.4、3Cで3.2と落ち込んでいる。平成24年度の4Cの値を注視したい。

詳細は点検評価・フォローアップ委員会掲示板に記載

(3) 平成23年度卒業生・修了生の教育目標に関する満足度・達成度調査について

目標の周知に一考を要する。結果は点検評価・フォローアップ委員会掲示板に記載。

2. 中期計画WG関係

平成22年度分についてスパイラルアップ会議に報告済み。平成23年度の中期計画ロードマップの点検評価については、本年度の4月のWGで検討する。

3. 自己点検・評価実施WG関係

(1) 就職先アンケートについて

結果及び分析をホームページで外部公開する。

(2) 授業アンケートに関する自己点検・評価実施報告書について

授業アンケートに関する自己点検・評価実施報告書を点検評価・フォローアップ委員会掲示板に記載する。

(3) 卒業生・修了生アンケートについて

機構のアンケートに加え、本校の教育目標等について実施する。Web 回答とし、URLを送る。Web 回答は5月より開始とする。

4. その他

①前期終了科目で昨年と同じ科目の場合は昨年度のアンケート結果を授業初めに示し、改善案を学生に示してください。

②点検評価・フォローアップ資料の達成度&フィードバック報告書の提出を忘れないでください。

③平成25年度に予定されている認証評価の実地審査では、準学士課程、専攻科課程とも、すべての学年のすべての科目の成績評価資料が対象になります。成績評価資料の保存もJABEE対応から認証評価対応に変えております。

(出典 平成24年度運営会議・教員会議資料)

資料9-1-②-5

「就職先アンケートの結果と評価」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/followup/S3.pdf>

(出典 平成23年度点検評価・フォローアップ委員会資料 抜粋)

資料9-1-②-6

岐阜工業高等専門学校参与会規程

制定 平成16年8月25日
学校規則第38号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、広く学外有識者の意見を聴くため、参与会を置く。

(任務)

第2条 参与会は、次の各号に掲げる事項について、校長の諮問に応じて審議し、及び校長に対して助言又は勧告を行うものとする。

- 一 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- 二 本校の教育研究活動等の状況について本校が行う自己点検・評価に関する事項
- 三 その他本校の運営に関する事項

(組織)

第3条 参与会は、次の各号に掲げる参与若干名で組織する。

- 一 大学又は高等専門学校等の教育研究機関の教員等
- 二 産業・経済界の関係者
- 三 本校の所在する地域の関係者
- 四 本校を卒業又は修了した者
- 五 その他高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有する者

(委嘱)

第4条 参与は、校長が委嘱する。

(任期)

第5条 参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の参与に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 参与会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第7条 参与会の会議は、校長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第8条 参与会の庶務は、企画室において処理する。

附 則

1 この規程は、平成16年8月25日から施行する。

2 岐阜工業高等専門学校有識者との懇話会要綱（平成13年12月5日校長裁定）は廃止する。

附 則（平成19年学校規則第29号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(出典 岐阜高専Web学内版)

資料 9-1-②-7

平成23年度参与会議事録

平成23年度参与会（平成23年12月20日開催）指摘事項及び対応策等

1. 平成22年度参与会指摘事項及び対応策について

参与からの指摘事項等	本校からの説明と対応策等
【若井参与】 入試倍率が1.9倍のうち何割が受験して、定員の何割増して採られて、成績はどんな様子でしょうか。	【加藤教務主事】 入試は5学科、各学科定員40名で、上位から42名まで採っています。
【若井参与】 定員の5%追加くらいですが、入学試験の下位の得点はどのようになっているのでしょうか。	【加藤教務主事】 学力選抜試験では、英語・国語・数学・理科の4科目で400点満点と調査書の270点満点、合計670点満点です。 学科により異なりますが、ボーダーラインが450点位です。 42番目になると点差が1点、2点で拮抗しています。
【神野参与】 中学校での説明会では、生徒だけでなく保護者も参加される中で説明することがあると思いますが、最近では特に保護者に対する説明が重要になってきており、岐阜高専の場合はいかがでしょうか。	【加藤教務主事】 保護者に説明する機会として、中学校が主催する進路説明会で、中学生向けではありますが保護者も参加しており、約15分程度の時間で学校概要や入試について説明しています。
【神野参与】 質問が出るとはありますが、どんな質問が多いですか。	【加藤教務主事】 特に質問は出ないです。別の機会として本校へのPTA訪問では、高専や実業高校を回られる中に岐阜高専を含めていただくことがあり、その時に多目的ホールで20～30分程度、本校の概要説明と入試関係の説明をしています。
【神野参与】 他県出身の岐阜高専生はどれ位いるのでしょうか。	【加藤教務主事】 学校要覧42ページにあるように、県別出身者は岐阜県が83.6%、愛知県が11.8%、滋賀県が2.5%の割合です。
【若井参与】 中学校の説明会の資料では、大垣や岐阜市以外が多く、岐阜市には出前授業があるけれども、進路説明会が少ないのは、岐阜市は十分説明が行渡っているとか、何か理由があるのですか。	【加藤教務主事】 中学校で行なう進路説明会は、県内の全中学校に案内を送り、応募してもらう形になっています。 本校の教員が県内や近隣の県の中学校訪問を行っており、その際の進路指導担当教員の感触から、岐阜市内では岐阜高専のことを認知されており、中学校の生徒にも浸透している印象です。

(出典 平成23年度参与会資料 抜粋)

資料 9-1-②-8

「自己点検・評価の年度別計画」

(略)

(出典 平成19年度第2回点検評価・フォローアップ委員会議事要旨)

I 「環境システムデザイン工学」教育プログラムの点検評価

第 I 部では日本技術者教育認定機構(JABEE)で認定されたプログラムの点検を実施した。

JABEE の基準による自己点検評価を表 1 に示す。

表 1 自己点検総括表

基準の各項目に対する自己点検結果

基準の各項目		点数(1～5)
基準 1 : 学習・教育目標の設定と公開		5
基準 2 : 学習・教育の量		5
基準 3 : 教育手段	(1) 入学および学生受け入れ方法	4
	(2) 教育方法	4
	(3) 教育組織	4
基準 4 : 教育環境	(1) 施設, 設備	4
	(2) 財源	4
	(3) 学生への支援体制	4
基準 5 : 学習・教育目標の達成		4
基準 6 : 教育改善	(1) 教育点検	5
	(2) 継続的改善	5
補則 : 分野別要件		5

自己点検の根拠を以下に記す。引用・裏付資料は本報告書では割愛する。

(出典 平成19年度自己点検・評価報告書 抜粋)

(分析結果とその根拠理由)

教育の状況に関する自己点検・評価として、自己点検・評価検討WGが点検項目を検討及び指示を出し、自己点検評価実施WGが自己点検・評価を実施し報告書(資料9-1-②-1, 2, 4など)にまとめている。その中で学校の構成員、学外関係者の意見(資料9-1-②-3, 5, 7など)を聴取しており、これらの結果をもとに、資料9-1-②-8で示したように学校として策定した基準で計画的かつ適切に自己点検・評価を実施している(資料9-1-②-9など)。

観点 9-1-③ : 各種の評価の結果を教育の質の向上, 改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され, 教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

(観点到係る状況)

毎年の恒常的な点検評価・改善システムとしてスパイラルアップ会議が担当している。中長期的な点検評価・改善については将来計画委員会が担当している。

9-1-②で記述した各種自己点検・評価の結果は、すべてスパイラルアップ会議に集約され審議される。同会議では、前年度からの改善状況を確認すると同時に今年度の問題点等を明らかにし、新たな改善事項を年度初めに各会議、委員会、ワーキンググループに対し指示を出す。スパイラルアップ会議規程を資料9-1-③-1、教育点検システムに関係した組織相互関連図を資料9-1-③-2に示す。

教育課程や学習・教育目標の見直しは専攻科内にあるカリキュラム検討WGで改善指示される。

資料9-1-③-1

岐阜工業高等専門学校スパイラルアップ会議規程

制定 平成17年1月6日
学校規則第2号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、スパイラルアップ会議を置く。

(審議事項)

第2条 スパイラルアップ会議は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- 一 教育点検システムに関する事。
- 二 学校運営の点検及び改善に関する事。
- 三 各会議・委員会等からの活動報告書の点検評価及び改善に関する事。
- 四 外部評価に対する点検評価及び改善状況の報告に関する事。
- 五 自己点検結果に基づく継続的改善に関する事。
- 六 その他点検評価に関する事。

(組織)

第3条 スパイラルアップ会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事、研究主事、学生主事及び寮務主事
- 三 専攻科長
- 四 J A B E Eプログラム責任者
- 五 点検評価・フォローアップ委員会委員長
- 六 事務部長
- 七 総務課長及び学生課長
- 八 その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集及び議長)

第5条 スパイラルアップ会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 校長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 校長が必要と認めたときは、スパイラルアップ会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 スパイラルアップ会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成17年1月6日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第8号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成19年学校規則第16号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年学校規則第8号）

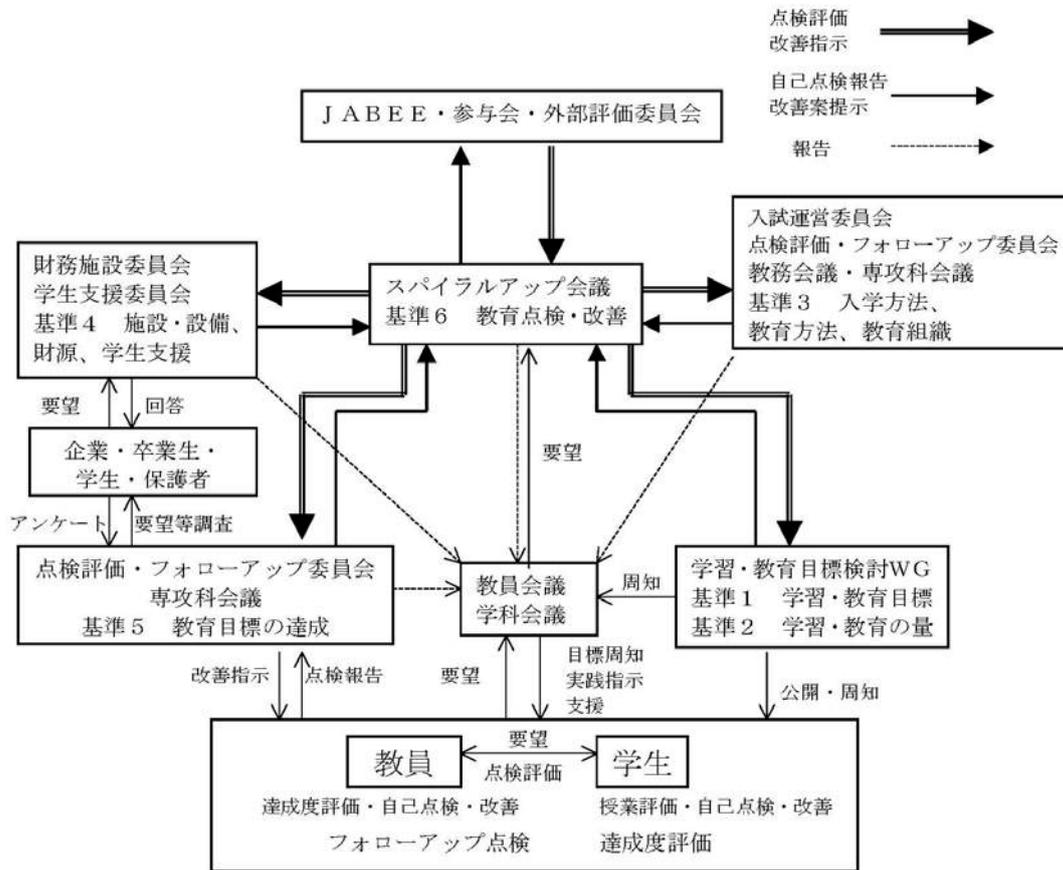
この規程は、平成20年3月6日から施行する。

(出典 岐阜高専Web学内版)

資料 9-1-③-2

教育点検システムに関する組織相互関連図

スパイラルアップ会議による教育点検システムの概略 (JABEE 対応の場合)



スパイラルアップ会議による教育点検システムの概略

- 1) 年度末に各会議・委員会・WGはJABEEのプログラム点検書(基準1から5)の形式で自己点検を行い、改善案を盛り込んだ活動報告書をスパイラルアップ会議へ提出する。
- 2) スパイラルアップ会議自体も自己点検する。(基準6. 1)
- 3) スパイラルアップ会議は活動報告書を点検評価し、改善状況を確認すると同時に問題点等を明らかにし、あらたな改善を年度初めに指示する。(基準6. 2)
- 4) 結果は改善状況点検書に纏め、点検・評価・改善によりスパイラルアップしている状況を参与会に毎年報告し、教育点検システムの機能を点検する。(基準6. 2)
- 5) 学生および教員はフォローアップ点検を実施し、恒常的・継続的に教育を点検・改善しその状況を点検評価・フォローアップ委員会に報告する。
- 6) 専攻科入学時に、学生はプログラムの学習・教育目標の達成度を自己点検し、専攻科会議に報告する。専攻科会議は専攻科修了判定時に達成度評価をする。
- 7) 意見箱を通じて学生および教職員の要望は収集する。保護者の意見は地区懇談会、保護者懇談会、授業参観等を通じて収集する。教員会議で公開し、回答が必要なもの、対応が必要なものには対処する。企業および卒業生の意見は定期的にアンケートを実施し、要望を取り入れる。
- 8) 教育点検システムの改善状況は、自己点検書、プログラム点検書等を提示し、数年ごとにJABEEあるいは外部評価委員会による外部評価を受ける。
- 7) 本システムはJABEEプログラムの教育点検システムに対応しているが、学位授与機構による認証評価、および機構本部による中期目標達成度点検にも同様の手法で対応する。

(出典 岐阜高専学外Web資料)

(分析結果とその根拠理由)

スパイラルアップ会議が各種の点検・評価から改善に結び付け、各会議、委員会、WGに対して改善を指示するシステムを整備している。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

(観点に係る状況)

学習評価・フォローアップ点検実施要領（前出 資料 9-1-①-3）に基づき、通年科目については前期末及び後期末の年 2 回、半期科目については学期末の 1 回、学生による授業アンケート（資料 9-1-④-1）を実施している。評価項目として、授業評価、達成度評価、満足度評価、学習環境評価があり、教員も同項目について自己点検・評価を実施している。また、非常勤講師の科目も同様に実施される。

1 回目のアンケート結果における評価の低い項目について、教員及び非常勤講師は改善案を検討し、学生に改善事項を明言し、後期の授業において改善する。その際、授業参観による教職員や保護者による報告書（資料 9-1-④-2）の内容も教員へフィードバックし、授業内容、教材、教授法等の改善案に反映し質の向上を図る。2 回目の授業アンケートで実際に改善されたかどうかを学生が評価する。改善内容と改善された例（項目 10）を資料 9-1-④-3 に示す。半期科目については次年度以降のシラバスや授業方法等にフィードバックし反映させる。

これらの改善活動状況を、個々の教員は全科目において授業評価・達成度評価報告書&フィードバック報告書（前出 資料 9-1-④-3）にまとめ、各学科のフォローアップ委員に提出し、報告書は観点 9-1-①で述べたように各科の資料室等に保存される。フォローアップ委員は提出された報告書をもとに教員面談を実施して改善状況を確認する。面談結果により教員は改善事項があれば、次年度のシラバスを修正し改善を図る。その結果は、教員面談報告書（前出 資料 9-1-①-4）として点検評価・フォローアップ委員会に報告され、同委員会の掲示板（学内Webサイト、資料 9-1-④-4）から閲覧できる。さらに同委員会は上部組織のスパイラルアップ会議へ結果を報告（資料 9-1-④-5）することで学校として把握するシステムとなっている。

資料 9-1-④-1

「授業アンケート」

(略)

(出典 点検評価フォローアップ委員会資料)

授業参観報告書

平成 24 年度 授業参観報告書(教職員用) 5月14日(月)～18日(金)

参観者氏名	坂本 淳	参観者所属(科・課・係等)	環境都市工学科
授業参観日	平成 24 年 5 月 18 日 金曜日	第 II 限目	
授業科目名	数理計画学 II	参観クラス	環境都市工学科 4 学年
授業担当教員名	鈴木 正人	参観時間	約 25 分
<p>【良かった点・参考になった点】</p> <p>① 教科書に教員が直接書き込むスタイルが直感的でわかりやすい。最近では学生から教科書を購入したが使わない講義が少なくないと話を聞くが、こういう手法であればその問題も解消されるのではないかと。</p> <p>② 教員からの学生を指名しない解答に関する問いかけに対して、自発的に学生が答える場面に感心した。</p>			
<p>【改善するとよいと思った点】</p> <p>① 書面カメラをメインで使って書き込んでいくタイプだと難しいかもしれないが、学生の顔色をうかがう場面がもう少し多くてもよいのではないかと考えた。</p>			
<p>【参観した感想・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面カメラはテレビやプレゼンテーション資料等と異なり、字が斜めになったりするため、長時間これを使った授業だと酔う(頭が痛くなる)学生もいるのではないかと。 ・CRは参観しづらい構造であるように感じた(後部にスペースが少なく、自由に入りにくい)。 			

☆報告書記入後、教員は所属学科の教務委員へ、事務職員は教務係長にメールの添付ファイル(Word)でご提出ください。

☆締切を平成 24 年 5 月 25 日(金)とさせていただきます。

☆非常勤講師の方についての提出は任意ですが、御提出頂く場合は学生課へお願いします。本件についてのお問い合わせは、各学科の教務会議委員にお問い合わせください。

(出典 教務掲示板)

授業評価・達成度評価報告書及びフィードバック報告書

授業評価・達成度評価報告書及びフィードバック報告書						
年度	授業科目	学年・学科	開講期間		通年	
H21	基礎力学	2C	水野			
アンケート項目			第1回評価	第2回評価	学生に説明した改善内容	
			学生	教員		
1	予習復習などの必要な準備をされましたか		4.0	4	4.1	4
2	授業を熱心に受けましたか		4.4	4	4.4	4
3	総合的にみて、この科目の受講態度に対する総合評価はよいですか		4.2	4	4.2	4
4	この科目はシラバスに示された内容に基づいて行われましたか		4.1	3	4.3	4
5	この科目の内容は理解できましたか		3.7	3	3.8	4
6	この科目の理解を深める演習・宿題は充分ありましたか		4.0	3	4.1	3
7	実験器具、設備(製図器具、CAD等を含む)は適切でしたか					
8	安全性についての説明や配慮がなされていましたか					
9	この科目の進度は適切でしたか		3.9	4	4.2	4
10	先生は学生の理解度を把握していましたか		3.6	3	3.8	4
11	ポイントを的確に押さえた構成になっていましたか		3.8	4	4.0	4
12	質問をしやすい雰囲気でしたか		3.8	4	4.0	4
13	試験問題、レポート等の内容は適切でしたか		3.7	4	4.0	4
14	公平かつ正確な成績評価が行われましたか		4.1	4	4.4	4
15	この科目への取り組みは熱心でしたか		4.5	4	4.5	4
16	話し方、説明の仕方は適切でしたか		4.0	3	4.0	4
17	板書、書画カメラ、OHP等による資料提示は適切でしたか		4.1	4	4.1	3
18	授業の進め方をもっと改善してもらいたかったですか		2.0	3	1.9	2
19	総合的に判断して、この授業は良かったと思えましたか		3.8	4	4.0	3
20	目標① 力の性質をほぼ正確(6割以上)に理解ができる		3.5	3		備考
21	目標② 力のつり合い式をたてて、解くことが8割以上できる		3.3	3	3.7	3
22	目標③ 物体内部の断面の性質についてほぼ正確(6割以上)に理解ができる		3.0	3	3.6	3
23	目標④					
24	目標⑤					
25	目標⑥					
26	総合的に判断して、この科目の目標・目的を達成したと思えましたか		3.4	3	3.6	3
27	教室外学修の内容は適切でしたか					

(出典 成績評価資料)

資料 9-1-④-4
「点検評価・フォローアップ委員会掲示板」
(略)
(出典 学内Web資料)

資料 9-1-④-5
「スパイラルアップ会議に提出された教員面談報告」
(略)
(出典 平成24年度第3回スパイラルアップ会議資料)

(分析結果とその根拠理由)

学生による授業アンケート結果や教職員及び保護者からの授業参観報告(資料9-1-④-2)を教員(非常勤講師含む)へフィードバックし、個々の教員は、次学期もしくは次年度の授業内容、教材、教授技術等について改善活動を行っている。これらの内容を授業科目ごとに報告書(資料9-1-④-3)にまとめ、点検評価・フォローアップ委員長が最終的にスパイラルアップ会議に報告することで、全科目における改善活動状況を学校として把握している(資料9-1-④-4, 5)。

観点 9-1-⑤： 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

(観点に係る状況)

本校教員および技術職員の研究活動は、教育方法改善に関する研究活動を含めて積極的に推進されている。その成果の一つとして科学研究費補助金の平成23年度の採択課題一覧を資料9-1-⑤-1に示す。このほかにも共同研究や他の外部資金の獲得を通して、教育研究の質の改善を進めている。平成21-23年度の外部資金の獲得状況を資料9-1-⑤-2に示す。また、教員の研究活動について、平成7-23年度の実績を本校紀要の研究業績報告から資料9-1-⑤-3に示す。また、学生の研究活動についても、平成19-23年度の専攻科修了判定資料より、外部発表回数とTOEIC平均点の推移を資料9-1-⑤-4に示す。

教員の研究テーマのいくつかは教育の質の改善にかかるテーマでもあり、教育環境や質の改善に寄与している。また、近年はアウトリーチ活動やリテラシー活動への学生の参加を通じた教育研究活動も積極的に推進されている。平成23年度のアウトリーチ教育活動推進室のテーマ及び参加学生数一覧を資料9-1-⑤-5に示す。

平成23年度科学研究費補助金採択課題一覧を資料9-1-⑤-1に示す。

資料 9-1-⑤-1

平成 23 年度 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金採択状況

(単位：千円)

研究種目	所属学科	職名	氏名	課題名	上段・直接経費 下段・間接経費	配分合計額	期間
1 研究成果公開促進費 学術図書 新規課題	一般科目(人文)	講師	土屋 知洋	A SEMANTIC-SYNTACTIC STUDY ON THE DIFFERENCES BETWEEN THE THAT-COMPLEMENT AND THE ZERO-THAT-COMPLEMENT	500	500	23
2 3 4 5 6 7 基金研究(C) 一般研究 継続課題	電気情報工学科	教授	熊崎 裕教	非対称断面グレーティングファイバによる曲げ方向検出可能な斜面崩壊防止センサの開発	200 60	260	21~24
	電子制御工学科	教授	北川 秀夫	小さな力で思いのままに操れる安全性を考慮に入れた全方向移動車椅子の開発	900 270	1,170	21~23
	機械工学科	教授	石丸 和博	高酸素還元活性を示すカーボンアロイ触媒の非平衡プラズマ化学反応による気相合成	1,000 300	1,300	22~24
	電気情報工学科	教授	福葉 成基	光学式振動型センサのための光ファイバ先端でのマイクロ光造形システムの構築	800 240	1,040	22~26
		教授	所 哲郎	撥水性の表面相さ及び温度依存を利用した高分子電気絶縁材料劣化診断技術の開発	500 150	650	22~24
	電子制御工学科	准教授	森 貴彦	メカトロニクスの仕組みを五感で理解する自己増殖型学官教材の開発	1,100 330	1,430	22~24
	8 9 10 11 12 13 14 基金研究(C) 一般研究 新規課題	一般科目(人文)	教授	清水 晃	電気・電子工学系研究室における会話の英語・中国語教材化に関する研究	1,600 480	2,080
機械工学科		教授	片峯 英次	複雑な熱履歴・熱対流場における多目的形状最適化の解法およびその検証	2,000 600	2,600	23~25
電気情報工学科		准教授	富田 雄雄	レアアースを材料に用いない同期リラクサンスモータの高出力化に貢献する新しい制御法	1,600 480	2,080	23~25
		准教授	羽濑 仁恵	金属フリーシリコンクラスレート化合物の合成と熱電変換材料への応用	2,800 840	3,640	23~26
電子制御工学科		教授	臼井 敏男	ネットワーク実験室を利用したリアルデモ実験システムの開発	2,600 780	3,380	23~25
建築学科		教授	藤田 佳子	定性的・定量的内容を重視したデザインガイドラインの策定過程と審査方法の調査と提案	1,700 510	2,210	23~25
		教授	大前 利嗣	セメントの代替材を目的とした活性化フライアッシュの開発と実用化	400 120	520	23~25
15 挑戦的萌芽研究 継続課題	一般科目(人文)	教授	亀山 太一	「手」と「口」を使った英語学習のためのマルチモーダルエラーニングシステムの開発	500 150	650	21~23
16 挑戦的萌芽研究 新規課題	建築学科	准教授	今田 太一郎	まちづくりにおける隣接地域間の相補的ネットワーク形成に関する実践的研究	1,700 510	2,210	23~25
17 18 若手研究(B) 継続課題	一般科目(人文)	講師	土屋 知洋	発信型英語力向上のための電子語法・文法辞典と演習ソフトの開発	800 240	1,040	22~23
	機械工学科	准教授	山本 高久	肝移植による肝臓内血液バランス崩壊の数値流体力学解析に関する研究	800 240	1,040	22~24
19 20 21 22 23 24 若手研究(B) 新規課題	一般科目(人文)	講師	野々村 麻子	ディケンズ作品における衛生改革と児童精神科学との相互関係の分析	500 150	650	23~24
		講師	空 健太	優れた世界史教育カリキュラムの特質および教授方法に関する調査的研究	1,400 420	1,820	23~24
	電子制御工学科	講師	小林 機光	磁気浮上搬送制御のための三次元位置推定および浮上・搬送制御の実現	1,900 570	2,470	23~25
	建築学科	准教授	青木 哲	アトピー性皮膚炎に代表される幼児の皮膚疾患の実態把握とその予防対策	3,100 930	4,030	23~24
		講師	藤田 大輔	乳幼児の遊び環境における必要なリスクの抽出とそのあり方	900 270	1,170	23~25
		講師	中谷 岳史	地球温暖化下にある日本の住宅温熱環境におけるアダプティブモデルの提案	1,900 570	2,470	23~24
	25 奨励研究	技術室	技術専門職員	佐藤 昌彦	児童・生徒を対象とする「ものづくり体験教室」用の加工が見えるCNC工作機械の開発	600	600
合 計					31,800 9,210	41,010	

(出典 企画室HP (学内用))

平成 23 年度科学研究費補助金採択課題一覧を資料 9-1-⑤-2 に示す。

資料 9-1-⑤-2

受託研究・共同研究・寄附金受入、技術相談受付、知的財産、科学研究費の動向

項目名	内訳	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①受託研究	件数	2	2	6
	金額(円)	2,950,000	1,010,000	6,659,500
②共同研究	件数	23	23	20
	金額(円)	12,080,000	10,868,500	10,311,500
③寄附金	件数	30	30	42
	金額(円)	16,891,190	17,536,080	20,564,210
④技術相談	件数	55	33	27
⑤知的財産	出願件数	1	0	0
	審査請求件数		3	1
	拒絶査定に対する 意見書・手続補正 書提出件数		1	5
	特許登録件数		1	2
⑥科学研究費	件数	12	12	25
	金額(円)	15,040,000	15,740,000	41,010,000
合計	件数	123	100	120
	金額(円)	46,961,190	45,154,580	78,545,210

合計件数・金額に含まない

(出典 H24教員会議第2回研究主事報告資料)

平成7-23年度の本校紀要への教職員研究活動報告数一覧を資料9-1-⑤-3に示す。

資料 9-1-⑤-3

岐阜高専教職員研究活動 16年の推移 (紀要教員研究活動の概要より)

年 度	期 間	1. 著 書	2. 学術 雑誌に掲 載の論文	3. 特許 等	4. 口頭 発表の研 究	その他1 ～4に準 ずるもの	新任教員 の主要な 論文	合 計
平成7年度	H7.4.1～8.3.31	10	75	3	84	36	6	214
平成8年度	H8.4.1～9.3.31	8	79	2	101	34	5	229
平成9年度	H9.4.1～10.3.31	2	108	0	85	36	7	238
平成10年度	H10.4.1～11.3.31	13	91	0	113	29	7	253
平成11年度	H11.4.1～12.3.31	10	82	2	111	42	21	268
平成12年度	H12.4.1～13.3.31	10	70	1	112	39	16	248
平成13年度	H13.4.1～14.3.31	13	95	2	104	38	2	254
平成14年度	H14.4.1～15.3.31	8	74	0	119	50	7	258
平成15年度	H15.4.1～16.3.31	11	90	1	137	43	11	293
平成16年度	H16.4.1～17.3.31	8	84	2	139	47	21	301
平成17年度	H17.4.1～18.3.31	9	94	0	107	49	8	267
平成18年度	H18.4.1～19.3.31	12	86	1	175	60	7	341
平成19年度	H19.4.1～20.3.31	14	70	4	141	70	63	362
平成20年度	H20.4.1～21.3.31	5	61	7	119	54	55	301
平成21年度	H21.4.1～22.3.31	6	60	2	131	54	5	258
平成22年度	H22.4.1～23.3.31	6	57	5	138	49	39	294
平成23年度	H23.4.1～24.3.31							

平成24年度に集計

(出典 岐阜高専紀要32-47号より取りまとめ)

平成19-23年度の専攻科修了生の学会発表件数とTOEIC平均点一覧を資料9-1-⑤-4に示す。

資料 9-1-⑤-4

専攻科修了生の学会等における発表件数とTOEIC平均点の一覧

項目	系	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
学会発表	S系	29	24	32	30	43
	K系	12 *	31	34	15 *	14 *
TOEIC	S系	493	493	467	467	532
	K系	473	489	467	446	476

* 学外発表一回以上の確認データのみ(ひとり1回としてカウント)

(出典 各年度専攻科修了認定資料より取りまとめ)

平成23年度のアウトリーチ教育活動推進室のテーマ及び参加学生数一覧を資料 9-1-⑤-5 に示す。

資料 9-1-⑤-5

平成 23 年度 ものづくり(科学技術)リテラシー教育実習 テーマ一覧

番号	テーマ名	指導教員	参加学生
1	カップ麺容器でホバークラフトを作ろう	小栗久和	6
2	コーディネートに挑戦～自分の部屋を作ろう～	羽淵仁恵	4
3	ヘンゼルとグレーテル	山田実	3
4	さまざまな発電を体験しよう	栗山嘉文	4
5	ライトレーサーを動かしてみよう	飯田民夫	4
6	地雷探査ロボットを体験しよう	栗山嘉文	7
7	レスキューロボットを体験しよう	臼井敏男	5
8	斬って斬って2進数	田島孝治	3
9	ゲームを作って学ぶープロگرام製作委員会ー	田島孝治	2
10	パズルであるれるコンピュータの世界ーPuzzle De Programingー	田島孝治	2
11	地震防災について考えよう	廣瀬康之	6

総計 46 名の参加

(出典 平成23年度のアウトリーチ教育活動報告会資料より)

(分析結果とその根拠理由)

本校教員と技術職員は校費が削減される中、外部資金の獲得や、校内・校外の連携を通して、また、学生との研究活動を通して、積極的に研究活動や教育に関する改善活動および外部連携活動を推進し、教育の質の改善を進めている。これらの成果として、平成23年度の本校の科学研究費補助金採択課題数は25件で有り、仙台高専に次ぐ、全国2位の採択数であった。この外部資金による教育・研究機器の更新や教員および学生の研究活動やその学会等での発表は、全国または海外との比較を可能とし、教育の質の改善に大きく寄与している。また、平成22年3月に科学技術リテラシー教育推進室長・羽淵仁恵准教授(電気情報工学科)が野依科学奨励賞を受賞、平成23年度の学生による地域課題解決提案事業(ネットワーク大学コンソーシアム岐阜)において、環境都市工学科5年生の永田臨君(都市交通研究室)がグランプリを受賞するなど、多くの成果が得られている。

以上に加えて、平成16年に採択されたe-learningに関する現代GPプログラムや、平成17年に採択されたりテラシー教育に関する現代GPプログラム、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラムなど、それらの成果となる教育研究活動を、改良を加えつつ現在まで全て継続して実施・拡充していることも、研究活動が教育の質の改善に寄与していることの根拠となる。なぜならばこれらは全て

学生の参加により成り立つプログラムで有り、一部他大学や他高専の外部受講者を含めて、単位認定を可能とするプログラムであるため、学生の選択参加が継続される事を前提としているからである。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

(観点に係る状況)

資料 9-2-①-1 に「教育改善活動実施規程」を示した。本規程では、本校における F D 活動として、授業参観、学生による授業評価、及び研修会等の実施及び派遣の 3 項目が規定されており、また、この推進組織も規定されている。すなわち、F D 活動推進会議は、教務会議の下に設置し、教務主事、教務主事補佐及び教務主事が指名する教員 3 名で構成することとされている。資料 9-2-①-2 は教務会議における役割分担を示したものであり、F D 活動推進会議のメンバー割り当てられている。実際の活動は、教務会議の中で一体運営されており、この件は、教務会議の議事録にも明記されている。(資料 9-2-①-3)

資料 9-2-①-4 は、教務会議内の F D 活動推進会議から、スパイラルアップ会議に報告された活動内容の一例(抜粋)である。また、学外における研修会等への参加状況を資料 9-2-①-5 に示す。

資料 9-2-①-1

岐阜工業高等専門学校における教育改善活動実施規程

制定 平成 17 年 10 月 5 日
学校規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるファカルティ・ディベロップメント(教育内容及び教育方法を改善し、向上させるための組織的かつ継続的な取組。(以下「F D」という。))の推進に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(F D 活動)

第 2 条 本校における F D 活動は、次のとおりとする。

- 一 授業参観(全学的に計画し、年 1 回以上実施)
- 二 学生による授業評価(前期末及び後期末に実施)
- 三 教職員の資質向上のための研修会等の実施及び派遣
- 四 その他の F D 活動

(F D 推進組織)

第 3 条 本校における F D を推進する組織は、次のとおりとする。

- 一 学習評価フォローアップワーキンググループ
- 二 F D 活動推進会議
- 2 学習評価フォローアップワーキンググループは、点検評価フォローアップ委員会の下に設置し、同委員会委員長及び委員長が指名する委員 9 名で構成する。
- 3 F D 活動推進会議は、教務会議の下に設置し、教務主事、教務主事補佐及び教務主事が指名する教員 3 名で構成する。

(F D 活動の点検、評価及び改善)

第 4 条 学習評価フォローアップワーキンググループは、学生による授業アンケートを実施し、それに基づく授業の評価及び改善を行う。

- 2 F D 活動推進会議は、保護者及び教職員等による授業評価として、授業参観等の企画及び実施を行い、授業の改善を推進する。
- 3 前 2 項に規定する F D 活動の具体的な活動内容及び点検・評価の方法は、年度ごとに定める実施要項によるものとする。
- 4 F D 推進組織は、第 1 項及び第 2 項に規定する点検、評価又は改善の実施状況について、スパイラルアップ会議へ報告しなければならない。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、F D 活動に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 5 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
 附 則（平成 22 年学校規則第 11 号）
 この規則は、平成 22 年 5 月 24 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
 附 則（平成 23 年学校規則第 19 号）
 この規則は、平成 23 年 5 月 23 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(出典 総務課学内向けWEBサイト)

資料 9-2-①-2

「平成 24 年度教務会議委員業務分担表」
 (略)
 (出典 教務会議資料)

資料 9-2-①-3

「平 24 年度 第 14 回 教務会議議事録」
 (略)
 (出典 平24年度第14回教務会議議事録)

資料 9-2-①-4

平成 22 年度の活動報告

F D 活動推進会議

平成 22 年度 F D 活動一覧

番号	実施項目	概要	資料
1	新任教員研修 (校内)	4 月 1 日 (木) 教務主事室	2 頁
	鈴木基伸先生 (交流), 菱川洋介先生, 本塚智先生, 水野剛規先生の 4 名の新任教員が参加した。		
2	授業参観週間 (教職員)	5 月 17 日 (月) ~ 5 月 21 日 (金) 本校教職員	8 頁
	延べ 94 件の個別の報告があり, H22 年度教務掲示板にて学内公開された。 機械工学科会議では講義方法についての相互のアドバイスがなされた。		
3	新任教員研修 (派遣)	8 月 23 日 (月) ~ 25 日 (水) 国立オリンピック記念青少年総合センター	11 頁
	一般科 (自然) 菱川洋介先生, M 科 本塚智先生, C 科 水野剛規先生, A 科 犬飼利嗣先生の 4 名が参加した。吉村学生主事が助言者として参加。		
4	管理職研修 (派遣)	9 月 30 (水) ~ 10 月 1 日 (金) 機構本部主催 研究主事 臼井敏男先生	18 頁
	リスクマネジメント, 学校経営, 青年心理, スクールコンプライアンス等の講演があり, 参加の臼井先生から詳細な報告がなされた。		
5	F D 講演会	10 月 13 日 (水) 多目的ホール	23 頁
	英語: 鈴木先生『教員交流制度の意義と将来展望』 人事交流で豊田高専から岐阜高専に来られている鈴木先生に講演を頂いた。多方面から岐阜高専と豊田高専の差異についての比較検討結果を示され, 岐阜高専の教育システムを俯瞰的に見直す機会となった。		
6	授業参観日 (保護者)	10 月 21 日 (木) ~ 10 月 22 日 (金) 本校	24 頁
	学外者の参加は 3 名と少なかった。教職員参加 28 名, 保護者参加 84 名で合計 112 名であった。 アンケートの回答は 84 件であり, 平成 22 年度教務掲示板にて学内公開された。 事後, 10 月期の授業参観のあり方が F D 活動推進会議 (教務会議) で検討され, 平成 23 年度からは 5 月に集約すること等が確認された。		
7	発達障がい F D 講演会	1 月 19 日 (水) 多目的ホール <u>(学生相談室主催)</u>	28 頁
	『発達障害的な傾向のある学生の理解と対応』外部の臨床心理士天野先生を講師として招き, 発達障害学生の指導についての講演を頂いた		

(出典 平成23年度スパイラルアップ会議資料)

「(社) 日本工学教育協会での研修一覧」	資料 9-2-①-5
(略)	
	(出典 企画室資料)

資料 9-2-①-6 には「平成24年度授業参観実施要項」を示した。また、資料 9-2-①-7 は保護者や外部からの参加者のアンケート結果をまとめたものの最初の部分のみを抜粋したものである。また、資料 9-2-①-8 は教員による授業参観の件数、及び報告書の提出件数を取りまとめたものである。さらに、資料 9-2-①-9 は、各学科による事後の関連の意見交換の議事録一例であり、電気情報工学科の例である。

また、学生による授業評価(授業アンケート)の項目別クラス平均値の年度別推移から、授業の満足度や達成度において改善された例を資料 9-2-①-10 に示す。

「平成 24 年度 授業参観実施要項」	資料 9-2-①-6
前出資料 9-1-①-②	
	(出典 教務会議資料)

資料 9-2-①-7										
平成24年度 授業参観アンケート集計一覧										
参観月日	回答者	クラス	学年	授業科目	学生の様子		教員の教え方と教室の雰囲気について			自由記述欄
					全体的に、授業に意欲的・積極的に取り組んでいた	全体的に、授業内容を理解しているようだった	話し方、説明の仕方は、わかりやすいものだった	板書・プロジェクターなどによる資料提示が適切だった	教室は、清掃・整頓等、学習しやすい環境になっていた	
5月14日	保護者	M	2	化学B	4	4	4	4	3	ノートをしっかりとっていた。前に出て答えている姿がよかった。
5月14日	保護者	E	2	倫理	3	4	4	4	3	先生がていねいに説明していた。
5月14日	保護者	A	2	数学A I	4	4	4	4	3	机上になにもない子がいた。
5月14日	保護者	M	2	化学B	4	4	4	4	4	
5月14日	保護者	E	2	倫理	3	4	4	4	4	
5月14日	保護者	A	2	数学A I	3	4	4	4	4	
5月14日	保護者	M	2	化学B	4	4	4	4	3	
5月14日	保護者	E	2	倫理	4	4	4	4	3	
5月14日	保護者	A	2	数学A I	4	4	4	4	3	
5月14日	保護者	M	2	化学B	4	4	4	4	4	
5月14日	保護者	E	2	倫理	4	4	4	4	4	
5月14日	保護者	A	2	数学A I	4	4	4	4	4	
5月14日	保護者	M	1	保健	5	5	5	5	5	教室のゴミ箱が仕分けされていて驚きました。午後の眠い時間帯の保健の授業、みんな頑張ってる聞いていました。
5月14日	保護者	A	1	特活	3	3	3	3	3	
5月14日	祖母	A	1	建築製図 I	4	3	3	3	4	
5月14日	祖母	A	1	特活	4	4	4	4	4	
5月14日	保護者	A	1	建築製図 I	4	3	4	3	4	
5月14日	保護者	A	1	特活	4	4	4	4	4	
5月14日	保護者	D	1	英語A	4	4	5	4	3	先生の発音が良く、説明を聞き取りやすく良かったです。但し、生徒の中には集中できず、他事をしている子もいたので、もう少しがんばってほしい(1年生ならこんなもんかなあ?)
5月14日	保護者	E	2	英語C	3	4	3	3	3	
5月14日	保護者	M	3		4	3	4	3	3	
5月14日	保護者	D	3	英語A	2	2	2	3	2	
5月14日	保護者	D	1	数学A I	4	4	4	4	4	静かで(ムダロがなく)真剣に授業に取り組んでいる様子でした。クラスの雰囲気が見たかったので、少しかだけ参観させていただきました。
5月14日	保護者	C	1	数学A I	3	3	4		3	女子のマスク
5月14日	保護者	C	1	数学A I	4	4	4		3	
5月14日	保護者	A	3							
5月14日	中学3年保護者	A	1	国語B	4				5	学校の地図がよく分からない。C科やD科、4号館、5号館、呼び名と表示が違う気がする。
5月14日	中学3年保護者	E	1	英語A	4				3	
5月14日	中学3年保護者	D	1	数学A I	4			5	4	
5月14日	中学3年保護者	A	1	国語B	3	3	4	3	3	校内地図が解りづらく、移動教室先へ行く事ができなかった。
5月14日	中学3年保護者	D	1	数学A I	4	4	4	3	3	
5月14日	中学3年保護者	E	1	英語A	4	4	4	3	3	
5月15日	保護者	D	1	物理A	3	3	0	0	3	少しザワザワしているのが気になりました。まじめにとりくんでいる子もいました…。

(出典 教務会議資料)

資料 9-2-①-8

「授業参観参加 教員による報告書件数とりまとめ」

(略)

(出典 教務会議資料)

資料 9-2-①-9

平成 24 年 6 月 18 日

授業参観に関わる学科における検討（電気情報工学科）

各授業参観報告書をもとに参観者・授業担当者がコメントし、その後自由に発言する形式で検討会を実施した。検討会にて話し合われた内容は、以下のとおりである。

1. 授業の準備について
 - ・ 板書の内容について検討し、改良を重ねることにより、わかりやすい（ノートが取りやすい）板書となっている。
2. スライドを用いた授業について
 - ・ スライドを用いて話すだけだと学生は聞くだけになるので、そうならないよう工夫が必要である。
 - 配布資料の重要箇所を抜いておく（ただし、配布資料の重要箇所を抜いておいても、スライドが変わると書き写し、それ以外は授業を聞いていない学生もいる）。
 - 学生に質問する。
3. 黒板・ホワイトボードの使い方について
 - ・ 3ECR の黒板の下のほうは、後方の席からは見えにくいので、書かないようにするなど配慮が必要である。
 - ・ 4ECR において板書で授業する場合、今年度の 4E は人数が少ないので、普通に書いても後方の席でも案内文字が読める。教員によっては、一つの数式を横方向に複数枚のホワイトボードに渡って大きな文字で書いているなど工夫している。
4. 実験について
 - ・ 説明書を見ればある程度分かるように工夫して作成している。
 - ・ 安全のため、服装（特に靴）については常に指導している。参観者から指摘があった、女子学生の髪については、束ねるように指導した。
5. 各クラスについて
 - ・ 3E は質問しても反応がない。
 - ・ 4E は点検評価・フォローアップによる追跡調査対象のクラスであるが、4 年になり授業態度等から判断するとよくなっていると思われる。
 - ・ 5E(E)については、一部の学生が私語をすると止まらない。板書をすれば学生が私語をしないので、ある教員はたくさん板書することで私語をさせないようにしている。

(出典 教務会議資料)

資料 9-2-①-10

授業アンケート結果に関する平成 22 年度からの追跡事項

1) 満足度に関する平成 22 年度からの懸案事項について

①3.4 以下のクラスについて年度別に推移を分析した結果、

平成 19 年度→20 年度→21 年度→22 年度 以下同じ

2 E は 3.5→3.6→4→3.4 と推移しており、今年度の 2 E の結果を注視したいとしていた。

今年度の結果は 3.6 であり、改善されていると判断する。

3 A は 3.6→3.5→3.6→3.3 と推移しており、今年度の 3 A の結果を注視したいとしていた。

今年度の結果は 3.6 であり、改善されていると判断する。

②3.4 以下のクラスについて学年進行とともに推移を分析した結果、

2 E は 3.5→3.4 と推移しており、今年度の 3 E の結果を注視したいとしていた。

今年度の結果は 3.4 であり、低落傾向に歯止めがかかったと判断する。

3 A は 3.7→3.4→3.3 と減少で推移しており、4 A での改善が望ましい。今年度の 4 A の結果を注視したいとしていた。

今年度の結果は 3.4 であり、低落傾向を持ちなおしたと判断する。

2) 達成度の自己評価に関する平成 22 年度からの懸案事項（審議事項）

①年度別に推移を分析した結果、

3 Aは3.6→3.5→3.4→3.3と推移しており、今年度の3 Aの結果が懸念される。今年度の3 Aの結果を注視したいとしていた。

今年度の結果は3.5であり、低落傾向は解消されたと判断する。

②学年進行とともに推移を分析した結果、特に、単調な減少傾向を認めないとしていた。

上記の2件の審議事項の結果については、教員会議及びスパイラルアップ会議にて報告する。

(出典 平成23年度点検評価フォローアップ委員会会議資料)

(分析結果とその根拠理由)

本校ではファカルティ・ディベロップメントの推進が「教育改善活動実施規程」が規定されている。特に本規程ではFD活動として、授業参観、学生による授業評価、及び研修会等の実施及び派遣の3項目が規定されている。また、この推進組織としてFD活動推進会議が定められており、教務主事、教務主事補佐及び教務主事が指名する教員3名で構成することとされている。また、実施報告は、教務会議内のFD活動推進会議から、スパイラルアップ会議に報告されている。

授業参観は、計画的に実施され、各教員の参観報告書が提出され、これに基づき各学科の意見交換もなされる。本校では、総じてファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、資料9-2-①-9より教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると言える。

観点9-2-②： 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

本校の主たる教育支援者である技術室職員に対しては、東海北陸の技術職員研修、地域技術開発・教育センター機器の安全講習会、情報処理センター技術職員のセキュリティ研修等に参加する機会を毎年与えている。また、企画室職員を含めて認証評価や科学研究費補助金等の講習会・研修会に参加している。また、教職員を対象にした、熱中症に対する安全講習会や、カウンセリングや学生に対する講習会等、その資質の向上を図るための取り組みが行われている。資料9-2-②-1に技術室職員が参加した研修等の一覧を示す。また、資料9-2-②-2に地域技術開発・教育センター向けの技術室職員が参加した研修名等の一覧を示す。なお、外部資金獲得講習会ははじめ、いくつかの取り組みや講習会は教職員、場合によっては学生を含めて受講対象として開催している。

平成19-23年度技術職員研修・講習会参加一覧を資料9-2-②-1に示す。

資料9-2-②-1

「技術職員研修・講習会参加一覧」

(略)

(出典 技術職員会議資料取りまとめ)

平成19-23年度地域技術開発・教育センター技術職員研修・講習会参加テーマ一覧を資料9-2-②-2に示す。

資料9-2-②-2

「技術職員研修・講習会参加テーマ一覧」

(略)

(出典 技術職員会議資料取りまとめ)

(分析結果とその根拠理由)

教育支援者等のスキル更新や能力改善にかかる研修会、安全にかかる研修会に予算と日程の許す範囲で積極的に参加させている。また、公開講座や出前授業等にも技術室職員等の参加を促している。それらの成果として、本校技術職員が平成23年度は1件、24年度は2件の科学研究費（奨励研究）を獲得している。また、特に問題等も発生しておらず、学生及び教員の技術職員に対する期待は大きく、小水力発電コンテスト等、新しい活動へも積極的な参加が得られている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

「教育改善活動実施規程」により規定されたFD活動の実施とその点検・評価及び改善を行うループが適切に機能している点は優れていると言える。また「学習評価・フォローアップ点検実施要領」を定め、授業に関する改善を年度中に図るなどの徹底した教育改善の実施、教員同士の点検・評価とその後の面談におけるフォローアップ点検システムの構築、教職員及び保護者による授業参観と授業評価などは、他の高専では類をみないものである。

(改善を要する点)

特になし。

(3) 基準9の自己評価の概要

教育活動に関する点検・評価及び改善を「教育改善活動実施規程」により規定し、教職員による授業参観とその評価、学生による授業評価、教職員の資質向上のための研修会の実施などのFD活動を、FD活動推進会議と学習評価フォローアップワーキンググループの2つの組織が中心となって適切に実施している。また、これらの取組みをスパイラルアップ会議にて点検・評価及び改善することで、学校全体として教育の質の向上をはかるループが機能している。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。
また、債務が過大ではないか。

(観点到係る状況)

本校における教育研究活動を将来にわたって適切にかつ安定して遂行するために必要な資産を、平成16年4月の法人化移行の際に国から出資・継承された土地及び建物・構築物等を有している。平成24年3月末現在におけるその資産の現在額及び保有状況は、固定資産状況一覧(資料10-1-①-1)に示すとおりである。

資料10-1-①-1
「固定資産状況一覧」
(略)
(出典 総務課資料)

また、貸借対照表(資料10-1-①-2)が示すように、機構本部からの運営費交付金の範囲内で運用しており、財務分析した結果、債務が過大になっている状況にない。

資料10-1-①-2
「貸借対照表」
(略)
(出典 総務課資料)

(分析結果とその根拠理由)

本校の教育研究活動を安定して遂行できる土地・校舎・設備等の資産を有し、その都度増減及び異動の管理を適切に行い、施設等の充実を図ったことにより、必要な施設・設備が整備され、教育研究活動に十分ふさわしい環境を維持している。また、貸借対照表により債務の状況について分析した結果、長期借入金等の過大な債務はなく健全な運営を行っている。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有し、債務が過大となっていない。

観点10-1-②： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点到係る状況)

本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切にかつ安定して遂行するため、高専機構本部から配分される運営費交付金収入及びその他の経常的収入である授業料等収入(資料10-1-②-1)を教育研究活動の基本的財源としている。

資料10-1-②-1
「収入確保等の状況」
(略)
(出典 総務課作成資料)

(分析結果とその根拠理由)

運営費交付金収入については、事業年度毎に高専機構本部から配分されている。(平成23年度から人件費は機構本部一括管理で本校へ配分なし) 学生数は定員を充足し、授業料、入学料、検定料、雑収入の自己収入については、過去5年間の収入状況から安定した収入があり、本校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

しかし、運営費交付金は毎年、効率化係数対前年度1%削減されており、年々財政状況がひっ迫してきている。これまで光熱水費の節減や各種の効率化・合理化策等を実施し対応してきたが、限界に近づきつつある。今後とも教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するためには、例えば省エネルギー中長期計画を策定し、さらなる光熱水費の節減、産学連携等研究収入や寄附金収入等外部資金獲得(特に研究環境の向上等、各機関で共通的に使用できる間接経費が措置される外部資金)をこれまで以上、より積極的に獲得を目指していくこと等の新たな対応策が必要である。

観点10-1-③： 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

(観点に係る状況)

本校教職員が応募可能な外部資金に関するデータベースを構築、学内で公開し情報を提供している(資料10-1-③-1)。また、外部資金獲得に関する講習会を毎年開催し、多数の教職員が受講している(資料10-1-③-2)。科学研究費をはじめ、A-s t e p等の外部資金申請に関しては、審査経験者やCD等による申請書のブラッシュアップや、採択課題申請書の閲覧等により、採択率改善環境を整えている。また、岐阜技術革新センターやIAMAS、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜、その他岐阜県工業会や岐阜県インターンシップ推進協議会等との連携を通して、外部施設・外部人材の活用や連携組織としての外部資金獲得に努力している。科学研究費等の外部資金獲得状況は、資料10-1-③-3のとおりである。

その他の外部の財務資源等の活用策としては、約250会員の外部組織である地域連携協力会予算による共同研究や本校の広報活動・ものづくり支援活動等、及び産学官連携アドバイザー制度による本校の教育や地域連携の推進にかかる外部人材の活用、OB連携による人材育成を通じた地域貢献等を積極的に推進している。平成23年度の地域連携協力会共同研究課題は、資料10-1-③-4のとおりである。また、平成23年度の産学官連携アドバイザー名簿(資料10-1-③-5)によるアドバイザーの地域連携にかかる活動費は、地域連携協力会から支出されている。さらに、平成23年度の本校OBによる地域の人材育成活動(資料10-1-③-6)は、岐阜県及び全国中小企業団体中央会の委託等により事業を実施している。このOBによる3回の人材育成事業で約700万円の外部資金を獲得し、非常に評価の高い地域貢献を実施してきている。

資料10-1-③-1

「岐阜高専研究助成データベース」

(略)

(出典 企画室学内用サーバ研究助成データベースホームページより)

資料10-1-③-2

「外部資金獲得に関する講習会」

(略)

(出典 企画室よりの全教職員への通知メールより)

資料10-1-③-3

「外部資金の獲得状況」

http://www.gifu-nct.ac.jp/gifukoukai/yoran_J.pdf

(出典 企画室作成資料)

資料10-1-③-4

平成23年地域連携協力会共同研究課題一覧

－研究プロジェクト1－

研究題名：道路舗装の遮熱性能評価と持続性改善に関する研究

研究代表者：岐阜高専 環境都市工学科 教授 和田 清

共同研究者：株式会社市川工務店 技術調査部長 江口 真澄

研究助成額：200,000円

－研究プロジェクト2－

研究題目：珪酸カルシウム板を用いた外断熱構法の建物における、非定常多数室計算を用いた年間熱負荷の検討

研究代表者：岐阜高専 建築学科 講師 中谷 岳史

共同研究者：日本インシュレーション株式会社 建築事業部担当部長 中村 誠

研究助成額：150,000円

－研究プロジェクト3－

研究題目：高齢者の所在確認を目的とした位置情報応用システム「イマドコ・ココ」の開発

研究代表者：岐阜高専 電気情報工学科 助教 田島 孝治

共同研究者：株式会社トゥ・ステップ 坂之上 達成

研究助成額：149,000円

(出典 地域連携協力会会報第7号8ページより)

資料10-1-③-5

「岐阜高専産学官連携アドバイザー」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/techno/obrenkei/adviser-h240701.pdf>

(出典 テクノセンターホームページより)

資料10-1-③-6

「中核人材育成塾募集案内」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/techno/chikirenkei/H24jpanfu.pdf>

(出典 テクノセンターホームページより)

(分析結果とその根拠理由)

本校の目的を達成するための外部の公的財務資源の獲得に関する支援策と獲得実績は、科学研究費の獲得等の十分な実績をはじめ、資料のとおり現在も示している。地域連携協力会をはじめ各種外部団体との連携活動を推進し、教育研究の質の改善・拡充と、外部資金や外部人材の獲得を資料に示すとおり推進している。また、創立50周年を迎える高専が、現在最も推進・拡充すべき項目である、OBとの連携活動も推進し、外部資金を獲得しての地域人材育成への貢献や、学生の教育への連携を精力的に進めつつある。以上のことから、本校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行している。

一方、高専機構の財務資源の活用に関しては、高専間連携経費の獲得や教育研究施設・設備の更新など、全国高専やスーパー高専との格差は甚だしいものがある様に感ずる。地元には有力な外部財務資源が乏しい中、高専機構へのより積極的な支援要請が必要である。

観点10-2-①： 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

(観点に係る状況)

本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、高専機構が策定した中期目標・中期計画を踏まえた岐阜工業高等専門学校中期計画(資料10-2-①-1)を策定し教職員に周知している。

資料10-2-①-1

岐阜工業高等専門学校中期計画(抜粋)

Ⅲ 予算

1 予算

機構本部から交付される運営費交付金に対応した予算計画を立案する。

2 収支計画

機構本部から交付される運営費交付金に対応した収支計画を立案する。

3 資金計画

機構本部から交付される運営費交付金に対応した資金計画を立案する。

4 その他

(1) 外部からの教育研究資金その他の自己収入の増加

- ・教員の外部資金獲得活動のほか、組織的な活動を展開し積極的に外部資金の増加を図る。
- ・科学研究費補助金等の外部研究資金、施設使用料、特許実施料、寄附金等、多様な収入の方策を検討し、自己収入の増加を検討する。
- ・過去の外部研究資金の申請・採択状況を調査し、研究及び教育分野を考慮して申請が推奨される内容を校内に周知する。
- また、研究分野により、近隣の大学や他高専等の共同研究等の可能性等を調査する。
- ・毎年、重点的な分野での組織的な研究助成金申請の取組みにより、採択者10人以上の外部研究資金の獲得を図る。

(2) 管理的経費の節減及び資産の管理

- ・教育研究の活性化に有効な財政運営を行うため、管理的経費の節減を図る。

- ・管理業務の効率化・合理化を行うとともに、効率的な設備・施設の運営を行うなど、管理的経費の節減を図る。
- ・廃棄物品（大型什器、パソコン、焼却が必要な書類等）は毎年全校的に実施し、処理経費を節減する。
- ・校内美化運動の一環として、学生及び教職員による清掃の日を年2回(夏、秋)全校的に実施する。また、教職員、学生による自主的清掃活動の実施により、請負業者による清掃回数等の減により経費を節減する。
- ・会議、委員会では、効率的に資料を配布、又は電子ファイルにより配信し、用紙の節約及び業務の効率化を図る。

(出典 本校中期計画)

本校の予算配分については、機構本部からの予算配分示達内容を考慮した上で、校長による本校の予算配分方針（資料10-2-①-2）と総務課財務係で作成した配分案の内容を基に、財務・施設委員会及び主管会議において審議・策定された予算配分額（資料10-2-①-3）を運営会議及び教員会議等を通じて教職員に周知している。

資料10-2-①-2

「平成24年度予算編成方針」

(略)

(出典 総務課作成資料)

資料10-2-①-3

「平成23年度決算及び平成24年度 校内歳出予算配分一覧

(略)

(出典 総務課作成資料)

(分析結果とその根拠理由)

高専機構の中期目標・中期計画を基本として、本校における中期計画（資料10-2-①-1）を策定し、財務・施設委員会及び主管会議において審議・策定した予算配分額（資料10-2-①-3）を、運営会議及び教員会議等を通じて教職員に周知徹底を図った上で、予算を執行している。また、財政状況（収入・支出）に関しては、毎年度学校要覧（資料10-2-①-4）に掲載することで明示している。

以上のことから、本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

資料10-2-①-4

「財政状況（収入・支出）」

http://www.gifu-nct.ac.jp/gifukoukai/yoran_J.pdf

(出典 本校ホームページ)

観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

(観点に係る状況)

支出については、財務会計システムで一元管理されており、損益計算書(資料10-2-②-1)で示すように支出超過はない。

「損益計算書」	資料10-2-②-1
(略)	
	(出典 総務課作成資料)

(分析結果とその根拠理由)

高専機構会計規則第17条及び第18条に基づき、通知された予算額をもって執行計画を策定し、予算執行している。また、損益計算書で示すように、収支決算については財務会計システムで一元管理されており、支出超過はない。

以上のことから、収支は適正に管理されており過大な支出超過となっていない。

観点10-2-③： 学校の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む)に対し、適切な資源配分がなされているか。

(観点に係る状況)

予算配分については、財務・施設委員会及び主管会議において予算配分方針及び予算配分額を審議・策定し適切に配分している。また、本校の教育・研究及び管理運営の質的充実を推進するための重点配分経費として校長裁量経費を設け、校長のリーダーシップのもと公募等により効果的・重点的に優れたプロジェクト等に配分している(資料10-2-③-1)。

「校長裁量経費申請要領」	資料10-2-③-1
(略)	
	(出典 総務課作成資料)

また、施設・設備の整備については、財務・施設委員会等において全校的見地から整備・将来計画を検討した後、予算要求すべきものは高専機構本部に概算要求等により予算の確保を図り、計画的な整備に努めている。また、大型の設備整備に必要な予算については、機構本部にマスタープランで予算要求等を行っている(資料10-2-③-2)。

設備整備マスタープラン導入希望調査	資料10-2-③-2
(略)	
	(出典 総務課作成資料)

(分析結果とその根拠理由)

学内の予算配分については、財務・施設委員会及び主管会議において予算配分方針及び予算配分額を審議・策定し、各学科及び教育研究施設等へ毎事業年度の状況に応じて適切な予算配分（資料10-2-①-3：前出）がなされている。さらに、校長裁量経費において、本校の年度計画等を実行・推進するため、教育研究プロジェクト経費等を助成し、重点的及び柔軟な予算執行を行っている。

また、施設・設備の整備については、財務・施設委員会等において全学的見地から整備・将来計画を検討した後、概算要求等により予算の確保を図り、計画的な整備に努めている。

以上のことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされている。

観点10-3-①： 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

（観点に係る状況）

本校は、高専機構として統一された財務会計システムによって財務会計処理を行っており、このシステムによって作成された高専機構全体の財務諸表は、官報及び機構ウェブサイトにおいて公表されている（資料10-3-①-1～2）。

また、「収入支出状況」については、毎年度の「学校要覧」（資料10-2-①-4：前出）に概要を掲載しているほか、本校のウェブサイトでも公表している。

資料10-3-①-1

「独立行政法人通則法第38条第4項 財務諸表等」

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000003.htm>

（出典 機構本部公式ウェブサイト）

資料10-3-①-2

「財務諸表等」

<http://www.kosen-k.go.jp/documents/zaimusyohyoH22.pdf>

（出典 機構本部公式ウェブサイト）

（分析結果とその根拠理由）

高専機構全体の財務諸表は、高専機構本部のウェブサイト上で公表されており、本校の「収入支出状況」についても、本校のウェブサイト、学校要覧等を用いて広く適正に公表されている。

以上のことから、財務諸表等は、適切な形で公表されている。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

（観点に係る状況）

本校においては、高専機構監事による監事監査及び監査室による内部監査を平成24年9月に受検している。また、毎年、本校における内部監査による定期会計監査を実施し、さらに高専間による高専相互会計内部監査（資料10-3-②-1～2）を受検し、監査報告書等の指摘により改善を図っている。

資料10-3-②-1

「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則」

<http://www.kosen-k.go.jp/procurement/kisoku-034.pdf>

(出典 国立高等専門学校機構公式ウェブサイト)

資料10-3-②-2

「高専相互会計内部監査報告書」

(略)

(出典 総務課作成資料)

(分析結果とその根拠理由)

外部監査については、高専機構監事による監事監査を受検し、内部監査については、高専機構会計規則第45条に基づく高専機構本部監査室による内部監査及び高専間による高専相互会計内部監査を受検している。また、学内監査については、本校会計事務内部監査要項に基づく内部監査による定期会計監査を毎年実施している等、財務に対して、必要と認められる会計監査等が適正に行われている。

以上のことから、財務に対して会計監査等は、適正に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本校の目的を達成するため、予算の重点的配分や外部資金獲得等、限られた資源を効率的に活用する努力を行っている。また、地域連携協力会ははじめ各種外部団体との連携活動を推進し、現在最も推進・拡充すべき項目である、OBとの連携活動も推進し、外部資金を獲得しての地域人材育成への貢献や、学生の教育への連携を精力的に進めている。

(改善を要する点)

文部科学省や日本学術振興会の科学研究費補助金、各省庁等が募集する各種事業（特に研究環境の向上等、各機関で共通的に使用できる間接経費が措置される外部資金）、各種財団等の教育・研究助成等の申請及び採択率を上げるための取組を一層強化し、外部資金をより積極的に獲得していくことが必要である。

(3) 基準10の自己評価の概要

本校が中期計画で掲げている教育研究活動を安定して遂行できる土地・校舎・設備等の資産を有し、過大な債務はなく健全な運営を行っている。

学生数は定員を充足し、授業料、入学料、検定料、雑収入の自己収入については、過去5年間の収入状況から安定した収入があり、本校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

本校の目的を達成するための外部の公的財務資源の獲得実績は、科学研究費の獲得等の十分な実績がある。地域連携協力会ははじめ各種外部団体やOBとの連携活動を推進し、外部の財務資源の活用策を策定し、実行している。

本校における中期計画を策定し、財務・施設委員会及び主管会議において審議・策定した予算配分

額を、運営会議及び教員会議等を通じて教職員に周知し予算を執行している。また、財政状況（収入・支出）に関しては、毎年度学校要覧に掲載することで明示している。

高専機構本部から通知された予算額をもって、執行計画を策定し予算執行している。また、収支決算については財務会計システムで一元管理されており、支出超過はない。

学内の予算配分については、限られた予算をより効果的に配分するため、校長のリーダーシップの下で、教育研究経費や学生支援のための経費に重点配分を行っている。

高専機構全体の財務諸表は、高専機構本部のウェブサイト上で公表され、本校の「収入支出状況」についても、本校のウェブサイト、学校要覧等を用いて広く適正に公表されている。

財務会計処理に関する監査については、高専機構監事による外部監査、高専機構本部監査室・高専間による高専相互会計内部監査等が行われており、適正な財務会計処理を行っている。

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点11-1-①： 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点到係る状況)

本校では校長のリーダーシップの下に、校長を補佐する副校長を配置し、次のとおり業務の割り振りを行っている。

- ・教務主事は、教学の総括等に関する事。
- ・研究主事は、専攻科の総括、研究及び地域社会との連携総括等に関する事。
- ・学生主事は、学生指導の総括等に関する事。
- ・寮務主事は、寄宿舎における学生指導等に関する事。

副校長の配置及び業務内容については「岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程」(資料11-1-①-1)に定められている。特に、本校においては、研究主事を独自に設置し、研究活動の促進、及び産学連携の推進等を図っている。また、同規程には各種会議の設置についても規定されており、各種会議の組織・審議事項等については、それぞれの会議規程に定められている。各種会議等で審議・検討された事項は、主管会議(資料11-1-①-2)や運営会議(資料11-1-①-3)で審議・協議が行われ、これらの決定事項等は教員会議(資料11-1-①-4)で報告され、教職員に周知される態勢となっている。

資料11-1-①-1

岐阜工業高等専門学校組織及び運営規程(抜粋)

制定 昭和49年9月18日
学校規則 第108号

(目的)

第1条 この規程は、岐阜工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第11条の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)の内部組織を定め、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(校長)

第2条 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。

(主事)

第3条 本校に、副校長として、教務主事、研究主事、学生主事及び寮務主事を置き、校長の職務を補佐する。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教学の総括等に関する事を掌理する。
- 3 研究主事は、校長の命を受け、専攻科の総括、研究及び地域社会との連携総括等に関する事を掌理する。
- 4 学生主事は、校長の命を受け、学生指導の総括等に関する事(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
- 5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生指導等に関する事を掌理する。
- 6 教務主事は教授をもって、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもって充てる。
- 7 研究主事は教授をもって充て、校長が任命する。

(校長補佐)

第4条 本校に、学校運営に係る特命事項について校長を補佐するため、校長補佐を置くことができる。

- 2 校長補佐は、本校の教授をもって充て、校長が任命する。

(主事補佐)

第5条 本校に、主事を補佐するため、教務主事、学生主事及び寮務主事にあってはそれぞれ主事補佐を各1名、研究主事にあっては主事補佐(テクノ担当及びメディア担当)を各1名置くことができる。

- 2 主事補佐は、本校の教授、准教授又は講師のうちから校長が任命する。

(地域技術開発・教育センター)

第6条 本校に地域技術開発・教育センターを置く。

- 2 地域技術開発・教育センターに、センター長及び副センター長を置き、本校の教授、准教授又は講師のうちから校長が任命する。
- 3 センター長は、主事補佐(テクノ担当)を充てる。
- 4 センター長は、地域技術開発・教育センターの運営及び地域技術開発・教育に関する専門的事項を掌理する。

5 地域技術開発・教育センターの運営については、別に定める

(図書館)

第7条 本校に、図書館を置く。

2 図書館に、館長を置き、本校の教授、准教授又は講師のうちから校長が任命する。

3 館長は、図書館の運営及び図書等の資料に関する専門的事項を掌理する。

4 図書館の運営については、別に定める。

(情報処理センター)

第8条 本校に情報処理センターを置く。

2 情報処理センターに、センター長を置き、本校の教授、准教授又は講師のうちから校長が任命する。

3 センター長は、情報処理センターの運営及び情報処理に関する専門的事項を掌理する。

4 情報処理センターの運営については、別に定める。

第9条 削除

(学生相談室)

第10条 本校に、学生相談室を置く。

2 学生相談室に、室長を置き、本校の教授又は准教授のうちから校長が任命する。

3 室長は、学生相談室の運営及び学生相談に関する専門的事項を掌理する。

4 学生相談室の運営については、別に定める。

(IT戦略企画室)

第11条 本校に、IT戦略企画室を置く。

2 IT戦略企画室に、室長を置き、本校の教授、准教授又は講師のうちから校長が任命する。

3 室長は、IT戦略企画室の運営及びIT教育・研究環境の構築等に関する専門的事項を掌理する。

4 IT戦略企画室の運営については、別に定める。

(専攻科)

第12条 専攻科に、専攻科長及び専攻科主任を置き、本校の教授又は准教授のうちから校長が任命する。

2 専攻科長は、専攻科の総括に関し、研究主事を補佐する。

3 専攻科主任は、専攻科における組織の連絡調整を図る。

4 専攻科の運営については別に定める。

(学科長)

第13条 学則第7条第1項に規定する学科及び一般科目（以下「学科等」という。）に学科長各1名を置く。ただし、一般科目にあつては2名とする。

2 学科長は、当該学科等の教授のうちから当該学科等の推薦により、校長が任命する。ただし、校長が必要と認めるときは当該学科等の准教授をもって充てることができる。

3 学科長は、当該学科等の教育研究活動及び学生指導の充実に図り、当該学科等内の連絡調整に当たる。

(学級担任)

第14条 本校の学級に、学級担任各1名を置き、本校の教授、准教授、講師又は助教のうちから学科長の指名により、校長が任命する。

2 学級担任は、当該学級の運営及び学生指導等に関することを所掌する。

(学年主任)

第15条 本校の学年に、学年主任各1名を置き、学級担任のうちから教務主事の推薦により、校長が任命する。

2 学年主任は、当該学年の学級担任との連絡調整に当たる。

(顧問)

第16条 本校の学生会のクラブ及び同好会に、それぞれ顧問を置く。

2 顧問は、学生会のクラブ及び同好会の指導に当たる。

3 顧問は、教員をもって充てる。

(会議)

第17条 本校に次の会議を置く。

一 主管会議

二 運営会議

三 教員会議

四 学科会議

五 教務会議

六 専攻科会議

七 学生会議

八 寮務会議

九 学級担任会議

十 クラブ顧問連絡会議

十一 スパイラルアップ会議

2 会議の組織及び運営については、別に定める。

(専門委員会)

第18条 本校に、校長が必要と認めるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営等については、別に定める。

(事務組織及び分掌)

第19条 本校の事務組織及び事務分掌については、別に定める。

附則

1 この規程は、昭和49年9月18日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

2 本校委員会規程及び本校会議運営要項は、廃止する。

附則(平成23年学校規則第5号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(出典 総務課Webサイト)

資料11-1-①-2

岐阜工業高等専門学校主管会議規程

制定 平成16年2月4日

学校規則第1号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、主管会議を置く。

(審議事項)

第2条 主管会議は、次に掲げる事項を審議する。

一 本校学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項

二 中期計画・年度計画の策定に関する事項

三 組織、施設の設置改廃に関する事項

四 財務に関する事項

五 評価に関する事項

六 入学、進級及び卒業その他学生の身分に関する事項

七 教務に関する事項

八 学生支援に関する事項

九 その他本校の運営に関する事項

(組織)

第3条 主管会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 校長

二 教務主事、研究主事、学生主事及び寮務主事

三 事務部長

2 構成員に事故があるときは、主管会議の議を経て代理の者を出席させることができる。

3 校長が必要と認めるときは、主管会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 主管会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 校長に事故があるときは、教務主事が議長の職務を代行する。

(庶務)

第5条 主管会議の庶務は、総務課において処理する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成19年学校規則第13号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(出典 総務課Webサイト)

資料11-1-①-3

岐阜工業高等専門学校運営会議規程

制定 平成16年3月4日

学校規則第2号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、運営会議を置く。

(目的)

第2条 運営会議は、本校の運営事項等に関し、協議することを目的とする。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 主管会議構成員

二 学科長

<p>三 専攻科長 四 総務課長及び学生課長 五 その他校長が必要と認めた者 2 校長が必要と認めたときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (会議の招集及び議長)</p> <p>第4条 運営会議は、校長が招集し、その議長となる。 2 校長に事故があるときは、教務主事がその職務を代行する。 (庶務)</p> <p>第5条 運営会議の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成19年学校規則第14号) この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成21年学校規則第4号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(出典 総務課Webサイト)</p>

<p>岐阜工業高等専門学校教員会議規程</p>	<p>資料11-1-①-4 制定 平成16年3月4日 学校規則第3号</p>
<p>(設置) 第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、教員会議を置く。 (目的) 第2条 教員会議は、主管会議、運営会議等における事項その他の事項に関し、周知・報告等を行い、意見を聴き、本校の意思統一を図ることを目的とする。 (組織) 第3条 教員会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 一 教員 二 事務部長 三 その他校長が必要と認めた者 (会議の招集及び議長)</p> <p>第4条 教員会議は、校長が招集する。 2 教員会議の議長は、校長が指名する学科長が務める。 (庶務)</p> <p>第5条 教員会議の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成19年学校規則第15号) この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(出典 総務課Webサイト)</p>	

(分析結果とその根拠理由)

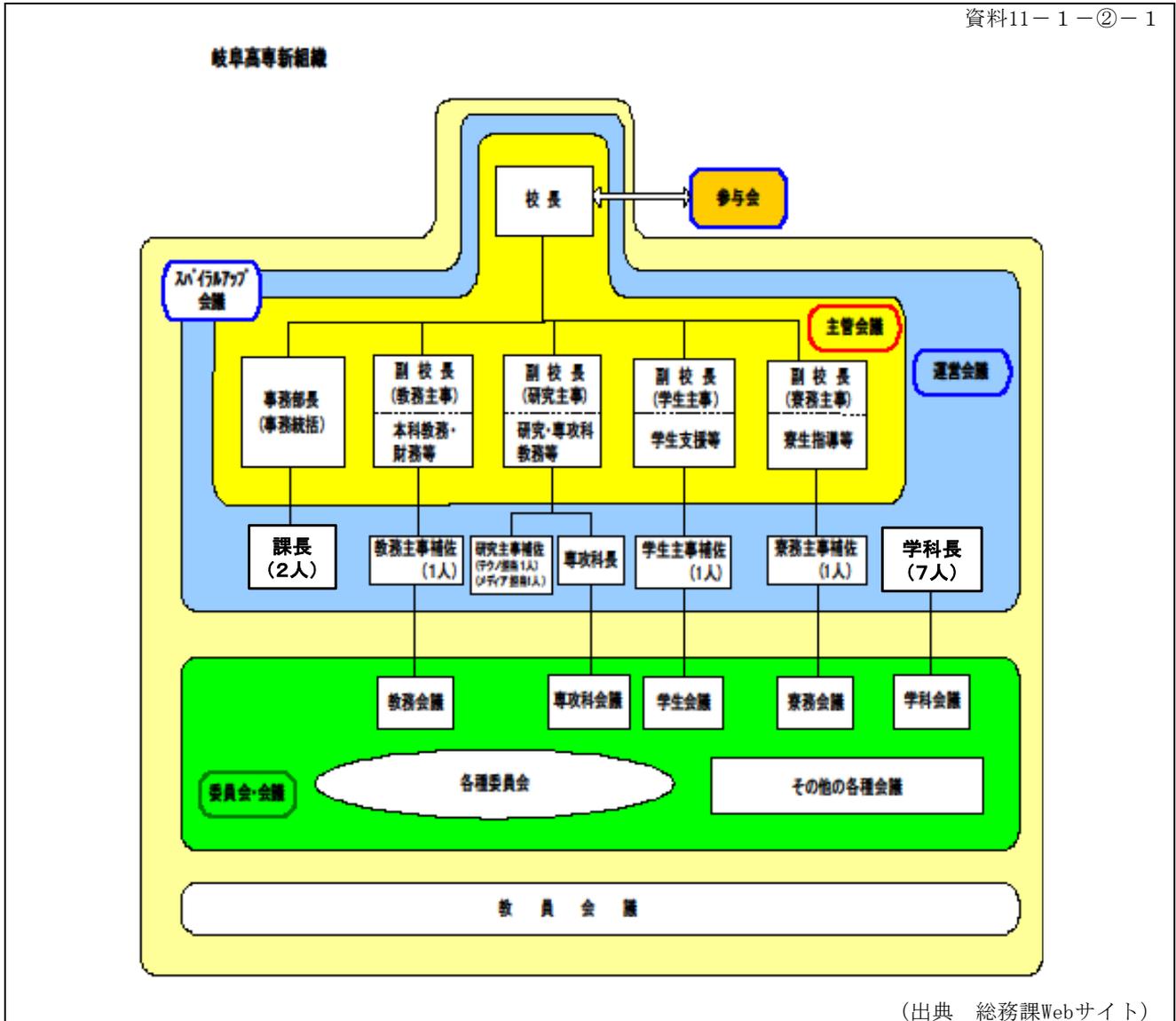
校長は、主管会議及び運営会議の議長となり、本校の管理運営面に関して、全体を把握可能な体制となっている。また、校長が決定した事項等について、教員会議で教員への周知・報告等を行い、本校の意思統一を図るとともに、実行に移されており、校長のリーダーシップの下に効果的な意思決定と決定事項を周知する体制となっている。

観点11-1-②： 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

本校の管理運営組織図を資料11-1-②-1に示した。管理運営に必要な役割を「校務分掌」(11-1-②-2、及び3)のとおりに分担している。本校では、管理運営に関する重要事項につ

いて、主管会議で審議し、その後、運営会議で協議される。その結果、必要に応じて各々担当する会議・委員会において検討を行い、あるいは、担当部署において計画・実施している。また、各会議・委員会には事務部長又は担当課長が構成員として出席しており、現状を把握し、事務部内に周知することとしている。



<p>「平成24年度校務分掌」</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>資料11-1-②-2</p> <p>(出典 総務課Webサイト)</p>
--	---

<p>「平成24年度校務分掌」</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>資料11-1-②-3</p> <p>(出典 総務課Webサイト)</p>
--	---

資料11-1-②-4に本校の事務組織規程を示し、また資料11-1-②-5には、この規程に基づく事務組織図を示した。事務組織に関する規程が整備され、これに基づく管理運営がなされている。

<p style="text-align: center;">岐阜工業高等専門学校事務組織規程（抜粋）</p> <p style="text-align: right;">(趣旨)</p> <p>第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則及び岐阜工業高等専門学校学則第11条の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校の事務組織及びその所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務部の組織)</p> <p>第2条 事務部に総務課、学生課及び企画室を置く。</p> <p>2 総務課、学生課及び企画室に課長補佐、専門員及び専門職員を置くことができる。</p> <p>3 課長補佐及び専門員は、上司の命を受け、課長を補佐するとともに、専門的事項を企画、立案及び処理する。</p> <p>4 専門職員は、上司の命を受け、専門的事項を企画、立案及び処理する。</p> <p>第3条 総務課、学生課及び企画室にそれぞれ係を置く。</p> <p>第4条 各係に係長を置き、事務職員、技術職員又は図書館職員をもって充てる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受け、その係の事務を分掌する。</p> <p>3 総務課、学生課及び企画室の係に主任を置くことができる。</p> <p>4 主任は、事務職員、技術職員又は図書館職員をもって充てる。</p> <p>5 主任は、上司の命を受け、その係の事務を分掌する。</p> <p>(総務課)</p> <p>第5条 総務課においては、次の事務を行う。</p> <p>一 学校の事務の総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>二 学校の制度及び組織の改革に関し、企画及び連絡調整に関すること。</p> <p>三 機密に関すること。</p> <p>四 式典に関すること。</p> <p>五 学則その他諸規程の制定及び改廃に関すること。</p> <p>六 教育研究等に係る他機関との連絡調整に関すること。</p> <p>七 情報公開及び個人情報の総括に関すること。</p> <p>八 渉外に関すること。</p> <p>九 公文書類の授受、発送に関すること。</p> <p>十 公印の管守に関すること。</p> <p>十一 教職員の任免、分限、懲戒及び服務等に関すること。</p> <p>十二 教職員の給与に関すること。</p> <p>十三 教職員の定員に関すること。</p> <p>十四 教職員の研修及び勤務評定に関すること。</p> <p>十五 教職員の健康管理、福祉及び災害補償に関すること。</p> <p>十六 教職員の安全管理に関すること。</p> <p>十七 教職員の退職手当に関すること。</p> <p>十八 教職員の栄典、表彰、名誉教授の称号等に関すること。</p> <p>十九 人事記録に関すること。</p> <p>二十 職員団体に関すること。</p> <p>二十一 図書館資料の受入並びに整理及び保存等に関すること。</p> <p>二十二 図書館資料の閲覧、貸出等利用に関すること。</p>	<p>資料11-1-②-4</p> <p>学校規則第79号 制定 昭和46年4月1日</p>
---	--

- 二十三 図書館における参考奉仕（検索指導，読書相談等）に関する事。
- 二十四 研究紀要の編集及び学術文献の交換に関する事。
- 二十五 情報に関する基盤及びセキュリティ対策に関する事。
- 二十六 事務情報化に関する事。
- 二十七 宿日直に関する事。
- 二十八 校内の警備，取締及び清掃，整備に関する事。
- 二十九 広報活動に関する事。
- 三十 調査統計，その他諸報告に関する事。
- 三十一 予算及び決算に関する事。
- 三十二 債権の管理に関する事。
- 三十三 物品の管理に関する事。
- 三十四 会計の監査に関する事。
- 三十五 契約に関する事。
- 三十六 収入，支出及び計算証明に関する事。
- 三十七 預り金及び有価証券に関する事。
- 三十八 所得税等の徴収に関する事。
- 三十九 資産の管理及び処分に関する事。
- 四十 防災・防火に関する事。
- 四十一 土地，建物の借入に関する事。
- 四十二 教職員宿舎に関する事。
- 四十三 科学研究費補助金等の競争資金，受託研究，共同研究，研究助成及び寄附金の経理に関する事。
- 四十四 共済組合に関する事。
- 四十五 会計機関の設置及び命免に関する事。
- 四十六 会計機関の公印の管守に関する事。
- 四十七 土地，建物及び工作物の整備復旧に関する事。
- 四十八 土地，建物及び工作物の維持保全に関する事。
- 四十九 学校環境の整備保全に関する事。
- 五十 その他会計経理及び営繕に関する事。
- 五十一 その他，学生課，企画室の所掌に属しない事。

（学生課）

第6条 学生課においては，次の事務を行う。

- 一 入学者の選抜に関する事。
- 二 学生の編入学及び進学に関する事。
- 三 学生の修学指導に関する事。
- 四 教育課程の編成及び授業に関する事。
- 五 年間授業計画及び年間行事計画に関する事。
- 六 学生の学業成績の整理及び記録に関する事。
- 七 学生の学籍に関する事。
- 八 学生の実習に関する事。
- 九 学位申請に関する事。
- 十 外国人留学生に関する事。
- 十一 研究生，聴講生，特別聴講生及び科目等履修生に関する事。
- 十二 学生の課外教育に関する事。
- 十三 学生の海外派遣に関する事。
- 十四 学生の課外活動に関する事。
- 十五 学生及び学生団体の指導監督に関する事。
- 十六 学生の賞罰に関する事。
- 十七 学生相談に関する事。
- 十八 入学金及び授業料等の免除並びに徴収猶予に関する事。
- 十九 学生に対する奨学金及び経済援助に関する事。
- 二十 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- 二十一 学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関する事。
- 二十二 学生に対する職業指導及び就職あっせんに関する事。
- 二十三 学生旅客運賃割引証及びその他諸証明に関する事。
- 二十四 学寮の管理運営に関する事。
- 二十五 学生の入退寮に関する事。
- 二十六 学寮の指導当直に関する事。
- 二十七 寮生の指導監督に関する事。
- 二十八 学生の学校管理下の災害共済事務に関する事。

<p>二十九 その他教務、学生指導、寮務及び実習に関すること。 (企画室) 第7条 企画室においては、次の事務を行う。 一 中期計画及び年度計画の企画に関すること。 二 自己点検・評価に関すること。 三 機関別認証評価、J A B E E、参与会等の外部評価に関すること。 四 地域貢献・連携に関すること。 五 公開講座に関すること。 六 公募型教育・研究資金(総務課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 七 科学研究費補助金等の競争資金(総務課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 八 受託研究(総務課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 九 共同研究(総務課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 十 研究助成及び寄附金(総務課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 十一 知的財産に関すること。 十二 その他研究支援に関すること。 附 則 (平成23 年学校規則第15号) この規程は、平成23 年4 月25 日から施行し、平成23 年4 月1 日から適用する。</p>	<p>(出典 総務課Webサイト)</p>
---	-----------------------

<p>「事務部・技術室の組織図」 (略)</p>	<p>資料11-1-②-5 (出典 総務課Webサイト)</p>
-----------------------------------	---

資料11-1-②-6に本校の危機管理規程を示した。また、本規程の具体的な運用として資料11-1-②-7に危機管理対応マニュアルと危機管理対応フローを示した。また、学生に焦点を絞った危機管理の運用として、資料11-1-②-8には学生に係る重大な事故等への対応時のマニュアルを示し、資料11-1-②-9には、「学生の傷病時の対処・連絡についてのガイドライン」を示した。

<p>岐阜工業高等専門学校危機管理規程</p>	<p>資料11-1-②-6 制定 平成23 年6月23日 学校規則第20号</p>
<p>(目的) 第1条 この規程は、岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制、対処方法を定めることにより、本校の学生、教職員及び近隣住民等(以下「学生等」という。)の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。 (危機管理の対象) 第2条 前条の目的を達成するため、この規程に定める危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という。)は、次の各号の一に該当するものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事態とする。 一 学生等の安全にかかわる重大な事態 二 本校の教育研究等の活動の遂行に重大な支障がある事態 三 本校に対する社会的信頼を損なう事態 四 施設管理上の重大な事態 五 その他前各号に類するような事態 (危機管理のための校長等の責務) 第3条 校長は、本校における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 副校長は、校長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。 3 学科長、専攻科長、地域技術開発・教育センター長、図書館長及び情報処理センター長は、当該学科、専攻科、地域技術開発・教育センター、図書館及び情報処理センター(以下「学科等」という。)における危機管理責任者であり、全学的な危機管理体制と連携し、当該学科等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。 4 教職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。 (リスク管理室の設置)</p>	

第4条 校長の下にリスク管理室を設置する。

2 リスク管理室は、本校の危機管理に関して総括し、校長を補佐するとともに、危機管理体制の充実に努め、校長の指揮の下に、対処に必要な危機管理に当たる。

3 リスク管理室の構成は、次のとおりとする。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 事務部長
- 四 総務課長及び学生課長
- 五 その他校長が指名する者

六 前二号から第五号に掲げる者をリスク管理員とする。

(リスク管理室の業務等)

第5条 リスク管理室は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 想定される危機に関する危機事象に関する情報（校内外の動向等の情報を含む。）の収集及び分析
- 二 想定される危機事象の検討、対応策の立案及び実施
- 三 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知
- 四 学生等に対する適切な情報提供
- 五 教職員及び学生への教育及び訓練の実施
- 六 緊急対策本部の組織体制及び活動内容の決定
- 七 緊急時の情報伝達体制の整備
- 八 その他危機管理に係る必要な事項の実施

2 リスク管理室は、法令及び関係する本校規程等に従い、学生等が本校に起因する危機により災害を被ることがないように常に配慮しなければならない。

(リスク管理室員以外の出席)

第6条 校長が必要と認めるときは、リスク管理室以外の者を会議に出席させ、当該事項の意見を述べさせることができる。

(危機事象に関する通報等)

第7条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、リスク管理員に通報しなければならない。

2 リスク管理員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに校長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、校長と対処方針を協議しなければならない

(緊急対策本部の設置)

第8条 校長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事象に係る緊急対策本部を設置するものとする。

2 緊急対策本部の構成は、次のとおりとする。

- 一 本部長は、校長をもって充て、緊急対策本部の業務を統括する。
- 二 副本部長は、リスク管理員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
- 三 本部長は、リスク管理員及び本部長が指名する者をもって充てる。

3 緊急対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対応室の設置)

第9条 副校長（教務主事）は、学生の重大な事故等（死亡・行方不明等）が発生した場合の対処のため必要と判断した場合は、この規程に準じ対応室を設置することが出来る。対応室の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急対策本部の権限等)

第10条 緊急対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 教職員及び学生は、緊急対策本部の指示に従わなければならない。

3 緊急対策本部は、危機事象の対処終了後に、必要事項を教員会議に報告しなければならない。

(機構本部リスク管理本部等との連携)

第11条 緊急対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとする。必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(校長が不在の場合の措置) 第12条 校長が出張等により不在の場合は、校長が指名する副校長が、この規定に基づき、危機管理に対処するものとする。

(秘密保持の義務)

第13条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第14条 リスク管理室及び緊急対策本部の庶務は、総務課において処理する。

第15条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

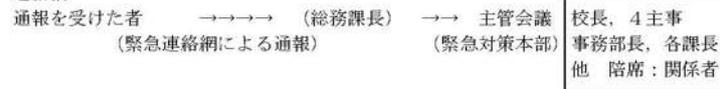
附 則

この規程は、平成23年6月23日から施行する

I 危機管理対応マニュアル

岐阜工業高等専門学校危機管理規程第2条に規定する危機事象が発生した場合の対応は、以下により取り扱う。

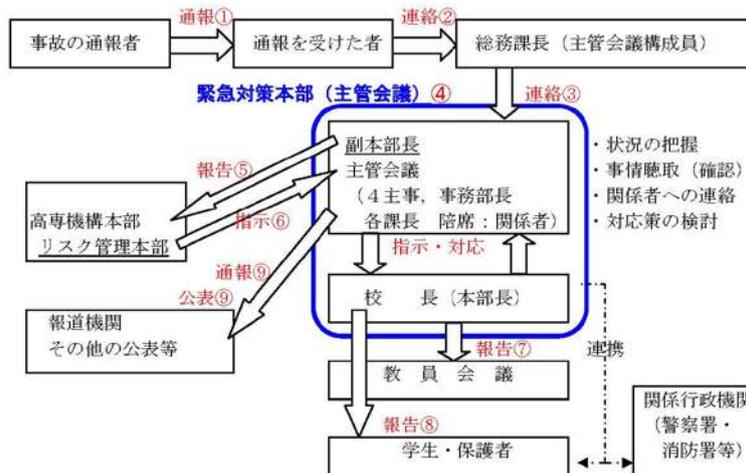
1. 連絡網



2. 緊急対策本部の設置等

- (1) 緊急対策本部の設置 校長は、主管会議構成員を招集し、総務課内に緊急対策本部を設置し、副本部長を指名する。
- (2) 状況の把握 校長は関係主事又は事務部長に、担当者（学科長又は各課長等）を現場等に派遣し状況を把握する。
- (3) 対応策の検討 緊急対策本部において、状況に応じた対応策を検討する。
- (4) 報告等
 - ① 高専機構本部に報告し、指示を仰ぐ。
 - ② 臨時教員会議等を開催し、教職員に報告する。
 - ③ 学生・保護者に報告する。
 - ④ 報道機関、ホームページ掲載、掲示により公表する。

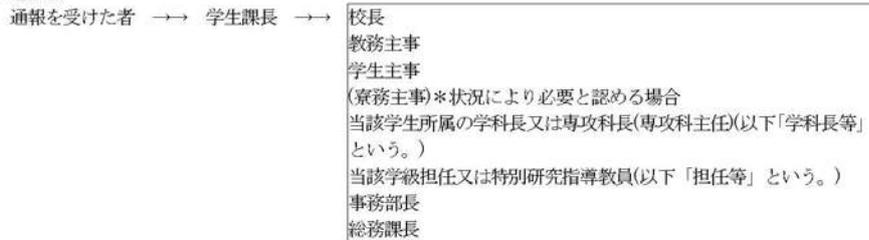
II 危機管理対応（フロー）



学生に係る重大な事故等への対応マニュアル

学生に係る重大な事故等（死亡・行方不明等）が発生した場合の対応は、以下により取り扱う。

1. 連絡網



2. 対応室の設置等

- (1) 対応室の設置 教務主事は、学生主事、(寮務主事)、学科長等、担任等及び学生課長並びに必要と認められる場合はクラブ顧問を招集し、学生課内に対応室を設置する。
- (2) 状況の把握 教務主事は、学生主事、(寮務主事)、学科長等、担任等又はクラブ顧問を学生の自宅・事故現場等に派遣し、状況を把握する。
- (3) 対応策の検討 対応室において、状況に応じた対応策を検討し、校長に報告し指示を受ける。
- (4) 当該学生・保護者 対応室は、校長からの指示に基づき対応策を実施する。
- (5) 関係者への連絡 対応室において、教職員、同級生、同級生の保護者、クラブ関係者、教育後援会、機構本部及び報道機関等への連絡・対応を行う。

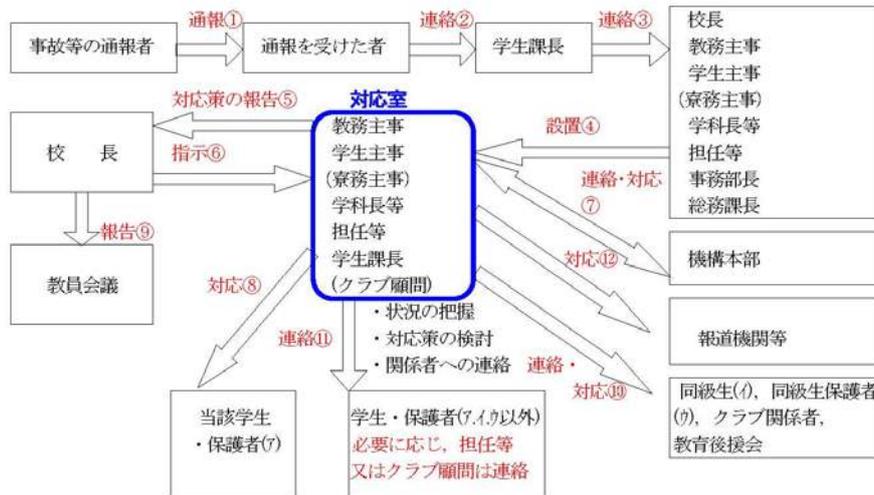
3. 臨時教員会議の開催

校長は、臨時教員会議を開催し事故等の報告及び本校の対応等について説明する。

4. 学生への連絡

対応室は、必要に応じ担任等又はクラブ顧問を通じて学生・保護者に連絡を行う。

学生に係る重大な事故等への対応（フロー）



(出典 総務課Webサイト)

学生の傷病（怪我・病気）時の対処・連絡についてのガイドライン

制定 平成24年4月25日

校長裁定

1. 授業時に発生した場合（専攻科については、学級担任を専攻科長・専攻主任に読替え）

（連絡順） 授業担当教員 → 学生係・保健室 → 学級担任 → 保護者

- ① 学生（発見者）は、授業担当教員に報告
- ② 授業担当教員が学生係・保健室等に連絡し対応を依頼
- ③ 学生係から学級担任に連絡を入れ学級担任が主となり、協調して対応
- ④ 学級担任不在の場合の対応者の優先順位（学級担任へは別途、至急連絡）

1・2年	①学年主任、②同学年の他担任、③担任所属学科の学生会議委員
3～5年	①所属学科の学生会議委員、②所属学科の他教員
専攻科	①特別研究指導教員

- ⑤ 保護者への連絡は、原則として学級担任が行う

2. 休み時間・放課後・登下校時等に発生した場合（専攻科については、上記1.と同様の読替え）

（連絡順） 第一情報受理者 → 学生係・保健室 → 学級担任 → 保護者

- ① 学生（発見者）は学級担任、学生係、あるいは身近な教職員に報告
- ② 教職員の第一情報受理者が学生係保健室等に連絡し、対応を依頼
- ③ 第一情報受理者が学級担任以外である場合、学生係から学級担任に連絡を入れ学級担任が主となり、協調して対応
- ④ 学級担任不在の場合の対応者の優先順位（学級担任へは別途、至急連絡）

通学生	1・2年	①学年主任、②同学年の他担任、③担任所属学科の学生会議委員
	3～5年	①所属学科の学生会議委員、②所属学科の他教員
	専攻科	①特別研究指導教員
寮生	①学生の所属学科の寮務会議委員、②その他の寮務会議委員	

- ⑤ 保護者への連絡は、原則として学級担任が行う

3. 平常時のクラブ活動において発生した場合

（連絡順） 第一情報受理者 → 学生係保健室 → クラブ顧問 → 保護者

- ① 学生（発見者）は、クラブ顧問、学生係あるいは身近な教職員に報告
- ② 教職員の第一情報受理者が学生係、保健室等に連絡、対応を依頼
- ③ 第一情報受理者がクラブ顧問以外である場合、学生係からクラブ顧問に連絡を入れ、クラブ顧問が主となり、協調して対応。また、学生係から学級担任へも連絡
- ④ クラブ顧問が他の事件等で不在の場合の対応者の優先順位（クラブ顧問へは別途、至急連絡）

通学生	1・2年	①学級担任、②学年主任、③担任所属学科の学生会議委員
	3～5年	①所属学科の学生会議委員、②所属学科の他教員
寮生	①学生の所属学科の寮務会議委員、②その他の寮務会議委員	

- ⑤ 保護者への連絡は、原則としてクラブ顧問が行う

4. 事務休業日のクラブ活動や行事、関連する登下校移動中に発生した場合

（連絡順） クラブ顧問 → 保護者

- ① 学生（発見者）は、クラブ顧問、あるいは身近な教職員に報告。
- ② 教職員の第一情報受理者がクラブ顧問以外である場合、クラブ顧問に連絡を入れ、クラブ顧問が主となり、協調して対応
- ③ 後日、学生係保健室へ連絡し、学生係から学級担任へも連絡
- ④ 保護者への連絡は、原則としてクラブ顧問が行う

（出典 総務課Webサイト）

(分析結果とその根拠理由)

本校の目的を達成するために、主管会議、運営会議、あるいは教員会議等の諸規程が整備されており、管理運営体制が整備されている。また、校務分掌一覧に示されるように、各種委員会及び事務組織における役割分担が適切に配置され、効果的に活動している。また、危機管理に係る諸体制が規程として定められ、その運用についても整備されている。

観点11-2-①： 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

(観点に係る状況)

本校の自己点検・評価システムを総括する中心的な組織として、スパイラルアップ会議がある。資料11-2-①-1にこの規程を示した。また、資料11-2-①-2に将来計画委員会規程を示し、資料11-2-①-3に点検評価・フォローアップ委員会規程を示した。将来計画委員会の「自己点検・評価検討ワーキンググループ」が検討項目の実施を、点検評価・フォローアップ委員会の「自己点検・評価実施ワーキンググループ」に指示し、自己点検評価が実施されるシステムになっている。資料11-2-①-4にスパイラルアップ会議の議事要旨の一例を示した。スパイラルアップ会議、点検評価・フォローアップ委員会の各組織が相互に関連し、有機的な自己点検・評価システムが機能している状況が垣間見られる。

岐阜工業高等専門学校スパイラルアップ会議規程	資料11-2-①-1 制定 平成17年1月6日 学校規則第2号
(設置) 第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、スパイラルアップ会議を置く。 (審議事項) 第2条 スパイラルアップ会議は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。 一 教育点検システムに関すること。 二 学校運営の点検及び改善に関すること。 三 各会議・委員会等からの活動報告書の点検評価及び改善に関すること。 四 外部評価に対する点検評価及び改善状況の報告に関すること。 五 自己点検結果に基づく継続的改善に関すること。 六 その他点検評価に関すること。 (組織) 第3条 スパイラルアップ会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 一 校長 二 教務主事、研究主事、学生主事及び寮務主事 三 専攻科長 四 JABEEプログラム責任者 五 点検評価・フォローアップ委員会委員長 六 事務部長 七 総務課長及び学生課長 八 その他校長が必要と認めた者 (任期) 第4条 前条第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議の招集及び議長) 第5条 スパイラルアップ会議は、校長が招集し、その議長となる。 2 校長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。 (委員以外の者の出席) 第6条 校長が必要と認めたときは、スパイラルアップ会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く	

<p>ことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 スパイラルアップ会議の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成17年1月6日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第8号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。</p> <p>附 則 (平成19年学校規則第16号)</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年学校規則第8号)</p> <p>この規程は、平成20年3月6日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(出典 総務課Webサイト)</p>

<p>岐阜工業高等専門学校将来計画委員会規程</p>	<p>資料11-2-①-2</p> <p>制定 平成16年5月12日</p> <p>学校規則第25号</p>
<p>(設置)</p> <p>第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、将来計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、本校の持続的、かつ、継続的な発展を図るため、次の各号に掲げる事項に関する中長期的な将来計画について調査審議する。</p> <p>一 教育研究上の基本となる組織・運営に関すること。</p> <p>二 教育課程に関すること。</p> <p>三 財務に関すること。</p> <p>四 施設及び設備に関すること。</p> <p>五 教員組織に関すること。</p> <p>六 事務組織に関すること。</p> <p>七 その他本校の将来計画に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>一 教務主事、研究主事、学生主事及び寮務主事</p> <p>二 学科長、教務主事補佐、研究主事補佐(テクノ担当、メディア担当)、専攻科長、学生主事補佐及び寮務主事補佐</p> <p>三 事務部長</p> <p>四 総務課長、学生課長及び企画室長</p> <p>五 その他委員長が指名した者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ教務主事及び研究主事をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第7条 必要に応じ、委員会に、次のワーキンググループを置くことができる。</p> <p>一 中期計画ワーキンググループ</p> <p>二 組織・財政ワーキンググループ</p> <p>三 自己点検・評価検討ワーキンググループ</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、企画室において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(出典 総務課Webサイト)</p>	

資料11-2-①-3

岐阜工業高等専門学校点検評価・フォローアップ委員会規程

制定 平成16年3月4日
学校規則第8号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第2条第3項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、点検評価・フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 中期計画及び年度計画の評価に関すること。
- 二 認証評価に関すること。
- 三 自己点検・評価の基本方針に関すること。
- 四 自己点検・評価結果の公表に関すること。
- 五 学習・教育目標の達成度及び社会や学生の要望に基づく点検・改善並びに継続的な向上に関すること。
- 六 その他前各号に関連する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長が委員長として指名した者 1名
- 二 寮務主事
- 三 教務会議、専攻科会議、学生会議及び寮務会議の各委員のうちから選出された者 各1名
- 四 学則第7条第1項に規定する学科から選出された教員 各教授1名及び准教授、講師又は助教1名
- 五 一般科目から選出された教員 教授2名及び准教授、講師又は助教2名
- 六 事務部長
- 七 総務課長及び学生課長
- 八 委員長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第3号から第5号まで及び第8号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ校長が指名した者及び寮務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその組織を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 必要に応じ、委員会に、次のワーキンググループを置くことができる。

- 一 中期計画ワーキンググループ
- 二 自己点検・評価実施ワーキンググループ
- 三 学習評価フォローアップワーキンググループ

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画室において処理する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 岐阜工業高等専門学校自己点検・評価検討委員会規程（平成4年1月29日制定）、岐阜工業高等専門学校自己点検・評価実施委員会要項（平成5年1月29日制定）、岐阜工業高等専門学校JABEE等検討委員会規程（平成14年1月9日制定）及び岐阜工業高等専門学校学習評価フォロー・アップ委員会規程（平成14年1月9日制定）は、廃止する。

附 則（平成19年学校規則第24号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年学校規則第9号）

この規程は、平成20年3月6日から施行する。

附 則（平成23年学校規則第11号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年学校規則第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(出典 総務課Webサイト)

平成24年度 第2回スパイラルアップ会議議事要旨

日時 平成24年8月21日(火) 14時45分から15時34分

場所 大会議室

委員 校長, 教務主事, 研究主事, 学生主事, 寮務主事, JABEEプログラム責任者(柴田),

点検評価・フォローアップ委員長(水野), 久世学科長

事務部長, 総務課長, 学生課長

陪席 日比野企画室室長補佐, 安藤企画係員, 若園総務課課長補佐,

議題

I 学校教育法第109条第1項に基づく自己点検及び評価(5年に一度の外部評価)に関する実施要領(案)について

審議事項

(1) 点検評価・フォローアップ委員長から資料1に基づき, 本件に関する事項は, スパイラルアップ会議規程第2条により本会議にて審議することの説明があった。

(2) 点検評価・フォローアップ委員長から資料2に基づき, 今回の自己点検及び評価(点検評価項目)は, 「認証評価基準」による自己点検及び評価を実施する旨の説明があった。

(3) 点検評価・フォローアップ委員長から資料3に基づき, 自己点検・評価の実施担当者及び報告書執筆の分担について, 評価事項ごとに各主事等を責任者として実施することの説明があり, 審議の結果, 承認された。

なお, 審議の過程で以下のところが確認された。

① 複数分野にわたる評価事項については, 担当主事等が中心となり, 他分野の教員に執筆を依頼の上, 取りまとめることとした。

② JABEEと認証評価の両方を網羅する形でフォーマット(選択的評価事項)を統一する方向とする。

③ 評価の記述方法等については, 教務掲示板に掲載の「10認証評価関係資料」を参考に記述すること。

(4) 外部評価委員の選定と委嘱

校長と点検評価・フォローアップ委員長の協議の結果, 岐阜大学工学部関係2名, 豊橋技術科学大学関係1名, 豊田高専・鈴鹿高専から各1名の5名程度に依頼する計画について報告され, 審議の結果, 原案どおり承認された。

(5) 点検評価・フォローアップ委員長から, 資料5に基づき, 自己点検・評価報告書作成の基本方針について説明があり, 審議の結果, 承認された。

(6) 点検評価・フォローアップ委員長から, 資料6に基づき, 今後のスケジュールについて, 原稿提出締切を10月12日(金)とする等の説明があった。

以上

(出典 総務課Webサイト)

資料11-2-①-5にはスパイラルアップ会議の外部向けWebサイトの写しを示した。各年度の各会議の評価結果が公表されている。また, 資料11-2-①-6は, これについての平成23版の抜粋であり, 各会議, あるいは委員会等についての活動状況が評価され, 改善点が指摘されている。

会議・委員会・部門委員会の活動及び評価 (スパイラルアップ会議)

[平成17年度\(PDF\)](#)

[平成18年度\(PDF\)](#)

[平成19年度\(PDF\)](#)

[平成20年度\(PDF\)](#)

[平成21年度\(PDF\)](#)

[平成22年度\(PDF\)](#)

[平成23年度\(PDF\)](#)

担当:総務課(内線230)

[戻る](#)

(出典 総務課Webサイト)

平成23年度 会議・委員会・部門委員会の活動、評価等							資料11-2-①-6
番号	会議・委員会・部門委員会名	担当課・係	開催回数	①前年度の自己点検及び改善すべき事項	②前年度の評価概要及び改善事項 (評価概要)	前年度評価	③今年度の活動
1	主管会議	総務課 総務係	27	・適切に審議され、実施できた。 ・平成22年度から報告事項を極力省略したこと、構成員間で情報の共有が図れない面があった。 ・審議の過密から、会議後のフリーキングの時間帯を設けることが出来なかった。	学校運営に関わる重要審議組織としての機能は充実しており、その点は良好である。しかし、情報の共有が図れない面があった点、及び情報交換のためのフリーキングが実施できなかった点は、直ちに学校運営に支障を及ぼす点ではないが、若干の懸念がある。	C	・適切に審議され、実施できた 会議を効率よく進めるため、資料等は可能であれば事前に配布することにより、早期に情報を共有し、会議開始と同時に共通認識を図るなどの具体的な対応が望まれる。 また、フリーキングについては、昼食時等、別の時間帯を設定することも検討する必要がある。
2	運営会議	総務課 総務係	17	適切に審議され、実施できた。	学寮における教員の宿日直業務に関する審議事項は2月18日の議事要旨によれば、資料を持ち帰り再協議となっている。その会議で提示された資料が明示されていないので判断が困難であるが、その後の資料等を含めて、会議前に配布しておくことが望ましい。また、3月4日の議事要旨にこの件の記述がないことは懸念すべきことである。	C	・適切に審議され、実施できた 重要な案件については、事前に資料等を配布し、協議の環境を整えることが望ましい。運営会議は本校の見識ある多くの教職員で構成される場であり、活発な協議を期待するものである。また、議事要旨では会議をあとから検証することが困難であり、他の会議と同じように学内ホームページで資料を開示すべきである。
3	スパイラルアップ会議	総務課 総務係	1	適切に審議され、実施できた。	良好である。	A	適切に審議され、実施できた。
4	教務会議	学生課 教務係	37	○教務会議を極力、毎週実施し、各会議の時間を短くし集中した検討ができるように努めた。会議の頻度が高いため委員のモチベーションを維持することができた。 ○定期試験に際して本科学生の不正行為は発覚しなかったが、専攻科学生の不正行為が1件生じた。 ○学生の確保について、オープンキャンパスの参加は低迷しているが、学校説明会の参加は比較的多かった。生徒さんには直接アクションする、という意味では各中学校に生徒数分のチラシを配布したことはよかった。 ○授業中にゲーム機をいじるなど受講態度の不良な学生が多くなってきているが、組織的な対応には至って	良好である。	A	37回の教務会議を通して、教割作成、年間行事予定表作成、各種規程の改正、学習到達、授業参観等のFD活動、入爾等を検討し実行した。会議議板の項目6の1にアップロード

(出典 総務課Webサイト)

(分析結果とその根拠理由)

本校の自己点検・評価システムを総括する中心的な組織として、スパイラルアップ会議がある。スパイラルアップ会議、点検評価・フォローアップ委員会の各組織が相互に関連し、有機的な自己点検・評価システムが機能している。また、スパイラルアップ会議の活動状況は、外部向けWebサイトに公開されている。以上のように、自己点検・評価のシステムは、定められた各組織の規程に基づいて運営されており、その結果が公表されている。

観点11-2-②： 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。

(観点到に係る状況)

資料11-2-②-1に本校の外部有識者の組織としての「参与会」の規程を示した。また、資料11-2-②-2には、平成23年度に実施された参与会の次第を示した。さらに資料11-2-②-3には参与会における「参与からの指摘事項及び対応策等」を示した。

資料11-2-②-1
「岐阜工業高等専門学校参与会規程」
前出資料9-1-②-6
(出典 総務課Webサイト)

資料11-2-②-2

平成23年度参与会日程	
期 日	平成23年12月20日(火) 14:00～15:30
会 場	岐阜工業高等専門学校 大会議室
日 程	14:00～開 会 (1) 校長挨拶(参与会の趣旨説明を含む。) (2) 本校関係者の自己紹介 (3) 参与の自己紹介 14:15～平成22年度参与会指摘事項及び対応策について 14:20～岐阜高専の将来構想等について 14:35～岐阜高専の地域貢献及び研究活動について 14:50～岐阜高専の23年度計画実施状況及び高専機構の 第2期中期計画の重点課題への取組状況について 15:25～校長挨拶 15:30 閉 会

(出典 企画室資料)

資料11-2-②-3

平成23年度参与会(平成23年12月20日開催)指摘事項及び対応策等(抜粋)

1. 平成22年度参与会指摘事項及び対応策について

参与からの指摘事項等	本校からの説明と対応策等
【若井参与】 入試倍率が1.9倍のうち何割が受験して、定員の何割増して採られて、成績はどんな様子でしょうか。	【加藤教務主事】 入試は5学科、各学科定員40名で、上位から42名まで採っています。
【若井参与】 定員の5%追加くらいですが、入学試験の下位の得点はどのようになっているのでしょうか。	【加藤教務主事】 学力選抜試験では、英語・国語・数学・理科の4科目で400点満点と調査書の270点満点、合計670点満点です。学科により異なりますが、ボーダーラインが450点位です。2番目になると点差が1点、2点で拮抗しています。

2. 岐阜高専の将来構想等について

参与からの指摘事項等	本校からの説明と対応策等
【荻須参与】 JABEEの認定の継続目的、効果とはどのようなことでしょうか。	【北田校長】 JABEEの目的の1つは、日本の企業に就職して海外勤務になる時には高専卒業という資格で十分であるが、海外の企業に就職する時に、国際的に認証された工学エンジニアの資格を有すること示すために必要であると考えています。
【神野参与】 豊橋技術科学大学では、今までの教養教育の変化について他大学の例を見るとうまくいっていないことから、昨年組織の再編を行い、専門の基礎科目について総合教育院を設けて、そこに専門の基礎科目をいれるような形を昨年4月から始めています。 特に高専生を受入れるにあたっては、専門の基礎科目に加えて教養科目をもう少し強くしなければいけないため、そういうものも含めた組織として総合教育院を作り、特に高専出身者の教育を充実させることで始めています。他大学もそのようなことをやらざるを得ないという状況になっていると考えられます。	

3. 地域貢献及び研究状況について

参与からの指摘事項等	本校からの説明と対応策等
【若井参与】 OBの方にやっていただく時に謝金等の支給はあるのでしょうか。	【所研究主事】 今回の人材育成に関しては外部資金を獲得し、その外部資金は基本的にすべてOBが使う形です。岐阜高専としては場所の提供と企画室事務が色々な作業を行っているが、本校の教員は関

	ならず、全国で最高の人材育成事業がOB連携のもと、岐阜高専で進んでいると認識しています。
<p>【若井参与】 文科省など申請時に事業の継続性まで考えておかなければいけないが、何か考えはあるでしょうか。</p>	<p>【所研究主事】 人材育成に関しては、東日本大震災が起きるまでは、色々な省庁が人材育成のテーマを出して豊富に資金がある状態だったが、24年度からは非常に難しくなると思われるので、OBが作ったコンテンツを利用して事業を継続出来るように、継続性を視野に入れたプログラムを作ってもらっている。</p>

4. 岐阜高専23年度計画実施状況及び高専機構第2期中期計画の重点課題への取組状況について

参与からの指摘事項等	本校からの説明と対応策等
<p>【若井参与】 コース制の導入の検討を開始するという事は、先程の大括り化とはまったく関係ないのでしょうか。</p>	<p>【北田校長】 機構の理事長が10月に来校されて大括り化の話がされたが、岐阜高専には馴染まないと思われるので、スケジュールは決まっています。機構の中期目標にあるのでコース制の導入を検討する程度の記載です。</p>
	<p>【所研究主事】 電気情報工学科のみで電気電子コースと情報コースを導入しており、1年生から入学した学生が3年間ある程度専門を勉強した後に、3年時の成績をもって自分の好きなコースを選択し、独立した4年生と5年生の授業が2クラスずつあります。そのようなコース制を機械工学科も意識されていると思います。入学する時に大括りにするという話は多いが、岐阜高専はJABEEのプログラムの、最後に大括りにしてM、E、D、C、Aの5学科の学生をまとめて、もう一回教育し直すという形で、一番最後が大括りになる教育のプログラムができていますと認識しています。</p>

企画室室長補佐から、牛込参与から寄せられた「県内企業との共同研究のあり方」と「人材育成」に関する提言について、資料により報告があった。

5. その他（全体を通して）

参与からの指摘事項等	本校からの説明と対応策等
<p>【神野参与】 先ほど北田校長から「岐阜高専の将来構想等」について、所副校長から「岐阜高専の地域貢献及び研究活動」について報告がありましたことも含めて参与の皆様からの発言をお願いします。</p>	
<p>【神野参与】 保護者の立場で若原さん、何かご意見、あるいは高専に対して望むことがあればお願いいたします。</p>	
<p>【若原参与】 教育後援会主催で秋に各地区の保護者と地区懇談会を開催して、色々意見交換を行い、その意見を吸い上げるという良い事業で、先生方に大変お世話になり、今年度も続けていただいたことに感謝しています。保護者の方が出来るだけ学校に関わって、学校に足を運ぶ機会が少しでも多くなるようなことが出来れば良いと考えています。今年は保護者の方から沢山工場見学会や地区懇談会に参加したと報告も受けているので、来年も保護者の立場で色々なご意見を伺いながら、出来ることを聞いて協力したいと考えています。</p>	

<p>【荻須参与】 私は岐阜高専の寮生活の経験者で、当時はイジメなど経験しなかったが、今年東北の高専に入学して寮に入られた知り合いの娘さんが寮に馴染めないということで、両親が心配しているという話を聞きましたので、今の寮生活の中で俗にいう中学の延長だと考え、イジメや親から離れてきたという不安定な精神状態の中で、寮生をフォローするなどの活動をされているのでしょうか。</p>	<p>【久保田寮務主事】 各寮には基本的に上級生が居り、A寮の場合、2, 3, 4年生が1年生と暮らしています。B寮では3年生が2年生と暮らしています。こういう図式になっているので、基本的にはその中で総代と呼ばれる学生たちが、他の一緒に暮らしている上級生と連携して、その情報を寮務担当者に寮務会議で報告するので、問題がなければ見守り、問題があれば介入して対応しています。 また、最近の学生は直接話をするよりも、携帯電話を経由して話をしたがる傾向があるため、寮務主事が270名の学生全員の携帯メールアドレスを把握しており、逆に寮務主事の携帯電話番号やパソコンのメールアドレスを公開して、何かあったら連絡してもらっています。匿名で意見箱に投函もできますが、今の学生はすぐにメールで送ってくるので、ある程度の情報を集めて寮務会議で話し合い、問題が解決できない場合には教室会議に下るして、広く学校全体で話し合っています。 基本的には学校の教職員全体で、何か問題があればそれに関してみんなで情報公開し、共有化して対応を考えるという体制です。</p>
	<p>【北田校長】 今の学生は同世代、先輩と一緒に暮らすという環境は経験が無く、入寮当初はカルチャーショックで大きさに感じたままを保護者に伝えるため、親はとんでもないと思い学校に連絡があるが、11月に行われた地区懇談会で意見交換した時には、半年くらい経って学生もそういう生活を経験して慣れてくるので、親もあまり過敏にはならないと思われます。</p>
<p>【神野参与】 校長から最後に本日の参与会全体を通して発言をお願いします。</p>	<p>【北田校長】 学校案内や学校要覧等のパンフレットの作り方では、誰を対象にしているのかということ意識して作らないといけないと参考になり、掲載する情報を取捨する必要があることや、専門基礎を廃止すると困るという話では、過去の経験を踏まえて問題が起こらないように対応すること、地域貢献では、高専の学生や教員が取り組んでいることでお褒めの言葉をいただき、貴重な意味のある地域研究であると思われるので、高専としても続けていきたいと思っています。 また、地区懇談会では、土日に実施されるので業務負担が増えますが、保護者とうまく連携を取れるようにするコミュニケーションの良い機会であり、色々な声が聞けますので今後も続けていきたいと思っています。 今日は本当に色々貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p>

(出典 企画室資料)

(分析結果とその根拠理由)

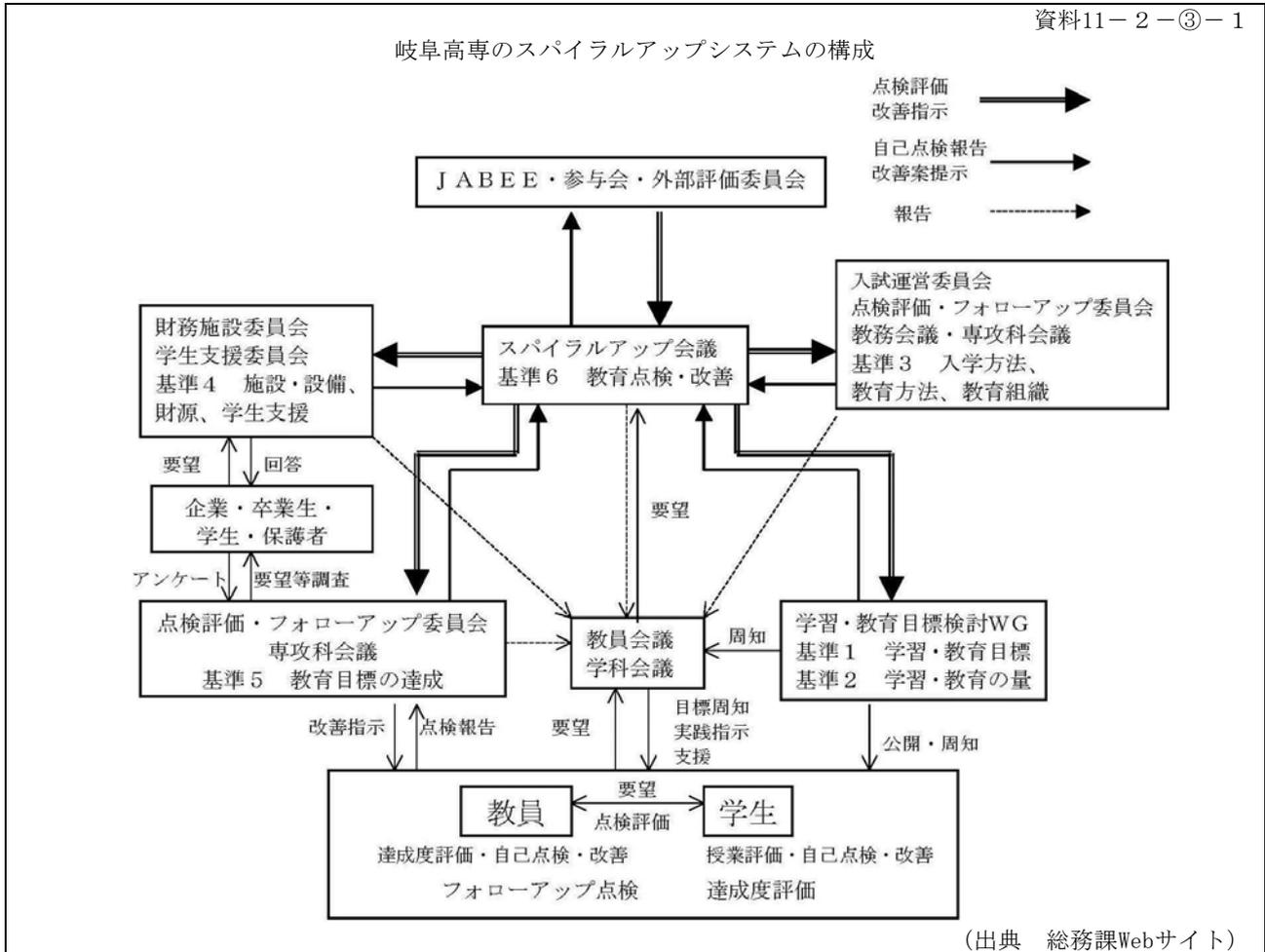
本校の外部有識者の組織としての「参与会」の規程を示した。また、この運用の事例として、平成23年度に実施された参与会の次第と「参与からの指摘事項及び対応策等」を示した。総じて、本校においては、外部有識者等による検証システムが機能している。

観点11-2-③： 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

(観点到に係る状況)

資料11-2-③-1に岐阜高専のスパイラルアップシステムの構成を示した。スパイラルアップシステムの中心に、スパイラルアップ会議が位置しており、参与会等の外部評価組織から受けた指摘事項等を関連の部署にフィードバックする。各部署では、指摘事項の改善を図る。スパイラルアップ会

議では、この改善状況を吸い上げ評価している。さらに改善点があれば、指摘し再度の改善を促すシステムである。また、資料11-2-②-3に示したように、各参与の指摘事項は、各部署の長が運営する各組織で検討され改善が図られる。



(分析結果とその根拠理由)

岐阜高専のスパイラルアップシステムの中心に、スパイラルアップ会議が位置しており、参与会等の外部評価組織から受けた指摘事項等に関連の部署にフィードバックしている。各部署で取り組まれた改善内容をスパイラルアップ会議で評価し、改善点があれば再度の改善を促すシステムが構築されている。総じて、評価結果が改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されている。

観点11-3-①： 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点到係る状況)

資料11-3-①-1は参与会の指摘を受けて、主管会議の主要メンバーで大括り化の検討を実施した際の議事録の抜粋である。資料11-2-②-3に示した参与会の若井参与の指摘を受けて、検討を実施した例である。

(分析結果とその根拠理由)

参与会の指摘を受けて、主管会議の主要メンバーで大括り化の検討を実施した例が示されている。この例が示すように、外部有識者等の評価の結果が管理運営に反映されている。

観点11-3-②： 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

(観点に係る状況)

観点10-1-③ で述べたとおり、岐阜県下22の参加機関から成るネットワーク大学コンソーシアム岐阜、岐阜県インターンシップ推進協議会、ぎふ技術革新センター等との連携は、その外部教育資源の活用において、教育研究に大いに貢献している。

大学等との連携においても、資料11-3-②-1に示す豊橋技術科学大学との包括協定、資料11-3-②-2に示すIAMASとの包括提携、資料11-3-②-3に示す海外大学との提携により、学生のインターンシップや教員の教育研究活動での連携などを推進することに外部の教育資源が積極的に活用できている。また、地域の課題解決やもの作り教室開催等でも、外部の教育資源を活用した取り組みが精力的に行われている。

OB連携の活用に関しても、非常勤講師としての活用はもちろん、OBの意見を反映した専攻科教育課程の改善科目として、ビジネスアカウンティングとプロジェクトマネジメントの科目新設など、本校教職員では実施困難な科目の開講など、積極的な連携が推進されている。資料11-3-②-4に両科目のシラバスを示す。

なお、高専機構の連携予算に関しても、本校による申請は残念ながら予算獲得できていないが、他高専からの共同申請申し込みは全て受け入れており、大学との共同申請を含めて、外部の教育資源の獲得に努めている。外部の研究資源を活用することが前提のA-step採択課題を資料11-3-②-5に示す。ぎふ技術革新センターの最新鋭の機器を活用した研究内容が採択され、学生の教育・研究活動が外部の資源の活用により推進された。

豊橋技術科学大学と本校が包括提携したことの点検結果を資料11-3-②-1に示す。

- ・高専間連携、技術科学大学との連携などの交流活動を継続する。
- ・**豊橋技術科学大学との包括提携を実施した。**また、技科大担当者と本校担当者ととの面談や交流会議を実施した。
- ・情報科学芸術大学院大学(IAMAS)と本校の共同公開講座を行った(各2回の計4件)。
- ・ぎふ技術革新センター運営委員会に参加した。

○技科大との共同研究7件。

IAMASとの共同講座4件(柴田・福永)

<http://www.cc.gifu-nct.ac.jp/gakunaiyou/followup/r20120401.htm>

(出典 本校第2期中期計画ロードマップ 項目No. 51 平成23年度部分より)

情報科学芸術大学(IAMAS)と本校が包括提携したことの点検結果を資料11-3-②-2に示す。

資料11-3-②-2

- ・高専間連携、技術科学大学との連携などの交流活動を継続する。
- ・豊橋技術科学大学との包括提携に向けて、技科大担当者と本校校長の面談を実施した。
- ・情報科学芸術大学(IAMAS)と本校の包括提携を行った(平成23. 2. 7)。
- ・ぎふ技術革新センター設立に向けた運営委員会に参加した。

<http://www.cc.gifu-nct.ac.jp/gakunaiyou/followup/r20120401.htm>

(出典 本校第2期中期計画ロードマップ 項目No. 51 平成22年度部分より)

海外大学との提携の紹介を資料11-3-②-3に示す。

資料11-3-②-3

「海外大学との提携」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/shomu/jimutopics/20111103.pdf>

(出典 本校総務課広報資料のホームページより)

OB非常勤教員による新規開設科目のシラバスを資料11-3-②-4に示す。

資料10-1-②-4

「OB非常勤教員による新規開設科目のシラバス」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XX/666423.pdf>

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XX/676421.pdf>

(出典 本校シラバスホームページより)

外部の研究資源を活用することが前提のA-step採択課題を資料11-3-②-5に示す。ぎふ技術革新センターの機器を活用した研究課題である。

資料11-3-②-5

【装置・デバイス分野(279件)】

(注) コーディネータなどの欄が空欄の場合は、企業コメントを付した申請

課題名	研究者	コーディネータなど
窒化炭素薄膜の合成と硬質コーティング材への応用	岐阜工業高等専門学校 羽瀧仁恵	岐阜工業高等専門学校 杉山正晴

<http://www.jst.go.jp/a-step/kadai/h23-fs.html#t>

(出典 独立行政法人 科学技術振興機構 A-stepホームページより)

(分析結果とその根拠理由)

資料11-3-②の1-5に示すとおり、地域の各種機関との連携、国内外の大学等との連携によ

り、教育研究と学生のインターンシップ活動を効果的に推進している。また、OBとの連携により外部の教育資源を学生の教育活動に活用することを積極的に推進している。

また、学生によるリテラシー教育活動等を含めて、地域の科学館や児童館と連携してアウトリーチ活動や教育・研究活動を、外部教育資源の活用により推進している。

観点11-4-①： 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

(観点に係る状況)

資料11-4-①-1に本校の広報委員会規程を示した。また、資料11-4-①-2には、広報誌の「校報」の一例を示し、資料11-4-①-3には、広報誌の「岐阜高専だより」の一例を示した。さらに、資料11-4-①-4には、本校のホームページのトップページを示した。本校では、以上のように広報委員会規程に定められた規定に基づき、「校報」あるいは「岐阜高専だより」の紙媒体やWebサイトにより情報発信をしている。

資料11-4-①-1

岐阜工業高等専門学校広報委員会規程

制定 平成16年5月12日
学校規則第23号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校に、広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 広報に関する基本方針の策定に関すること。
- 二 各種情報メディアを利用した広報誌等の編集及び発行に関すること。
- 三 広報活動に関する各学科等との連絡調整に関すること。
- 四 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に掲げる情報の公表に関すること。
- 五 その他広報に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生主事
- 二 ホームページ部門委員会委員長及び広報誌部門委員会委員長
- 三 研究主事補佐（テクノ担当及びメディア担当）
- 四 事務部長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 その他委員長が指名した者 若干名

(任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に専門的事項を審議するため、次の各号に掲げる専門委員会を置く。

- 一 ホームページ部門委員会
- 二 広報誌部門委員会
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年5月12日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第6号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成19年学校規則第20号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年学校規則第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（出典 総務課Webサイト）

資料11-4-①-2

	校 報	岐阜工業高等専門学校
		6・7月号
		第206号
		平成24年8月31日 総務課発行

目 次

校内会議日誌	2
行事日誌	10
校内短信	12
・平成25年度専攻科入学者選抜	
（推薦・学力（前期））検査	
・平成25年度編入学者募集説明会	
・第50回東海地区国立高等専門学校体育大会	
・雄志寮盆踊り大会	
・公開講座	
・「熱中症対策」講習会	
・バンドン工科大学学長表敬訪問	
・マレーシア工科大学と包括交流協定締結	
外部資金受入状況	17
人事異動	18

（出典 校報）



岐阜高専だより

第 122 号 2012.9.30

岐阜工業高等専門学校

岐阜県本巣市上真桑2236-2 TEL (058) 320-1211 (代表)

* 岐阜高専トピックス *



4月6日 第50回入学式
入学者総代宣誓 電気情報工学科・高岸大輝さん



8月23日 第47回全国高専体育大会
柔道競技団体準優勝



9月1日 岐阜高専オープンキャンパス2012



9月1日 全国高専体育大会優勝者懸垂幕披露

- 平成24年3月2日 岐阜高専が実用数学技能検定グランプリ金賞（団体賞）を受賞（17頁）
- 平成24年4月6日 第50回入学式・第18回専攻科入学式を挙行
- 平成24年8月22日 環境都市工学科吉村優治教授が日本工学教育協会賞（業績賞）を受賞（17頁）
- 平成24年9月1日 岐阜高専オープンキャンパス2012を開催（16頁）

ホームページのアドレス <http://www.gifu-nct.ac.jp/>

(出典 岐阜高専だより)

「岐阜工業高等専門学校ホームページ」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/>

(出典 総務課Webサイト)

(分析結果とその根拠理由)

本校では、教育研究活動を広く社会に発信することを企画・計画するための運営組織として、広報委員会が設けられている。広報委員会主導で紙媒体、あるいはWebを用いた多様な情報発信が実施されている。総じて本校では、教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

特になし。

(改善を要する点)

特になし。

(3) 基準11の自己評価の概要

本校の目的を達成するために、主管会議、運営会議、あるいは教員会議等の諸規程が整備されており、管理運営体制が整備されている。また、各種委員会及び事務組織における役割分担が適切に配置され、効果的に活動している。また、危機管理に係る諸体制が規程として定められ、その運用についても整備されている。

校長は、主管会議及び運営会議の議長となり、本校の管理運営面に関して、全体を把握可能な体制となっている。また、校長が決定した事項等について、教員会議で教員への周知・報告等を行い、本校の意思統一を図るとともに、実行に移されており、校長のリーダーシップの下に効果的な意思決定と決定事項を周知する体制となっている。

本校の自己点検・評価システムを総括する中心的な組織として、スパイラルアップ会議がある。スパイラルアップ会議、点検評価・フォローアップ委員会の各組織が相互に関連し、有機的な自己点検・評価システムが機能している。また、スパイラルアップ会議の活動状況は、外部向けWebサイトに公開されている。すなわち、自己点検・評価のシステムが存在し、これが定められた各組織の規程に基づいて運営されており、その結果が公表されている。

本校では、教育研究活動を広く社会に発信することを企画・計画するための運営組織として、広報委員会が設けられており、教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信している。

IV 選択的評価事項 A 研究活動の状況

1 選択的評価事項 A 「研究活動の状況」に係る目的

本校では「科学技術に夢を託し、人類愛と郷土愛に目覚めること」「国際性豊かで世界に羽ばたく気概を持つこと」「情報化社会の最前線で活動すること」を教育理念に掲げ、これを実現するために、本科においては「広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成」「基礎学力を身に付け、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成」「国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成」「工学技術について倫理観を有した技術者の育成」「教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成」を、専攻科においては、「得意とする専門分野をさらに深めるとともに、異分野を理解し、複数の分野にまたがった思考力」「社会の要求するテーマを創造的に調査・企画・設計・計画し、継続的に解析・実行・改善できる問題解決能力」「的確な日本語と国際的に通用するコミュニケーション能力」「先端情報技術を駆使して専門分野のプログラムを構築する能力」「多用でグローバルな視点の倫理的判断ができ、技術者の社会的責任を理解して地域貢献する能力」を備えた技術者の育成を教育目標としている。

このような教育理念及び教育目標を実現するにあたって、教員自らが研究活動を通して社会と関わることで担当する研究分野についての認識を深め、またこれを通して教育的資質を培うことは、教員として欠かせない職務であり、さらに、独立法人化を期として業務に加えられた「地域への貢献」を遂行する上でも、地域産官学連携による共同研究等は重要である。そこで、本校における研究活動は、次の事柄を目的に実施する。

- (1) 積極的な研究活動を通して本校教育に関連する技術や学問の動向を常に把握し、教育内容を時代に即したものに改善すること。
- (2) 地域の企業や公共団体と共同で行う研究活動とその成果を公開することで地域との交流を促進するとともに、これを通して地域と本校が共に発展する道を探ること。

これらを実現するための具体的方策として、以下の事項を実施する。

- (a) 本校教職員に対する科学研究費補助金に関するガイダンスの開催ならびに各種研究助成制度の周知、さらに企業等からの技術相談の紹介などを行なう。
- (b) 研究を通して生み出された成果の知的財産化を促進し、教育・研究活動推進とその環境整備のための資源を獲得する。
- (c) 教員の専門分野や研究成果、新たに獲得した知的財産などを広く社会に公開し、地域産業界や地方公共団体との共同研究、受託研究を促進するとともに、地域との交流を深める。

上記の共同研究・受託研究を実施する基盤として、また研究成果等を地域へ普及する場として、地域技術開発・教育センターが設置されている。

2 選択的評価事項 A 「研究活動の状況」の自己評価

(1) 観点ごとの分析

観点 A-1-①： 高等専門学校の研究の目的に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

(a) 研究体制

本校専任教員の学科毎の所属を資料 A-1-①-1 に示す。

資料 A-1-①-1

教員現員配置表 (平成 24 年 4 月現在)

学科等	教授	准教授	講師	助教	計
校長	1				1
一般科目 (人文)	6	3	2		11
一般科目 (自然)	4	4	2		10
機械工学科	4	4	1	2	11
電気情報工学科	6	3	1	2	12
電子制御工学科	6	3	1	1	11
環境都市工学科	5	3	2	2	12
建築学科	5	4	1	1	11
合計	37	24	10	8	79

(出典 岐阜高専ホームページ)

各教員の研究内容は本校研究シーズ集 (資料 A-1-①-2) に掲げられている。専門学科教員は各自の研究分野に関する卒業研究、専攻科特別研究の指導を行う。個々の教員が企業や地方自治体などを行う共同研究や受託研究の多くは、学生に実社会のニーズを理解・実践させて教育効果を高めるため、卒業研究や特別研究に組み込まれて実施される。また一般科目教員を含めた、専任教員の多数が教育の IT 化やその他の教育方法改善に関する研究に取り組んでいる。

資料 A-1-①-2

「研究シーズ集」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/techno/seeds2012/>

(出典 岐阜高専研究シーズ集)

本校では、国や県などによる大型研究プロジェクトに積極的に応募するよう努めており、これらのプロジェクト研究はその都度、研究チームを編成して実施される (資料 A-1-①-3)。

資料A-1-①-3

岐阜工業高等専門学校におけるプロジェクト研究一覧（平成23年度）

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構本部

	事業名	課題名	代表者名
1	特別教育研究経費 高等専門学校改革推進経費 プログラム	サテライトキャンパスを拠点とした岐阜高専ブランド力の向上 ー地域への科学技術リテラシー発信と学生の創発的実践力の育成ー	研究主事 所 哲郎
2	特別教育研究経費 企業技術者等活用プログラム 計画書	持続社会の資本整備と市民工学技術者育成	地域技術開発・教育センター長 和田 清

2. 独立行政法人科学技術振興機構(JST)

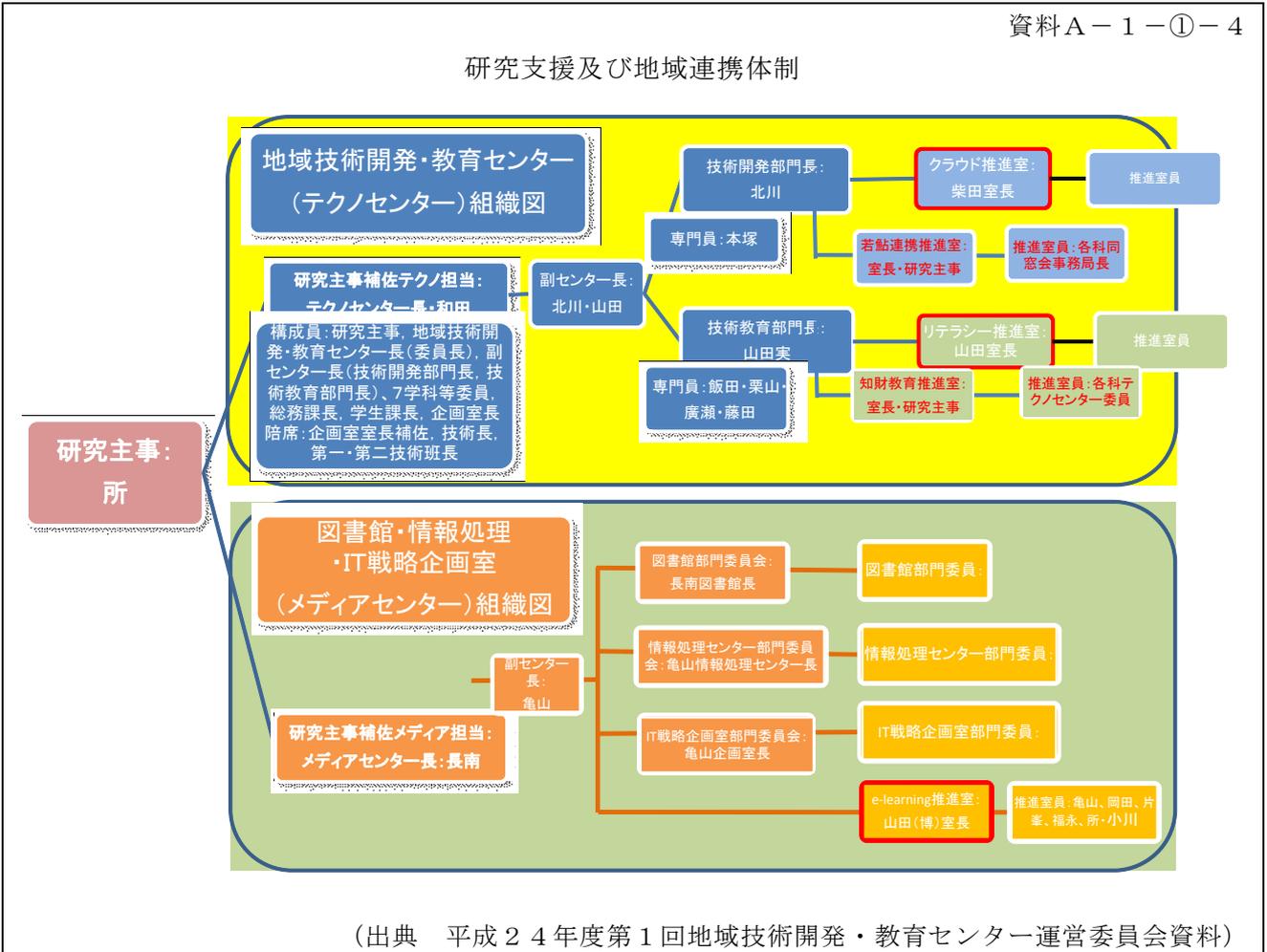
	事業名	研究題目	研究担当者名
1	研究成果展開事業 研究成果最適展開支援 プログラム(A-STEP) フィージビリティスタディ[FS] ステージ 探索タイプ	窒化炭素薄膜の合成と硬質コーティング材への応用	電気情報工学科 羽瀨仁恵
2	研究成果展開事業 研究成果最適展開支援 プログラム(A-STEP) フィージビリティスタディ[FS] ステージ 探索タイプ	リサイクル可能な炭素繊維・熱可塑性樹脂複合材料のメカノケミカル創出技術	機械工学科 本塚 智
3	戦略的創造研究推進事業 ALCA（先端的低炭素化技術 開発）	II型半導体クラスレートの光学特性評価 （研究課題:IV族元素による環境調和型 Si 系 クラスレート太陽電池の開発）	電気情報工学科 羽瀨仁恵

（出典 企画室研究協力係）

(b) 研究支援体制

本校では、研究活動の推進・支援のため、研究主事の下に地域技術開発・教育センター（以下、テクノセンター）とメディア委員会を配置して、これらを統括的に運営する体制を構築した。前者には技術開発部門と技術教育部門があり、高専連携クラウド推進室、若鮎（OBOG）連携推進室、科学技術リテラシー教育推進室、知財教育推進室が付随している。また、後者には図書館部門、情報処理センター部門、IT 戦略企画室部門があり、e-learning 推進室が付随している（資料A-1-①-4）。

研究支援及び地域連携体制



研究主事:
所

(出典 平成24年度第1回地域技術開発・教育センター運営委員会資料)

(b-1) 地域技術開発・教育センター (テクノセンター)

テクノセンターの運営規定を資料A-1-①-5に示す。本校学生の実践的教育を分担して本校の教育研究の発展に寄与すると共に、民間企業等外部の機関との連携を深めるための技術相談、共同研究等、技術指導を通じて、地域社会における産業技術の振興及び発展に貢献することを目的としている。

「岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センター運営規程」

前出資料2-1-③-3

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

技術開発部門では資料A-1-①-6に示す事柄を取り扱う。同部門では、本校の知的財産の取扱いについても審議する(資料A-1-①-7)。

岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センター技術開発部門運営規程

平成19年3月22日
学校規則第7号

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センター（以下「センター」という。）運営規程第10条第2項の規定に基づき、技術開発部門（以下「部門」という。）の運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 部門は、地域産業界等からの種々の科学技術相談に応じ、また、地域産業界等との共同研究及び産業界等からの受託研究受入れの促進を図るなど、地域社会との連携を深め、地域社会における産業技術の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 部門は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を技術教育部門と連携の上、実施する。

- 一 科学技術に関する相談及び助言に関すること。
- 二 科学技術開発に係る調査及び研究の企画に関すること。
- 三 本校の科学技術研究の広報活動及び科学技術相談の相談内容、統計等の刊行物の発行に関すること。
- 四 共同研究及び受託研究（以下「共同研究等」という。）の受入れに関すること。
- 五 知的財産権の帰属等に関すること。
- 六 高等専門学校及び各種高等教育機関との連携活動に関すること。
- 七 その他地域社会との連携に関すること。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料A-1-①-7

岐阜工業高等専門学校知的財産権取扱規程

制定 昭和53年9月27日
学校規則第4号

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における知的財産権の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（以下「機構知財規則」という。）に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(審議)

第2条 発明等の審議については、地域技術開発・教育センター技術開発部門委員会（以下「部門委員会」という。）で審議する。

2 部門委員会は、校長の諮問に応じ、本校の教職員等の発明等に係る権利の帰属等に関し、審議する。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

技術教育部門では資料A-1-①-8に示す事項を取り扱う。同部門には、地域社会からの要請に基づき実施される教育を行う科学技術リテラシー教育推進室（資料A-1-①-9）も付随する。

資料A-1-①-8

岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センター技術教育部門運営規程

平成19年3月22日
学校規則第8号

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センター（以下「センター」という。）運営規程第10条第2項の規定に基づき、技術教育部門（以下「部門」という。）の運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 部門は、本校学生に対する実践的教育及びそれに関連する業務を推進して本校の教育の一翼を担うと共に、地域社会からの要請に基づく教育を推進することを通して地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(業務)

- 第3条 部門は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を技術開発部門と連携の上、実施する。
- 一 本校専門学科より委託された学生の実践的教育並びに校長が承認した地域社会に必要なと認められる教育（以下「教育」という。）の計画に関する事。
 - 二 教育の指導に関する事。
 - 三 教育・研究用装置等の製作及び修理に関する事。
 - 四 センターの設備及び機械器具等の管理保全に関する事。
 - 五 教育・研究用諸資材の保管及び教育の準備に関する事。
 - 六 センターの設備及び機械器具等に係る安全管理に関する事。
 - 七 その他教育に関する事。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料A-1-①-9

岐阜工業高等専門学校科学技術リテラシー教育推進室運営内規

平成20年4月2日
地域技術開発・教育センター運営委員会決定

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センター（以下「センター」という。）技術教育部門運営規程（平成19年3月22日学校規則第8号）第11条の規定に基づき、科学技術リテラシー教育推進室（以下「推進室」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は、センター技術教育部門と連携し、地域社会の発展に貢献するため、地域社会からの要請に基づき実施される教育（以下「科学技術リテラシー教育」という。）に関するカリキュラムの開発、改善及び研究を行うとともに、これを通して科学技術リテラシー教育活動の発展的な推進を図ることを目的とする。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

また、本校と地域企業や自治体、教育機関との連携調整のために、校長の下にコーディネーター、岐阜高専フェロー及び岐阜高専産官連携アドバイザーを配置している(資料A-1-①-10~12)。

資料A-1-①-10

岐阜工業高等専門学校産官学連携コーディネーターに関する要項

平成16年4月2日
校長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う産官学連携を進展させ、教育研究の活性化と地域の振興及び文化の創造に寄与するため、産官学連携コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置き、コーディネーターに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

- 第2条 コーディネーターの職務は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 本校の研究シーズを基軸として、外部資金等獲得に向けた企画・調整に関する事。
 - 二 地方自治体、試験研究機関及び民間企業のニーズ並びに技術相談に基づく共同研究プロジェクトの企画・立案・調整及び研究支援に関する事。
 - 三 共同研究等における倫理問題等の処理に関する事。
 - 四 民間企業等からの技術相談・技術指導に関する事。
 - 五 地域技術開発・教育センターの運営に関する助言
 - 六 その他産官学連携の推進に関する事。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料A-1-①-11

岐阜工業高等専門学校フェロー制度に関する実施要項

平成18年3月6日
校長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育・研究の活性化、高度化及び地域貢献活動への寄与を図るため、本校に多年勤務し退職した教育職員を本校の教育・研究及び地域貢献に関わる特定な活動に参画する岐阜工業高等専門学校フェロー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2 岐阜工業高等専門学校フェロー制度に従事する者（以下「フェロー」という。）は、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 教育に関すること。
- 二 就職指導その他学生相談に関すること。
- 三 外国人留学生に対する修学上・生活上の指導及び相談に関すること。
- 四 学術研究の指導に関すること。
- 五 研究拠点形成事業の助言等に関すること。
- 六 地域社会との連携・交流の推進に関すること。
- 七 その他本校における教育・研究活動の活性化、高度化を図るために必要な活動

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料A-1-①-12

岐阜工業高等専門学校産学官連携アドバイザーに関する取扱要項

制定 平成22年5月24日

(趣旨)

第1 この要項は、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における産学官連携活動の推進を図るため、本校に地域貢献活動に参画する岐阜工業高等専門学校産学官連携アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2 アドバイザーは、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 技術相談に関すること
- 二 実地調査に関すること
- 三 その他地域連携に関すること

(選考)

第3 アドバイザーは、本校に在職した教育職員及び卒業生等のうちから、産学官連携活動に関し知識と実績を有する者を、主事及び学科長等の推薦に基づき、校長が選考する。なお、アドバイザーの推薦は、別紙様式「岐阜工業高等専門学校産学官連携アドバイザー推薦書」により、校長に提出するものとする。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

(b-2) メディア委員会

メディア委員会は活字メディアを中心とする図書館部門と、電子メディアによる支援を行う情報処理センター部門、そして情報処理機能や情報通信ネットワーク機能の企画・運用を担当するIT戦略企画部門から成る。メディア委員会はこれら3部門間の連絡・調整及び重要事項の審議を行うことで3部門を統括的に機能させ、学術情報および情報機能提供の観点から教育・研究活動を支援する。メディア委員会規程を資料A-1-①-13に、各部門委員会内規を資料A-1-①-14～16に示す。

資料A-1-①-13

岐阜工業高等専門学校メディア委員会規程

制定 平成16年5月12日
学校規則第18号

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校に、メディア委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について連絡・調整及び重要事項を調査審議する。

- 一 IT戦略企画に関すること。

- 二 情報処理センターに関すること。
- 三 図書館に関すること。
- 四 その他メディアを利用した教育・研究に関すること。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料A-1-①-14

岐阜工業高等専門学校メディア委員会図書館部門委員会内規

平成16年6月2日
メディア委員会決定

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校メディア委員会規程(平成16年学校規則第18号)第7条第2項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校メディア委員会に、図書館部門委員会(以下「部門委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 部門委員会は、次の各号に掲げる具体的な事項について審議する。

- 一 図書館の運営及び管理に関すること。
- 二 図書館資料の収集等に関すること。
- 三 図書館利用の指導に関すること。
- 四 図書館の広報活動に関すること。
- 五 その他図書館の利用に関すること。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料A-1-①-15

岐阜工業高等専門学校メディア委員会情報処理センター部門委員会内規

平成16年6月2日
メディア委員会決定

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校メディア委員会規程(平成16年学校規則第18号)第7条第2項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校メディア委員会に、情報処理センター部門委員会(以下「部門委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 部門委員会は、次の各号に掲げる具体的な事項について調査審議する。

- 一 情報処理センターの運営及び管理に関すること。
- 二 コンピュータ利用に伴う教育及び研究の援助に関すること。
- 三 コンピュータ利用に伴う企画、調査、研究開発に関すること。
- 四 コンピュータの運転、維持、管理及び保守に関すること。
- 五 情報処理センターの広報活動に関すること。
- 六 コンピュータ利用に伴う教育及び研究等の刊行物の発行に関すること。
- 七 その他コンピュータに関すること。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料A-1-①-16

岐阜工業高等専門学校メディア委員会IT戦略企画部門委員会内規

平成16年6月2日
メディア委員会決定

(設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校メディア委員会規程(平成16年学校規則第18号)第7条第2項の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校メディア委員会に、IT戦略企画部門委員会(以下「部門委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 部門委員会は、次の各号に掲げる具体的な事項について審議する。

- 一 情報通信ネットワークの企画、研究開発及び維持管理に関すること。
- 二 IT講習会等の企画立案に関すること。
- 三 IT教育・研究の広報に関すること。

- 四 情報通信ネットワークに接続するハードウェアに関すること。
- 五 その他IT戦略企画に関すること。

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

(b-3) 地域連携

本校は近隣の本巣市、岐阜市及び各務原市と地域連携協定を締結している。協定書の一例を資料A-1-①-17に示す。さらに近隣地域の金融機関、商工会議所等と地域連携協定を締結して地域の企業とのパイプ役を担当していただいている(資料A-1-①-18)。大学等についても、豊橋技術科学大学、情報科学芸術大学(IAMAS)との包括提携が行われている。

資料A-1-①-17

本巣市との地域連携協定書

地域連携協定書

- 1 本巣市並びに岐阜工業高等専門学校は、相互の発展を目指し、産業、教育文化及び学術研究の分野で相互に連携協力するための協定を締結する。
- 2 協定事項、協力の形式、協力による成果の利用条件等については、当事者間で協議する。
- 3 本協定は、締結の日から発効し、2年間に限り有効とする。ただし、当事者から異議の申し立てがない場合は、2年ごとに自動的に更新される。

本協定書2通を作成し、おのおの1通を保有する。

平成18年1月17日

本 巣 市 長

内藤正行



岐阜工業高等専門学校長

小崎正光



(出典 岐阜高専ホームページ)

資料A-1-①-18

岐阜高専の協定等の締結状況

協定締結機関	協定名	協定締結年月日	協定期間	更新の有無
岐阜市	学官連携協定	H15.8.20	期限なし	—
大垣共立銀行	産学連携に関する基本協定	H17.3.15	H17.3.15-H20.3.31	以後3年毎に更新
西濃信用金庫	産学連携協定	H17.3.15	H17.3.15-H20.3.31	以後3年毎に更新
岐阜信用金庫	産学連携に関する協定	H17.9.15	H17.9.15-H20.3.31	以後3年毎に更新
十六銀行	産学連携に関する協定	H17.10.13	H17.10.13-H20.3.31	以後3年毎に更新

関信用金庫	産学連携に関する協定	H17.10.20	H17.10.20-H20.3.31	以後3年毎に更新
本巣市	地域連携協定	H18.1.17	H18.1.17-H20.1.16	以後2年毎に更新
各務原市、各務原商工会議所	産学官連携協定	H19.10.23	H19.10.23-H21.10.22	以後2年毎に更新
岐阜県産業経済振興センター	岐阜県内の中小企業支援に関する協定	H20.7.14	H20.7.14-H21.7.13	以後1年毎に更新
科学技術振興機構(JST)イノベーションプラザ東海	産学官連携に関する覚書	H20.10.17	H20.10.17-H21.10.16	以後1年毎に更新
大垣地域産業振興センター	連携に関する協定	H21.5.28	H21.5.28-H22.3.31	—
大垣商工会議所	連携に関する協定	H22.4.1	H22.4.1-H23.3.31	以後1年毎に更新
東濃信用金庫	産学連携に関する協定	H22.7.29	H22.7.29-H25.7.31	以後3年毎に更新

(出典 岐阜高専ホームページ)

以上のような組織から構成される研究支援体制については活動報告を提出し、地域の有識者が参画する本校外部評価の参与会（資料A-1-①-19）及び本校のスパイラルアップ会議（資料A-1-①-20）において活動状況の点検を受けている。

資料A-1-①-19

「岐阜工業高等専門学校参与会規程」

前出資料9-1-②-6

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

資料A-1-①-20

「岐阜工業高等専門学校スパイラルアップ会議規程」

前出資料9-1-③-1

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

また、岐阜高専と地元企業等との連携及び地元企業等相互の交流を深めるとともに、岐阜高専の教育・研究に協力することを通して地域の産業並びに文化の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的として、「岐阜工業高等専門学校地域連携協力会」が平成19年に設立されている（資料A-1-①-21）。地域連携協力会は企業会員数196、個人会員数22、公共団体数28（平成24年8月1日現在）からなり、岐阜高専の教育・研究の充実に関する事業（岐阜高専の産学協同研究や技術教育に対する各種助成等）、地域産業の発展に関する事業（技術相談、技術情報交換、会員相互交流などを実施するためのラボ・ディスカバリー、交流会、講演会等）、地域産業の人材育成に関する事業（若手人材育成、企業見学会等）などが実施されている。

資料A-1-①-21

「岐阜工業高等専門学校地域連携協力会」

http://www.cc.gifu-nct.ac.jp/gakunaiyou/shomu/renkei/2_syuisho.pdf

(出典 岐阜高専ホームページ)

(b-4) 国際交流

平成 23 年度にはインドネシアのバンドン工科大学との交流協定（資料A-1-①-22）が調印されて、その後複数国の大学との交流協定締結が予定されている。平成 24 年度の海外インターンシップ事業を手始めとして、今後教育・研究面での交流による相互の発展が期待される。

資料A-1-①-22

「インドネシアのバンドン工科大学との交流協定」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/shomu/jimutopics/20111103.pdf>

(出典 岐阜高専ホームページ)

(c) 研究支援活動

具体的な研究支援活動としては、主に以下の内容を実施している。

- ① 地域の産官学の技術者・研究者による講演会、情報交換会（岐阜高専テクノシンポジウム）の開催、および各種技術展示会での展示活動
- ② 地域との連携活動、および地域に密着した研究テーマの推進
- ③ 地域の産業界等からの技術相談の受入れと共同研究・受託研究の推進
- ④ 科研費等外部資金獲得支援
- ⑤ 研究過程で発生する知的財産の審査などの取扱い
- ⑥ 地域産業界の若手人材育成、および若者の「ものづくり」への関心を高める事業

①については、本校の産官学交流懇談会「テクノシンポジウム 2011」のプログラムを資料A-1-①-23 に示す。テクノシンポジウム 2011 では147名の参加者を得て、講演会に加えて専攻科生等による研究発表が行われた。また、展示会等への出典活動を資料A-1-①-24 に示す。多数の展示活動を行うことで市民や地域企業の注目を集めた。

資料A-1-①-23

第20回岐阜工業高等専門学校産官学交流懇談会
テクノシンポジウム2011 プログラム
(主催：岐阜工業高等専門学校、岐阜高専地域連携協会の)

- 日時 平成23年12月2日(金) 13:00~16:40
会場 岐阜工業高等専門学校 図書館センター1階 多目的ホール
- 1 挨拶**
(司会：研究主事 所 哲郎)
- 13:00~13:10 主催者挨拶 岐阜工業高等専門学校 校長 北田 敏廣
- 2 講演会**
(司会：研究主事 所 哲郎)
- 13:10~13:40 「15年を振り返る日本のコンピューティングの変遷と今後の展望
～未来を切り開くITの可能性～」(仮題)
日本マイクロソフト株式会社 技術統括室/イノベーションセンター
本部長 田丸 健三郎 氏
- 13:40~14:20 「航空機産業の最新動向」
岐阜県技術士会代表幹事(元川崎重工業株式会社)
技術士(航空・宇宙) 田島 暎久 氏
- 14:20~14:30 休憩・準備
- 14:30~14:45 「ものづくり人材育成事業報告」
岐阜高専産官連携アドバイザー(機械工学科1期生) 桑原 喜代和 氏
- 14:45~14:55 「岐阜高専の地域連携活動報告2011」
研究主事 所 哲郎
- 14:55~15:00 休憩・準備
- 3 岐阜高専地域連携協会の平成24年度総会**
(司会：研究主事 所 哲郎)
- 15:00~15:40 平成23年度事業報告・決算報告, 平成24年度事業計画・予算計画
- 4 交流会**
(司会：地域技術開発・教育センター長 和田 清)
- 15:40~16:40 パネルセッション, 平成23年度「研究プロジェクト」成果報告, 軽食
- パネル展示**
- 13:00~16:40 地域連携協会の会員企業紹介, 岐阜高専教員・専攻科生研究紹介

(出典 教職員への開催案内メール添付資料)

資料A-1-①-24

展示会等への出典活動(平成23年度)

開催日	催し物名称	主催者
4月16日-17日	池田町・クラフト展 No46 七宝焼き教室	技術室
5月14日	一宮ジュニア教室・スターリングエンジンを作ろう	一宮市
5月21日	一宮ジュニア教室・パズルを作ろう	一宮市
7月30日-31日	サイエンスフェア2011	サイエンスワールド
8月4日	第9回全国高専テクノフォーラム	高専機構
8月9日-11日	2011夏休みサイエンススクエア	国立科学博物館
9月17日	テクノプラザフェスタ	岐阜県科学技術振興センター
10月25日	第28回電気工事業全国大会	全日本電気工事業工業組合連合会

10月28日～29日	ものづくり岐阜テクノフェア2011 in かかみがはら	社団法人岐阜県工業会
12月24日	第5回きのくに学生ロボットコンテスト	きのくにロボットフェスティバル実行委員会
1月27日～28日	第9回多治見ビジネスフェア「き」業展	多治見市
3月18日	第1回小水力発電アイデアコンテスト発表会	小水力発電アイデアコンテスト実行委員会

(出典 企画室資料)

②に関して、資料A-1-①-18に地域の行政機関、金融機関等との連携活動の状況が示されている。このような地域連携を深める中で、地域に密着した研究テーマを推進している。

③に関して、科学技術に関する相談が毎年多数寄せられている。産学官連携コーディネーターを中心に企業ニーズと本校シーズのマッチングを行い、受託研究、共同研究に発展するケースも多い。これらの実績を資料A-1-①-25に示す。

資料A-1-①-25
「受託研究・共同研究・寄附金受入、技術相談、知的財産、科学研究費の動向」
前出資料9-1-⑤-2
(出典 平成24年度第2回教員会議資料)

④については、毎年科研費等外部資金獲得科学技術に関する講演会(資料A-1-①-26)を開催するとともに、作成された申請書の審査員経験者による添削、過去に採択された申請書の閲覧といった支援活動を行っている。さらに、データベースを作成して各種研究助成制度の周知にも努めている(資料A-1-①-27)。

資料A-1-①-26
「外部資金獲得に関する講演会」
(略)
(出典 教職員への開催案内メール)

資料A-1-①-27
「岐阜高専研究助成データベース」
(略)
(出典 岐阜高専ホームページ)

⑤に関しては、テクノセンター技術開発部門が知的財産についての審査を行っている。資料A-1-①-28に平成23年度の知的財産に関する講演会のプログラムを、資料A-1-①-29に平成19～23年度の特許出願件数を示す。特許出願数は平成23年度まで減少傾向が続いていたが、平成24年度は7月時点で4件の申請があり、回復を示している。



第7回ラボ・ディスカバリー & 平成23年度知財講演会

岐阜工業高等専門学校では、より実りある産学官連携を推進するために、川本 昂氏（福井工業高等専門学校 電気電子工学科 教授）を講師に迎え、知財教育の現状についての講演及び鶴見 允俊氏（財団法人岐阜県研究開発財団 広域化コーディネータ）を講師に迎え、ぎふ技術革新センターの設置に関してご報告いただきます。また、ラボ・ディスカバリーとして、本校専門学科の研究活動、企業との共同研究の事例、産学官連携事例等のご紹介による研究室見学を企画しましたので、是非とも多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 時： 平成24年3月13日(火)13:10 ~ 17:00
場 所： 岐阜工業高等専門学校 多目的ホール 他
日 程： 12:50 ~ 13:10 受付
 13:10 ~ 13:20 挨拶
 13:20 ~ 14:10 知財講演会
 「アイデアコンテストおよび課題研究に基づく知的財産教育の推進」
 福井工業高等専門学校 電気電子工学科 教授 川本 昂 氏
 14:10 ~ 14:20
 「ぎふ技術革新プログラムについて」
 財団法人岐阜県研究開発財団 広域化コーディネータ 鶴見 允俊 氏
 14:30 ~ 16:30 ラボ・ディスカバリー(研究室見学)
 詳細は、次頁をご覧ください。
 16:30 ~ 17:00 交流会
主 催： (独) 国立高等専門学校機構 岐阜工業高等専門学校
 岐阜工業高等専門学校地域連携協力会
問合せ先： 岐阜工業高等専門学校 企画室
 Tel:058-320-1213 Fax:058-320-1220 E-mail:ken1@gifu-nct.ac.jp

(出典 第7回ラボ・ディスカバリー&平成23年度知財講演会パンフレット)

特許出願件数

平成19年度	4件
平成20年度	0件
平成21年度	1件
平成22年度	0件
平成23年度	0件
平成24年度	4件

(出典 企画室資料)

⑥については、産学官連携アドバイザー制度による本校の教育や地域連携の推進にかかる外部人材の活用、OB連携による企業技術者人材育成（資料A-1-①-30）を通じた地域貢献等により、本校教員の教育・研究以外の負荷を極端に増やさないための支援体制をとっている。

「中核人材育成塾募集案内」

<http://www.gifu-nct.ac.jp/techno/chikirenkei/H24jbosyu.pdf>

(出典 2011年度中核人材育成塾パンフレット)

(分析結果とその根拠理由)

以上のように、本校専任教員の全ては、各自の専門分野の研究若しくは教育改善の研究など何らかの研究活動を実施しており、その内容は本校シーズ集に掲げられ、随時更新されている。また、大型研究予算を獲得する努力がなされ、研究プロジェクトチームを編成して実施されている。

研究支援を効果的に実施するために研究主事が置かれ、その下に技術開発部門、技術教育部門からなるテクノセンターと、図書館部門、情報処理センター部門、IT戦略企画部門からなるメディア委員会が置かれ、これらの組織が統括的に運営されている。また、地域の行政機関、金融機関、商工会議所等と連携協定を締結し、さらにコーディネーター、フェロー及び産学官連携アドバイザーを配置している。平成19年には会員数約250の地域連携協力が設立され、地域連携を一層促進する体制になっている。

具体的な研究支援活動としては、

- ① 産官学情報交換の場として岐阜高専テクノシンポジウムを毎年開催するとともに、各種技術展示会での積極的な展示活動を行い、教員の研究シーズ集を発行することで、市民および企業や行政関係者の注目を集めている。
- ② 地域の行政機関、金融機関、商工会議所等と連携協定を締結し、多数の連携活動が実施されている。
- ③ 地域の産業界からの技術相談の受入れが盛んで、共同研究・受託研究が多数実施されている。
- ④ 知的財産の啓蒙活動が積極的に行われており、特許申請件数も多い。
- ⑤ OB連携による地域産業界の人材育成事業等活発な地域連携活動が行われている。

このように、地域と連携して教育を発展させるための研究支援組織が整備されており、かつ、地域連携活動が精力的に推進されている。これらの活動の評価は、本校外部評価である参与会で行われている。

観点A-1-②： 研究の目的に沿った活動の成果が上げられているか。

(観点到に係る状況)

(a) 研究活動の状況

平成19～23年度の外部資金受け入れ状況を資料A-1-②-1に示す。科学研究費獲得件数は、平成19年度に全国高専1位となっている。その後、順位が下がっているが、平成23年度には上昇して仙台高専に次ぐ全国高専2位となっている。毎年、科学研究費獲得に向けて説明会を開催して申請を促しており、平成23年度は47件を申請した。また前述のように技術相談はかなりの数が寄せられており、これに伴い共同研究、受託研究の件数も増加している。

資料A-1-②-1

外部資金受け入れ状況

(単位:円)

		科学研究費助成事業 (科学研究費補助金)	共同研究	受託研究	寄附金	計
H19	件数	20	15	2	36	73
	金額	22,100,182	13,596,990	5,310,000	24,986,050	65,993,222
H20	件数	18	19	2	39	78
	金額	24,460,000	13,199,574	1,335,000	23,380,210	62,374,784
H21	件数	12	23	2	30	67
	金額	15,040,000	12,080,000	2,950,000	16,891,190	46,961,190
H22	件数	12	23	2	30	67
	金額	15,740,000	10,868,500	1,010,000	17,536,080	45,154,580
H23	件数	25	20	6	42	93
	金額	41,010,000	10,311,500	6,659,500	20,564,210	78,545,210
計	件数	87	100	14	177	378
	金額	118,350,182	60,056,564	17,264,500	103,357,740	299,028,986

(出典 企画室資料)

教員の研究成果の学会等への発表件数を資料A-1-②-2に示す。教員一人あたりの発表件数は毎年3件以上に達している。このように教員の研究活動は盛んで、多くの研究成果が公開されている。

資料A-1-②-2

「岐阜高専教職員研究活動」

前出資料9-1-⑤-3

(出典 岐阜高専紀要 32-47号)

また、専攻科学生による発表も資料A-1-②-3に示すように在学中に複数回行われている。教員と同様に学術的な評価や批判を受けることで、特別研究の改善の機会としている。

資料A-1-②-3

「専攻科修了生の発表件数」

前出資料9-1-⑤-4

(出典 各年度専攻科修了認定資料)

(b) 研究成果による教育の改善

各教員が行う研究はそれぞれの専門分野に係る学問の進展に寄与すると同時に、卒業研究、専攻科特別研究としてその一部が実施されることで、学生の学習・研究内容を最新の社会ニーズに適合

したものにす。これにより学生の視野の拡大と創造意欲の向上に貢献している。

また、平成16年から実施された現代GP「単位互換を伴う実践型講義配信事業」、平成17年から実施された現代GP「創発的なものづくりリテラシー教育活動」、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム事業「組み込み系デジタルシステム設計技術者育成プログラム」はそれぞれ発展的に学生のための授業カリキュラムに組み込まれ、実践的な科目として教育効果を上げている（資料A-1-②-4）。

資料A-1-②-4

「科学技術リテラシー教育実習」シラバス

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XX/666422.pdf>

「デジタルシステム応用」シラバス

<http://www.gifu-nct.ac.jp/syllabus/BrowsingPage/XS/666634.pdf>

(出典 岐阜高専ホームページ)

(c) 地域と共に発展する道

平成19年に設立された地域技術開発・教育センターと地域連携協力会を中心として、研究活動、人勢育成事業等による地域との連携が行われている。技術相談、受託研究、共同研究といった研究活動の連携に加え、OBを活用した中核人材育成塾、情報科学芸術大学(IAMAS)との連携講座等の人材育成事業を通して地域産業界の人材教育を行い、若者のものづくりへの関心を高めることは、岐阜県のものづくり産業の活性化に繋がるものと期待できる。

(分析結果とその根拠理由)

各教員の専門分野に関する研究は盛んで、科学研究費の獲得件数は平成23年度に仙台高専に次いで全国高専2位となっている。毎年科学研究費説明会を開催しており、多数の教員及び技術職員が申請し、採択されている。

教員一人平均の学会等での研究発表件数は年3件に達しており、卒業研究、専攻科特別研究の指導に生かされている。

また、多数寄せられる技術相談のいくつかは共同研究、受託研究につながっている。

地域との連携においては、OBを活用した中核人材育成塾をはじめとする人材育成事業を通して地域産業界の人材教育を行い、また各科技術展示により、若者のものづくりへの関心を高めることによって、岐阜県のものづくり産業の活性化に繋がるものと期待できる。

観点A-1-③： 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

共同研究、受託研究についてはテクノセンター技術開発部門において、「校務に支障無く実施できること」、「学生への教育効果」などについて審査し、受入れの可否を決定している。専攻科の

特別研究テーマは事前に学生に提示して、選択できる体制を設けている。

このようにして実施された研究成果は、図書館部門で毎年発行する紀要に取り纏められる。また研究活動、研究支援活動の概要については、これらは本校外部評価の参与会（資料A-1-①-19）にて報告され、点検を受ける。個々の教員の研究業績に関しては、年度ごとに評価ポイントとして点数化され、昇任人事の際の条件に入れられている（資料A-1-③-1）。

資料A-1-③-1

「岐阜工業高等専門学校教員選考における候補者の評価基準等」

前出資料3-2-②-3

(出典 岐阜工業高等専門学校規則集)

(分析結果とその根拠理由)

地域技術開発・教育センター（テクノセンター）、コーディネーター、フェロー、産学官連携アドバイザー等の配置によって、以前に比べて産学官連携を行う環境は整い、また外部資金獲得に関する支援も行われている。しかし一方、研究自体の発展は個々の教員に負うところが多いため、学校全体として研究活動の改善を図っていくことが今後の課題である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

研究主事の下にテクノセンター、メディア委員会を設け、その中に各種活動の部門を配置した研究支援組織が整備されており、機能的に活動している。

科学研究費補助金等の外部資金獲得状況、研究成果などに見られるように、教職員の研究活動は活発である。

さらに、コーディネーター、フェロー、産学官連携アドバイザーの配置及び地域連携協力会の設立により、地域産学官及び金融機関との連携活動が活発に行われており、人材育成、技術相談等の地域貢献事業に加えて共同研究等による社会ニーズを意識した研究の活性化にも繋がっている。

(改善を要する点)

研究支援活動についてはテクノセンターが自己点検し、参与会及びスパイラルアップ会議で審査を受けるのみであり、評価システムがまだ十分に整備されていない。

(3) 選択的評価事項Aの自己評価の概要

(a) 研究体制

研究シーズ集にみられるように、本校教員は全員が何らかの研究活動を実施している。科学研究費補助金等も継続的に多く獲得されていて、研究活動は活発である。

(b) 研究支援体制と活動

研究支援を効果的に実施するために研究主事が置かれ、その下に技術開発部門、技術教育部門から成るテクノセンターと、図書館部門、情報処理センター部門、IT戦略企画部門から成るメディア委員会が置かれ、これらの組織が統括的に運営されている。また、地域の行政機関、金融機関、

商工会議所等と連携協定を締結し、さらにコーディネーター、フェロー及び産学官連携アドバイザーを配置している。平成19年には会員総数約250（企業、団体、個人）の地域連携協力会が設立され、地域連携を一層促進する体制になっている。研究支援活動としては、次の事柄が行われている。

- ① 岐阜高専テクノシンポジウム開催をはじめ、各種展示会等に積極的な活動を活発に行っている。
- ② 地域に密着したテーマの研究調査が行われ、多数の連携活動が推進されている。
- ③ 技術相談は盛んで、共同研究・受託研究に発展している。
- ④ 知的財産の啓蒙活動が積極的に行われ、特許申請件数も多い。
- ⑤ 地域の人材育成やものづくり教育の体制が整備され、活発な活動が行われている。

（c）研究活動の状況

- ① 科学研究費補助金には多数申請しており、平成23年度獲得件数は全国高専2位である。
- ② 技術相談は多数寄せられており、共同研究、受託研究につながっている。
- ③ 教員一人あたりの研究発表件数も多く、卒業研究、専攻科特別研究の指導に生かされている。
- ④ 現代GPで採択された二件の内容は学生のための授業カリキュラムに組み込まれ、実践的な科目として教育効果を上げている。

これらは教育・研究内容を最新の社会状況に適合したものにし、これにより学生の視野の拡大と創造意欲の向上に貢献している

（d）研究活動による地域との連携

- ① 地域連携協力会の設立
 - ② 地域の行政機関、金融機関、商工会議所等との連携協定締結
 - ③ コーディネーター、フェロー及び産学官連携アドバイザーの配置
 - ④ 「中核人材育成塾」等人材育成事業による県下の産業人材の育成
- を通して、地域との連携が活発に行われている。岐阜県のものづくり産業の活性化が期待される。

（e）研究活動等の改善ための体制整備

研究活動、研究支援活動を評価する本校外部評価として参与会が設けられている。本校のスパイラルアップ会議による自己評価とともに、今後一層の改善活動が期待される。

（4）目的の達成状況の判断

目的の達成状況が良好である。

根拠

個別の専門分野については各教員に負うところが大きいですが、テクノセンター、地域連携協力会を中心として多数の教員と地域産学官及び金融機関が連携する研究支援体制が築かれている。これらは研究成果と同時に地域連携事業にも繋がっており、人材育成事業や共同研究による地域活性化が期待される。

研究活動も積極的に行われており、科学研究費獲得件数について高いレベルを維持し、このことは学生教育の改善に役立っている。

IV 選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

1 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に係る目的

正規課程の学生以外の教育サービスに係る目的に関して本校の中期計画から関係するものを資料B-1-1に示す。

資料B-1-1

3 社会との連携，国際交流等に関する事項

中略

③小・中学校に対する理科教育支援の機会を増大するとともに，取組事例を総合データベースに蓄積・共有し活用する。

④地域社会との連携・協力，社会サービス等

- ・社会人が必要とする技術教育分野について調査し，社会人向け講座（遠隔授業を含む。）を開講する。
- ・地域の公的機関等の委員会・審議会等の委員として教員を積極的に参画させる。
- ・地域社会から要望されている教育活動に貢献する。
- ・地域のニーズを踏まえた教育・啓発活動を行う。
岐阜市科学館での教育委員会との主催事業（サイエンス・テクノロジー展）など地域と連携した教育活動を推進し，科学技術リテラシー教育の充実を図る。
- ・社会人向けリカレント教育体制の整備を図る。
平成21～25年度：リカレント教育体制として，人材育成事業（若手人材育成事業，学び直し事業等）の自立化及び体制を検討する。
- ・地域のニーズに応じた各種の公開講座を企画し開催する。公開講座開設数は年8講座以上開催する。
- ・毎年，以下の講座の開講・講師派遣依頼に積極的に応じる。

企業向け公開講座

中学生向けの「ものづくり教室」

中学校への出前講座

情報処理に関する講座

岐阜県等が開催する研修会

- ・平成21年度～25年度：社会人向け公開講座を実施する。

（出典 岐阜工業高等専門学校 第2期中期計画（平成21年度～平成25年度））

2 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の自己評価

(1) 観点ごとの分析

観点B-1-①： 高等専門学校の教育サービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程の学生以外に対する教育サービスが計画的に実施されているか。

(観点到に係る状況)

各学科で実施している公開講座の一覧を資料B-1-①-1に示す。

資料B-1-①-1
「公開講座一覧」
http://www.gifu-nct.ac.jp/shomu/ichiran.pdf
(出典 本校ホームページ)

中学生に対する出前授業のテーマを教員から募集し、それを中学校側に提示している。テーマ数は全学科で63テーマである。そして、中学校からの要請により出前授業を行っている。出前授業一覧を資料B-1-①-2に示す。

資料B-1-①-2
「平成23年度出前授業一覧」
http://www.gifu-nct.ac.jp/kyoumu/demae/demaelist2012.htm
(出典 学生課入試係資料)

正規課程の学生以外への教育サービスとして科目等履修生を受け入れることができるように規定を定めている。科目等履修生の規定を資料B-1-①-3に示す。

資料B-1-①-3
岐阜工業高等専門学校科目等履修生規程
制定 平成5年3月17日 最終改正 平成17年8月24日
(趣旨)
第1条 岐阜工業高等専門学校学則第50条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。
(入学資格)
第2条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一 高等学校を卒業した者
二 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると校長が認めた者
(入学の時期)
第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
(入学志願の手続)
第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて入学の14日前までに校長に願い出なければならない。
一 科目等履修生入学願書(別紙様式第1号)
二 履歴書
三 最終出身学校の卒業又は修了(いずれも見込みを含む。)証明書
四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書
(入学者の選考)
第5条 入学者の選考は、面接試験又はその他の方法により行う。
(入学の許可)

<p>第6条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、所定の書類を提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>3 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。 （指導教員）</p> <p>第7条 校長は、科目等履修生に対し、履修に関する必要な指導助言を与えるため、指導教員を定める。 （履修期間）</p> <p>第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度内とする。ただし、科目等履修生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。</p> <p>2 前項ただし書きによる履修期間の延長を希望する者は、履修期間延長願（別紙様式第3号）を校長に提出しなければならない。 （履修科目）</p> <p>第9条 科目等履修生が履修できる科目は、校長が本校の教育研究上支障がないと認める科目とする。</p> <p>2 科目等履修生が履修できる科目は、別に定める。 （授業料の納付）</p> <p>第10条 科目等履修生の授業料は、所定の期日までに、履修する科目に係る金額を納付しなければならない。</p> <p>2 授業料を納めない者は、除籍する。 （授業料、入学料及び検定料）</p> <p>第11条 授業料、入学料及び検定料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）の定めるところによる。</p> <p>2 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。 （職業の従事）</p> <p>第12条 科目等履修生が職業に従事又は転職した場合は、その旨を校長に届け出なければならない。 （単位修得の認定）</p> <p>第13条 科目等履修生が、履修した科目を修得した場合は、所定の単位を認定する。</p> <p>2 校長は、単位を認定した者から願い出があったときは、その認定科目につき、単位修得証明書（別紙様式第4号）を交付する。 （退学）</p> <p>第14条 科目等履修生が履修期間満了前に退学しようとするときは、指導教員の承諾を得て退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、この規程に違反した者、若しくは指導教員の指示に従わない者又は、疾病等やむを得ない事情により成業の見込みのない者に対して、退学を命ずることがある。 （他の規定等の準用）</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学則等学内諸規定を準用する。 （雑則）</p> <p>第16条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>（出典 規則集）</p>
---	-----------------

正規課程の学生以外への教育サービスとして研究生を受け入れている。研究生の規定を資料B-1-①-4に示す。

資料B-1-①-4
岐阜工業高等専門学校研究生規程
制定 昭和58年3月1日 最終改正 平成17年8月24日
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 岐阜工業高等専門学校学則第48条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。</p> <p>（入学資格）</p> <p>第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 高等専門学校を卒業した者</p> <p>二 高等専門学校を卒業した者と同等以上の研究能力及び学力があると校長が認めた者</p> <p>（入学の時期）</p> <p>第3条 研究生の入学は、学年又は学期の始めとする。</p> <p>（志願手続）</p> <p>第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて入学の14日前までに、校長に願い出なければならない。</p>

<p>一 研究生入学願書（別紙様式第1号）</p> <p>二 履歴書</p> <p>三 最終学校の卒業又は修了（いずれも見込みを含む。）証明書</p> <p>四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書 （入学者の選考及び入学許可）</p> <p>第5条 前条の入学志願者について面接試験その他により選考する。選考の結果合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。</p> <p>3 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。 （指導教員）</p> <p>第6条 校長は、研究生に対し、研究に関する指導助言を与えるため、指導教員を定める。 （研究期間）</p> <p>第7条 研究生の研究期間は、当該年度内とする。ただし、研究生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。</p> <p>2 前項ただし書きによる研究期間の延長を希望する者は、研究期間延長願（別紙様式第3号）を校長に提出しなければならない。 （授業料の納付）</p> <p>第8条 研究生の授業料は、前期及び後期の2期に区分し、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納入するものとする。</p> <p>2 授業料を納めない者は、除籍する。 （授業科目）</p> <p>第9条 研究生は、指導教員の指導により、校長が必要と認めるときは、授業科目担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。 （研究報告）</p> <p>第10条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 研究成果等の証明は、本人の願い出により、教務会議の議を経て発行する。 （実験及び実習費）</p> <p>第11条 研究に必要な実験及び実習等（消耗品）の費用は、研究生の負担とする。</p> <p>第12条 授業料、入学料及び検定料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）の定めるところによる。</p> <p>2 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。 （職業の従事）</p> <p>第13条 研究生が職業に従事又は転職した場合は、その旨を校長に届け出なければならない。 （退学）</p> <p>第14条 研究生は、研究期間満了前に退学しようとするときは、指導教員の承諾を得て退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、この規程に違反した者、若しくは指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事情により、成業の見込みがない者に対しては、退学を命ずることがある。 （その他）</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則等学内諸規定を準用する。</p> <p style="text-align: right;">（出典 規則集）</p>

正規課程の学生以外への教育サービスとして聴講生を受け入れることができるように規則を定めている。聴講生の規定を資料B-1-①-5に示す。

資料B-1-①-5
岐阜工業高等専門学校聴講生規程
制定 昭和58年3月1日 最終改正 平成17年8月24日
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 岐阜工業高等専門学校学則第49条の規定に基づき、聴講生に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。 （入学資格）</p> <p>第2条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 高等学校を卒業した者</p> <p>二 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると校長が認めた者</p>

<p>(入学時期) 第3条 聴講生の入学は、学年又は学期の始めとする。</p> <p>(入学の出願) 第4条 聴講生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて入学の14日前までに、校長に願出しなければならない。</p> <p>一 聴講生入学願書（別紙様式第1号） 二 履歴書 三 最終学校の卒業又は修了（いずれも見込みを含む。）証明書 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書</p> <p>2 聴講生が聴講できる科目は、実験実習以外の科目とする。</p> <p>(入学者の選考及び入学許可) 第5条 前条の入学志願者について、面接試験その他により選考する。選考の結果合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。</p> <p>(指導教員) 第6条 校長は、聴講生に対して聴講に関する指導助言を与えるため、指導教員を置くことができる。</p> <p>(聴講期間) 第7条 聴講生の聴講期間は、当該年度内とする。ただし、聴講生の願出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。</p> <p>2 前項ただし書きによる聴講期間の延長を希望する者は、聴講期間延長願（別紙様式第3号）を校長に提出しなければならない。</p> <p>(授業料の納付) 第8条 聴講生の授業料は、所定の期日までに聴講する科目に係る全額を納付しなければならない。</p> <p>2 授業料を納めない者は、除籍する。</p> <p>(授業料、入学料及び検定料) 第9条 授業料、入学料及び検定料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）の定めるところによる。</p> <p>2 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。</p> <p>(履修証明書) 第10条 聴講生には、願出により、聴講した科目の履修証明書を交付することができる。</p> <p>(職業の従事) 第11条 聴講生が職業に従事又は転職した場合は、その旨を校長に届け出なければならない。</p> <p>(退学) 第12条 聴講生が聴講期間満了前に退学しようとするときは、指導教員の承諾を得て退学届を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、この規程に違反した者、若しくは指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事由により成業の見込みがない者に対して退学を命ずることがある。</p> <p>(その他) 第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学則等学内諸規定を準用する。</p> <p style="text-align: right;">(出典 規則集)</p>
--

企業における技術者および一般社会人を対象に組込み系デジタルシステム設計技術者養成プログラムの開設し、本校教員が講師を務めた。募集要項を資料B-1-①-6に示す。

資料B-1-①-6
「組込み系デジタルシステム設計技術者養成プログラム募集要項」 http://www.gifu-nct.ac.jp/techno/chikirenkei/H23D_seminar.pdf
(出典 ホームページ)

(分析結果とその根拠理由)

本校の中期目標として社会との連携あるいは地域貢献としての生涯学習機関および小・中学校に対

する理科教育支援を挙げている。公開講座は毎年、各学科や技術室から提案があり、企画室がそのとりまとめを行っている。また、出前授業は教務会議を中心にして各科から講義内容を募り、一覧表を作成している。そして、公開講座、出前授業の開催案内は中学校訪問の際やホームページを通して行っている。科目等履修生、研究生及び聴講生の受入のための規定も整備し、受入体制を整えている。

なお、人材育成事業として企業の技術者を対象にした人材育成塾や技術者育成の講座や小中学生を対象にしたサイエンステクノロジー展などを開催している。

以上のように、正規課程の学生以外に対する教育サービスを計画的に実施している。

観点B-1-②： サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。また、改善のためのシステムがあり、機能しているか。

(観点に係る状況)

公開講座のアンケート結果を資料B-1-②-1に示す。

資料B-1-②-1

平成23年度 公開講座アンケート結果

講座の名称	総開設時間数	受講対象者	受講定員	受講者数	有効回答者数(A)	左のうち満足回答者数(B)	満足度率(B/A)
中学生のためのロボット組立て入門	10	中学生	30	27	27	26	96.3%
初めての七宝焼教室	3	社会人・中学生	15	21	21	21	100.0%
電気・電子工作入門 -電気回路を自作してみよう-	4	中学生	10	6	6	6	100.0%
電子工作・プログラミング入門 -机をたたくとパソコンから音が鳴る“Desk Drum”を作ろう-	2.5	中学生	12	6	6	6	100.0%
すまいづくり入門：エコなすまい編	1	中学生以上	20	17	17	17	100.0%
すまいづくり入門：安心なすまい編	1	中学生以上	20	17	17	17	100.0%
すまいづくり入門：便利なすまい編	1	中学生以上	20	17	17	17	100.0%
すまいづくり入門：設計図を描いてみよう	2	中学生以上	20	17	17	17	100.0%
競技用ロボットの製作と「きのくに学生ロボットコンテスト2011 予選会」	6.5	小学生・中学生	40	50	47	41	87.2%
LEDを使ってミニイルミネーションを作ろう	3	中学生以上	12	7	7	6	85.7%
小型地雷探査ロボットの組み立てとミニ競技会	10	中学生	15	14	14	14	100.0%
中学生のための環境都市工学入門 1 地震防災・耐震	2	中学生	20	4	4	4	100.0%
中学生のための環境都市工学入門 2 ブリッジコンテスト	2	中学生	20	2	2	2	100.0%

(出典 企画室資料)

出前授業の実施状況を資料B-1-②-2に示す。

資料B-1-②-2

平成23年度出前授業実績一覧

No.	日	時	学校	対象と希望テーマなど
1	6月30日 (木)	13:55~15:45	各務原市立桜丘中学校	M-4 (片峯先生)
2	6月30日 (木)	13:45~14:35	岐阜市立陽南中学校	M-8 (中谷淳先生)
3	6月30日 (木)	13:45~14:35	岐阜市立陽南中学校	C-2 (岩瀬先生)
4	6月30日 (木)	13:45~14:35	岐阜市立陽南中学校	A-5 (青木先生)
5	6月30日 (木)	14:50~15:40	岐阜市立陽南中学校	M-6 (山田実先生)
6	7月1日 (金)	13:45~14:35	岐阜市立陽南中学校	C-10 (廣瀬先生)
7	7月1日 (金)	13:45~14:35	岐阜市立陽南中学校	E-7 (富田睦先生)
8	7月1日 (金)	13:45~14:35	岐阜市立陽南中学校	A-7 (藤田大先生)
9	7月1日 (金)	14:50~15:40	岐阜市立陽南中学校	E-5 (安田先生)
10	8月3日 (水)	9:00~12:00	安八郡中学校理科部会 (登龍中学校他)	M-2 (小栗先生)
11	9月30日 (金)	13:25~14:15	関市立板取中学校	C-9 (廣瀬先生)
12	10月20日 (木)	14:10~16:00	各務原市立中央中学校	D-1 (藤田一先生)
13	10月31日 (月)	14:40~15:30	北方町立北方中学校	M-5(山田実先生), M-8(中谷淳先生)
14	1月27日 (金)	14:30~16:00	大垣市立西部中学校	E-8(羽渕先生)

(出典 学生課入試係資料)

出前授業のアンケート項目を資料B-1-②-3に示す。

資料B-1-②-3

「アンケート項目」

(略)

(出典 学生課入試係資料)

出前授業の実施に関する改善案を資料B-1-②-4に示す。

資料B-1-②-4

広報総括

【出前授業から】

- ・今年度の出前授業は昨年並みであった。中学校訪問などでPRしたり、魅力的なテーマを提案したりするなど、さらに広める必要がある。

(出典 教務会議資料)

平成23年度の研究生を資料B-1-②-5に示す。

資料B-1-②-5
「平成23年度 研究生一覧」
不開示資料
(出典 教務会議資料)

研究生の報告書の一例を資料B-1-②-6に示す。

資料B-1-②-6
「研究生の報告書の一例」
(略)
(出典 教務会議資料)

(分析結果とその根拠理由)

アンケート結果は教務会議や学科会議等で検討し、改善するシステムがある。改善提案が提示されており、システムは機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

公開講座や出前授業に関して多くの実績があり、受講者の満足度が向上するなどの成果を上げている。

(改善を要する点)

特になし。

(3) 選択的評価事項Bの自己評価の概要

本校の中期目標として、社会との連携あるいは地域貢献としての生涯学習機関および小・中学校に対する理科教育支援を挙げている。公開講座は中学生を主な対象者とし、小学生や一般向けの講座も含めて夏休みに実施している。出前授業は中学校と日程や内容を打ち合わせ、計画的に実施している。また、企業の技術者を対象にした人材育成事業として、ものづくり人材育成塾や中核人材育成塾も開催している。

以上のように、正規課程の学生以外に対する教育サービスの目的に照らして、公開講座等の教育サービスを計画的に実施している。また、各種アンケートに見るようにその成果が上がっている。

(4) 目的の達成状況の判断

目標の達成状況が良好である。

V 平成19年度自己点検評価後の点検改善

平成19年度に実施した外部評価委員による指摘事項について、その後の対応を一覧表で示す。良い指摘については、ここでは記載を省略した事項もある。

外部評価委員による指摘事項とその後の対応

点検内容	指摘事項	平成19年度での対応	平成19年度以降の対応・改善事項
学習・教育目標は、プログラムの伝統、資源および卒業生の活躍分野等を考慮し、また、社会の要求や学生の要望にも配慮したものであること。	プログラムの名称については、環境システムデザイン工学というプログラム名称とその英文名称 General and Combined Engineering が、社会や学生にとって、なじみやすいプログラム名称であるのかどうか、また、日本語名称と英文名称とが整合しているのかどうかの懸念が残るが、学習・教育目標は社会の要求や学生の要望にも配慮したものであることが引用裏付資料、追加引用裏付資料、および当日提示資料により確認した。	認定されたプログラム名称は、技術士第一次試験免除指定の課程名として文部科学省から官報にも告示されている。また Program Title は、JABEE の公表リスト掲載名称がワシントンアコード加盟国間の実質的同等性の相互承認プログラム名として扱われるので、特別の理由が無い限り変更せず、現在 JABEE ホームページの認定プログラムリストに掲載されているものを用いるよう JABEE が指定している。	指摘を受けた「環境システムデザイン工学」の名称については、左記の通り JABEE の指定により利用している。その意義は卒業生を含めた社会の要求や学生の要望にも対応できるものと考えている。
学生自身にも、プログラムの学習・教育目標に対する自分自身の達成度を継続的に点検させ、その学習に反映させていること。	学習教育目標に対する達成度評価は、専攻科入学時と2年次に中間評価を実施している。プログラム1年から4年まで継続的に点検できているかについてはプログラム1年、2年(本科4年、5年)の時点で点検ができているとはいえないので、改善の余地はある。	本科の時点においては、建築学科D(2)の本科または専攻科での選択科目の履修を除き、全ての学習教育目標に対する達成度評価に関わる項目は必修化されているため、本科卒業と専攻科修了で全ての目標は達成される。しかしながらプログラムの達成度は学生自身も継続的に点検していくよう求められているので、達成率も含めて、本科4年修了時にも達成度を評価できるよう改善したい。なお、本科5年修了時の達成度は専攻科入学時に確認しており、専攻科1年修了時と2年修了時にも確認を実施している。	原則として、全ての学科の教育課程において必修単位を合格することで J19JABEE プログラム(平成19年度本科入学生に対応させるべく前回審査結果を反映させた改訂プログラム)の基準を満足できるように構成している。 本科に関しては、学生個別の対応ではなく4年生および5年生の各学年の学科ごとにクラスとして各教室に配置した JABEE プログラム達成度確認シートにより担任から周知している。 専攻科進学学生については入学時より学期ごとに、学生個人別に専攻科委員による成績通知と共に達成度評価の確認が成されている。 プログラムの達成度評価の全体像については、担任経由での説明や、進

			学ガイダンスでの専攻科長からの説明などで繰り返し学生に反映している。
カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに関する活動が実施されていること。	教員間ネットワーク会議は、引用裏付資料では一部の学科と共通する科目の教員間には見受けられた。プログラムを構成するすべての学科(あるいは専攻)に設置されているか、定期的に開催されているか等、システムとして機能しているのかについては、引き続き確認する必要がある。	本校の中期目標に掲げているので平成20年度までにはすべての学科で実施予定である。開催時期は当該年度の実施状況の反省点を改善し、次年度のカリキュラムに反映させるように年度末を予定している。	J19JABEEプログラムの進展に伴い主に技術者倫理の配置とエンジニアリングデザインの改善が成された。前者に対しては平成23年度末に会議を開催し、本科及び専攻科の各科目間のシラバス等の確認を行い、平成24年度シラバスに反映させた。後者に関しては高専機構の研究集会等を参考に、各学科で内容の更新を進めている。専攻科会議やテクノ及びメディアセンター会議等が教員間のネットワークとしての機能を有している。 また、平成23年度から、専門基礎グループを設置し、5つの専門学科から各1名、合計5名のメンバーを選出しグループ員を構成している。主に各学科に共通する応用数学と応用物理の2科目について、5学科の連携を図る取り組みを実施している。なお、組織規程は「専門基礎グループに関する申合せ」の形で整備されている。
教育点検システムは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、システム自体の機能も点検できるように構成されていること。	社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含んでいることについて、引用裏付資料にて確認した。実施されているアンケート以外で、社会の要求を取り入れるさらに配慮をすることが望ましい。例えば、参加会等での意見の反映がなされているという裏付け(エビデンス)が十分とはいえない。	参加会の意見の反映については資料をそろえることが可能である。また、今回の外部評価委員による評価に対応することで、社会の要求を取り入れることができたと考えられる。	参加会、JABEEあるいは外部評価委員からの点検評価、改善指示等はスパイラルアップ会議に伝えられ、学校として社会の要求を取り入れ、教育点検システムに反映していくシステムは整備されている。具体的成果としては地域連携協力会との共同研究の推進、ビジネスアカウンティングとプロジェクトマネジメント等の科目新設、海外インターンシップの充実、英語学習サポートの充実、科学技術リテラシー実習の推進等がある。
教育点検の結果に基づき、基準1-6に則してプロ	活動の実施は確認できるが、担当者が変わったとき	規程を整備し対応する。	J19JABEEプログラムへの更新時に、プログラムの

<p>グラムを継続的に改善するシステムがあり、それに関する活動が実施されていること。</p>	<p>などにおいても、円滑に活動の実施が保証されるように規程等を整備することが望ましい。</p>		<p>達成度評価等の事務的な計算を大幅に改善したので、例外事項等がなくなりスムーズに引継ぎが行われている。また、改善にかかる組織も平成24年度からの委員長交代後もスムーズに活動を継続している。そのため、プログラムの個々の要素の改善に向かうことができている。</p>
<p>教員</p>	<p>技術士等技術者資格を有する教員の増員が望ましい</p>	<p>現教員には技術士等技術者資格を積極的に取得するよう促す。新規採用教員には採用条件の一つとして明記する。いずれの場合も岐阜工業高等専門学校教員選考における候補者の評価基準等の採用及び昇任の選考基準(評価項目の点数化)に明記されている。</p>	<p>平成20年3月に常勤教員が技術士(建設部門)を取得し、計3名の技術士保有者(すべて建設工学専攻の教員)となった。このように建設工学専攻関係は充実してきている。他専攻・学科に関しても専攻科科目等で技術士資格を有することがふさわしい科目等は、非常勤に技術士や弁理士資格を有する教員を採用している。</p>

VI 外部評価

1. 外部評価概要

本校では、5年に一度、外部評価委員会を開催し、自己点検及び評価を実施している。平成19年の自己点検評価では、日本技術者教育認定機構のJABEE基準により自己点検書を作成した。自己点検評価の内容を本校で定めることができるので、今回は学位授与機構の認証評価基準で自己点検することにした。準学士課程及び専攻科課程について、認証評価の観点に基づいて詳細な自己点検書を作成し、外部評価委員の皆様には、事前に書面による評価を行っていただき、委員会当日、ご助言及びご提言いただいた。

2. 岐阜工業高等専門学校外部評価委員

外部評価委員の識者は5名の方々に、以下に委員の方々の氏名、現職、評価担当項目を示す。

氏名	現職	評価項目
神野 清勝	豊橋技術科学大学 理事・副学長	I 高等専門学校の現況及び特徴 II 目的 III 基準ごとの自己評価 基準1 高等専門学校の目的 基準2 教育組織（実施体制） 基準3 教員及び教育支援者等 基準4 学生の受入 V 平成19年度自己点検評価後の点検改善
齋藤 努	豊田工業高等専門学校 副校長（総務主事）	I 高等専門学校の現況及び特徴 II 目的 III 基準ごとの自己評価 基準5 教育内容及び方法 V 平成19年度自己点検評価後の点検改善
井上 哲雄	鈴鹿工業高等専門学校 校長補佐（寮務主事）	I 高等専門学校の現況及び特徴 II 目的 III 基準ごとの自己評価 基準6 教育の成果 基準7 学生支援等 V 平成19年度自己点検評価後の点検改善
六郷 惠哲	岐阜大学 工学部長	I 高等専門学校の現況及び特徴 II 目的 III 基準ごとの自己評価 基準8 施設・設備 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム 基準10 財務 V 平成19年度自己点検評価後の点検改善
若井 和憲	岐阜大学 名誉教授	I 高等専門学校の現況及び特徴 II 目的 III 基準ごとの自己評価 基準11 管理運営 IV 選択的評価事項 選択的評価事項A 研究活動の状況 選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況 V 平成19年度自己点検評価後の点検改善

3. 外部評価結果

外部評価委員による評価を以下に示す。

基準の評価

1.基準を満たしている 2.基準を満たしていない

選択的評価事項の評価

1.非常に優れている 2. 良好である 3. 概ね良好である 4. 不十分である

評価項目	評価
基準1 高等専門学校の目的	基準を満たしている
基準2 教育組織（実施体制）	基準を満たしている
基準3 教員及び教育支援者等	基準を満たしている
基準4 学生の受入	基準を満たしている
基準5 教育内容及び方法	基準を満たしている
基準6 教育の成果	基準を満たしている
基準7 学生支援等	基準を満たしている
基準8 施設・設備	基準を満たしている
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	基準を満たしている
基準10 財務	基準を満たしている
基準11 管理運営	基準を満たしている
選択的評価事項 A	概ね良好である
選択的評価事項 B	概ね良好である
平成19年度自己点検評価後の点検改善	十分に努めている

4. 外部評価委員会議事録

日時 平成25年2月1日（金） 14:30～16:45

場所 岐阜工業高等専門学校大会議室

出席者 【外部評価委員】井上哲雄、齋藤努、神野清勝、六郷恵哲、若井和憲（50音順）

【本校関係者】北田校長、水野点検評価・フォローアップ委員長、所研究主事、吉村学生主事、久保田寮務主事、上原教務主事補佐、柴田専攻科長、藤田電子システム工学科長、石丸機械学科長代理、田之上総務課長、和田学生課長

【本校陪席者】日比野企画室室長補佐、安藤企画室企画係員

議事に先立ち、本校北田校長から本日の外部評価委員との意見交換会開催についての経緯を含め挨拶があり、外部評価委員及び本校出席者の自己紹介があった。

続いて、本校水野点検評価・フォローアップ委員長の議事進行により、外部評価委員各位に本校自己点検書を事前確認いただいた、指摘事項及び質問に対する回答が次のように行われた。

1. 「評価報告書Ⅰ高等専門学校の現況及び特徴～Ⅱ目的」の指摘事項及び質問に対して、本校記述担当者から回答があった。

井上委員から、本科生の海外インターンシップへの参加について質問があり、校長から、現在本科生の海外インターンシップは行っていないが、他高専が行うように教員が本科生数名を引率するような海外インターンシップを計画している旨回答した。

2. 「評価報告書Ⅲの基準1～基準4」の指摘事項及び質問に対して、本校記述担当者から回答があった。

神野委員から、基準1の観点1-1-①において、高専生の英語力の低さを問われているなかでの第二外国語としてのドイツ語のあり方について質問があり、校長から、今後の第二外国語としてドイツ語のあり方について二つの選択肢があり、①社会のニーズを把握したうえで中国語など別の言語にする、②第二外国語をやめること、があげられた。しかし、二つ目の選択肢の英語力が低いという理由で外国語を英語のみにして、第二外国語を辞めるという意思決定は難しいという回答があった。

続いて、観点2-2-②の教育後援会とはどのような組織であるか、基金を設立しているのか、という質問があり、学生主事から、教育後援会とは保護者会であり、学生のクラブ活動支援などを行っているという説明があった。

続いて観点3-1-①の教員の欠員について、英語教員の代わりに物理教員を採用したことは英語力を充実させるにはデメリットになるのではないかという質問があり、校長から、本校は理系学校にもかかわらず、物理・化学の教員が各1名ずつの配属で、理科系の教員を増員すべきという学内意見があること、他高専と同様、英語教員の人員を5名とすることで、物理教員を採用するという回答があった。

最後に観点4-3-①の専攻科の定員について、全体としては定員が二倍となっているが、二つの専攻科のうち建設工学専攻は定員8名に対し22名と三倍近くあるのは、教育研究に支障があるのではないかという質問があり、柴田専攻科長から、入学希望者の修学背景について説明があり、教育施設、研究室などを含め教育研究に支障が出ていないことの回答があった。

次に若井委員から、観点1-1-①の指摘事項について、学生目線から記載内容について指摘したことであり、英語の重要度が高く、ドイツ語は重要度が低いとの記載については変更した方がよいと提言があった。

同様に観点3-1-③において、教育の目的やアドミッションポリシーの記載表現についても入学者にわかりやすい表現にした方がよいという提言があった。

続いて電子システム工学専攻では、Ⅱ型の技術者養成とあり、幅広く教育しているが、学生の進学・就職で問題が起こっていないことは、社会のニーズを満たしていると考えられる発言があった。これに対し所研究主事から、本科4年生から専攻科2年生まで4年間卒業研究する際、自分の専門（機械、電気、電子）を主として、そこから自分の専門外へ幅を広げることにより機能していると説明があった。

次に観点3-2-②について、能力の低い（効果のでない）教員に対する評価をどのように対処しているか、という質問があり、校長から、評価の悪い教員とは面談を行うことで改善を促していると回答があった。

最後に観点4-2-①の授業科目において、一般的には流体力学は範囲が広く、水力学はその一部であるが、準学士で流体力学、専攻科で水力学を教えるのは逆ではないかという質問があり、石丸機械学科長代理から、水力学は本科4年生、流体力学を5年生で学習しており、専攻科の入試では水力学も出題範囲としている回答があった。

次に井上委員から、基準2の改善を要する点について、スパイラルアップ会議での形骸化チェックや発展の具体例について質問があり、学生主事から、学生主事・研究主事管轄の諸会議を平成25年4月から約半分に減らしたことの説明があった。

次に齋藤委員から、電子システム工学専攻は3学科から上がってくるが、コース制をとっているのか、また自分の選択で専門分野を決めるのか質問があり、所研究主事から、コース制はなく、自分で専門分野を決定していると回答があった。

石丸機械学科長代理から、先ほどの発言について修正があり、現在の2年生からのカリキュラムでは水力学を流体力学Ⅰ、従来からの流体力学を流体力学Ⅱとし、専攻科試験では水力学を流体力学としている旨説明があった。

3. 「評価報告書Ⅲ基準5～基準7」の指摘事項及び質問に対して、本校記述担当者から回答があった。

齋藤委員から、観点5-4-①の仮進級について質問があり、上原教務主事補佐から、仮進級した学生は仮進級の年度内に未修得単位をとらなければその先進級できないこと、5年生の場合は仮進級の代わりに後期試験終了後10日間に補習等を行い、単位修得を追認していると、説明があった。

次に若井委員から、観点5-5-①で、準学士で受講した科目をブラッシュアップする場合と他学科から来た学生で基礎がないが受講する場合について質問があり、柴田専攻科長から、ベース（出身学科、専門）が違っていても講義を分けることはしないで、必修科目においては全ての学生が対応できるように工夫をし、選択科目においては、シラバスに履修に必要な知識を記載することで受講を選択できるようにしている回答があった。

次に井上委員から、観点7-2-④の指摘事項に関する回答を自己評価書に記載しておくという旨と提言があった。

続いて観点7-1-④の学習支援体制は、学校のシステムというよりは各教員に任せているのかと質問があり、上原教務主事補佐から、学級担任や授業担当教員で解決しない場合には、教務委員、教務主事へ報告して問題解決すると回答があった。

続いて神野委員から、ピアサポートの有無について質問があり、上原教務主事補佐から、授業ではTAがあるが、その他に特別な支援は行っていないと回答があった。

続いて六郷委員から、観点7-2-④の環境都市工学科の公務員就職率について質問があり、水野点検評価・フォローアップ委員長より点検評価書記載の資料に基づき回答があった。

4. 「評価報告書Ⅲ基準8～Ⅴ平成19年度自己点検評価後の点検改善」の指摘事項及び質問に対して、本校記述担当者から回答があった。

六郷委員から、基準8の施設・設備において、図書館の電子ジャーナルの利用と施設の老朽化への対応について質問があり、所研究主事から、岐阜高専マスタープランで5年後から改修予定であること、図書館においては学生への休日開放や一般の方への書籍貸し出しをしていると回答があった。

続いて教員への研究費配分額について、1名当たりの教育研究費が少ないのではないかと質問があり、所研究主事から、研究費の不足分を外部資金で補っていると回答があった。

次に、神野委員から、外部資金（例えば科研費間接経費）のオーバーヘッドが行われているかと質問があり、所研究主事から、間接経費は外部資金を獲得した教員と学校で折半し、半分を教員へ還元していると回答があった。

次に六郷委員から、岐阜高専には3つ外部評価組織があるがどれが効果的であるか、また評価疲れがないのかと質問があり、校長から、効率的に外部評価を行い、それぞれについて効果が上がっていると回答があった。

以上で、外部評価委員から指摘のあった各事項に対する質疑が終わり、外部評価委員による再評価が行われた。最後に講評が行われ、事前評価内容が評価表のとおり修正され、外部評価委員会を閉会した。

外部評価委員による主な指摘事項とその対応のまとめ

点検内容	指摘事項	対応
I 高等専門学校の現況及び特徴	本科生は、海外インターンシップへ参加しているのか。	現在本科生の海外インターンシップは行っていないが、他高専が行うように教員が本科生数名を引率するような海外インターンシップを計画している。
基準1 観点1-1-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。	高専生の英語力の低さを問われているなかでの第二外国語としてのドイツ語のあり方はどうなのか。	今後の第二外国語としてドイツ語のあり方について二つの選択肢があり、①社会のニーズを把握したうえで中国語など別の言語にする、②第二外国語をやめること、があげられた。しか

		し、二つ目の選択肢の英語力が低いという理由で外国語を英語のみにして、第二外国語を辞めるという意思決定は難しい。
基準3 観点3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。	教員の欠員について、英語教員の代わりに物理教員を採用したことは英語力を充実させるにはデメリットになるのではないか。	本校は理系学校にもかかわらず、物理・化学の教員が各1名ずつの配属で、理科系の教員を増員すべきという学内意見があること、他高専と同様、英語教員の人員を5名とすることで、物理教員を採用する。
基準3 観点4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	専攻科の定員について、全体としては定員が二倍となっているが、二つの専攻科のうち建設工学専攻は定員8名に対し22名と三倍近くあるのは、教育研究に支障があるのではないか。	入学希望者の修学背景について説明があり、教育施設、研究室などを含め教育研究に支障が出ていない。
基準5 観点5-5-① <専攻科課程> 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	準学士で受講した科目をブラッシュアップする場合と他学科から来た学生で基礎がないが受講する場合について支障ないか。	ベース（出身学科、専門）が違っていても講義を分けることはしないで、必修科目においては全ての学生が対応できるように工夫をし、選択科目においては、シラバスに履修に必要な知識を記載することで受講を選択できるようにしている。
観点7-1-④ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。	学習支援体制は、学校のシステムというよりは各教員に任せているのか。	学級担任や授業担当教員で解決しない場合には、教務委員、教務主事へ報告して問題解決する。

Ⅶ 自己点検評価関係の規定及び年度別計画

自己点検評価をシステムとして自動的に実施するために、以下の規則等を定めている。

- 1 スパイラルアップ会議規程
- 2 点検評価・フォローアップ委員会規程
- 3 学習評価・フォローアップワーキンググループ内規
- 4 自己点検・評価実施ワーキンググループ内規
- 5 中期計画ワーキンググループ内規

規程等は<http://www.cc.gifu-nct.ac.jp/gakunaiyou/shomu/ho-gkindex.htm>で学内公開している。

これまでの自己点検の年度別点検事項及び今後の年度別計画を、外部評価の事項と合わせて示す。
基本計画は以下に基づく。

- | | | |
|---|----------------------|-------|
| 1 | スパイラルアップ点検・改善 | 毎年 |
| 2 | 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 | 毎年 |
| 3 | JABEE 基準による自己点検評価・改善 | 3年に1回 |
| 4 | 外部評価、自己点検・評価報告書作成 | 5年に1回 |
| 5 | 認証評価基準による自己点検評価・改善 | 7年に1回 |
| 6 | 卒業生・就職先アンケート | 3年に1回 |

年度	事 項	備 考
2007 (平成19年)	2006年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 JABEE 基準による自己点検評価・改善 外部評価、自己点検・評価報告書作成	JABEE 本審査前年 5年に一度の外部評価
2008 (平成20年)	2007年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 JABEE 自己点検書作成 卒業生・就職先アンケート	JABEE 本審査
2009 (平成21年)	2008年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検	
2010 (平成22年)	2009年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 JABEE 基準による自己点検評価・改善 (免除)	JABEE 中間審査前年 JABEE 中間審査 (免除)
2011 (平成23年)	2010年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 卒業生・就職先アンケート	
2012 (平成24年)	2011年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 認証評価基準による自己点検評価・改善 外部評価、自己点検・評価報告書作成	認証評価前年 5年に一度の外部評価
2013 (平成25年)	2012年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 JABEE 基準による自己点検評価・改善 認証評価 自己評価書 作成	JABEE 本審査前年 認証評価
2014 (平成26年)	2013年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 JABEE 自己点検書作成 卒業生・就職先アンケート	JABEE 本審査

2015 (平成27年)	2014年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検	
2016 (平成28年)	2015年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 JABEE 基準による自己点検評価・改善	JABEE 中間審査前年
2017 (平成29年)	2016年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検 外部評価、自己点検・評価報告書作成 卒業生・就職先アンケート	JABEE 中間審査 5年に一度の外部評価
2018 (平成30年)	2017年度分スパイラルアップ点検・改善 中期計画ロードマップ達成度の自己点検	

Ⅷ 自己点検評価関係の委員会の構成員（平成20年度～平成24年度）

平成20年度 点検評価・フォローアップ委員会

委員長 稲葉成基 副委員長 清水晃

委員 山本浩樹，中島泰貴，上原敏之，深尾武史，池田徹之，森口博文，加藤浩三，山田実，熊崎裕教，出口利憲，藤田一彦，北川秀夫，吉村優治，水野和憲，下村波基，今田太一郎，中谷淳，角野晴彦，和田徹，平野春吉，有田孝一，上田雅子

平成21年度 点検評価・フォローアップ委員会

委員長 稲葉成基 副委員長 清水晃

委員 山本浩樹，中島泰貴，上原敏之，中島泉，池田徹之，森口博文，小栗久和，山田実，安田真，出口利憲，長南功男，遠藤登，岩瀬裕之，水野和憲，土井康生，清水隆宏，中谷淳，福永哲也，和田徹，平野春吉，広瀬浩一，上田雅子

平成22年度 点検評価・フォローアップ委員会

委員長 稲葉成基 副委員長 清水晃

委員 山本浩樹，中島泰貴，上原敏之，菱川洋介，池田徹之，森口博文，小栗久和，山田実，安田真，出口利憲，北川秀夫，森貴彦，和田清，水野和憲，下村波基，青木哲，石丸和博，羽渕仁恵，北川真也，平野春吉，広瀬浩一，和田裕司

平成23年度 点検評価・フォローアップ委員会

委員長 稲葉成基 副委員長 久保田圭司

委員 山本浩樹，中島泰貴，岡田章三，岡崎貴宣，片峯英次，山村基久，熊崎裕教，富田睦雄，森口博文，森貴彦，和田清，角野晴彦，犬飼利嗣，青木哲，山田実，富田勲，高原清志，大平洋，広瀬浩一，和田裕司

平成24年度 点検評価・フォローアップ委員会

委員長 水野和憲 副委員長 久保田圭司

委員 宮口典之，種村俊介，岡田章三，菱川洋介，片峯英次，山村基久，稲葉成基，山田博文，福永哲也，森貴彦，和田清，角野晴彦，鶴田佳子，田中正史，山田実，中谷淳，亀山太一，中谷岳史，大平洋，田之上裕治，和田裕司